

<概要>

1. 適用範囲

この適用細則案は、『日本目録規則2018年版』(以下「NCR2018」)「第2部 属性」の「セクション2 著作、表現形、体現形、個別資料」のうち、書誌データの記録に関する部分を扱う。具体的には、第2章、第3章、第4章のうち#4.15～#4.23(著作の内容の要素)、および第5章を扱う。

ただし、4章(著作)については、全般的な取扱いについて検討中であるため、今後、大幅に変更される可能性がある。

2. 適用対象

<書誌データ>

「目録情報の基準」第5版 2.2.1 図書と逐次刊行物の規定に準ずる

3. 本則、別法、任意規定について

原則としてNCR2018の本則または別法を採用するが、条項によってはそのいずれでもない独自の規定を設けたり、任意規定を敷衍したりしている場合がある。

条文をそのまま適用する場合および適用しない場合は、条文でなく「適用」、「非適用」の語句のみを示す。本則を適用する場合は、別法については言及しない。また、別法を適用する場合は、本則については言及しない。本則・別法のいずれも適用しない場合は、本則についてのみ「非適用」の語句を示し、別法については言及しない。本則または別法の大意はそのまま、条文の一部のみを修正する場合には、「一部適用」の語句と共に、修正方針についてのコメント、あるいは、修正条文案を示す。適用対象外の規定については、「対象外」の語句と共にグレイアウトの表示にする。

4. 出力形式および記号法について

この適用細則は書誌データの記録方法を定めることを主眼とするため、出力形式および区切り記号については原則として言及しない。

5. 凡例

・要素

次の記号により、要素、要素・サブタイプ、サブ要素を示す。

E: 要素

ES: 要素・サブタイプ

S: サブ要素

・コア・要素

NCR2018において要素、要素・サブタイプ、サブ要素がコア・要素である場合に、「\*」を記載する。コア・要素の適用/非適用については「#0付表 コア・要素一覧」で示す。

・条項番号

NCR2018の条項番号を示す。

・条項見出し

NCR2018の各条項の見出しまたは中見出しを示す。

・対応C.M.項番

「目録システムコーディングマニュアル(CAT2020対応版)」における凡その対応項目を示す。

・適用/非適用/一部適用

NCR2018の各条項の「適用」、「非適用」、「一部適用」を示す。独自の規定を設けたり、任意規定を敷衍したりしている場合は、条項単位で該当条文を示す。

・適用/非適用/一部適用の理由

判断理由、「一部適用」の場合における修正方針についてコメントを示す。適用対象外については「対象外」と記載する。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NGR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2	体現形				—
		#2.0	通則	この章では、体現形の属性の記録について規定する。		適用	適用
		#2.0.1	記録の目的	体現形の属性の記録の目的は、体現形の識別を可能とすること、ならびに利用者のニーズに合致する体現形の選択および入手に役立つことである。		適用	適用
		#2.0.2	情報源	体現形の属性の記録にあたって、その情報を#2.0.2.1～#2.0.2.3 および#2.1.0.3をはじめとする各エレメントの情報源の規定に従って採用する。資料外の情報源から採用する場合は、必要に応じてその情報源を注記として記録する。		適用	適用
		#2.0.2.1	資料自体の範囲	情報源となる資料自体の範囲は、資料の形状により異なる。資料(紙、テープ、フィルムなど)および資料と分かち難い収納物(カセット、カートリッジなど)は、資料自体の一部として扱う。資料刊行時の容器は資料自体の一部として扱い、資料刊行後に作製された容器(所有者が作製した容器等)は資料外として扱う。 また、資料自体の範囲は、記述のタイプによっても異なる。資料全体を対象として包括的記述を作成する場合は、付属資料も資料自体の一部として扱う。資料の一つまたは複数の部分を対象に分析的記述を作成する場合は、その部分に対する付属資料は資料自体の一部として、資料全体に対する付属資料は資料外(関連する資料など)として扱う。 (参照: 包括的記述については、#1.5.2.1 を見よ。分析的記述については、#1.5.2.2 を見よ。)		適用	適用
		#2.0.2.2	優先情報源	優先情報源は、#2.0.2.2.1～#2.0.2.2.3.1 に従って、資料自体から選定する。該当する優先情報源が複数存在する場合は、#2.0.2.2.4～#2.0.2.2.4.4 に従って選定する。 体現形を識別する情報が資料自体のどの情報源にも表示されておらず、優先情報源を得られない場合は、#2.0.2.3 に従って、資料外の情報源を選定する。	2.0D	適用	適用
		#2.0.2.2.1	ページ、リーフ、シート、カードで構成される資料	ページ、リーフ、シート、カードで構成される資料には、紙媒体の他に、それを画像化したものを収録した媒体(マイクロフィルム、PDF を収録したコンピュータ・ディスク等)を含む。また、同様に構成されたオンライン資料(PDF、EPUB 等)をも含む。 (参照: レイアウトが固定されていないテキストを収録したコンピュータ・ディスク等については、#2.0.2.2.3 を見よ。) 優先情報源の選定において、有形の電子資料およびマイクロ資料については、#2.0.2.2.1A または#2.0.2.2.1A 別法に従う。和古書・漢籍については、#2.0.2.2.1.3 に従う。それ以外の資料については、#2.0.2.2.1.1～#2.0.2.2.1.2C に従う。いずれにおいても、その他の情報源を使用することがあり、その場合は#2.0.2.2.1.4 に従う。	2.0D	一部適用	優先情報源の選定においては、#2.0.2.2.1.1～#2.0.2.2.1.2に従う。その他の情報源を使用する場合は#2.0.2.2.1.4に従う。

エレメントコア	条項番号	条項見出し	NGR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
	#2.0.2.2.1A	有形の電子資料、マイクロ資料	有形の電子資料、マイクロ資料については、収録されている画像から#2.0.2.2.1.1～#2.0.2.2.1.3に従って、優先情報源を選定する。 #2.0.2.2.1.1～#2.0.2.2.1.3で規定するどの情報源も存在しない場合、またはどの情報源にもタイトルが表示されていないか不十分な場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) タイトルが表示されている、資料内部の情報源 b) タイトルが表示されている、資料に印刷または貼付されたラベル、または肉眼で読めるヘッダー c) 資料刊行時の容器、または資料自体の一部として扱う付属資料(参照: #2.0.2.1を見よ。)	2.0D	適用  (電子資料 要検討)	非適用
	#2.0.2.2.1.1	タイトル・ページ等がある資料	資料にタイトル・ページ、タイトル・シートまたはタイトル・カード(またはその画像)がある場合は、これを優先情報源として使用する。	2.0D	適用	適用
	#2.0.2.2.1.1.1	タイトル・ページの情報が不十分な和資料	和資料については、タイトル・ページがあっても、その情報が不十分な場合は、#2.0.2.2.1.1.1A、#2.0.2.2.1.1.1Bに従って、優先情報源を選定することができる。	2.0D	適用	適用
	#2.0.2.2.1.1.1A	逐次刊行物	和資料のうち逐次刊行物については、タイトル・ページがあっても、その情報が不十分な場合は、次の優先順位で優先情報源を選定することができる。 a) 背・表紙またはカバー b) キャプション c) 奥付		対象外	非適用
	#2.0.2.2.1.1.1B	その他の和資料	逐次刊行物以外の和資料については、タイトル・ページがあっても、その情報が不十分な場合は、次の優先順位で優先情報源を選定することができる。この場合は、必要に応じてタイトル・ページ以外のものを情報源とした旨を、注記として記録する。 a) 奥付 b) 背・表紙またはカバー c) キャプション	2.0D	適用	和図書については、タイトル・ページがあっても、その情報が不十分な場合は、次の優先順位で優先情報源を選定することができる。この場合は、必要に応じてタイトル・ページ以外のものを情報源とした旨を、注記として記録する。 a) 奥付 b) 背 c) 表紙 国内刊行洋図書については、タイトル・ページがあっても、その情報が不十分な場合は、次の優先順位で優先情報源を選定することができる。この場合は、必要に応じてタイトル・ページ以外のものを情報源とした旨を、注記として記録する。 d) 背・表紙 e) 奥付
	#2.0.2.2.1.2	タイトル・ページ等がない資料	資料にタイトル・ページ、タイトル・シート、タイトル・カード(またはその画像)がない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 奥付 b) 背・表紙またはカバー c) キャプション d) マストヘッド ただし、逐次刊行物、洋図書等(日本国内刊行を除く)、初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)については、#2.0.2.2.1.2A～#2.0.2.2.1.2Cに従って優先情報源を選定する。	2.0D	適用	和図書については、資料にタイトル・ページがない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 奥付 b) 背 c) 表紙 ただし、奥付、背の情報が不十分な場合は、a)、b)よりもc)を優先して選択する。 国内刊行洋図書については、資料にタイトル・ページがない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 d) 背・表紙 e) 奥付

エレメント	条項番号	条項見出し	NGR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
	#2.0.2.2.1.2A	逐次刊行物	逐次刊行物については、タイトル・ページがない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 背・表紙またはカバー b) キャプション c) マストヘッド d) 奥付		対象外	非適用
	#2.0.2.2.1.2B	洋図書等	洋図書(日本国内刊行を除く)およびアジア諸言語図書(中国語図書、韓国・朝鮮語図書を除く)については、タイトル・ページ、タイトル・シート、タイトル・カードがない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 背・表紙またはカバー b) キャプション c) マストヘッド d) 奥付	4.0D	一部適用 洋図書およびアジア諸言語図書(中国語図書、韓国・朝鮮語図書を除く)については、タイトル・ページ、タイトル・シート、タイトル・カードがない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 背・表紙またはカバー b) キャプション c) マストヘッド d) 奥付	非適用
	#2.0.2.2.1.2C	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)については、タイトル・ページ、タイトル・シート、タイトル・カードがない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。<以下略>		対象外	非適用
	#2.0.2.2.1.3	和古書・漢籍	和古書・漢籍については、おおむね次の優先順位で優先情報源を選定する。ただし、時代、ジャンルまたは造本等の事情を考慮する。<以下略>		対象外	非適用
	#2.0.2.2.1.4	その他の情報源の使用	ページ、リーフ、シート、カードで構成される資料において、#2.0.2.2.1A～#2.0.2.2.1.3で規定するどの情報源も存在しない場合、またはどの情報源にもタイトルが表示されていないか不十分な場合は、タイトルが表示されている資料自体の他の情報源を優先情報源として使用する。その場合は、表示されている形式が整った情報を優先する。	2.0D	適用	適用
	#2.0.2.2.2	動画で構成される資料	動画で構成される資料には、映画、ビデオ・ゲーム等を含む。これらの資料については、#2.0.2.2.2A～#2.0.2.2.2Bに従って、優先情報源を選定する。いずれにおいても、その他の情報源を使用することがあり、その場合は#2.0.2.2.1に従う。		対象外	非適用
	#2.0.2.2.2A	有形資料	有形資料については、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) タイトル・フレームまたはタイトル・スクリーン b) 資料に印刷または貼付された、タイトルが表示されているラベル c) 資料刊行時の容器、または資料自体の一部として扱う付属資料(参照:#2.0.2.1を見よ。) d) (電子資料の)内部情報源 複数のコンテンツが収録されている資料について、タイトル・フレームまたはタイトル・スクリーンにそれら個別のタイトルしか列挙されていない場合は、総合タイトルが整った形式で表示されている情報源を優先する。		対象外	非適用
	#2.0.2.2.2B	オンライン資料	オンライン資料については、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) タイトル・フレームまたはタイトル・スクリーン b) 内容に現れる文字情報 c) 資料に埋め込まれた(タイトルを含む)メタデータ(文字情報)		適用 (電子資料 要検討)	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NGR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.0.2.2.2.1	その他の情報源の使用	動画で構成される資料において、#2.0.2.2.2A～#2.0.2.2.2Bで規定する他の情報源にもタイトルが表示されていないか不十分な場合は、タイトルが表示されている資料自体のどの部分を優先情報源として使用してもよい。その場合は、表示されている形式が整った情報を優先する。		対象外	非適用	
		#2.0.2.2.3	その他の資料	その他の資料とは、#2.0.2.2.1、#2.0.2.2.2のいずれにも該当しない資料である。オーディオ・ディスク、プログラムやレイアウトが固定されていないテキストを収録したコンピュータ・ディスク等が、これに当たる。これらの資料については、#2.0.2.2.3A～#2.0.2.2.3Bに従って、優先情報源を選定する。いずれにおいても、その他の情報源を使用することがあり、その場合は#2.0.2.2.3.1に従う。	2.0D	適用	(電子資料 要検討)	非適用
		#2.0.2.2.3A	有形資料	有形資料は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 資料に印刷または貼付された、タイトルが表示されているラベル b) タイトルを含む内部情報源(タイトル・スクリーンなど) c) 資料刊行時の容器、または資料自体の一部として扱う付属資料(参照: #2.0.2.1を見よ。)	2.0D	適用		非適用
		#2.0.2.2.3B	オンライン資料	オンライン資料は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 内容に現れる文字情報 b) 資料に埋め込まれた(タイトルを含む)メタデータ(文字情報)		適用	(電子資料 要検討)	非適用
		#2.0.2.2.3.1	その他の情報源の使用	その他の資料において、#2.0.2.2.3A～#2.0.2.2.3Bで規定する他の情報源にもタイトルが表示されていないか不十分な場合は、資料を構成する他の部分を優先情報源として使用してもよい。その場合は、表示されている形式が整った情報を優先する。	2.0D	適用		非適用
		#2.0.2.2.4	複数の優先情報源	優先情報源の規定(参照: #2.0.2.2.1～#2.0.2.2.3.1を見よ。)に該当する情報源が複数存在する場合は、規定に挙げられた情報源のうち最初に出現するものを優先情報源として選定する。ただし、複数の言語または文字種によるもの、複数の日付を表示しているもの、複製と原資料の情報源が存在するもの、全体と部分を示すものについては、#2.0.2.2.4.1～#2.0.2.2.4.4に従う。	2.0D	適用		適用
		#2.0.2.2.4.1	複数の言語・文字種	複数の言語または文字種による複数の優先情報源が存在する場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 資料の内容(または内容の大部分)が記されている言語または文字種による情報源 b) 同一内容を複数の言語または文字種で記した資料で、翻訳を目的とすることが判明している場合は、翻訳言語または文字種の情報源 c) 同一内容を含む複数の言語または文字種の資料で、原文の言語または文字種が識別できる場合は、それによる情報源 d) 複数の情報源のうち、最初に出現するもの e) 資料が複数の言語または文字種を同等に扱って、向かい合わせに製本されているような場合(テートペーシュ等)は、データ作成機関で定める言語または文字種の情報源	2.0D	適用	複数の言語または文字種による複数の優先情報源が存在する資料のうち、和図書で、かつ日本語または漢字、仮名による情報源がある場合は、日本語または漢字、仮名による情報源を優先情報源に選定する。それ以外の場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 資料の内容(または内容の大部分)が記されている言語または文字種による情報源 b) 同一内容を複数の言語または文字種で記した資料で、翻訳を目的とすることが判明している場合は、翻訳言語または文字種の情報源 c) 同一内容を含む複数の言語または文字種の資料で、原文の言語または文字種が識別できる場合は、それによる情報源 d) 複数の情報源のうち、最初に出現するもの e) 資料が複数の言語または文字種を同等に扱って、向かい合わせに製本されているような場合(テートペーシュ等)は、主たる言語または文字種と判断した情報源	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.0.2.2.4.2	複数の日付の表示	資料が複数の日付を表示している場合は、最新の日付を示す情報源を優先情報源として選定する。ただし、包括的記述を行う場合の複数巻単行資料および逐次刊行物を除く。		適用	適用	
		#2.0.2.2.4.3	複製と原資料	複製が原資料の優先情報源に相当するものと、複製の優先情報源に相当するものの双方を有する場合は、後者を優先情報源として選定する。		適用	適用	
		#2.0.2.2.4.4	全体と部分	識別の基盤(参照: #1.6を見よ。)の全体に対する優先情報源と、その部分に対する優先情報源が存在する場合は、全体に対する情報源を優先情報源として選定する。 全体に対する優先情報源がなく各部分に対する優先情報源のみが存在する場合は、主要な著作または内容に対する情報源があれば、それを優先情報源とみなして選定する。主要な著作または内容を特定できない場合は、各部分に対する情報源の総体を優先情報源として扱う。		適用	複数巻単行資料に対する包括的記述を作成する場合や記述対象が更新資料である場合に、識別の基盤(参照: #1.6を見よ。)の全体に対する優先情報源と、その部分に対する優先情報源が存在する場合は、全体に対する情報源を優先情報源として選定する。 全体に対する優先情報源がなく各部分に対する優先情報源のみが存在する場合は、主要な著作または内容に対する情報源があれば、それを優先情報源とみなして選定する。主要な著作または内容を特定できない場合は、各部分に対する情報源の総体を優先情報源として扱う。	
		#2.0.2.3	資料外の情報源	資料を識別する情報が資料自体のどの情報源にも表示されていない場合は、次の優先順位で情報を採用する。 a) 分析的記述を作成する場合の、資料全体に対する付属資料(参照: #2.0.2.1を見よ。) b) 資料の批評・解説として刊行された資料 c) 資料刊行後に作製された容器(所有者が作製した容器など) d) その他の資料(参考資料など)	2.0D	適用	適用	
		#2.0.2.3.1	情報源の記録	資料外の情報源から次に示したエレメントの情報を採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディング、角がっこの使用等)で示す。 タイトル(本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報) 責任表示(本タイトルに関係する責任表示、本タイトルに関係する並列責任表示) 版表示(版次、並列版次、版に関係する責任表示、版に関係する並列責任表示、付加的版次、並列付加的版次、付加的版に関係する責任表示、付加的版に関係する並列責任表示) 逐次刊行物の順序表示(初号の巻次、初号の年月次、終号の巻次、終号の年月次、初号の別方式の巻次、初号の別方式の年月次、終号の別方式の巻次、終号の別方式の年月次) 出版表示(出版地、並列出版地、出版者、並列出版者、出版日付) 頒布表示(頒布地、並列頒布地、頒布者、並列頒布者、頒布日付) 製作表示(製作地、並列製作地、製作者、並列製作者、製作日付) 非刊行物の制作表示(非刊行物の制作地、非刊行物の並列制作地、非刊行物の制作者、非刊行物の並列制作者、非刊行物の制作日付) シリーズ表示(シリーズの本タイトル、シリーズの並列タイトル、シリーズのタイトル関連情報、シリーズの並列タイトル関連情報、シリーズに関係する責任表示、シリーズのISSN、シリーズ内番号、サブシリーズの本タイトル、サブシリーズの並列タイトル、サブシリーズのタイトル関連情報、サブシリーズの並列タイトル関連情報、サブシリーズに関係する責任表示、サブシリーズのISSN、サブシリーズ内番号)		NDL準拠	資料外の情報源から次に示したエレメントの情報を採用した場合は、角がっこを使用して記録し、必要に応じて注記する。 タイトル(本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報) 責任表示(本タイトルに関係する責任表示) 版表示(版次、版に関係する責任表示、付加的版次、付加的版に関係する責任表示) 出版表示(出版地、出版者、出版日付) 頒布表示(頒布地、頒布者、頒布日付) 製作表示(製作地、製作者、製作日付) シリーズ表示(シリーズの本タイトル、シリーズの並列タイトル、シリーズのタイトル関連情報、シリーズの並列タイトル関連情報、シリーズに関係する責任表示、シリーズのISSN、シリーズ内番号、サブシリーズの本タイトル、サブシリーズの並列タイトル、サブシリーズのタイトル関連情報、サブシリーズの並列タイトル関連情報、サブシリーズに関係する責任表示、サブシリーズのISSN、サブシリーズ内番号)	資料外の情報源から次に示したエレメントの情報を採用した場合は、角がっこを使用して記録し、必要に応じて注記する。 タイトル(本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報) 責任表示(本タイトルに関係する責任表示) 版表示(版次、版に関係する責任表示、付加的版次、付加的版に関係する責任表示) 出版表示(出版地、出版者、出版日付) 頒布表示(頒布地、頒布者、頒布日付) 製作表示(製作地、製作者、製作日付) シリーズ表示(シリーズの本タイトル、シリーズの並列タイトル、シリーズのタイトル関連情報、シリーズの並列タイトル関連情報、シリーズに関係する責任表示、シリーズのISSN、シリーズ内番号、サブシリーズの本タイトル、サブシリーズの並列タイトル、サブシリーズのタイトル関連情報、サブシリーズの並列タイトル関連情報、サブシリーズに関係する責任表示、サブシリーズのISSN、サブシリーズ内番号)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NGR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.0.2.3.2	識別情報を有しない種類の資料	通常は識別情報を有しない種類の資料(写真、自然物、コレクション等)については、資料外から情報を採用した旨を、注記としても、その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)によっても、記録しない。		適用	非適用	
		#2.0.3	記録の方法	体現形の属性は、採用した情報源にある情報を、#1.9、#1.10～#1.10.11 別法および体現形の各エレメントの記録の方法の規定に従って記録する。		適用	適用	
		#2.0.4	複製	複製を記述対象として体現形の記述を作成する場合は、複製自体についてのデータを記録する。原資料についてのデータは、関連する著作または関連する体現形の要素として記録する。	2.0.4C	適用	適用	
		#2.0.5	新規の記述が必要な変化	複数巻単行資料、逐次刊行物、または更新資料については、何らかの変化によって、新規の記述の作成を必要とする場合がある。(参照: #2.0.5A～#2.0.5C を見よ。)	2.0.3B 2.0.6B	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料、または更新資料については、何らかの変化によって、新規の記述の作成を必要とする場合がある。(参照: #2.0.5A～#2.0.5C を見よ。)	適用
		#2.0.5A	複数巻単行資料	次の場合に体現形に対する新規の記述を作成する。 a) 刊行方式の変化 b) 機器種別の変化(参照: #2.14.0.6 を見よ。)	2.0.3	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料については、次の場合に体現形に対する新規の記述を作成する。 a) 刊行方式の変化 b) 機器種別の変化(参照: #2.14.0.6 を見よ。)	包括的記述によって記録する複数巻単行資料については、次の場合に体現形に対する新規の記述を作成する。 a) 刊行方式の変化 b) 機器種別の変化(参照: #2.14.0.6 を見よ。) c) 版表示の変化(参照: #2.3.0.6 を見よ。)
		#2.0.5B	逐次刊行物	次の場合に体現形に対する新規の記述を作成する。 a) 刊行方式の変化 b) 機器種別の変化(参照: #2.14.0.6 を見よ。) c) オンライン資料のキャリア種別の変化(参照: #2.14.0.6 を見よ。) d) 本タイトルの重要な変化(参照: #2.1.1.4、#2.1.1.4.1 を見よ。) e) 責任表示の重要な変化(参照: #2.2.0.6 を見よ。) f) 版表示の変化(参照: #2.3.0.6 を見よ。)			対象外	非適用
		#2.0.5C	更新資料	次の場合に体現形に対する新規の記述を作成する。 a) 刊行方式の変化 b) 機器種別の変化(参照: #2.14.0.6 を見よ。) c) 加除式資料のベースの更新 d) 版表示の変化(参照: #2.3.0.6 を見よ。)	2.0.6B	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
E		#2.1	タイトル	タイトルは、エレメントである。	2.2.1A	適用	適用	
		#2.1.0	通則			—	—	
		#2.1.0.1	記録の範囲	体現形のタイトルを記録する。タイトルは、資料自体の情報源、カバーやケース、付属資料などに複数表示されている場合がある。また、参考資料に記載されているタイトル、データ作成者が付与するタイトルなど、記述対象には表示されていないタイトルもある。	2.2.1D 2.2.5C	適用	体現形のタイトルを記録する。タイトルは、資料自体の情報源、カバーや箱、付属資料などに複数表示されている場合がある。また、参考資料に記載されているタイトル、データ作成者が付与するタイトルなど、記述対象には表示されていないタイトルもある。	
		#2.1.0.2	エレメント・サブタイプ	タイトルには、次のものがある。 a)～i)は、タイトルのエレメント・サブタイプであり、#2.1.0.3～#2.1.9.2.2で規定する。 a)～i)のうち、本タイトルはコア・エレメントである。 a) 本タイトル(参照: #2.1.1を見よ。) b) 並列タイトル(参照: #2.1.2を見よ。) c) タイトル関連情報(参照: #2.1.3を見よ。) d) 並列タイトル関連情報(参照: #2.1.4を見よ。) e) 先行タイトル(参照: #2.1.5を見よ。) f) 後続タイトル(参照: #2.1.6を見よ。) g) キー・タイトル(参照: #2.1.7を見よ。) h) 略タイトル(参照: #2.1.8を見よ。) i) 異形タイトル(参照: #2.1.9を見よ。) j)～q)については、シリーズ表示のサブエレメントであり、#2.10.0.3～#2.10.12.2で規定する。 j) シリーズの本タイトル(参照: #2.10.1を見よ。) k) シリーズの並列タイトル(参照: #2.10.2を見よ。) l) シリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.3を見よ。) m) シリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.4を見よ。) n) サブシリーズの本タイトル(参照: #2.10.9を見よ。) o) サブシリーズの並列タイトル(参照: #2.10.10を見よ。) p) サブシリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.11を見よ。) q) サブシリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.12を見よ。)	2.2.1A他	一部適用	タイトルには、次のものがある。 a)～i)は、タイトルのエレメント・サブタイプであり、#2.1.0.3～#2.1.9.2.2で規定する。 a)～i)のうち、本タイトルはコア・エレメントである。 a) 本タイトル(参照: #2.1.1を見よ。) b) 並列タイトル(参照: #2.1.2を見よ。) c) タイトル関連情報(参照: #2.1.3を見よ。) d) 並列タイトル関連情報(参照: #2.1.4を見よ。) e) 先行タイトル(参照: #2.1.5を見よ。) f) 後続タイトル(参照: #2.1.6を見よ。) g) キー・タイトル(参照: #2.1.7を見よ。) h) 略タイトル(参照: #2.1.8を見よ。)(非適用) i) 異形タイトル(参照: #2.1.9を見よ。) j)～q)については、シリーズ表示のサブエレメントであり、#2.10.0.3～#2.10.12.2で規定する。 j) シリーズの本タイトル(参照: #2.10.1を見よ。) k) シリーズの並列タイトル(参照: #2.10.2を見よ。) l) シリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.3を見よ。) m) シリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.4を見よ。) n) サブシリーズの本タイトル(参照: #2.10.9を見よ。) o) サブシリーズの並列タイトル(参照: #2.10.10を見よ。) p) サブシリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.11を見よ。) q) サブシリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.12を見よ。)(非適用)	タイトルには、次のものがある。 a)～i)は、タイトルのエレメント・サブタイプであり、#2.1.0.3～#2.1.9.2.2で規定する。 a)～i)のうち、本タイトルはコア・エレメントである。 a) 本タイトル(参照: #2.1.1を見よ。) b) 並列タイトル(参照: #2.1.2を見よ。) c) タイトル関連情報(参照: #2.1.3を見よ。) d) 並列タイトル関連情報(参照: #2.1.4を見よ。)(非適用) e) 先行タイトル(参照: #2.1.5を見よ。)(非適用) f) 後続タイトル(参照: #2.1.6を見よ。)(非適用) g) キー・タイトル(参照: #2.1.7を見よ。)(非適用) h) 略タイトル(参照: #2.1.8を見よ。)(非適用) i) 異形タイトル(参照: #2.1.9を見よ。) j)～q)については、シリーズ表示のサブエレメントであり、#2.10.0.3～#2.10.12.2で規定する。 j) シリーズの本タイトル(参照: #2.10.1を見よ。) k) シリーズの並列タイトル(参照: #2.10.2を見よ。) l) シリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.3を見よ。) m) シリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.4を見よ。)(非適用) n) サブシリーズの本タイトル(参照: #2.10.9を見よ。) o) サブシリーズの並列タイトル(参照: #2.10.10を見よ。) p) サブシリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.11を見よ。) q) サブシリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.12を見よ。)(非適用)
		#2.1.0.3	情報源	本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報、先行タイトル、後続タイトル、キー・タイトルは、その情報源に関する規定を各エレメントに関する規定の中で定める。 (参照: #2.1.1.1.2、#2.1.2.1.2、#2.1.3.1.2、#2.1.4.1.2、#2.1.5.1.2、#2.1.6.1.2、#2.1.7.1.2を見よ。) 略タイトルおよび異形タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #2.1.8.1.2、#2.1.9.1.2を見よ。)	2.2.1E 2.2.5C	一部適用	本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報、先行タイトル、後続タイトル、キー・タイトルは、その情報源に関する規定を各エレメントに関する規定の中で定める。 (参照: #2.1.1.1.2、#2.1.2.1.2、#2.1.3.1.2、#2.1.4.1.2、#2.1.5.1.2、#2.1.6.1.2、#2.1.7.1.2を見よ。) 異形タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #2.1.9.1.2を見よ。)	本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報は、その情報源に関する規定を各エレメントに関する規定の中で定める。 (参照: #2.1.1.1.2、#2.1.2.1.2、#2.1.3.1.2別法を見よ。) 異形タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #2.1.9.1.2を見よ。)



エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.0.4	記録の方法	<p>タイトルは、情報源の表示を句読点、記号、略語、大文字使用法、数字なども含め、#1.10.10.11別法に従って記録する。ただし、部編、補遺等の順序表示における、漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、#1.10.10.1～#1.10.10.4に従ってアラビア数字で記録する。</p> <p>地球温暖化ビジネスのフロンティア An illustrated guide to civil procedure ねじれた家、建てちゃいました。 「未納が増えると年金が破綻する」って誰が言った? 部編、補遺等の順序表示において、年次の一部が省略されている場合に、その意味を明確にする必要があるときは、完全形にして記録する。</p> <p>2004 (情報源の表示: '04) 平成2年 (情報源の表示: 2年) タイトルの一部として意図されていない説明的な導入句は、タイトルとして扱わない。 The Beatles 50th Anniversary Special!! (タイトル・ページの表示: Crossbeat presents The Beatles 50th Anniversary Special!!) 日本語のタイトルは、原則としてスペースを入れずに続けて記録する。意味上の区切りがある場合や、続けて記録することによって読解が困難になると判断される場合は、情報源に表示されているスペースを省略せずに記録するか、または語句の間に適宜スペースを挿入することができる。 福島第一原子力発電所事故その全貌と明日に向けた提言 (スペースを入れずに続けて記録している例) 内野牧古込・北新木戸野馬土手 南新木戸X遺跡 獅子穴II遺跡 (スペースで区切って記録している例) 長いタイトルは必要不可欠な情報を残した上で省略できる。省略部分は省略記号(…)で示す。欧文タイトルの場合は、冒頭の5語を省略してはならない。 The commercial products of the animal kingdom employed in the arts and manufactures, shown in the collection of the Bethnal Green Branch …</p>	1.1.3A	一部適用	<p>タイトルは、情報源の表示を句読点、記号、略語、大文字使用法、数字なども含め、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。ただし、部編、補遺等の順序表示における、漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、#1.10.10.1～#1.10.10.4に従ってアラビア数字で記録する。</p> <p>地球温暖化ビジネスのフロンティア An illustrated guide to civil procedure ねじれた家、建てちゃいました。 「未納が増えると年金が破綻する」って誰が言った?</p> <p>タイトルの一部として意図されていない説明的な導入句は、タイトルとして扱わない。 The Beatles 50th Anniversary Special!! (タイトル・ページの表示: Crossbeat presents The Beatles 50th Anniversary Special!!) 日本語のタイトルは、原則としてスペースを入れずに続けて記録する。意味上の区切りがある場合や、続けて記録することによって読解が困難になると判断される場合は、情報源に表示されているスペースを省略せずに記録するか、または語句の間に適宜スペースを挿入することができる。 福島第一原子力発電所事故その全貌と明日に向けた提言 (スペースを入れずに続けて記録している例) 内野牧古込・北新木戸野馬土手 南新木戸X遺跡 獅子穴II遺跡 (スペースで区切って記録している例)</p>	<p>タイトルは、情報源の表示を句読点、記号、略語、大文字使用法、数字なども含め、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。ただし、部編、補遺等の順序表示における、漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、#1.10.10.1～#1.10.10.4に従ってアラビア数字で記録する。</p> <p>地球温暖化ビジネスのフロンティア An illustrated guide to civil procedure ねじれた家、建てちゃいました。 「未納が増えると年金が破綻する」って誰が言った? 部編、補遺等の順序表示において、年次の一部が省略されている場合に、その意味を明確にする必要があるときは、完全形にして記録する。</p> <p>2004 (情報源の表示: '04) 平成2年 (情報源の表示: 2年) タイトルの一部として意図されていない説明的な導入句は、タイトルとして扱わない。 The Beatles 50th Anniversary Special!! (タイトル・ページの表示: Crossbeat presents The Beatles 50th Anniversary Special!!) 日本語のタイトルは、原則としてスペースを入れずに続けて記録する。意味上の区切りがある場合や、続けて記録することによって読解が困難になると判断される場合は、情報源に表示されているスペースを省略せずに記録するか、または語句の間に適宜スペースを挿入することができる。 福島第一原子力発電所事故その全貌と明日に向けた提言 (スペースを入れずに続けて記録している例) 内野牧古込・北新木戸野馬土手 南新木戸X遺跡 獅子穴II遺跡 (スペースで区切って記録している例)</p>
		#2.1.0.4.1	誤表示	<p>情報源に表示されているタイトルに誤記、誤植、脱字などがあっても、そのままの形を記録し、その旨を注記として記録する。正しい形がわかり、識別またはアクセスに重要な場合は、訂正したものを異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.4.1.1.2.3、#2.1.9.1.1e)を見よ。) &lt;例示省略&gt;</p>	2.0D	非適用	別法を適用	
		#2.1.0.4.1	誤表示 別法	<p>*情報源に表示されているタイトルに誤記、誤植、脱字などがある場合は、正しい表記に改め、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示した上で、情報源に表示されている形を注記として記録する。識別またはアクセスに重要な場合は、情報源に表示されている形を異形タイトルとして記録する。誤りかどうか判断できない場合は、情報源に表示されている形をそのまま記録する*。</p>	2.0D	一部適用	<p>情報源に表示されているタイトルに誤記、誤植、脱字などがある場合は、正しい表記に改め、その旨を注記および角がっこの使用など、情報源に表示されている形を注記として記録する。識別またはアクセスに重要な場合は、情報源に表示されている形を異形タイトルとして記録する。誤りかどうか判断できない場合は、情報源に表示されている形をそのまま記録する。</p>	適用
		#2.1.0.4.2	総称的な語句、数字、略語	<p>情報源に表示されている総称的な語句、数字、略語も、タイトルとして記録する。 詩集 Selected papers 諸絵図 地図新編 版画集 構図 研究報告 紀要 Journal 1984 E.T. (参照: 音楽資料の楽曲形式等については、#2.1.1.2.13、#2.1.1.2.13 別法を見よ。)</p>	2.0.1 2.2.1F1	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.1.0.4.3	不可分な数値、番号など	情報源に表示されているタイトルが、不可分な数値、番号などを含む場合は、それらを含めてタイトルとして記録する。 MAB1: 図書館用機械交換フォーマット Brandenburgische Konzerte 3, 5, 6 映画音楽ベスト 14 退屈な風景 No. 16 37 design & environment projects 婦人像 II (参照: 地図資料の尺度については、#2.1.1.2.14 を見よ。)	2.0.1 2.2.1F1	適用		適用
		#2.1.0.4.4	個人・家族・団体または場所の名称	情報源に表示されているタイトルが、個人・家族・団体または場所の名称のみから成る場合は、それをタイトルとして記録する。 梅原龍三郎 古今亭志ん生 Rosa Luxemburg 徳川家 高知市民図書館 The British Museum 東京 横浜港近辺 本来、責任表示や出版者、頒布者等として扱われる名称が、タイトルの不可分な一部として表示されている場合は、それらをタイトルに含めて記録する。 ヴォート基礎生化学 有斐閣法律用語辞典 Horowitz in London (参照: #2.2.0.4、#2.5.0.4、#2.6.0.4、#2.7.0.4、#2.8.0.4 を見よ。)	2.0.1 2.2.1F1	適用		適用
		#2.1.0.5	複製	複製については、原資料のタイトルではなく、複製自体のタイトルを記録する。原資料のタイトルは、関連する体現形のタイトルとして記録する。 (参照: #43.3 を見よ。) ただし、原資料のタイトルが同一の情報源に表示されている場合は、#2.1.1.3 に従う。	2.0.4	一部適用	原本代替資料をのぞく複製については、原資料のタイトルではなく、複製自体のタイトルを記録する。原資料のタイトルは、関連する体現形のタイトルとして記録する。 (参照: #43.3 を見よ。) ただし、原資料のタイトルが同一の情報源に表示されている場合は、#2.1.1.3 に従う。  原本代替資料については、現資料のタイトルを記録する。	適用
		#2.1.0.6	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、タイトルが変化することがある。 本タイトルの変化については、#2.1.1.4、#2.1.1.4 別法に従って記録する。 本タイトル以外のタイトルの変化については、#2.1.2.3、#2.1.3.3、#2.1.4.3 に従って記録する。 (参照: #2.0.5 を見よ。)	2.0.3	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料または更新資料においては、タイトルが変化することがある。 本タイトルの変化については、#2.1.1.4、#2.1.1.4 別法に従って記録する。  本タイトル以外のタイトルの変化については、#2.1.2.3、#2.1.3.3、#2.1.4.3 に従って記録する。 (参照: #2.0.5 を見よ。)	適用
ES	*	#2.1.1	本タイトル	本タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。 本タイトルは、コア・エレメントである。	2.2.1A	適用		適用
		#2.1.1.1	記録の範囲・情報源			-	-	-
		#2.1.1.1.1	記録の範囲	本タイトルは、体現形を識別するための固有の名称である。情報源に表示されている主なタイトルを本タイトルとして扱う。 複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料の場合は、記述対象全体を通じて共通する固有の名称を本タイトルとして扱う。 資料自体と資料外の情報源のどこにもタイトルが表示されていない場合は、データ作成者が本タイトルを付与する。 電子資料については、ファイル名、データセット名は、本タイトルとして扱わない。ただし、資料自体に他にタイトルが表示されていない場合は、本タイトルとして扱う。	2.2.1F	一部適用	(電子資料 要検討)  本タイトルは、体現形を識別するための固有の名称である。情報源に表示されている主なタイトルを本タイトルとして扱う。 包括的記述によって記録する複数巻単行資料または更新資料の場合は、記述対象全体を通じて共通する固有の名称を本タイトルとして扱う。 資料自体と資料外の情報源のどこにもタイトルが表示されていない場合は、データ作成者が本タイトルを付与する。 電子資料については、ファイル名、データセット名は、本タイトルとして扱わない。ただし、資料自体に他にタイトルが表示されていない場合は、本タイトルとして扱う。	本タイトルは、体現形を識別するための固有の名称である。情報源に表示されている主なタイトルを本タイトルとして扱う。 包括的記述によって記録する複数巻単行資料または更新資料の場合は、記述対象全体を通じて共通する固有の名称を本タイトルとして扱う。 資料自体と資料外の情報源のどこにもタイトルが表示されていない場合は、データ作成者が本タイトルを付与する。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.1.1.2	情報源	本タイトルは、#2.0.2.2 で規定する優先情報源から採用する。ページ、リーフ、シート、カードで構成される和資料(逐次刊行物を除く)について、#2.0.2.2.1.1B によってタイトル・ページ以外の情報源を優先情報源としてそこから本タイトルを採用した場合は、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.4.1.2.1.1 を見よ。) 和古書・漢籍について、#2.0.2.2.1.3 によって巻頭以外の情報源を優先情報源としてそこから本タイトルを採用した場合は、その情報源を注記として記録する。 (参照: #2.4.1.2.5 を見よ。) 資料自体のどの情報源にもタイトルが表示されていない場合は、資料外の情報源から採用する。この場合は、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.0.2.3~#2.0.2.3.2 を見よ。) (参照: #2.4.1.2.1.1 を見よ。) 優先情報源と資料自体の他の情報源で表示されているタイトルが異なる場合は、他の情報源に表示されているタイトルは異形タイトルとして扱う。 (参照: #2.0.2.2、#2.1.0.3 を見よ。) Official パーツマニュアル (異形タイトル: K-car スペシャル・パーツマニュアル) (異形タイトルの情報源は背)	2.2.1E	適用		適用
		#2.1.1.2	記録の方法	本タイトルは、情報源から#2.1.0.4~#2.1.0.4.4 に従って記録する。 工業技術英語入門 歌曲集《美しき水車小屋の娘》 Concertos for Jew' s harp, mandora and orchestra West Side story	2.2.1F	適用		適用
		#2.1.1.2.1	別タイトル	情報源に表示されている別タイトルは、本タイトルの一部として記録する。 ジュリエット物語又は悪徳の栄え ドン・アルバロあるいは運命の力 大日本驛路全圖一名皇國道路志る邇 Under the hill, or, The story of Venus and Tanhäuser	2.2.1F	適用		情報源に表示されている別タイトルは、本タイトルの一部として表示されている場合は本タイトル、サブタイトルとして表示されている場合はタイトル関連情報として記録する。 ジュリエット物語又は悪徳の栄え シャーロック・ホームズ対ドラキュラ (タイトル関連情報: あるいは血まみれ伯爵の冒険)
		#2.1.1.2.2	上部または前方の語句	情報源において、明らかに本タイトルと判定される部分の上部または前方に表示されている語句は、次のように扱う。 a) 語句が、本タイトルの一部として意図されていない説明的な導入句である場合は、本タイトルに含めない。(参照: #2.1.0.4 を見よ。) b) 語句が、明らかに本タイトルと判定される部分と不可分な場合は、本タイトルの一部として記録する。複数行に割って書かれた割書きは1行書きとし、また文字の大小にかかわらず原則として続けて記録する。(参照: #2.1.0.4 を見よ。) NHK 名曲アルバム Digital/ DMM によるルネッサンスのオルガン音楽 宮城県図書館蔵書目録 CD-ROM 作句と鑑賞のための俳句の文法(情報源の表示: 「作句と鑑賞のための」が割書き) 図解電子計算機用語辞典(情報源の表示: 「図解」が割書き) 浩軒公勸学説(外題の表示: 「浩軒公」が小さな文字) 社寺緊要諸布告布達摘録(原題の表示: 「社寺緊要」が割書き) 最新東京都道路地図(題字欄の表示: 「最新」が割書き) c) 語句が、本タイトルの一部とみなされず、タイトル関連情報、責任表示、版次、出版者、シリーズの本タイトル等の別のエレメントと判断される場合は、情報源に表示されている順序にかかわらず、本タイトルに含めず、それぞれの該当するエレメントとして記録する。 お祭りの太鼓 (タイトル関連情報: 鈴木信太郎随筆集) (タイトル・ページの表示: 鈴木信太郎随筆集 お祭りの太鼓) 古美術の目 (本タイトルに関係する責任表示: 安東次男) (タイトル・ページの表示: 安東次男 古美術の目) 青梅 (タイトル関連情報: 表層地質図) (題字欄の表示: 表層地質図 青梅) 環境アセスメント関係法令集 (版次: 改訂) (タイトル・ページの表示: 改訂 環境アセスメント関係法令集)	2.2.1F	適用		適用
		#2.1.1.2.2	上部または前方の語句 任意追加	上部または前方に表示されている語句を本タイトルの一部として記録しなかった場合に、識別またはアクセスに重要なときは、その語句を含めた形を異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.9 を見よ。)	2.2.1F	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.1.1.2.3	ルビ	情報源に表示されたタイトルに付記されたルビは、本タイトルに含めない。識別またはアクセスに重要な場合は、ルビを含めたタイトルを異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.9.1.1h)、#2.1.9.2.1 を見よ。) 青い思想 (情報源の表示: 青い思想 こころ )		適用	適用
		#2.1.1.2.4	併記された語句	同義語による別の表現、原語形とその略語、外来語とその原語などが、タイトルに併記されている場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて本タイトルを選定する。この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、他方を異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.9.1.1i)、#2.1.9.2.2 を見よ。) 誰でもわかる!狂牛病対策マニュアル (異形タイトル: 誰でもわかる!BSE 対策マニュアル) ツイッター完全活用術 (異形タイトル: twitter 完全活用術) Android アプリ事典 (異形タイトル: アンドロイドアプリ事典)	2.2.1F	適用	適用
		#2.1.1.2.5	内容と異なる言語・文字種によるタイトル	情報源に表示されているタイトルの言語および(または)文字種が、主な内容で使われている言語および(または)文字種と異なっている場合、情報源に表示されているタイトルを本タイトルとして記録する。 (参照: 表現形の言語については、#5.3 を見よ。内容の言語については、#5.12 を見よ。内容の文字種については、#5.13.1 を見よ。) An introduction to Brazil (本文は日本語) Super PC engine fan deluxe (本文は日本語)	2.2.1F	適用	適用
		#2.1.1.2.6	複数の言語・文字種によるタイトル	情報源に複数の言語または文字種によるタイトルがある場合は、主な内容で使われている言語または文字種によるタイトルを本タイトルとして記録する。 内容が言語表現によらない資料、または主な内容が一言語でない資料の場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて本タイトルを選定する。 本タイトルとらなかったタイトルは、識別またはアクセスに重要な場合は、並列タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.2 を見よ。) Concerto for piano and orchestra, no. 20 in D minor, K. 466 (並列タイトル: ピアノ協奏曲 第 20 番 二短調)	2.2.1F	適用	適用
		#2.1.1.2.7	同一の言語・文字種による複数のタイトル	情報源に、一つの体現形に対して、同一の言語および文字種による複数のタイトルが表示されている場合は、その情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて本タイトルを選定する。表示順序、配置、デザイン等から判断できない場合は、最も包括的なタイトルを本タイトルとして記録する。 (参照: 複数の著作に対するタイトルについては、#2.1.1.2.9、#2.1.1.2.10 を見よ。) Village of Bird-in-Hand, map & visitors guide, Lancaster County, PA (情報源の表示: Village of Bird-in-Hand, map & visitors guide, Lancaster County, PA と Village of Bird-in-Hand, along Route 340, a AAA scenic byway) ただし、逐次刊行物または更新資料で、情報源にイニシャルまたは頭字語形とその展開形のタイトルの双方が表示されている場合は、表示順序等にかかわらず、展開形を本タイトルとして記録する。 Japanese journal of parenteral and enteral nutrition (情報源の表示: Japanese journal of parenteral and enteral nutrition JJPEN) いずれの場合も、本タイトルとらなかったタイトルが、識別またはアクセスに重要な場合は、タイトル関連情報または異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.3、#2.1.9 を見よ。)	2.2.1F	適用	別法適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.1.2.8	部編、補遺等のタイトル	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料で、独立して刊行された部編、補遺等を記通するタイトルの双方が表示されているときと、一方のみが表示されているときがある。これらのときは、#2.1.1.2.8A～#2.1.1.2.8C に従っていずれのタイトルを本タイトルとして記録するかを決定する。 その結果、選定した本タイトルが、共通タイトルと従属タイトルおよび(または)順序表示から構成されている場合は、次の順に記録する。 a) 共通タイトル、従属タイトル b) 共通タイトル、順序表示、従属タイトル c) 共通タイトル、順序表示 なお、部編等は複数階層になっていることがある。この場合は、#2.1.1.2.8A～#2.1.1.2.8C に従って判断し、次の順に記録する。 d) 共通タイトル、従属タイトル、従属タイトル… e) 共通タイトル、順序表示、従属タイトル、順序表示、従属タイトル… 階層によって、順序表示のみ、従属タイトルのみ、または双方が存在するなど異なっていることがある。これらの場合は、存在するものを同一階層内の順序表示、従属タイトルの順に記録する。 f) 共通タイトル、順序表示、順序表示…	2.0.3 2.0.6	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料または更新資料で、独立して刊行された部編、補遺等を記通するタイトルの双方が表示されているときと、一方のみが表示されているときがある。 これらのときは、#2.1.1.2.8A～#2.1.1.2.8C に従っていずれのタイトルを本タイトルとして記録するかを決定する。 その結果、選定した本タイトルが、共通タイトルと従属タイトルおよび(または)順序表示から構成されている場合は、次の順に記録する。 a) 共通タイトル、従属タイトル b) 共通タイトル、順序表示、従属タイトル c) 共通タイトル、順序表示 なお、部編等は複数階層になっていることがある。この場合は、#2.1.1.2.8A～#2.1.1.2.8C に従って判断し、次の順に記録する。 d) 共通タイトル、従属タイトル、従属タイトル… e) 共通タイトル、順序表示、従属タイトル、順序表示、従属タイトル… 階層によって、順序表示のみ、従属タイトルのみ、または双方が存在するなど異なっていることがある。これらの場合は、存在するものを同一階層内の順序表示、従属タイトルの順に記録する。 f) 共通タイトル、順序表示、順序表示…	適用
		#2.1.1.2.8A	共通するタイトルが表示されていない場合	情報源に、部編、補遺等のタイトルのみが表示されていて、すべての部編、補遺等に共通するタイトルが表示されていない場合は、部編、補遺等のタイトルを本タイトルとして記録する。すべての部編、補遺等に共通するタイトルは、シリーズ表示の一部としてまたは関連する著作のタイトルとして記録する。 Arctic tern migration (シリーズの本タイトル: Animal migrations)	2.2.1F	適用	情報源に、部編、補遺等のタイトルのみが表示されていて、すべての部編、補遺等に共通するタイトルが表示されていない場合は、部編、補遺等のタイトルを本タイトルとして記録する。すべての部編、補遺等に共通するタイトルは、必要に応じてシリーズ表示の一部として記録する。 エヴァンゲリオン×難読漢字選び辞典 (シリーズの本タイトル: [エヴァンゲリオン×ことば選び辞典])	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.1.2.8 B	部編、補遺等のタイトルと共通するタイトルの両方が表示されている場合	情報源に、部編、補遺等のタイトルと、すべての部編、補遺等に共通するタイトルの両方が表示されている場合は、双方のタイトルを次のように扱う。 a) 部編、補遺等のタイトルのみで十分識別できる複数巻単行資料 部編、補遺等のタイトルを本タイトルとして記録する。すべての部編、補遺等に共通するタイトルは、シリーズ表示の一部として、または関連する著作のタイトルとして記録する。 影との戦い(シリーズの本タイトル: ゲド戦記) b) 部編、補遺等のタイトルのみでは識別が困難な複数巻単行資料 本タイトルは、共通タイトルと従属タイトルから構成されるものとする。すべての部編、補遺等に共通するタイトルは共通タイトルとして、部編、補遺等のタイトルは従属タイトルとして扱い、共通タイトル、従属タイトルの順に記録する。(参照: #2.1.1.2.8a)、#2.1.1.2.8d)を見よ。) わかさ美浜町誌 総目次・総索引 新・医用放射線技術実験 臨床編 検索入門野鳥の図鑑 水の鳥 5 万分 1 北海道区分図 函館 フランス古典歌曲集、メゾ・アルト編 The 2nd International Music Competition of Japan. Piano section 1983 (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) 部編、補遺等が、タイトルだけではなく、共通するタイトルに対する順序表示をも有する場合は、それも本タイトルに含めて、共通タイトル、順序表示、従属タイトルの順に記録する。(参照: #2.1.1.2.8b)、#2.1.1.2.8e)を見よ。) パソコン統計解析ハンドブック 1. 基礎統計編 (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) c) 逐次刊行物または更新資料 逐次刊行物または更新資料については、すべての部編、補遺等に共通するタイトルを共通タイトルとして、部編、補遺等のタイトルを従属タイトルとして扱う。共通タイトルと従属タイトルをあわせて本タイトルとして扱い、共通タイトル、従属タイトルの順に記録する。(参照: #2.1.1.2.8a)、#2.1.1.2.8d)を見よ。) 鹿児島県立短期大学紀要 自然科学篇 鹿児島県立短期大学紀要 人文・社会科学篇 わが国企業の経営分析 企業別統計編 非製造業 電子情報通信学会技術研究報告 CS、通信方式 (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) 部編、補遺等が、タイトルだけではなく、共通するタイトルに対する順序表示をも有する場合は、それも本タイトルに含めて、共通タイトル、順序表示、従属タイトルの順に記録する。(参照: #2.1.1.2.8b)、#2.1.1.2.8e)を見よ。) 農業技術研究所報告 A. 物理統計 農業技術研究所報告 B. 土壌・肥料 北海道教育大学紀要 第 1 部 A. 人文科学編 Historical abstracts. Part A, Modern history abstracts 1775-1914 Historical abstracts. Part B, Twentieth century abstracts 1914-1970 (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) (参照: 「第 2 期」のような語句を、逐次刊行物の順序表示の一部または全体として扱う場合は、#2.4.1.1、#2.4.1.2.3 を見よ。)	2.2.1F	一部適用	情報源に、部編、補遺等のタイトルと、すべての部編、補遺等に共通するタイトルの両方が表示されている場合は、双方のタイトルを次のように扱う。 a) 部編、補遺等のタイトルのみで十分識別できる複数巻単行資料 部編、補遺等のタイトルを本タイトルとして記録する。すべての部編、補遺等に共通するタイトルは、シリーズ表示の一部として、または関連する著作のタイトルとして記録する。 影との戦い(シリーズの本タイトル: ゲド戦記) b) 部編、補遺等のタイトルのみでは識別が困難な複数巻単行資料 共通タイトルを本タイトルとして記録する。従属タイトルから構成されるものとする。すべての部編、補遺等に共通するタイトルは共通タイトルとして、部編、補遺等のタイトルは従属タイトルとして扱い、共通タイトル、従属タイトルの順に記録する。(参照: #2.1.1.2.8a)、#2.1.1.2.8d)を見よ。) 部編、補遺等が、タイトルだけではなく、共通するタイトルに対する順序表示をも有する場合は、それも本タイトルに含めて、共通タイトル、順序表示、従属タイトルの順に記録する。(参照: #2.1.1.2.8b)、#2.1.1.2.8e)を見よ。) パソコン統計解析ハンドブック 1. 基礎統計編 (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) c) 更新資料 更新資料については、すべての部編、補遺等に共通するタイトルを共通タイトルとして、部編、補遺等のタイトルを従属タイトルとして扱う。共通タイトルと従属タイトルをあわせて本タイトルとして扱い、共通タイトル、従属タイトルの順に記録する。(参照: #2.1.1.2.8a)、#2.1.1.2.8d)を見よ。) 部編、補遺等が、タイトルだけではなく、共通するタイトルに対する順序表示をも有する場合は、それも本タイトルに含めて、共通タイトル、順序表示、従属タイトルの順に記録する。(参照: #2.1.1.2.8b)、#2.1.1.2.8e)を見よ。)	適用
		#2.1.1.2.8 C	部編、補遺等のタイトルが表示されていない場合	情報源に共通するタイトルのみ表示されていて、部編、補遺等のタイトルが表示されていない場合がある。部編、補遺等にタイトルが存在しない場合もある。これらの場合は、順序表示を本タイトルに含めて、共通タイトル、順序表示の順に記録する。 (参照: #2.1.1.2.8c)、#2.1.1.2.8f)を見よ。) ファウスト 第 1 部 琉球大学教育学部紀要 第二部 満州経済年報 昭和 12 年 下 Transactions of the Institute of Electronics and Communication Engineers of Japan. Section E (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) 「第 2 期」のような語句が、共通するタイトルとともに表示されている場合は、順序表示の一部として扱い、本タイトルに含める。 世界文学全集 第 2 期 第 13 (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) 複数巻単行資料の共通するタイトルとともに「新シリーズ」、「第 2 期」などの語句が表示されていて、他に巻次がない場合は、それらの語句を部編等のタイトルとみなし、従属タイトルとして記録する。 詩歌全集・作品名総覧 第 II 期 New directions in the law of the sea. New series (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) (参照: 「第 2 期」のような語句を、複数巻単行資料のシリーズ内番号として扱う場合は、#2.10.8.2.3 を見よ。)	2.2.1F	一部適用	情報源に共通するタイトルのみ表示されていて、部編、補遺等のタイトルが表示されていない場合がある。部編、補遺等にタイトルが存在しない場合もある。これらの場合は、順序表示を本タイトルに含めて、共通タイトル、順序表示の順に記録する。 (参照: #2.1.1.2.8c)、#2.1.1.2.8f)を見よ。) ファウスト 第 1 部 琉球大学教育学部紀要 第二部 満州経済年報 昭和 12 年 下 Transactions of the Institute of Electronics and Communication Engineers of Japan. Section E (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) 「第 2 期」のような語句が、共通するタイトルとともに表示されている場合は、順序表示の一部として扱い、本タイトルに含める。 世界文学全集 第 2 期 第 13 (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) 包括的記述を作成する複数巻単行資料の共通するタイトルとともに「新シリーズ」、「第 2 期」などの語句が表示されていて、他に巻次がない場合は、それらの語句を部編等のタイトルとみなし、従属タイトルとして記録する。 詩歌全集・作品名総覧 第 II 期 New directions in the law of the sea. New series (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) (参照: 「第 2 期」のような語句を、複数巻単行資料のシリーズ内番号として扱う場合は、#2.10.8.2.3 を見よ。)	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.1.1.2.9	総合タイトルのある資料		-	-	-
		#2.1.1.2.9.1	包括的記述	情報源に総合タイトルと個別のタイトルの双方が表示されている場合は、総合タイトルを本タイトルとして記録する。 文学逍遙の記 (個別のタイトル: 英語ア・ラ・カルト; 英語の万華鏡; 随想; 鳥ありてこそ) 識別またはアクセスに重要な場合は、個別のタイトルを関連する体現形のタイトルとして扱う。 (参照: #43.3 を見よ。) (参照: 関連する著作のタイトルとして扱う場合は、#43.1 を見よ。)	2.2.1F	適用	情報源に総合タイトルと個別のタイトルの双方が表示されている場合に、包括的記述を作成するときは、総合タイトルを本タイトルとして記録する。 文学逍遙の記 (個別のタイトル: 英語ア・ラ・カルト; 英語の万華鏡; 随想; 鳥ありてこそ) 識別またはアクセスに重要な場合は、個別のタイトルを関連する体現形のタイトルとして扱い、内容細目として記録する。 (参照: #2.11、#43.3 を見よ。) (参照: 個別のタイトルを関連する記録(著作間の全体・部分の関連)として扱い、内容細目として記録する場合は、#43.1 を見よ。)
		#2.1.1.2.9.2	分析的記述	情報源に総合タイトルと個別のタイトルの双方が表示されている場合は、個別のタイトルを本タイトルとして記録する。総合タイトルを記録する場合は、関連する体現形のタイトルとして扱う。 (参照: #43.3 を見よ。) ただし、個別のタイトルだけでは記述対象を識別するために不十分な場合は、総合タイトルと個別のタイトルをあわせて本タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.1.2.8 を見よ。) (参照: 関連する著作のタイトルとして扱う場合は、#43.1 を見よ。)	2.2.1F	適用	情報源に総合タイトルと個別のタイトルの双方が表示されている場合に、分析的記述を作成するときは、個別のタイトルを本タイトルとして記録する。総合タイトルを記録する場合は、関連する体現形のタイトルとして扱い、シリーズの本タイトルとして記録する。 (参照: #2.10.1、#43.3 を見よ。) (参照: 総合タイトルを関連する記録(著作間の全体・部分の関連)として扱い、シリーズの本タイトルとして記録する場合は、#43.1 を見よ。) バスカヴィル家の犬 (シリーズの本タイトル: シャーロック・ホームズ全集) ただし、個別のタイトルだけでは記述対象を識別するために不十分な場合は、総合タイトルと個別のタイトルをあわせて本タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.1.2.8 を見よ。) また、必要に応じて、総合タイトルを本タイトルとして、その順序表示とともに記録する。識別またはアクセスに重要な場合は、個別のタイトルを関連する体現形のタイトルとして扱い、内容細目として記録する。 (参照: #2.1.1.2.8、#2.11、#43.3 を見よ。) (参照: 個別のタイトルを関連する記録(著作間の全体・部分の関連)として扱い、内容細目として記録する場合は、#43.1 を見よ。) 【本タイトル】 漱石全集 1 【内容細目】 吾輩は猫である (総合タイトルを本タイトルとしてその順序表示とともに記録。個別のタイトルを内容細目として記録)
		#2.1.1.2.1.0	総合タイトルのない資料	資料自体のどの情報源にも総合タイトルが表示されていない場合に、包括的記述を作成するときは、すべての個別のタイトルを本タイトルとして、情報源に表示されている順に記録する。 (参照: #2.1.2.2.1、#2.1.3.2.4、#2.2.1.2.2 を見よ。) 俣備の言葉; 文芸的な、余りに文芸的な / 芥川竜之介著 枕草子 / 清少納言著; 徒然草 / 吉田兼好著 板橋雑記 / 余懷 [著]; 岩城秀夫訳; 蘇州画舫録 / 西溪山人 [著]; 岩城秀夫訳 播州平野 / 風知草 / 宮本百合子著 四季交代; 粋なそよ風; 青い子守歌; 十月の森; 夕日 / 作曲片岡良和 たけくらべ; 随筆 / 樋口一葉; 朗読; 幸田弘子 Concerto for orchestra; Dance suite / Bartok 湯屋番 / 笑福亭仁鶴; 紙入れ間男 / 林家染二 Cello concerto, op. 129 / Schumann; Cello concerto no. 1, op. 33 / Saint-Saëns (ISBD 区切り記号法を用いて責任表示等との対応関係を示した例) 個別のタイトルを表示する情報源がそれぞれにあり、そのすべてをあわせて一つの包括的な情報源とみなす場合も、すべての個別のタイトルを本タイトルとして記録する。 無量壽經起信論 3 卷; 觀無量壽佛經約論; 阿彌陀經約論 / (清)彭際清述 おあむ物語 / 山田去屠女著; おきく物語 かも; あしかり; ゆや; うどう; みわ Moonlight sonata; Waldstein sonata (ISBD 区切り記号法を用いて責任表示等との対応関係を示した例)	2.2.1F	適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.1.2.1.0	総合タイトルのない資料 任意省略	情報源の最初に表示された個別のタイトルを本タイトルに採用し、他のタイトルは記録しない。2番目以降の個別のタイトルを省略したことを、注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.41.1.2.4.1 を見よ。)		非適用		
		#2.1.1.2.1.1	タイトルのない資料	資料自体のどの情報源にもタイトルが表示されていない場合は、資料外の情報源によって本タイトルを選定する。その情報源は、注記として記録する。本タイトルは、資料外の情報源から採用したことが分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示すことができる。 (参照: #2.1.0.3、#2.1.1.1.2 を見よ。) (参照: #2.41.1.2.1.1 を見よ。) <事例省略> 資料自体に通常はタイトルが表示されていない資料(美術作品、写真、ポスターなど)は、公表の際に付与されたタイトル、伝来のタイトル、所蔵機関が付与したタイトル、および資料外の情報源(箱書、キャプション)によるタイトルも、本タイトルとして使用できる。資料の種類によっては、#2.1.1.2.1.1A~#2.1.1.2.1.1D も適用して本タイトルを付与する。 (参照: 電子資料については、#2.1.1.1 を見よ。) 資料外の情報源によって本タイトルを選定できない場合は、データ作成者が本タイトルを付与する。この場合、記述対象の内容に適した言語および文字種、またはデータ作成機関が定めた言語および文字種を用いる。データ作成者は、次のいずれかの方法で本タイトルを付与する。資料の種類によっては、#2.1.1.2.1.1A~#2.1.1.2.1.1D も適用して本タイトルを付与する。 <以下省略>	2.2.1F	NDL準拠	資料自体のどの情報源にもタイトルが表示されていない場合は、資料外の情報源によって本タイトルを選定する。その情報源は、注記として記録する。本タイトルは、資料外の情報源から採用したことが分かるように角がっこを使用して記録する。 (参照: #2.1.0.3、#2.1.1.1.2 を見よ。) (参照: #2.41.1.2.1.1 を見よ。) 【雙玉紀行】 (タイトルに関する注記: 本タイトルは「国書総目録」による) 資料外の情報源によって本タイトルを選定できない場合は、データ作成者が本タイトルを付与する。この場合、記述対象の内容に適した言語および文字種を用いる。データ作成者は、次のいずれかの方法で本タイトルを付与し、その旨が分かるように角がっこを使用して記録する。 a) 資料の様式、形式、形態を表す簡略な語句(地図、小説草稿、日記、広告など) 【日記】 b) 資料の主題を表す簡略な語句(個人・家族・団体、物、活動、出来事、場所、日付など) 【文久二年句合】 【徳川家康朱印状】 c) 詩などの本文の冒頭の語句 d) 資料を特徴づけるその他の語句 e) 関連資料に基づくタイトル 重要な場合は、データ作成者が本タイトルを付与した旨を注記として記録する。 (参照: #2.1.0.3、#2.1.1.1.2 を見よ。) (参照: #2.41.1.2.1.1 を見よ。) 【平成26年第1回(2月)安中市議会臨時会提出議案】 (タイトルに関する注記: 本タイトルは国立国会図書館による)	資料自体のどの情報源にもタイトルが表示されていない場合は、資料外の情報源によって本タイトルを選定する。その情報源は、注記として記録する。本タイトルは、資料外の情報源から採用したことが分かるように角がっこを使用して記録する。 (参照: #2.1.0.3、#2.1.1.1.2 を見よ。) (参照: #2.41.1.2.1.1 を見よ。) 【雙玉紀行】 (タイトルに関する注記: 本タイトルは「国書総目録」による) 資料外の情報源によって本タイトルを選定できない場合は、データ作成者が本タイトルを付与する。この場合、記述対象の内容に適した言語および文字種を用いる。データ作成者は、次のいずれかの方法で本タイトルを付与し、その旨が分かるように角がっこを使用して記録する。 a) 資料の様式、形式、形態を表す簡略な語句(地図、小説草稿、日記、広告など) 【日記】 b) 資料の主題を表す簡略な語句(個人・家族・団体、物、活動、出来事、場所、日付など) 【文久二年句合】 【徳川家康朱印状】 c) 詩などの本文の冒頭の語句 d) 資料を特徴づけるその他の語句 e) 関連資料に基づくタイトル 重要な場合は、データ作成者が本タイトルを付与した旨を注記として記録する。 (参照: #2.1.0.3、#2.1.1.1.2 を見よ。) (参照: #2.41.1.2.1.1 を見よ。) 【平成26年第1回(2月)安中市議会臨時会提出議案】 (タイトルに関する注記: 本タイトルは国立国会図書館による)
		#2.1.1.2.1.1A	音楽資料	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.1.1.2.1.1B	地図資料	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.1.1.2.1.1C	動画資料	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.1.1.2.1.1C	動画資料 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.1.1.2.1.1D	文書、コレクション	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.1.1.2.1.2	和古書・漢籍の書誌的巻数	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.1.1.2.1.2	和古書・漢籍の書誌的巻数 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.1.1.2.1.2	和古書・漢籍の書誌的巻数 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.1.1.2.1.3	音楽資料の楽曲形式等	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.1.1.2.1.4	地図資料の尺度	<転記省略>		対象外	非適用	



エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.1.2.1 5	逐次刊行物、更新資料の 変化前のタイトルを示す表 示	逐次刊行物または更新資料について、本タイトルが変化した場合に、変化前のタイトル または吸収されたタイトルを示す表示は、それが不可分な一部として表示されているとし ても、本タイトルの一部としては記録しない。省略記号(…)も使用しない。変化前のタ イトルまたは吸収されたタイトルを示す情報は、関連する著作として扱う。 (参照: #43.1 を見よ。) The journal of fluid control (情報源の表示: The Journal of Fluid Control including Fluidics Quarterly)	2.0.6	一部適用	逐次刊行物は除く	適用
		#2.1.1.2.1 6	複数巻単行資料、逐次刊 行物の巻号ごとに変わる 日付、名称、番号等 別法	複数巻単行資料または逐次刊行物のタイトルが、巻号ごとに変わる日付、名称、番号を 含む場合は、本タイトルの記録においてそれらを省略する。省略部分は省略記号(…)で 示す。 日韓歴史共同研究プロジェクト第…回シンポジウム報告書 (各巻の情報源の表示: 第 11 回、第 12 回などの回次が変化) Report of the ... Annual conference of the Labour Party (各巻の情報源の表示: second, third のように変化)	2.0.3	一部適用	逐次刊行物は除く 複数巻単行資料は、VOL積みの禁止の例外に該当する資料	適用
		#2.1.1.2.1 7	逐次刊行物の刊行頻度	逐次刊行物について、情報源にタイトルとともに表示されている刊行頻度は、その表示 順序、配置、デザイン等に基づいて適切と判断される場合は、本タイトルの一部として記 録する。 月刊アドバイジング 季刊人類学 Monthly external trade bulleti			対象外	非適用
		#2.1.1.2.1 8	美術資料の作品番号	美術資料において、形式的な名称に付された作品番号は、本タイトルの一部として記録 する。(参照: #2.1.3.1.1D を見よ。) 作品 43 裸婦 作品第 16		適用	展覧会カタログなど対象内のもののみ	適用
		#2.1.1.3	複製	複製については、原資料のタイトルではなく、複製自体のタイトルを本タイトルとして記録 する。 原資料のタイトルが同一の情報源に表示されている場合は、原資料のタイトルは、次の いずれかに従って記録する。 a) 複製のタイトルと異なる言語または文字種で表記されている場合は、並列タイトルとし て記録する。 (参照: #2.1.2 を見よ。) b) タイトル関連情報として記録する。 (参照: #2.1.3 を見よ。) c) 関連する体現形のタイトルとして記録する。 (参照: #43.3 を見よ。) 原資料のタイトルが、資料自体の別の情報源に表示されている場合は、関連する体現形 のタイトルとして記録する。 (参照: #43.3 を見よ。)	2.0.4	一部適用	原本代替資料をのぞく複製については、原資料のタイトルではなく、複 製自体のタイトルを本タイトルとして記録する。 原資料のタイトルが同一の情報源に表示されている場合は、原資料 のタイトルは、次のいずれかに従って記録する。 a) 複製のタイトルと異なる言語または文字種で表記されている場合 は、並列タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.2 を見よ。) b) タイトル関連情報として記録する。 (参照: #2.1.3 を見よ。) c) 関連する体現形のタイトルとして記録する。 (参照: #43.3 を見よ。) 原資料のタイトルが、資料自体の別の情報源に表示されている場合 は、関連する体現形のタイトルとして記録する。 (参照: #43.3 を見よ。)  原本代替資料については、現資料のタイトルを本タイトルとして記録す る。	適用
		#2.1.1.4	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、本タイトルが変化することが ある。 a) 複数巻単行資料については、包括的記述によって記録している場合に、本タイトルに 変化が生じても、体現形に対する新規の記述を作成しない。本タイトルの変化が識別ま たはアクセスに重要な場合は、変化後のタイトルを後続タイトルとして記録する。 b) 逐次刊行物については、本タイトルの変化は、重要な変化と軽微な変化に区別する。 重要な変化が生じた場合は、新しい著作の出現とみなし、その体現形に対する新規の記 述を作成する。変化前後の体現形に対する記述は、相互に関連する著作として扱う。軽 微な変化の場合は、体現形に対する新規の記述を作成しない。本タイトルの変化が識別 またはアクセスに重要な場合は、変化後のタイトルを後続タイトルとして記録する。 (参照: 逐次刊行物の本タイトルの重要な変化と軽微な変化については、#2.1.1.4.1~ #2.1.1.4.2 を見よ。) c) 更新資料については、本タイトルに変化が生じても、体現形に対する新規の記述を作 成しない。本タイトルは変化後の本タイトルに改める。本タイトルの変化が識別またはア クセスに重要な場合は、変化前の本タイトルを先行タイトルとして記録する。 (参照: #2.0.5、#2.1.0.6、#2.1.5.1.1、#2.1.6.1.1 を見よ。)	2.0.3 2.0.6	非適用		

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.1.1.4	変化 別法	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、本タイトルが変化することがある。 a) 複数巻単行資料については、包括的記述によって記録している場合に、本タイトルに変化が生じて、体現形に対する新規の記述を作成しない。*本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変化後のタイトルを異形タイトルとして記録する*。 b) 逐次刊行物については、本タイトルの変化は、重要な変化と軽微な変化に区別する。重要な変化が生じた場合は、新しい著作の出現とみなし、その体現形に対する新規の記述を作成する。変化前後の体現形に対する記述は、相互に関連する著作として扱う。軽微な変化の場合は、体現形に対する新規の記述を作成しない。*本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変化後のタイトルを異形タイトルとして記録する*。 (参照: 逐次刊行物の本タイトルの重要な変化と軽微な変化については、#2.1.1.4.1~#2.1.1.4.2 を見よ。) c) 更新資料については、本タイトルに変化が生じて、体現形に対する新規の記述を作成しない。本タイトルは変化後の本タイトルに改める。*本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変化前の本タイトルを異形タイトルとして記録する*。 (参照: #2.0.5、#2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)	2.0.3 2.0.6	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料または更新資料においては、本タイトルが変化することがある。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料については、本タイトルに変化が生じて、体現形に対する新規の記述を作成しない。*本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変化後のタイトルを異形タイトルとして記録する*。 c) 更新資料については、本タイトルに変化が生じて、体現形に対する新規の記述を作成しない。本タイトルは変化後の本タイトルに改める。*本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変化前の本タイトルを異形タイトルとして記録する*。 (参照: #2.0.5、#2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)	適用
		#2.1.1.4.1	重要な変化	逐次刊行物の本タイトルの変化において、次の場合を重要な変化とみなす。ただし、#2.1.1.4.2 に示す場合にも該当するときは軽微な変化とみなして、この条項を適用しない。(以下略)			対象外	非適用
		#2.1.1.4.2	軽微な変化	逐次刊行物の本タイトルの変化において、次の場合を軽微な変化とみなす。判断に迷う場合は、軽微な変化とする。(以下略)			対象外	非適用
ES		#2.1.2	並列タイトル	並列タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。	2.2.1A	適用		適用
		#2.1.2.1	記録の範囲・情報源			-	-	-
		#2.1.2.1.1	記録の範囲	並列タイトルは、本タイトルの異なる言語および(または)文字種によるタイトルである。並列タイトルは複数存在することもある。 Goodbye, Columbus (本タイトル: さよならコロンバス) 雅楽 秋庭歌一具 (本タイトル: In an autumn garden) Le nozze di Figaro (本タイトル: 歌劇「フィガロの結婚」) Japan japanisch Japan Japanese (本タイトル: ニッポンのニッポン) (参照: #2.1.1.2.6、#2.1.1.2.6 別法を見よ。) 情報源における特定の表示を並列タイトルとみなすかどうかについては、次のように扱う。 a) 並列タイトルの別タイトルは、並列タイトルの一部として扱う。 b) 本タイトルと異なる言語の原タイトルが、本タイトルと同等に表記されている場合は、並列タイトルとして扱う。(参照: 複製の原資料のタイトルについては、#2.1.1.3 を見よ。) c) 本来、責任表示、版表示など他のエレメントとして扱われる情報が、本タイトルの異なる言語および(または)文字種による表示と不可分な場合は、それらも並列タイトルの一部として扱う。 ペイシー・ビッグ・バンド・オン・ザ・ロード' 79 (本タイトル: On the road) (本タイトルに關係する責任表示: Count Basie and Orchestra) d) 本タイトルの異なる言語および(または)文字種による表示が、他のエレメント(タイトル関連情報、責任表示、版表示など)と不可分な場合は、並列タイトルとしてではなく、そのエレメントの一部として扱う。 【本タイトルに關係する責任表示】ゼネラルデンタルカタログ 2009 編集委員会 (本タイトル: General dental catalog) (並列タイトルとはせず、責任表示の一部とした例) e) 音楽資料で、楽曲形式等(楽曲形式、演奏手段、調、番号、作曲年)が本タイトルまたはその一部となり、かつ複数の言語および(または)文字種で表示されている場合は、それらを並列タイトルまたはその一部として扱う。(参照: #2.1.1.2.13、#2.1.1.2.13 別法を見よ。)	2.2.1F2	適用		適用
		#2.1.2.1.2	情報源	並列タイトルは、資料自体のどの情報源から採用してもよい。本タイトルと異なる情報源から採用した場合に、それが識別に重要なときは、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.4.1.1.2.2 を見よ。) 本タイトルを資料外の情報源から採用した場合は、並列タイトルも同一の情報源から採用する。		一部適用	並列タイトルは、本タイトルと同一の情報源上に表示された本タイトルの別言語・別文字による表現である。	並列タイトルは、資料自体のどの情報源から採用してもよい。本タイトルを資料外の情報源から採用した場合は、並列タイトルも同一の情報源から採用する。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.2.2	記録の方法	並列タイトルは、情報源から#2.1.0.4～#2.1.0.4.4に従って記録する。 Depths of the adjacent of Japan (本タイトル: 日本近海の深さの図) Die Kunst der Fuge (本タイトル: フーガの技法) 音楽の捧げもの (本タイトル: Musikalisches Opfer) Japan pictorial (本タイトル: Ф о т о - Я п о н и я ) 並列タイトルが複数ある場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 The toccatas Les toccatas (本タイトル: Die Toccaten) 音楽資料で、並列タイトルとして扱った楽曲形式、演奏手段、調、番号、作曲年は、情報源に表示されている順に記録する。 Concerto in F major for bassoon and orchestra Concerto fa majeur pour basson et orchestre (本タイトル: Konzert F-Dur für Fagott und Orchester)	2.2.1E2	一部適用	並列タイトルは、情報源から#2.1.0.4～#2.1.0.4.4に従って記録する。 Depths of the adjacent of Japan (本タイトル: 日本近海の深さの図) Die Kunst der Fuge (本タイトル: フーガの技法) 音楽の捧げもの (本タイトル: Musikalisches Opfer) Japan pictorial (本タイトル: Ф о т о - Я п о н и я ) 並列タイトルが複数ある場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 The toccatas Les toccatas (本タイトル: Die Toccaten)	適用
		#2.1.2.2.1	総合タイトルのない資料	個別のタイトルの異なる言語および(または)文字種によるタイトルを並列タイトルとして、情報源に表示されている順に記録する。 Piano sonata Sonate pour piano (個別のタイトル(本タイトル)と責任表示: Gaspard de la nuit / Maurice Ravel. 6. Klaviersonate op. 82 / Sergej Prokofiev) (6. Klaviersonate op. 82 の 2 つの並列タイトルを記録した例) (参照: #2.1.1.2.10 を見よ。)	2.2.1F2	適用		適用
		#2.1.2.3	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、並列タイトルに変化、追加または削除が生じることがある。 a) 複数巻単行資料または逐次刊行物については、並列タイトルに変化または追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後の並列タイトルを異タイトルとして記録する。並列タイトルが、後続の巻号で削除された場合に、識別またはアクセスに重要なときは、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.2.2 を見よ。) b) 更新資料については、並列タイトルに変化または追加が生じた場合は、最新のイテレーションを反映して並列タイトルの記録を改める。この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化前の並列タイトルを異形タイトルとして記録する。並列タイトルが、後続のイテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映して並列タイトルの記録を削除する。この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、削除した並列タイトルを異形タイトルとして記録する。(参照: #2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)	2.2.1F2	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料または更新資料においては、並列タイトルに変化、追加または削除が生じることがある。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料については、並列タイトルに変化または追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後の並列タイトルを異タイトルとして記録する。並列タイトルが、後続の巻号で削除された場合に、識別またはアクセスに重要なときは、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.2.2 を見よ。) b) 更新資料については、並列タイトルに変化または追加が生じた場合は、最新のイテレーションを反映して並列タイトルの記録を改める。この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化前の並列タイトルを異形タイトルとして記録する。並列タイトルが、後続のイテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映して並列タイトルの記録を削除する。この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、削除した並列タイトルを異形タイトルとして記録する。(参照: #2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)	複数巻単行資料または更新資料においては、並列タイトルに変化、追加または削除が生じることがある。 a) 複数巻単行資料については、並列タイトルに変化または追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後の並列タイトルを異形タイトルとして記録する。 b) 更新資料については、並列タイトルに変化または追加が生じた場合は、最新のイテレーションを反映して並列タイトルの記録を改める。この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化前の並列タイトルを異形タイトルとして記録する。並列タイトルが、後続のイテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映して並列タイトルの記録を削除する。この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、削除した並列タイトルを異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)
ES		#2.1.3	タイトル関連情報	タイトル関連情報は、タイトルのエレメント・サブタイプである。	2.2.1A	適用		適用
		#2.1.3.1	記録の範囲・情報源		-	-	-	-

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.3.1.1	記録の範囲	タイトル関連情報は、本タイトルを限定、説明、補完する表示である。情報源における表示の位置は、本タイトルの後に続くことが多いが、本タイトルの上部や前方の位置に表示されていることもある。情報源における特定の表示をタイトル関連情報とみなすかどうかについては、次のように扱う。 a) 明らかに本タイトルと判定される部分と不可分な場合は、本タイトルに含めてタイトル関連情報としては扱わない。 (参照: #2.1.1.2.2b)、#2.1.1.2.2cを見よ。) b) タイトル関連情報には、サブタイトルなどを含む。 c) 本タイトルに対応する別の形である背のタイトルやカバーのタイトルなど、または部編、補遺等の表示および(または)名称は、タイトル関連情報として扱わない。 (参照: #2.1.1.2.8、#2.1.9.1.1a)、#2.1.9.1.1fを見よ。) d) 原タイトルが本タイトルと同一の情報源に、本タイトルと同一の言語で表示されている場合は、それをタイトル関連情報として扱う。 (参照: 複製の原資料のタイトルについては、#2.1.1.3、#2.1.1.3 別法を見よ。) e) 同一の言語または文字種による複数のタイトルがある場合に、本タイトルとしなかったタイトルが、識別またはアクセスに重要なときは、タイトル関連情報として扱うことができる。タイトル関連情報としない場合は、異形タイトルとする。 (参照: #2.1.1.2.7、#2.1.1.2.7 別法、#2.1.9.1.1 見よ。) f) 逐次刊行物および更新資料については、内容の刊行または更新頻度に関する情報は、刊行頻度として扱うほか、本タイトルの一部とすることがあるが、タイトル関連情報としては扱わない。 (参照: #2.1.1.2.17、#2.13 見よ。) g) 地図資料、動画資料については、本タイトルだけでは記述対象の情報が不十分で説明が必要な場合に、本タイトルを採用した情報源以外からタイトル関連情報を採用すること、またはデータ作成者が付与することがある。この場合は、#2.1.3.1.1A、#2.1.3.1.1B を適用する。 h) 音楽資料、美術資料については、当規定に#2.1.3.1.1C、#2.1.3.1.1D もあわせて適用する。	2.2.1F1.6	一部適用	(電子資料 要検討)  タイトル関連情報は、本タイトルを限定、説明、補完する表示である。情報源における表示の位置は、本タイトルの後に続くことが多いが、本タイトルの上部や前方の位置に表示されていることもある。情報源における特定の表示をタイトル関連情報とみなすかどうかについては、次のように扱う。 a) 明らかに本タイトルと判定される部分と不可分な場合は、本タイトルに含めてタイトル関連情報としては扱わない。 (参照: #2.1.1.2.2b)、#2.1.1.2.2cを見よ。) b) タイトル関連情報には、サブタイトルなどを含む。 c) 本タイトルに対応する別の形である背のタイトルやカバーのタイトルなど、または部編、補遺等の表示および(または)名称は、タイトル関連情報として扱わない。 (参照: #2.1.1.2.8、#2.1.9.1.1a)、#2.1.9.1.1fを見よ。) d) 原タイトルが本タイトルと同一の情報源に、本タイトルと同一の言語で表示されている場合は、それをタイトル関連情報として扱う。 (参照: 複製の原資料のタイトルについては、#2.1.1.3、#2.1.1.3 別法を見よ。) e) 同一の言語または文字種による複数のタイトルがある場合に、本タイトルとしなかったタイトルが、識別またはアクセスに重要なときは、タイトル関連情報として扱うことができる。タイトル関連情報としない場合は、異形タイトルとする。 (参照: #2.1.1.2.7、#2.1.1.2.7 別法、#2.1.9.1.1 見よ。) f) 更新資料については、内容の刊行または更新頻度に関する情報は、刊行頻度として扱うほか、本タイトルの一部とすることがあるが、タイトル関連情報としては扱わない。 (参照: #2.13 見よ。)	タイトル関連情報は、本タイトルを限定、説明、補完する表示である。情報源における表示の位置は、本タイトルの後に続くことが多いが、本タイトルの上部や前方の位置に表示されていることもある。情報源における特定の表示をタイトル関連情報とみなすかどうかについては、次のように扱う。 a) 明らかに本タイトルと判定される部分と不可分な場合は、本タイトルに含めてタイトル関連情報としては扱わない。 (参照: #2.1.1.2.2b)、#2.1.1.2.2cを見よ。) b) タイトル関連情報には、サブタイトルなどを含む。 c) 本タイトルに対応する別の形である背のタイトルなど、または部編、補遺等の表示および(または)名称は、タイトル関連情報として扱わない。 (参照: #2.1.1.2.8、#2.1.9.1.1a)を見よ。) d) 原タイトルが本タイトルと同一の情報源に、本タイトルと同一の言語で表示されている場合は、それをタイトル関連情報として扱う。 (参照: 複製の原資料のタイトルについては、#2.1.1.3を見よ。) e) 同一の言語または文字種による複数のタイトルがある場合に、本タイトルとしなかったタイトルが、識別またはアクセスに重要なときは、タイトル関連情報として扱うことができる。タイトル関連情報としない場合は、異形タイトルとする。 (参照: #2.1.1.2.7別法、#2.1.9.1.1を見よ。)
		#2.1.3.1.1A	地図資料	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.1.3.1.1B	動画資料	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.1.3.1.1C	音楽資料	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.1.3.1.1D	美術資料	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.1.3.1.2	情報源	タイトル関連情報は、本タイトルと同一の情報源から採用する。ただし、地図資料、動画資料については、本タイトルだけでは記述対象の情報が不十分で説明が必要な場合は、本タイトルを採用した情報源以外から採用すること、またはデータ作成者が付与することがある。 (参照: #2.1.3.1.1A、#2.1.3.1.1B 見よ。)		非適用	別法適用	
		#2.1.3.1.2	情報源 別法	タイトル関連情報は、本タイトルと同一の情報源から採用する。*必要に応じて、資料自体の他の情報源から採用することができる。また、地図資料、動画資料については、本タイトルだけでは記述対象の情報が不十分で説明が必要な場合は、資料外の情報源から採用すること、またはデータ作成者が付与することがある*。 (参照: #2.1.3.1.1A、#2.1.3.1.1B 見よ。)	2.2.1E	NDL準拠	タイトル関連情報は、本タイトルと同一の情報源から採用する。必要に応じて、資料自体の他の情報源から採用することができる。  タイトル関連情報は、本タイトルと同一の情報源から採用する。必要に応じて、資料自体の他の情報源から採用することができる。	
		#2.1.3.2	記録の方法	タイトル関連情報は、情報源から#2.1.0.4~#2.1.0.4.4 に従って記録する。 通訳教本(本タイトル: 英語通訳への道) 勝利を呼ぶコミュニケーション術(本タイトル: ザ・レーガン・スピーチ) 他八篇(本タイトル: 超国家主義の論理と心理) 自帝王至源氏(本タイトル: 栄華物語系図) 昭和52年度全国道路交通情勢調査(本タイトル: 自動車交通量図) 滝波川地区(本タイトル: 積雪深・なだれ・風向分布図) 日本民謡による(本タイトル: 合唱のための12のインヴェンション) 筆と尺八のための(本タイトル: 詩曲一番) 替手対照(本タイトル: 三絃六段) 循環型社会の文明を創る(本タイトル: エコ・パートナーシップ東京会議) 無事の民(本タイトル: 乾いた砂) ものをたたく(本タイトル: 凹石) 88-4(本タイトル: 時の顔)(美術資料の作品番号を示す例) 72 II(本タイトル: 空にかける階段)(美術資料の作品番号を示す例)	2.2.1F1.6	適用	適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.3.2.1	複数の言語・文字種によるタイトル関連情報	情報源に、複数の言語または文字種によるタイトル関連情報に該当する表示が存在する場合は、それらを次のように記録する。 a) 内容の異なる複数の表示 複数の言語または文字種による内容の異なるタイトル関連情報に該当する表示は、それらすべてをタイトル関連情報として扱い、その情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 b) 同一内容の複数の表示(並列タイトルがないとき) 本タイトルと同一の言語または文字種による表示をタイトル関連情報として記録する。それがないときは、最初に表示されたものをタイトル関連情報として記録する。タイトル関連情報としないものを、並列タイトル関連情報として扱う。 (参照: #2.1.4.1.1 を見よ。) c) 同一内容の複数の表示(並列タイトルがあるとき) 本タイトルと同一の言語または文字種による表示をタイトル関連情報として記録する。それがないときは、並列タイトルと異なる言語または文字種による最初に表示されたものをタイトル関連情報として記録する。タイトル関連情報としないものを、並列タイトル関連情報として扱う。 (参照: #2.1.4.1.1 を見よ。)		適用		情報源に、複数の言語または文字種によるタイトル関連情報に該当する表示が存在する場合は、それらを次のように記録する。 a) 内容の異なる複数の表示 複数の言語または文字種による内容の異なるタイトル関連情報に該当する表示は、それらすべてをタイトル関連情報として扱い、その情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。ただし、本タイトルとのつながりの強弱があるときは、その順に記録する。 b) 同一内容の複数の表示(並列タイトルがないとき) 本タイトルと同一の言語または文字種による表示をタイトル関連情報として記録する。それがないときは、最初に表示されたものをタイトル関連情報として記録する。 c) 同一内容の複数の表示(並列タイトルがあるとき) 本タイトルと同一の言語または文字種による表示をタイトル関連情報として記録する。それがないときは、並列タイトルと異なる言語または文字種による最初に表示されたものをタイトル関連情報として記録する。
		#2.1.3.2.2	同一の言語・文字種による複数のタイトル関連情報	情報源に、同一の言語または文字種による複数のタイトル関連情報に該当する表示が存在する場合は、それらすべてをタイトル関連情報として扱い、その情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 普通の会話 東京ステーションホテルにて (本タイトル: オールド・ファッション) 18世紀英国海軍物語 密航者を探せ! (本タイトル: 大帆船) タイトル関連情報とはせずに、異形タイトルとすることもできる。 (参照: #2.1.9.1.1 を見よ。)		適用		適用
		#2.1.3.2.3	説明的な語句の付加	地図資料、動画資料について、#2.1.3.1.1A、#2.1.3.1.1B に従って、タイトル関連情報として簡略で説明的な語句を本タイトルと異なる情報源から採用した場合、またはデータ作成者が付与した場合は、それが分かるような方法(コーディングや角がっこの使用など)で記録する。 [登山・ハイキング最新コースタイム入り] (本タイトル: 伊豆半島・大島) (地図の主題を表紙から採用した例) [British Isles, Ireland, and adjacent waters of the North Atlantic Ocean] (本タイトル: Fisheries management 2015) (地図の対象地域を示す例) [trailer] (本タイトル: Back to the future) [予告編] (本タイトル: マルサの女)		対象外		非適用
		#2.1.3.2.4	総合タイトルのない資料	総合タイトルがなく、すべての個別のタイトルを本タイトルとして扱う場合は、タイトル関連情報を次のように記録する。 a) 個別のタイトルに対応する関連情報 どの個別のタイトルに対応しているタイトル関連情報であるかが分かるように記録する。 Meditation : op. 90 ; Klänge der Stille : op. 91 Lacul : roman ; Brațul ; Grabnic se va scutura : povestiri (ISBD 区切り記号法を用いて、本タイトルとともに記録した例) b) すべての個別のタイトルに共通する関連情報 すべての個別のタイトルに共通するタイトル関連情報であることが分かるように記録する。または、注記として記録する。 (参照: #2.4.1.2.4.2 を見よ。) 李陵 ; 山月記 : 他 2 篇 (「他 2 篇」がすべての個別タイトルに共通するタイトル関連情報) (ISBD 区切り記号法を用いて、本タイトルとともに記録した例) suites (本タイトル: Swan lake : The nutcracker) (タイトルに関する注記: 「suites」はすべての個別のタイトルに共通する関連情報) c) すべてではないが、複数の個別のタイトルに共通するタイトル関連情報 タイトル関連情報として扱わず、注記として記録する。		適用		総合タイトルがなく、すべての個別のタイトルを本タイトルとして扱う場合は、タイトル関連情報を次のように記録する。 a) 個別のタイトルに対応する関連情報 どの個別のタイトルに対応しているタイトル関連情報であるかが分かるように記録する。 Meditation : op. 90 ; Klänge der Stille : op. 91 Lacul : roman ; Brațul ; Grabnic se va scutura : povestiri b) すべての個別のタイトルに共通する関連情報 すべての個別のタイトルに共通するタイトル関連情報であることが分かるように記録する。 李陵 ; 山月記 : 他 2 篇 (「他 2 篇」がすべての個別タイトルに共通するタイトル関連情報)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.3.3	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、タイトル関連情報に変化、追加または削除が生じることがある。 a) 複数巻単行資料または逐次刊行物については、タイトル関連情報に変化または追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後のタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。タイトル関連情報が後続の巻号で削除された場合は、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.2.2 を見よ。) b) 更新資料については、タイトル関連情報に追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報を追加する。タイトル関連情報に変化が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。タイトル関連情報が後続イテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報の記録を削除する。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、削除したタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)		一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料においては、タイトル関連情報に変化、追加または削除が生じることがある。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料については、タイトル関連情報に変化または追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後のタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。タイトル関連情報が後続の巻号で削除された場合は、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.2.2 を見よ。) b) 更新資料については、タイトル関連情報に追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報を追加する。タイトル関連情報に変化が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。タイトル関連情報が後続イテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報の記録を削除する。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、削除したタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)	複数巻単行資料または更新資料においては、タイトル関連情報に変化、追加または削除が生じることがある。 a) 複数巻単行資料については、タイトル関連情報に変化または追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後のタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。 b) 更新資料については、タイトル関連情報に追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報を追加する。タイトル関連情報に変化が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。タイトル関連情報が後続イテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報の記録を削除する。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、削除したタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)
ES		#2.1.4	並列タイトル関連情報	並列タイトル関連情報は、タイトルのエレメント・サブタイプである。	2.2.1A	適用	非適用	
		#2.1.4.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#2.1.4.1.1	記録の範囲	並列タイトル関連情報は、タイトル関連情報として記録されたものの、異なる言語および(または)文字種による同一内容の表示である。ただし、本タイトルの一部のみに並列タイトルが対応している、タイトル関連情報が存在しない場合は、本タイトルに対応するが並列タイトルに含まれない表示を、並列タイトル関連情報として扱うことができる。 (参照: #2.1.2.1.1 を見よ。) タイトル関連情報に該当する同一内容の表示が、複数の言語または文字種で表示されている場合は、次のように並列タイトル関連情報を扱う。 a) 並列タイトルがないとき 本タイトルと同一の言語または文字種による表示を、タイトル関連情報として扱う。それがなく、最初に表示されたものをタイトル関連情報として扱う。タイトル関連情報としないものを、並列タイトル関連情報として扱う。 b) 並列タイトルがあるとき 本タイトルと同一の言語または文字種による表示を、タイトル関連情報として扱う。それがなく、並列タイトルと異なる言語または文字種による最初に表示されたものを、タイトル関連情報として扱う。タイトル関連情報としないものを、並列タイトル関連情報として扱う。 (参照: #2.1.3.2.1、#2.1.3.2.1 別法を見よ。)	2.2.1F2	適用		非適用
		#2.1.4.1.2	情報源	並列タイトル関連情報は、対応する並列タイトルと同一の情報源から採用する。対応する並列タイトルがない場合は、本タイトルと同一の情報源から採用する。	2.2.1E	適用	非適用	
		#2.1.4.2	記録の方法	並列タイトル関連情報は、情報源から#2.1.0.4~#2.1.0.4.4 に従って記録する。タイトル関連情報との対応が分かるような方法(コーディングや等号記号(=)の使用、記録の位置など)で記録する。 self-study report (本タイトル: 京都大学情報環境機構年報) (並列タイトル: Annual report of the Institute for Information Management and Communication, Kyoto University) (タイトル関連情報: 自己点検評価報告書) 京都大学情報環境機構年報: 自己点検評価報告書 = Annual report of the Institute for Information Management and Communication, Kyoto University : self-study report (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) 並列タイトル関連情報が、複数の言語または文字種で表示されている場合は、並列タイトルと同様の順に記録する。並列タイトルがない場合、または並列タイトルから判断できない場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 rapport Bericht (本タイトル: ABSE Conference, Helsinki, 2008) (タイトル関連情報: report)	2.2.1F2	適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.1.4.3	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、並列タイトル関連情報に変化、追加または削除が生じることがある。 a) 複数巻単行資料または逐次刊行物については、並列タイトル関連情報に変化または追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後の並列タイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。並列タイトル関連情報が後続の巻号で削除された場合は、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.2.2 を見よ。) b) 更新資料については、並列タイトル関連情報に追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映して並列タイトル関連情報を追加する。並列タイトル関連情報に変化が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映して並列タイトル関連情報を改め、変化前の並列タイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。並列タイトル関連情報が後続のイテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映して並列タイトル関連情報の記録を削除する。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、削除した並列タイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)	2.0.3 2.0.6	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料においては、並列タイトル関連情報に変化、追加または削除が生じることがある。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料については、並列タイトル関連情報に変化または追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後の並列タイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。並列タイトル関連情報が後続の巻号で削除された場合は、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.2.2 を見よ。) b) 更新資料については、並列タイトル関連情報に追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映して並列タイトル関連情報を追加する。並列タイトル関連情報に変化が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映して並列タイトル関連情報を改め、変化前の並列タイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。並列タイトル関連情報が後続のイテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映して並列タイトル関連情報の記録を削除する。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、削除した並列タイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)	非適用
ES		#2.1.5	先行タイトル	先行タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。	2.0.6	適用		非適用
		#2.1.5.1	記録の範囲・情報源			-		-
		#2.1.5.1.1	記録の範囲	先行タイトルは、更新資料の本タイトルが変化した場合の変化前のイテレーションにおける本タイトルであり、識別またはアクセスに重要な場合に記録する。 (参照: #2.1.1.4 を見よ。)	2.0.6D	適用		非適用
		#2.1.5.1.2	情報源	#2.1.5.1.2 情報源 先行タイトルは、変化後の本タイトルを採用した情報源と対応する、更新資料の先行のイテレーションの情報源から採用する。	2.0.6D	適用		非適用
		#2.1.5.2	記録の方法	先行タイトルは、#2.1.0.4～#2.1.0.4.4 に従って記録する。 先行タイトルが使用されていたイテレーションを注記として記録する。オンライン資料の場合は、出版日付の代わりに先行タイトルが見られた日付を注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.1.3 を見よ。) The law of liability insurance (本タイトル: New Appleman law of liability insurance) (タイトルに関する注記: 先行タイトルの表示: [1966]-2010)	2.0.6D	適用		非適用
ES		#2.1.6	後続タイトル	後続タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。	2.0.3	適用		非適用
		#2.1.6.1	記録の範囲・情報源			-		-
		#2.1.6.1.1	記録の範囲	後続タイトルは、複数巻単行資料の本タイトルが変化した場合、または逐次刊行物の本タイトルに軽微な変化があった場合の変化後の本タイトルであり、識別またはアクセスに重要な場合に記録する。 (参照: #2.1.1.4 を見よ。)	2.0.3	一部適用	後続タイトルは、包括的記述を作成する複数巻単行資料の本タイトルが変化した場合の変化後の本タイトルであり、識別またはアクセスに重要な場合に記録する。 (参照: #2.1.1.4 を見よ。)	非適用
		#2.1.6.1.2	情報源	後続タイトルは、変化前の本タイトルを採用した情報源と対応する、複数巻単行資料または逐次刊行物の後続の巻号の情報源から採用する。	2.0.3	一部適用	後続タイトルは、変化前の本タイトルを採用した情報源と対応する、包括的記述を作成する複数巻単行資料の後続の巻号の情報源から採用する。	非適用
		#2.1.6.2	記録の方法	後続タイトルは、#2.1.0.4～#2.1.0.4.4 に従って記録する。 後続タイトルが使用されている巻号または出版日付の範囲(現在も使用されている場合は、使用を開始した巻号または出版日付)を、注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.1.3 を見よ。) 急変キャッチ達人ナース (本タイトル: 達人ナース) (タイトルに関する注記: 後続タイトル: 32 巻 6 号(平 23. 10)より)	2.0.3	一部適用	後続タイトルは、#2.1.0.4～#2.1.0.4.4 に従って記録する。 後続タイトルが使用されている巻号または出版日付の範囲(現在も使用されている場合は、使用を開始した巻号または出版日付)を、注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.1.3 を見よ。)	非適用
ES		#2.1.7	キー・タイトル	キー・タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。	2.0.3 2.0.6	適用		非適用
		#2.1.7.1	記録の範囲・情報源			-		-

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.7.1.1	記録の範囲	キー・タイトルは、ISSN 登録機関が登録する、逐次刊行物、更新資料、または複数巻単行資料の一意のタイトルである。ISSN と1 対1 で結びつき、多くは本タイトルと対応するが、識別要素が付加されることがある。	2.0.3 2.0.6	一部適用	キー・タイトルは、ISSN 登録機関が登録する、更新資料、または複数巻単行資料の一意のタイトルである。ISSN と1 対1 で結びつき、多くは本タイトルと対応するが、識別要素が付加されることがある。	非適用
		#2.1.7.1.2	情報源	キー・タイトルは、次の優先順位で情報源を選定する。 a) ISSN レジスター b) 資料自体の情報源 c) 資料外の情報源	2.0.3 2.0.6	適用		非適用
		#2.1.7.2	記録の方法	情報源に表示されているとおりに記録する。 逐次刊行物の本タイトルと同一であっても、キー・タイトルとして記録することができる。 IFLA journal	2.0.3 2.0.6	一部適用	逐次刊行物は除く	非適用
ES		#2.1.8	略タイトル	略タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。		非適用		非適用
		#2.1.8.1	記録の範囲・情報源			—	—	—
		#2.1.8.1.1	記録の範囲	略タイトルは、索引または識別を目的として省略された形のタイトルである。略タイトルは、データ作成機関または他の機関 (ISSN 登録機関、抄録索引サービス機関など) によって作成される。		非適用		非適用
		#2.1.8.1.2	情報源	略タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。		非適用		非適用
		#2.1.8.2	記録の方法	略タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。		非適用		非適用
ES		#2.1.9	異形タイトル	異形タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。	2.2.5A	適用		適用
		#2.1.9.1	記録の範囲・情報源			—	—	—
		#2.1.9.1.1	記録の範囲	異形タイトルは、本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報、先行タイトル、後続タイトル、キー・タイトル、または略タイトルとしては記録しないが、体現形と結びついているタイトルであり、識別またはアクセスに重要な場合に記録する。 データ作成者が本タイトルを翻訳・翻字したタイトルも異形タイトルとして扱うことができる。 異形タイトルには、主として次のものがある。 a) 資料自体 (タイトル・ページ、タイトル・フレーム、タイトル・スクリーン、見出し、欄外、表紙、背、前書き、後書きなど)、カバー、容器または付属資料に表示されたタイトル Le capital au XXIe siècle (本タイトル: 21 世紀の資本) (タイトルに関する注記: 原タイトル: Le capital au XXIe siècle) (タイトル・ページ裏に表示された原タイトルを異形タイトルとして記録した例) b) 参考資料によるタイトル かぐや姫の物語 (本タイトル: 竹取物語) 〔「国書総目録」により異形タイトルを記録した例〕 民部卿家歌合 (本タイトル: 在民部卿家歌合) 〔「日本古典文学大辞典 簡約版」(1986 年刊) により異形タイトルを記録した例〕 c) 資料に関するデータの登録または整備を行う機関によって付与されたタイトル (リポジトリ登録タイトル、データ作成者による翻訳・翻字タイトルなど) d) 著作者、以前の所有者・所蔵機関等によって付与されたタイトル e) 誤記、誤植、脱字などを含むタイトルの正しい形 (正しい形に訂正した各タイトルを記録する場合は、誤記、誤植、脱字などを含むタイトル) (参照: #2.1.0.4.1、#2.1.0.4.1 別法を見よ。) f) タイトルの一部 (別タイトル、本タイトルの一部として記録された部編のタイトル) (参照: #2.1.1.2.1、#2.1.1.2.8 を見よ。) g) 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の異なる形 (複数巻単行資料または逐次刊行物の後続の巻号における変化後のタイトル、更新資料の変化前のイテレーションのタイトル) (#2.1.1.4 別法を採用する場合は、本タイトルの異なる形を含む。)(参照: #2.1.1.4 別法、#2.1.2.3、#2.1.4.3 を見よ。) h) ルビを含むタイトル (参照: #2.1.1.2.3 を見よ。) i) 併記された語句を含むタイトル (参照: #2.1.1.2.4 を見よ。)	2.2.5C	一部適用	異形タイトルは、本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報、先行タイトル、後続タイトル、キー・タイトルとしては記録しないが、体現形と結びついているタイトルであり、識別またはアクセスに重要な場合に記録する。 データ作成者が本タイトルを翻訳・翻字したタイトルも異形タイトルとして扱うことができる。 異形タイトルには、主として次のものがある。 a) 資料自体 (タイトル・ページ、タイトル・フレーム、タイトル・スクリーン、見出し、欄外、表紙、背、前書き、後書きなど)、カバー、容器または付属資料に表示されたタイトル c) データ作成者によって付与されたタイトル (翻訳・翻字タイトルなど) d) 著作者、以前の所有者・所蔵機関等によって付与されたタイトル e) 誤記、誤植、脱字などを含むタイトルの正しい形 (正しい形に訂正した各タイトルを記録する場合は、誤記、誤植、脱字などを含むタイトル) (参照: #2.1.0.4.1、#2.1.0.4.1 別法を見よ。) f) タイトルの一部 (別タイトル、本タイトルの一部として記録された部編のタイトル) (参照: #2.1.1.2.1、#2.1.1.2.8 を見よ。) g) 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の異なる形 (複数巻単行資料または逐次刊行物の後続の巻号における変化後のタイトル、更新資料の変化前のイテレーションのタイトル) (#2.1.1.4 別法を採用する場合は、本タイトルの異なる形を含む。)(参照: #2.1.1.4 別法、#2.1.2.3、#2.1.3.3、#2.1.4.3 を見よ。) h) ルビを含むタイトル (参照: #2.1.1.2.3 を見よ。) i) 併記された語句を含むタイトル (参照: #2.1.1.2.4 を見よ。)	異形タイトルは、本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報としては記録しないが、体現形と結びついているタイトルであり、識別またはアクセスに重要な場合に記録する。 データ作成者が本タイトルを翻訳したタイトルも異形タイトルとして扱うことができる。 異形タイトルには、主として次のものがある。 a) 資料自体 (タイトル・ページ、表紙、背など)、容器または付属資料に表示されたタイトル c) 国立国会図書館が付与したタイトル (データ作成者による翻字タイトル) d) 著作者、以前の所有者・所蔵機関等によって付与されたタイトル e) 誤記、誤植、脱字などを含むタイトル (参照: #2.1.0.4.1 別法を見よ。) g) 本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報の異なる形 (複数巻単行資料の後続の巻号における変化後のタイトル、更新資料の変化前のイテレーションのタイトル) (参照: #2.1.1.4 別法、#2.1.2.3、#2.1.3.3 を見よ。) h) ルビを含むタイトル (参照: #2.1.1.2.3 を見よ。) i) 併記された語句を含むタイトル (参照: #2.1.1.2.4 を見よ。)
		#2.1.9.1.2	情報源	異形タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。	2.2.5D	適用		適用



エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.1.9.2	記録の方法	異形タイトルは、#2.1.0.4～#2.1.0.4.4に従って記録する。 識別またはアクセスに重要な場合は、異形タイトルの情報源を注記として記録する。異なる形を異形タイトルとする場合に、識別またはアクセスに重要なときは、その部分、巻号、またはイテレーションを注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.1.3を見よ。) ガーバー流社長が会社がいなくても回る「仕組み」経営 (本タイトル: 社長が会社がいなくても回るガーバー流「仕組み」経営) (タイトルに関する注記: 奥付のタイトル: ガーバー流社長が会社がいなくても回る「仕組み」経営)	2.25D	適用		異形タイトルは、#2.1.0.4～#2.1.0.4.4に従って記録する。 識別またはアクセスに重要な場合は、異形タイトルの情報源を注記として記録する。異なる形を異形タイトルとする場合に、識別またはアクセスに重要なときは、その部分、巻号、またはイテレーションを注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.1.3を見よ。) ガーバー流社長が会社がいなくても回る「仕組み」経営 (本タイトル: 社長が会社がいなくても回るガーバー流「仕組み」経営) (タイトルに関する注記: 奥付のタイトル: ガーバー流社長が会社がいなくても回る「仕組み」経営)
		#2.1.9.2.1	ルビを含むタイトル	情報源に表示されたタイトルにルビが付記されている場合で、識別またはアクセスに重要なときは、次のように異形タイトルを記録する。 (参照: #2.1.1.2.3を見よ。) a) 一般的な読みを示すルビ ルビが別の情報源でタイトルとして表示されている場合は、それを異形タイトルとして記録する。 がんくつおう (タイトル・ページ: 巖窟王。「巖窟王」に対するルビ: がんくつおう。奥付: がんくつおう) b) 特殊な読みを示すルビ ルビを丸がっこに入れて付加した形を異形タイトルとして記録する。 青い思想(こころ) (「思想」に対するルビ: こころ) 私(マコ)だけの北極点 (「私」に対するルビ: マコ) 歌時計(うたいどけい) (ルビ: うたいどけい) 対(つがい) (ルビ: つがい)		適用		情報源に表示されたタイトルにルビが付記されている場合で、識別またはアクセスに重要なときは、次のように異形タイトルを記録する。 (参照: #2.1.1.2.3を見よ。) b) 特殊な読みを示すルビ ルビを丸がっこに入れて付加した形を異形タイトルとして記録する。 青い思想(こころ) (「思想」に対するルビ: こころ) 私(マコ)だけの北極点 (「私」に対するルビ: マコ) 歌時計(うたいどけい) (ルビ: うたいどけい) 対(つがい) (ルビ: つがい)
		#2.1.9.2.2	併記された語句を含むタイトル	同義語による別の表現、原語形とその略語、外来語とその原語などが、タイトルの一部に併記されている場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて本タイトルを選定し、識別またはアクセスに重要なときは、本タイトルとしなかったものを異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.1.2.4を見よ。) 誰でもわかる!BSE 対策マニュアル (本タイトル: 誰でもわかる!狂牛病対策マニュアル) twitter 完全活用術 (本タイトル: ツイッター完全活用術) アンドロイドアプリ事典 (本タイトル: Android アプリ事典)		適用		

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
E		#2.2	責任表示	責任表示は、エレメントである。 本タイトルに関する責任表示のうち、情報源に表示されている主なもの、または最初のものは、コア・エレメントである。	2.2.1A	適用	適用
		#2.2.0	通則			—	—
		#2.2.0.1	記録の範囲	資料の知的・芸術的内容の創作または実現に、責任を有するか寄与した個人・家族・団体に関する表示を、責任表示として記録する。責任表示は、個人・家族・団体の名称と、役割を示す語句から成る。ただし、名称が単独で表示されている場合もある。責任表示とするものには、著者、編纂者、作曲者、編曲者、画家などのほか、原作者、編者、訳者、脚色者、監修者、校閲者などをも含む。 記述対象が包括的な資料の一部である場合は、全体の内容等に責任を有する者の表示も、体現形の識別のために記録することがある。	2.2.1F3	適用	適用
		#2.2.0.2	エレメント・サブタイプ	責任表示には、次の a)~j)がある。 a)~b)は、責任表示のエレメント・サブタイプであり、#2.2.0.3~#2.2.2.2 で規定する。 a) 本タイトルに関する責任表示(参照:#2.2.1を見よ。) b) 本タイトルに関する並列責任表示(参照:#2.2.2を見よ。) c)~f)については、版表示のサブエレメントであり、#2.3.3~#2.3.8.2.1 で規定する。 c) 版に関する責任表示(参照:#2.3.3を見よ。) d) 版に関する並列責任表示(参照:#2.3.4を見よ。) e) 付加的版に関する責任表示(参照:#2.3.7を見よ。) f) 付加的版に関する並列責任表示(参照:#2.3.8を見よ。) g)~j)については、シリーズ表示のサブエレメントであり、#2.10.5~#2.10.14.2 で規定する。 g) シリーズに関する責任表示(参照:#2.10.5を見よ。) h) シリーズに関する並列責任表示(参照:#2.10.6を見よ。) i) サブシリーズに関する責任表示(参照:#2.10.13を見よ。) j) サブシリーズに関する並列責任表示(参照:#2.10.14を見よ。) (参照:資料の出版、頒布、製作、制作に責任を有する個人・家族・団体の表示は、#2.5~#2.8を見よ。)	2.2.1A他	適用	責任表示には、次のa)~j)がある。 a)~b)は、責任表示のエレメント・サブタイプであり、#2.2.0.3~#2.2.2.2 で規定する。 a) 本タイトルに関する責任表示(参照:#2.2.1を見よ。) b) 本タイトルに関する並列責任表示(参照:#2.2.2を見よ。)(非適用) c)~f)については、版表示のサブエレメントであり、#2.3.3~#2.3.8.2.1 で規定する。 c) 版に関する責任表示(参照:#2.3.3を見よ。) d) 版に関する並列責任表示(参照:#2.3.4を見よ。)(非適用) e) 付加的版に関する責任表示(参照:#2.3.7を見よ。) f) 付加的版に関する並列責任表示(参照:#2.3.8を見よ。)(非適用) g)~j)については、シリーズ表示のサブエレメントであり、#2.10.5~#2.10.14.2で規定する。 g) シリーズに関する責任表示(参照:#2.10.5を見よ。) h) シリーズに関する並列責任表示(参照:#2.10.6を見よ。)(非適用) i) サブシリーズに関する責任表示(参照:#2.10.13を見よ。) j) サブシリーズに関する並列責任表示(参照:#2.10.14を見よ。)(非適用) (参照:資料の出版、頒布、製作、制作に責任を有する個人・家族・団体の表示は、#2.5~#2.8を見よ。)
		#2.2.0.3	情報源	責任表示は、対応するタイトルと同一の情報源から優先して採用する。 本タイトルに関する責任表示の情報源は、#2.2.1.1.2 で、本タイトルに関する並列責任表示の情報源は、#2.2.2.1.2 で定める。	2.2.1E 2.2.2E	適用	責任表示は、対応するタイトルと同一の情報源から優先して採用する。 本タイトルに関する責任表示の情報源は、#2.2.1.1.2で定める。
		#2.2.0.4	記録の方法	責任表示は、情報源に表示されている、個人・家族・団体の名称と、その役割を示す語句を、#1.10~#1.10.11 別法に従って記録する。 野坂昭如文 米倉齊加年絵 阿川弘之、北杜夫対談 竹内理三校訂・解説 田中吉郎作図 編集 国立国会図書館総務部 日地出版株式会社編集・著作 監修:平野健次 同一の名称が、情報源に省略形と展開形等の双方で表示されている場合は、詳細な形を記録する。 National Diet Library (NDLの表示もあり) 逐次刊行物については、個人編者は、識別に重要な場合に限定して、責任表示として記録する。	2.2.1F3	一部適用	責任表示は、情報源に表示されている、個人・家族・団体の名称と、その役割を示す語句を、#1.10~#1.10.11 別法に従って記録する。 野坂昭如文 米倉齊加年絵 阿川弘之、北杜夫対談 竹内理三校訂・解説 田中吉郎作図 編集 国立国会図書館総務部 日地出版株式会社編集・著作 監修:平野健次 同一の名称が、情報源に省略形と展開形等の双方で表示されている場合は、詳細な形を記録する。 National Diet Library (NDLの表示もあり)
							責任表示は、情報源に表示されている、個人・家族・団体の名称と、その役割を示す語句を記録する。名称は、原則として、#1.10~#1.10.11別法に従って記録する。 同一の名称が、情報源に省略形と展開形等の双方で表示されている場合は、詳細な形を記録する。 National Diet Library (NDLの表示もあり) 和図書について、役割を示す語句は、名称の後ろにスペースを挿入して記録する。 野坂昭如文 米倉齊加年絵 阿川弘之、北杜夫 対談 竹内理三 校訂・解説 平野健次 監修 国立国会図書館総務部 編集 名称と役割を示す語句の間に表示された句読記号は記録しない。 国立国会図書館 監修 (情報源の表示: 監修: 国立国会図書館) 国内刊行洋図書について、名称および役割を示す語句は、#1.10~#1.10.11別法に従って記録する。ただし、役割を示す語句が日本語の場合は、和図書と同様の方法で記録する。 edited by Okamoto Takashi author: Graeme John Gilmour

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#2.2.0.4	記録の方法 任意省略	省略しても基本的な情報が不足しない場合は、責任表示の一部を省略する。省略に際して省略記号(…)は使用しない。次のような場合がある。 a) 学位、役職名等の肩書、所属団体の名称またはそのイニシャルなど Steven E. Maffeo (情報源の表示: Captain Steven E. Maffeo) Werner Dürbeck (情報源の表示: Dr. Werner Dürbeck) b) 団体の名称に含まれる法人組織等を示す語句など 日本図書館協会編 (情報源の表示: 公益社団法人日本図書館協会編) 責任表示に複数の名称が含まれていて、その役割(または責任の程度)が同一の場合は、すべての名称を記録せずに一部を省略する。 (参照: #2.2.0.4.1 任意省略 1、任意省略 2 を見よ。)	2.2.1F3	NDL準拠 省略しても基本的な情報が不足しない場合は、責任表示の一部を省略する。省略に際して省略記号(…)は使用しない。次のような場合がある。 a) 学位、役職名等の肩書、所属団体の名称またはそのイニシャルなど Steven E. Maffeo (情報源の表示: Captain Steven E. Maffeo) Werner Dürbeck (情報源の表示: Dr. Werner Dürbeck) b) 団体の名称の冒頭に表示されている法人組織等を示す語句など 日本図書館協会編 (情報源の表示: 公益社団法人日本図書館協会編)	省略しても基本的な情報が不足しない場合は、責任表示の一部を省略する。省略に際して省略記号(…)は使用しない。次のような場合がある。 a) 学位、役職名等の肩書、所属団体の名称またはそのイニシャルなど Steven E. Maffeo (情報源の表示: Captain Steven E. Maffeo) Werner Dürbeck (情報源の表示: Dr. Werner Dürbeck) b) 団体の名称の冒頭に表示されている法人組織等を示す語句など 日本図書館協会編 (情報源の表示: 公益社団法人日本図書館協会編)
		#2.2.0.4A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.2.0.4A	和古書・漢籍 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.2.0.4.1	複数の名称を含む責任表示	複数の名称を含む責任表示は、次のように記録する。 複数の個人・家族・団体の果たす役割が同一の場合は、一つの責任表示として記録する。ただし、同一の役割であっても分離して表示されている場合は、それぞれ別の責任表示として記録する。 上田修一・蟹瀬智弘著 小松克彦 + オフィス 21 編著 edited by William G. Bowen, Harold T. Shapiro (複数の個人を一つの責任表示として記録した例) 田中登 [編] 山本登朗 [編] (分離して表示されていたため、二つの責任表示として記録した例) 複数の個人・家族・団体の果たす役割が異なっている場合、一つのまとまりとして表示されている場合は、全体を一つの責任表示として記録する。 三浦徹也 with M2 written by Marty Rhodes Figley and illustrated by Marty Kelley 1集団に属している複数の構成員の名称が、その集団の名称とともに表示されている場合は、その集団の名称のみを記録して、各構成員の名称は省略する。ただし、各構成員の名称が、識別、アクセスまたは選択に重要な場合は、注記として記録する。 (参照: #2.41.2.2.3 を見よ。)	2.2.1F3	NDL準拠 複数の名称を含む責任表示は、次のように記録する。 複数の個人・家族・団体の果たす役割が同一の場合は、原則として一つの責任表示として記録する。必要に応じて、複数の名称の間の句読記号を、コンマ、スペースに置き換えて記録する。 小松克彦 + オフィス21 編著 上田修一・蟹瀬智弘 著 1集団に属している複数の構成員の名称が、その集団の名称とともに表示されている場合は、その集団の名称のみを記録して、各構成員の名称は省略する。ただし、各構成員の名称が、識別、アクセスまたは選択に重要な場合は、注記として記録する。 (参照: #2.41.2.2.3 を見よ。)	複数の名称を含む責任表示は、次のように記録する。 複数の個人・家族・団体の果たす役割が同一の場合は、原則として一つの責任表示として記録する。必要に応じて、複数の名称の間の句読記号を、コンマ、スペースに置き換えて記録する。 小松克彦 + オフィス21 編著 上田修一・蟹瀬智弘 著 1集団に属している複数の構成員の名称が、その集団の名称とともに表示されている場合は、その集団の名称のみを記録して、各構成員の名称は省略する。ただし、各構成員の名称が、識別、アクセスまたは選択に重要な場合は、注記として記録する。 (参照: #2.41.2.2.3 を見よ。)
		#2.2.0.4.2	複数の責任表示	複数の責任表示がある場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。表示順序、配置、デザイン等から判断できない場合、または本タイトルとは別の情報源から採用する場合は、合理的な順(著作の成立過程による順など)に記録する。 <例示転記省略>	2.2.1F3	適用	適用
		#2.2.0.4.3	役割を示す語句	情報源に表示されている個人・家族・団体の役割を示す語句は、そのままの形で記録する。個人・家族・団体の名称のみが表示されていて、役割を示す語句が表示されていない場合に、その役割を明らかにする必要があるときは、補ったことが分かる方法(コーディング、角がっこの使用など)で記録する。 国立国会図書館編集 (本タイトル: 図説よりすぐり国会図書館) <以下例示転記省略> 音楽資料の演奏者は、情報源に表示されているパートを、役割を示す語句として記録することができる。 <例示転記省略>	2.2.1F3	適用	情報源に表示されている個人・家族・団体の役割を示す語句は、そのままの形で記録する。ただし、日本語の役割を示す語句のうち、末尾の「者」「家」など、省略しても意味が通じる語がある場合は、その語を省略して記録する。 一つの責任表示に対して複数の役割を示す語句がある場合は、「・」でつないで記録する。 国立国会図書館編集 (情報源の表示: 編集 国立国会図書館) 高橋誠一郎 著 (情報源の表示: 著者 高橋誠一郎) ちひろ美術館 企画・編集 また、和図書について、役割を示す語句が外国語のみの場合は、原則として当該語句を日本語に訳して、角がっこを使用して記録する。 [著] (情報源の表示: by) [編] (情報源の表示: edited by) [撮影] (情報源の表示: photo) 個人・家族・団体の名称のみが表示されていて、役割を示す語句が表示されていない場合に、その役割を明らかにする必要があるときは、角がっこを使用して記録する。

エレメント	7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番		適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#2.2.0.4.3A	和古書・漢籍	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.2.0.4.4	責任表示に付随している他の語句	責任表示に他の語句が付随している場合、または本来、タイトル関連情報、版表示など他のエレメントとして扱われる情報が責任表示の一部として表示されている場合は、それらも責任表示の一部として記録する。 Mozart neue Instrumentierung von Beyer 逆に、本来、責任表示として扱われる名称が他のエレメント(本タイトル、タイトル関連情報、出版者等)の一部として表示されている場合は、責任表示ではなく、そのエレメントの一部として記録する。情報源で、他のエレメントの一部として表示され、かつ責任表示としても表示されている場合は、双方のエレメントとして記録する。 高知県立文学館 (本タイトル: 高知県立文学館開館 15 周年記念誌) ドメニコ・スカルラッチィ (本タイトル: スカルラッチィ・ソナタ集) NHK 編集 (本タイトル: NHK じょうずな話し方)	2.2.1F3	適用		責任表示に他の語句が付随している場合、または本来、タイトル関連情報、版表示など他のエレメントとして扱われる情報が責任表示の一部として表示されている場合は、名称部分のみを責任表示として記録し、名称以外の語句は記録しない。ただし、必要に応じて、名称以外の語句を役割を示す語句に置き換え、角がっこを使用して記録する。責任表示に付随している他の語句が、外国語で表されている場合に、必要なときは、日本語の役割を示す語句として、角がっこを使用して記録する。 OECD租税委員会 (情報源の表示: OECD租税委員会による報告書) (本来、タイトル関連情報として扱う情報が責任表示の一部として表示されていると判断した場合) 国立国会図書館 [編集] (情報源の表示: 国立国会図書館による再編集) 国内刊行洋図書について、責任表示を#1.10~#1.10.11別法に従って記録する場合に、責任表示に他の語句が付随しているとき、または本来、タイトル関連情報、版表示など他のエレメントとして扱われる情報が責任表示の一部として表示されているときは、それらも責任表示の一部として記録する。 逆に、本来、責任表示として扱われる名称が他のエレメント(本タイトル、タイトル関連情報、出版者等)の一部として表示されている場合は、責任表示ではなく、そのエレメントの一部として記録する。情報源で、他のエレメントの一部として表示され、かつ責任表示としても表示されている場合は、双方のエレメントとして記録する。 高知県立文学館 (本タイトル: 高知県立文学館開館15周年記念誌) NHK 編集 (本タイトル: NHK じょうずな話し方)
		#2.2.0.4.5	語句等による個人・家族・団体の名称を含む責任表示	記述対象の内容との関係を示す語句等による個人・家族・団体の名称は、責任表示として記録する。 ある英国の説教者著 湖浜馨訳 (本タイトル: 主よ、みこころを教えてください)	2.2.1F3	適用		適用
		#2.2.0.4.6	個人・家族・団体の名称を含まない責任表示	個人・家族・団体の名称が表示されていない場合も、資料の知的・芸術的内容の創作または実現に対する関係を示す語句が表示されていれば、それを責任表示として記録する。 by a group of scholars by an anonymous teenager with illustrations by the author with a new preface by the author 資料の知的・芸術的内容の創作または実現に対する関係を示していない情報(利用対象を示す語句、標語、授賞の表示など)は、情報源に表示されていても責任表示には含めない。	2.2.1F3	適用		適用
		#2.2.0.5	複製	複製については、原資料の責任表示ではなく複製自体の責任表示を記録する。原資料の責任表示は、関連する体現形の責任表示として記録する。 (参照: #43.3 を見よ。)	2.0.4	一部適用	原本代替資料をのぞく複製については、原資料の責任表示ではなく複製自体の責任表示を記録する。原資料の責任表示は、関連する体現形の責任表示として記録する。 (参照: #43.3 を見よ。)  原本代替資料については、現資料の責任表示を記録する。	複製については、複製自体の責任表示を記録する。必要に応じて、原資料の責任表示をも記録する。責任表示として記録しなかった原資料の責任表示は、関連する体現形の責任表示として記録する。 (参照: #43.3 を見よ。) 原資料の責任表示が情報源に表示されていない場合に、識別またはアクセスに必要なときは、角がっこを使用して記録する。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#2.2.0.6	変化	<p>複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、責任表示に変化、追加または削除が生じることがある。</p> <p>複数巻単行資料または逐次刊行物では、責任表示に変化、追加または削除が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化、追加または削除の旨を注記として記録する。(参照: #2.41.2.2.4.1 を見よ。)</p> <p>北海道立総合研究機構花・野菜技術センター編 (責任表示に関する注記: 平成 20 年度から平成 21 年度までの編者: 北海道立花・野菜技術センター)</p> <p>ただし、逐次刊行物において、責任表示に重要な変化が生じた場合は、新しい著作とみなし、体現形に対する新規の記述を作成する。重要な変化とは、本タイトルが総称的な語である場合の、逐次刊行物の識別にかかわる責任表示の変化である。(参照: 体現形に対する新規の記述を作成する必要がある場合は、#1.5、#2.1.1.4.1f)、#2.2.1.1.1 任意追加、#2.1.1.4.2m)を見よ。)</p> <p>更新資料については、責任表示に変化または追加が生じた場合は、最新のイテレーションを反映して責任表示の記録を改める。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、変化前の責任表示を注記として記録する。責任表示が後続のイテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映して責任表示を記録から削除する。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、削除した旨を注記として記録する。(参照: #2.0.5 を見よ。)</p> <p>(参照: #2.41.2.2.4.2 を見よ。)</p>	2.0.3 2.0.6	一部適用	<p>包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料においては、責任表示に変化、追加または削除が生じることがある。</p> <p>包括的記述を作成する複数巻単行資料までは、責任表示に変化、追加または削除が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化、追加または削除の旨を注記として記録する。(参照: #2.41.2.2.4.1 を見よ。)</p> <p>更新資料については、責任表示に変化または追加が生じた場合は、最新のイテレーションを反映して責任表示の記録を改める。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、変化前の責任表示を注記として記録する。責任表示が後続のイテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映して責任表示を記録から削除する。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、削除した旨を注記として記録する。(参照: #2.0.5 を見よ。)</p> <p>(参照: #2.41.2.2.4.2 を見よ。)</p>	適用
ES	*	#2.2.1	本タイトルに関係する責任表示	<p>本タイトルに関係する責任表示は、責任表示の要素・サブタイプである。</p> <p>本タイトルに関係する責任表示は、情報源に表示されているもののうち、最初に記録する一つの責任表示のみがコア・要素である。</p>	2.2.1A	適用	適用	
		#2.2.1.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#2.2.1.1.1	記録の範囲	<p>本タイトルに関係する責任表示は、責任表示のうち、本タイトルに関係する表示である。</p> <p>責任表示の範囲には、著者、編纂者、作曲者、編曲者、画家などのほか、原作者、編者、訳者、脚色者、監修者、校閲者などをも含む。</p> <p>本タイトルに関係する責任表示として記録しなかったものは、識別、アクセスまたは選択に重要な場合は、注記として記録する。(参照: #2.41.2.2.3 を見よ。)</p> <p>志賀直哉 つださうきち著 渡辺正臣調査・執筆 千秋社地図作成 G. Gershwin 武満徹編曲 菅野由弘 高橋竹山 Hiroko Nakamura Chick Corea &amp; Friedrich Gulda 天理大学附属天理図書館編 秋田大学大学院教育学研究科編 国際観光振興会企画調査部監修 邦楽楽譜において、&lt;以下転記省略&gt;</p>	2.2.1F3	適用	適用	
		#2.2.1.1.2	情報源	<p>本タイトルに関係する責任表示は、次の優先順で情報源を選定する。</p> <p>a) 本タイトルと同一の情報源 (参照: #2.1.1.1.2 を見よ。)</p> <p>b) 資料自体の他の情報源 (#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。)</p> <p>c) 資料外の情報源 (参照: #2.0.2.3 を見よ。)</p> <p>必要な場合は、情報源を注記として記録する。(参照: #2.41.2.2.3 を見よ。)</p>	2.2.1E	適用	適用	
		#2.2.1.2	記録の方法	<p>本タイトルに関係する責任表示は、情報源に表示された情報を、#2.2.0.4～#2.2.0.4.6 に従って記録する。</p> <p>野坂昭如文 米倉齊加年絵 阿川弘之・北社夫対談 竹内理三校訂・解説 田中吉郎作図 日地出版株式会社編集・著作</p>	2.2.1F3	適用	適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#2.2.1.2.1	複数の言語・文字種による責任表示	情報源に責任を有するものの表示が複数あり、それらが同一の名称、役割を示す語句を複数の言語または文字種で表示しているだけの場合は、本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。	2.2.1F3	適用		
		#2.2.1.2.1	複数の言語・文字種による責任表示別法	*情報源に責任を有するものの表示が複数あり、それらが同一の名称、役割を示す語句を複数の言語または文字種で表示しているだけの場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。 ただし、並列タイトルが存在する場合は、内容よりも本タイトルと同一の言語または文字種によるものを優先して記録する*。	2.2.1F3	非適用	情報源に責任を有するものの表示が複数あり、それらが同一の名称、役割を示す語句を複数の言語または文字種で表示しているだけの場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。	
		#2.2.1.2.2	総合タイトルのない資料	総合タイトルのない資料の場合、記述対象全体に共通する責任表示は、すべてのタイトル、タイトル関連情報などに対応していることが分かるように記録する。 Don Juan : Op. 20 : Tondichtung nach Nikolaus Lenau = 交響詩ドン・ファン ; Till Eulenspiegels lustige Streiche : Op. 28 : nach alter Schelmenweise = 交響詩ティル・オイレンシュピーゲルの愉快ないたずら ; Tod und Verklärung : Op. 24 = 交響詩死と浄化 / Richard Strauss ; London Symphony Orchestra ; Claudio Abbado, conductor (ISBD 区切り記号法を用いてタイトル等との対応関係を示した例) 責任表示が個別のタイトルに関係している場合は、対応するタイトルとタイトル関連情報が分かるように記録する。 土佐日記 / 紀貫之著 ; 池田弥三郎訳 蜻蛉日記 / 藤原道綱母著 ; 室生犀星訳 マリンバの時 / 三木稔 = Time for marimba / Minoru Miki. トルスⅢ / 三善晃 = Torse III / Akira Miyoshi. マリンバのためのミラーージュ / 末吉保雄 = Mirage pour marimba / Yasuo Sueyoshi. モノヴァランスⅠ / 池辺晋一郎 = Monovalence I / Shin'ichiro Ikebe Turangalila symphony / Messiaen = トゥランガリーラ交響曲 / メシアン。		NDL準拠	総合タイトルのない資料の場合、記述対象全体に共通する責任表示は、すべてのタイトル、タイトル関連情報などに対応していることが分かるように記録する。 に「ごりえ ; たけくらべ / 樋口一葉 著 責任表示が個別のタイトルに関係している場合は、対応するタイトルとタイトル関連情報が分かるように記録する。 土佐日記 / 紀貫之 著 ; 池田弥三郎 訳 蜻蛉日記 / 藤原道綱母 著 ; 室生犀星 訳 責任表示が個別のタイトルに関係している、かつ個別のタイトル全体に共通する責任表示もある場合は、それぞれの関係が分かるように責任表示を記録する。	総合タイトルのない資料の場合、記述対象全体に共通する責任表示は、すべてのタイトル、タイトル関連情報などに対応していることが分かるように記録する。 に「ごりえ ; たけくらべ / 樋口一葉 著 責任表示が個別のタイトルに関係している場合は、対応するタイトルとタイトル関連情報が分かるように記録する。 土佐日記 / 紀貫之 著 ; 池田弥三郎 訳 蜻蛉日記 / 藤原道綱母 著 ; 室生犀星 訳 責任表示が個別のタイトルに関係している、かつ個別のタイトル全体に共通する責任表示もある場合は、それぞれの関係が分かるように責任表示を記録する。
ES		#2.2.2	本タイトルに関係する並列責任表示	本タイトルに関係する並列責任表示は、責任表示の要素・サブタイプである。	2.2.1A	適用	非適用	
		#2.2.2.1	記録の範囲・情報源			-	-	
		#2.2.2.1.1	記録の範囲	本タイトルに関係する並列責任表示は、本タイトルに関係する責任表示として記録したものと異なる言語および(または)文字による表示である。	2.2.1F3	適用	非適用	
		#2.2.2.1.2	情報源	本タイトルに関係する並列責任表示は、対応する並列タイトルと同一の情報源から採用する。対応する並列タイトルが存在しない場合は、対応する本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.1.1.2、#2.1.2.1.2を見よ。)	2.2.1E	適用	非適用	
		#2.2.2.2	記録の方法	本タイトルに関係する並列責任表示の記録は、情報源に表示された情報を、#2.2.0.4~#2.2.0.4.6に従って記録する。 情報源に、本タイトルに関係する並列責任表示が複数の言語および(または)文字種で表示されている場合は、対応する並列タイトルと同一の順に記録する。対応する並列タイトルが存在しない場合などは、表示されている順に記録する。 Joji Yuasa (本タイトルに関係する責任表示: 湯浅譲二) Association européenne pour l'informatiom et les bibliothèques de santé (本タイトルに関係する責任表示: European Association for Health Information and Libraries)	2.2.1F3	適用	非適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
E		#2.3	版表示	版表示は、エレメントである。	2.2.2E	適用	適用
		#2.3.0	通則			—	—
		#2.3.0.1	記録の範囲	記述対象がどのような版であるかを示す表示を、版表示として記録する。版表示は、版次、版に関する責任表示等から成る。版表示には、版次だけではなく、付加的版次をも含むことがある。同様に、版に関する責任表示だけでなく、付加的版に關係する責任表示をも含むことがある。また、非刊行物に含まれる著作の版を示す表示も、版表示として扱う。	2.2.2D	一部適用	記述対象がどのような版であるかを示す表示を、版表示として記録する。版表示は、版次、版に関する責任表示等から成る。版表示には、版次だけではなく、付加的版次をも含むことがある。同様に、版に關係する責任表示だけでなく、付加的版に關係する責任表示をも含むことがある。
		#2.3.0.2	サブエレメント	版表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、版次および付加的版次は、コア・エレメントである。 a) 版次(参照: #2.3.1を見よ。) b) 並列版次(参照: #2.3.2を見よ。) c) 版に關係する責任表示(参照: #2.3.3を見よ。) d) 版に關係する並列責任表示(参照: #2.3.4を見よ。) e) 付加的版次(参照: #2.3.5を見よ。) f) 並列付加的版次(参照: #2.3.6を見よ。) g) 付加的版に關係する責任表示(参照: #2.3.7を見よ。) h) 付加的版に關係する並列責任表示(参照: #2.3.8を見よ。)(参照: #2.2.0.2c)~f)を見よ。	2.2.2A	一部適用	版表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、版次および付加的版次は、コア・エレメントである。 a) 版次(参照: #2.3.1を見よ。) b) 並列版次(参照: #2.3.2を見よ。) c) 版に關係する責任表示(参照: #2.3.3を見よ。) d) 版に關係する並列責任表示(参照: #2.3.4を見よ。)(非適用) e) 付加的版次(参照: #2.3.5を見よ。) f) 並列付加的版次(参照: #2.3.6を見よ。)(非適用) g) 付加的版に關係する責任表示(参照: #2.3.7を見よ。) h) 付加的版に關係する並列責任表示(参照: #2.3.8を見よ。)(非適用)(参照: #2.2.0.2c)~f)を見よ。
		#2.3.0.3	情報源	版表示の情報源は、サブエレメントごとに定める。	2.2.2E	適用	適用
		#2.3.0.4	記録の方法	版表示は、情報源に表示されている版次などを、#1.10~#1.10.11 別法に従って記録する。版に關係する責任表示などは、#2.2.0.4~#2.2.0.4.6に従って記録する。 複数の巻号(付属資料を含む)から成る資料全体を記述対象とする場合は、全体に關係する版表示を記録する。識別に重要な場合は、さらに記述対象の一部分にのみ關係する版表示を注記として記録する。(参照: #2.41.3.2.2を見よ。)	2.2.2F	適用	適用
		#2.3.0.4	記録の方法 任意追加	版次などの全体または一部が資料自体に表示されていなくても、他の版と重要な違いがあると知られていて、それが識別またはアクセスに重要な場合は、版表示として記録する。この場合、資料外から採用したことを、注記および(または)その他の方法(コーディング、角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.41.3.2.1aを見よ。) [改訂版] [1991] 増補新版 [2011年版]	2.2.2F	NDL準拠	版次などの全体または一部が資料自体に表示されていなくても、他の版と重要な違いがあると知られていて、それが識別またはアクセスに重要な場合は、版表示として記録する。この場合、資料外から採用したことが分かるように角がっこを使用して記録し、必要に応じて注記する。 (参照: #2.41.3.2.1aを見よ。) [改訂版] [1991] 増補新版 [2011年版]
		#2.3.0.4.1	数字	版次などは、情報源から#1.10~#1.10.11 別法に従って記録する。アラビア数字以外の数字、ローマ字、キリル文字等を含むものも、情報源における表示のまま記録する。 第二版 (情報源の表示: 第二版) New ed. (情報源の表示: New ed.) Second edition (情報源の表示: second edition)	2.2.2F	非適用	別法を適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.3.0.4.1	数字 別法	版次などは、情報源から#1.10.10.1～#1.10.11.11 別法に従って記録する。*ただし、漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、#1.10.10.1～#1.10.10.4 に従ってアラビア数字で記録する*。 第2版 (情報源の表示: 第二版) New ed. (情報源の表示: New ed.) 2nd edition (情報源の表示: second edition)	2.2.2F	適用	
		#2.3.0.5	複製	複製については、原資料の版表示ではなく複製自体の版表示を記録する。原資料の版表示は、関連する体現形の版表示として記録する。(参照: #43.3 を見よ。)	2.0.4	一部適用	原本代替資料をのぞく複製については、原資料の版表示ではなく複製自体の版表示を記録する。原資料の版表示は、関連する体現形の版表示として記録する。(参照: #43.3 を見よ。) 原本代替資料については、現資料の版表示を記録する。
		#2.3.0.6	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、版表示に変化、追加または削除が生じることがある。版表示に対象範囲や主題が変わったことを示す変化がある場合は、別の資料とみなして体現形に対する新規の記述を作成する。それ以外の場合は、次のとおりとする。(参照: 体現形に対する新規の記述を作成する場合は、#2.0.5 を見よ。) 複数巻単行資料を包括的に記述する場合には、識別またはアクセスに重要なときは、巻号による版表示の違いを注記として記録する。(参照: #2.41.3.2.4.1 を見よ。) 逐次刊行物については、版表示に変化、追加または削除が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化、追加または削除の旨を注記として記録する。(参照: #2.41.3.2.4.1 を見よ。) 更新資料については、版表示に変化、追加または削除が生じた場合は、最新のイテレーションを反映して版表示の記録を改める。(参照: #2.41.3.2.4.2 を見よ。)		一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料においては、版表示に変化、追加または削除が生じることがある。版表示に対象範囲や主題が変わったことを示す変化がある場合は、別の資料とみなして体現形に対する新規の記述を作成する。それ以外の場合は、次のとおりとする。(参照: 体現形に対する新規の記述を作成する場合は、#2.0.5 を見よ。) 包括的記述を作成する複数巻単行資料については、識別またはアクセスに重要なときは、巻号による版表示の違いを注記として記録する。(参照: #2.41.3.2.4.1 を見よ。) 更新資料については、版表示に変化、追加または削除が生じた場合は、最新のイテレーションを反映して版表示の記録を改める。(参照: #2.41.3.2.4.2 を見よ。)
S	*	#2.3.1	版次	版次は、版表示のサブエレメントである。版次は、コア・エレメントである。	2.2.2A	適用	適用
		#2.3.1.1	記録の範囲・情報源			—	—



エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.3.1.1.1	記録の範囲	版次は、記述対象が属する版を示す語、数字またはこれらの組み合わせである。 版次には、通常、次の語、数字またはこれらの組み合わせが該当する。 内容の変更を伴わない刷次と判断される場合は、版次として扱わない。 a) 日本語 序数と「版」、または他の版との内容の相違を示す「改訂」、「増補」、「新版」などの語を含むもの。 改訂版 第1版 初版 増補3版 リマスター版 b) 外国語 「edition」、「issue」、「release」、「level」、「state」、「update」またはそれに相当する他の言語による語を含むもの。省略形の場合も含む。 1st edition 2. Ausgabe Ver. 2.5 また、次の相違を示すものがある。	2.2.2F	一部適用	版次は、記述対象が属する版を示す語、数字またはこれらの組み合わせである。 版次には、通常、次の語、数字またはこれらの組み合わせが該当する。内容の変更を伴わない刷次と判断される場合は、版次として扱わない。 a) 日本語 序数と「版」、または他の版との内容の相違を示す「改訂」、「増補」、「新版」などの語を含むもの。 改訂版 増補3版 リマスター版 b) 外国語 「edition」、「issue」、「release」、「level」、「state」、「update」またはそれに相当する他の言語による語を含むもの。省略形の場合も含む。 2nd edition 2. Ausgabe Ver. 2.5 また、次の相違を示すものがある。	版次は、記述対象が属する版を示す語、数字またはこれらの組み合わせである。 版次には、通常、次の語、数字またはこれらの組み合わせが該当する。内容の変更を伴わない刷次と判断される場合は、版次として扱わない。 a) 日本語 序数と「版」、または他の版との内容の相違を示す「改訂」、「増補」、「新版」などの語を含むもの。 改訂版 増補3版 リマスター版 b) 外国語 「edition」、「issue」、「release」、「level」、「state」、「update」またはそれに相当する他の言語による語を含むもの。省略形の場合も含む。 2nd edition 2. Ausgabe Ver. 2.5 また、次の相違を示すものがある。
		#2.3.1.1.1	記録の範囲(続)	c) 内容の変更による相違 データ更新版 最終草案対応版 ディレクターズ・カット版 Full version 内容の変更を伴う刷次は、版次として扱う。 第2刷補訂 なお、特定の版に属する刷次の表示中に、改訂、増補などに相当する語がある場合は、これを付加的版次として扱う。(参照: #2.3.5.1.1 を見よ。) d) 地理的範囲の相違 国際版欧州 Latin America edition e) 言語の相違 中文版 English ed. 日本語版 English version f) 利用対象者の相違 看護学生版 g) 刊行の様式、形態等の相違 DVD-ROM 版 CD-ROM 版 カセット版 Windows 版 新装版 豪華版 普及版 限定版 私家版 縮刷版 複製版 累積版 Reprint ed. Reduced ed.		一部適用	c) 内容の変更による相違 データ更新版 最終草案対応版 内容の変更を伴う刷次は、版次として扱う。 第2刷補訂 なお、特定の版に属する刷次の表示中に、改訂、増補などに相当する語がある場合は、これを付加的版次として扱う。 (参照: #2.3.5.1.1 を見よ。) e) 言語の相違 言語の相違を示す版次は必要に応じて記録する。 中文版 English ed. 日本語版 English version g) 刊行の様式、形態等の相違 新装版 豪華版 普及版 限定版 複製版 Reprint ed.	c) 内容の変更による相違 データ更新版 最終草案対応版 内容の変更を伴う刷次は、版次として扱う。 第2刷補訂 なお、特定の版に属する刷次の表示中に、改訂、増補などに相当する語がある場合は、これを付加的版次として扱う。 (参照: #2.3.5.1.1 を見よ。) e) 言語の相違 言語の相違を示す版次は必要に応じて記録する。 中文版 English ed. 日本語版 English version g) 刊行の様式、形態等の相違 新装版 豪華版 普及版 限定版 複製版 Reprint ed.

エレメントコア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
			<p>h) 内容と結びつく日付の相違 i) 楽譜の特定の形式の相違 j) 楽譜の特定の声域の相違 (参照: #2.3.1.1.1B を見よ。) (参照: 逐次刊行物または更新資料については、あわせて#2.3.1.1.1C を見よ。) ただし、「版」、「edition」などと表示されていても、本タイトル(部編タイトルなどの従属タイトルを含む)、タイトル関連情報または責任表示の一部として記録したものは、版次として扱わない。 (参照: #2.1.1.2.2c)、#2.1.1.2.8Bb)を見よ。) 【本タイトル】新編日本の活断層 【本タイトル】五訂食品成分表 【本タイトル】Compact-size edition of Data book of world lake environments</p>		一部適用	<p>h) 内容と結びつく日付の相違 ただし、「版」、「edition」などと表示されていても、本タイトル(部編タイトルなどの従属タイトルを含む)、タイトル関連情報または責任表示の一部として記録したものは、版次として扱わない。 (参照: #2.1.1.2.2c)、#2.1.1.2.8Bb)を見よ。)</p>	<p>h) 内容と結びつく日付の相違 2016年6月改訂 ただし、「版」、「edition」などと表示されていても、本タイトル(部編タイトルなどの従属タイトルを含む)、タイトル関連情報または責任表示の一部として記録したものは、版次として扱わない。 (参照: #2.1.1.2.2c)、#2.1.1.2.8Bb)を見よ。) 【本タイトル】新編日本の活断層 【本タイトル】五訂食品成分表 【本タイトル】 Compact-size edition of Data book of world lake environments</p>
	#2.3.1.1.1A	書写資料	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.3.1.1.1B	楽譜	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.3.1.1.1C	逐次刊行物および更新資料	<p>次に挙げるものは、版次として扱わない。 a) 逐次刊行物の巻次、年月次を示す表示 b) 定期的な改訂、または頻繁な更新を示す表示</p>	2.0.6	一部適用	<p>次に挙げるものは、版次として扱わない。 b) 定期的な改訂、または頻繁な更新を示す表示</p>	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.3.1.1.2	情報源	版次は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)	2.2.2E	適用	適用
		#2.3.1.2	記録の方法	版次は、#2.3.0.4～#2.3.0.4.1 別法に従って記録する。	2.2.2F	適用	適用
		#2.3.1.2	記録の方法 任意省略	次の版次は記録しない。 a) 初版 b) 総合タイトルのない資料の個別の著作に係る版次	2.2.2F	適用	適用
		#2.3.1.2.1	語句の補足	情報源に数字および(または)文字のみが表示されている場合は、版であることが分かるように適切な語句を補って記録する。この場合、資料外から採用したことを、注記および(または)その他の方法(コーディング、角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.41.3.2.1b)を見よ。 2011 [版] Revised [edition]	2.2.2F	一部適用	情報源に数字および(または)文字のみが表示されている場合は、版であることが分かるように適切な語句を補って記録する。この場合、資料外から採用したことが分かるように角がっこを使用して記録する。 (参照: #2.41.3.2.1b)を見よ。 2011 [版]
		#2.3.1.2.2	複数の版次	情報源に複数の版次が表示されている場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいた順に記録する。 第3版 2015年版 (情報源に双方ともに表示されている例) Philippine edition Paperback edition (情報源に双方ともに表示されている例)	2.2.2F	適用	適用
		#2.3.1.2.3	複数の言語・文字種による版次	情報源に、版次が複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。	2.2.2F	適用	
		#2.3.1.2.3	複数の言語・文字種による版次 別法	*情報源に、版次が複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する*。		非適用	適用
S		#2.3.2	並列版次	並列版次は、版表示のサブエレメントである。	2.2.2F	適用	非適用
		#2.3.2.1	記録の範囲・情報源				—
		#2.3.2.1.1	記録の範囲	並列版次は、版次として記録したものと異なる言語および(または)文字種による表示である。	2.2.2F	適用	非適用
		#2.3.2.1.2	情報源	並列版次は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 版次と同一の情報源(参照: #2.3.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)	2.2.2E	適用	非適用
		#2.3.2.2	記録の方法	並列版次は、#2.3.0.4～#2.3.0.4.1 別法に従って記録する。	2.2.2F	適用	非適用
		#2.3.2.2.1	複数の並列版次	並列版次が複数ある場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいた順に記録する。	2.2.2F	適用	非適用
S		#2.3.3	版に関する責任表示	版に関する責任表示は、版表示のサブエレメントである。	2.2.2A	適用	適用
		#2.3.3.1	記録の範囲・情報源				—

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.3.3.1.1	記録の範囲	版に関する責任表示は、責任表示のうちの特定の版に関する表示である。記述対象の責任表示のうち、属する版(補遺資料を含む)にのみ関係する個人・家族・団体の名称と、その役割を示す語句を記録する。次のような場合がある。 a) 特定の版にのみ関係している責任表示 b) 複数の版に関係しているが、すべての版には関係していない責任表示(すべての版に関係する責任表示は、本タイトルに関係する責任表示として記録する。) 責任表示が、すべての版に関係しているか、一部の版にのみ関係しているか判断できない場合、または版次の有無が判明しない場合は、本タイトルに関係する責任表示として扱う。 また、記述対象が初版である場合は、すべての責任表示を本タイトルに関係する責任表示として扱う。	2.2.2F	適用		適用
		#2.3.3.1.2	情報源	版に関する責任表示は、版次と同一の情報源から採用する。 (参照: #2.3.1.1.2 を見よ。)	2.2.2E	適用		適用
		#2.3.3.2	記録の方法	版に関する責任表示は、#2.2.0.4~#2.2.0.4.6 に従って記録する。 日本語大辞典第二版編集委員会編集	2.2.2F	適用		適用
		#2.3.3.2.1	複数の言語・文字種による責任表示	情報源に、版に関する責任表示が複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用		
		#2.3.3.2.1	複数の言語・文字種による責任表示 別法	*情報源に、版に関する責任表示が複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する*。		非適用		適用
S		#2.3.4	版に関する並列責任表示	版に関する並列責任表示は、版表示のサブエレメントである。		適用		非適用
		#2.3.4.1	記録の範囲・情報源			-		-
		#2.3.4.1.1	記録の範囲	版に関する並列責任表示は、版に関する責任表示として記録したものと異なる言語および(または)文字種による表示である。		適用		非適用
		#2.3.4.1.2	情報源	版に関する並列責任表示は、対応する並列版次と同一の情報源から採用する。対応する並列版次が存在しない場合は、版次と同一の情報源から採用する。 (参照: #2.3.1.1.2、#2.3.2.1.2 を見よ。)		適用		非適用
		#2.3.4.2	記録の方法	版に関する並列責任表示は、#2.2.0.4~#2.2.0.4.6 に従って記録する。		適用		非適用
		#2.3.4.2.1	複数の並列責任表示	版に関する並列責任表示が複数ある場合は、対応する並列版次と同じ順に記録する。 対応する並列版次が存在しない場合は、情報源に表示されている順に記録する。		適用		非適用
S	*	#2.3.5	付加的版次	付加的版次は、版表示のサブエレメントである。 付加的版次は、コア・エレメントである。	2.2.2A	適用		適用
		#2.3.5.1	記録の範囲・情報源			-		-
		#2.3.5.1.1	記録の範囲	付加的版次は、ある版に変更が加えられて再発行されたことを示す版次である。再発行 されても従前の版から変更が加えられていない場合に、識別またはアクセスに重要でないときは、付加的版次として扱わない。 日本語で表示されている場合は、「改訂」、「増補」等の表示のある刷次をも含む。(参照: #2.3.1.1.1 を見よ。)	2.2.2F	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.3.5.1.2	情報源	付加的版次は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 版次と同一の情報源(参照: #2.3.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)	2.2.2E	適用	適用
		#2.3.5.2	記録の方法	付加的版次は、#2.3.0.4~#2.3.0.4.1 別法に従って記録する。 増補第二刷 (版次: 第一版。#2.3.0.4.1 適用の場合) 2 版 (版次: 改訂版) 新装版 (版次: 改訂版) corrected reprint (版次: 1st edition)	2.2.2F	適用	付加的版次は、#2.3.0.4~#2.3.0.4.1別法に従って記録する。 増補第2刷 (版次: 新版) 2版 (版次: 改訂版) 新装版 (版次: 改訂版)
		#2.3.5.2.1	複数の言語・文字種による付加的版次	情報源に、付加的版次が複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用	
		#2.3.5.2.1	複数の言語・文字種による付加的版次 別法	*情報源に、付加的版次が複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する*。		非適用	適用
S		#2.3.6	並列付加的版次	並列付加的版次は、版表示のサブエレメントである。		非適用	並列付加的版表示は、記述文法で規定されないため、NDLと同様に非適用
		#2.3.6.1	記録の範囲・情報源				—
		#2.3.6.1.1	記録の範囲	並列付加的版次は、付加的版次として記録したものと異なる言語および(または)文字種による表示である。		非適用	非適用
		#2.3.6.1.2	情報源	並列付加的版次は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 付加的版次と同一の情報源(参照: #2.3.5.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)		非適用	非適用
		#2.3.6.2	記録の方法	並列付加的版次は、#2.3.0.4~#2.3.0.4.1 別法に従って記録する。		非適用	非適用
		#2.3.6.2.1	複数の並列付加的版次	並列付加的版次が複数ある場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいた順に記録する。		非適用	非適用
S		#2.3.7	付加的版に関係する責任表示	付加的版に関係する責任表示は、版表示のサブエレメントである。	2.2.2A	適用	適用
		#2.3.7.1	記録の範囲・情報源				—
		#2.3.7.1.1	記録の範囲	付加的版に関係する責任表示は、責任表示のうち、特定の付加的版に関係する表示である。記述対象の責任表示のうち、属する付加的版のみに関係する個人・家族・団体の名称と、その役割を示す語句を記録する。	2.2.2F	適用	適用
		#2.3.7.1.2	情報源	付加的版に関係する責任表示は、付加的版次と同一の情報源から採用する。 (参照: #2.3.5.1.2 を見よ。)	2.2.2E	適用	適用
		#2.3.7.2	記録の方法	付加的版に関係する責任表示は、#2.2.0.4~#2.2.0.4.6 に従って記録する。	2.2.2F	適用	付加的版に関係する責任表示は、#2.2.0.4~#2.2.0.4.6に従って記録する。 船山泰範 補訂 (版次: 第3版、付加的版: 補訂2版)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.3.7.2.1	複数の言語・文字種による責任表示	付加的版に関する責任表示が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。	適用		
		#2.3.7.2.1	複数の言語・文字種による責任表示 別法	*付加的版に関する責任表示が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する*。	非適用		適用
S		#2.3.8	付加的版に関する並列責任表示	付加的版に関する並列責任表示は、版表示のサブエレメントである。	非適用		非適用
		#2.3.8.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.3.8.1.1	記録の範囲	付加的版に関する並列責任表示は、付加的版に関する責任表示として記録したものと異なる言語および(または)文字種による表示である。	非適用		非適用
		#2.3.8.1.2	情報源	付加的版に関する並列責任表示は、対応する並列付加的版次と同一の情報源から採用する。対応する並列付加的版次が存在しない場合は、付加的版次と同一の情報源から採用する。(参照: #2.3.5.1.2、#2.3.6.1.2 を見よ。)	非適用		非適用
		#2.3.8.2	記録の方法	付加的版に関する並列責任表示は、#2.2.0.4～#2.2.0.4.6 に従って記録する。	非適用		非適用
		#2.3.8.2.1	複数の並列責任表示	付加的版に関する並列責任表示が複数ある場合は、対応する付加的並列版次と同じ順に記録する。対応する付加的並列版次が存在しない場合は、情報源に表示されている順に記録する。	非適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
E		#2.4	逐次刊行物の順序表示	逐次刊行物の順序表示は、エレメントである。		対象外	非適用
		#2.4.0	通則			—	—
		#2.4.0.1	記録の範囲	逐次刊行物の個々の部分(巻号)を識別する表示を、逐次刊行物の順序表示として記録する。 順序表示には、巻次と年月次とがある。巻次は、数字、文字などから成り、年月次は、年、月、日または時期を示す数字、文字から成る。 順序表示の方式に変化があった場合は、古い方式による表示と新しい方式による表示の双方を記録する。 (参照: #2.4.0.6 を見よ。) また、同時に複数の順序表示の方式を保持している場合がある。この場合は、主な順序表示または最初に表示された順序表示を、この優先順位で初号および(または)終号の巻次および(または)年月次として扱い、それ以外のものを初号および(または)終号の別方式の巻次および(または)年月次として扱う。		対象外	非適用
		#2.4.0.2	エレメント・サブタイプ	順序表示には、次のエレメント・サブタイプがある。これらのうち、初号の巻次、初号の年月次、終号の巻次、終号の年月次は、コア・エレメントである。順序表示の方式が変化した場合は、初号の巻次および(または)年月次については最初の方式のものが、終号の巻次および(または)年月次については最後の方式のものが、コア・エレメントである。 a) 初号の巻次(参照: #2.4.1 を見よ。) b) 初号の年月次(参照: #2.4.2 を見よ。) c) 終号の巻次(参照: #2.4.3 を見よ。) d) 終号の年月次(参照: #2.4.4 を見よ。) e) 初号の別方式の巻次(参照: #2.4.5 を見よ。) f) 初号の別方式の年月次(参照: #2.4.6 を見よ。) g) 終号の別方式の巻次(参照: #2.4.7 を見よ。) h) 終号の別方式の年月次(参照: #2.4.8 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.0.3	情報源	順序表示は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 初号または終号の本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。) b) 初号または終号の資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.4.0.4	記録の方法	<p>順序表示は、採用した情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11別法に従って省略せずに記録する。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、#1.10.10.1～#1.10.10.4に従ってアラビア数字に置き換えて記録する。日付は、情報源に表示されている暦で記録する。</p> <p>1 巻 1 号 平成 8 年夏号 (情報源の表示: 平成八年夏号) vol. 1, no. 1 tome 3 (情報源の表示: tome III) summer 1982</p> <p>序数は、当該言語の標準的な序数を示す表記の形式で記録する。例えば、日本語等では「第」を省略せず、英語では「1st」、「2nd」、「3rd」、「4th」などの形式で記録する。</p> <p>第 1 集 4th issue (情報源の表示: fourth issue)</p> <p>数字の一部が省略されている場合に、その意味を明確にするために必要なときは、完全な形で記録する。</p> <p>2000 (終号の情報源の表示: '00。初号の年月次: 1990)</p>		対象外	非適用
				<p>ハイフン等の記号が含まれている場合に、その意味を明確にするために必要なときは、スラッシュに置き換える。</p> <p>1961/1972 (情報源の表示: 1961-1972) 1981/1990 (情報源の表示: 1981-90)</p> <p>順序表示の方式の変化とはみなせないが、表示の形が変化しているような場合に、それが重要なときは、注記として記録する。 (参照: #2.41.4.2.2 を見よ。)</p>		対象外	
		#2.4.0.4.1	年と号から成る巻次	<p>巻次は通常は巻と号から構成されるが、年と号から成るものも巻次として記録する。この場合は、号数の前に年を記録する。</p> <p>2015-1 (情報源の表示: 1-2015) 2014 年 3 号 (情報源の表示: 3 号/2014 年)</p>		対象外	非適用
		#2.4.0.4.2	西暦以外の暦による年月次	<p>年月次が西暦以外の暦によって表示されている場合は、必要に応じて、西暦に置き換えたものを付加することができる。この場合、資料外の情報源から採用したことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。</p> <p>平成 2 年 [1990] (参照: #2.41.4.2.4 を見よ。)</p>		対象外	非適用
		#2.4.0.4.3	年月次として扱う出版日付・頒布日付	<p>初号および(または)終号に巻次、年月次の表示がなくそれ以外の号からも確認できない場合は、出版日付、頒布日付等を初号および(または)終号の年月次として記録する。</p>		対象外	非適用
		#2.4.0.4.4	複数の言語・文字種による巻次・年月次	<p>巻次または年月次が採用した情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。</p>		対象外	非適用
		#2.4.0.5	複製	<p>複製については、原資料の順序表示を記録する。複製自体の順序表示がある場合は、これを注記として記録する。 (参照: #2.41.4.2.5 を見よ。)</p>		対象外	非適用



エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.4.0.6	変化	順序表示は、その方式が変化する場合がある。古い方式の最後の号の順序表示は、終号の巻次および(または)年月次として、新しい方式の最初の号の順序表示は、初号の巻次および(または)年月次として記録する。順序表示は、古い方式、新しい方式の順に記録する。 (参照: #2.4.1.2.3 を見よ。)		対象外	非適用
ES	*	#2.4.1	初号の巻次	初号の巻次は、逐次刊行物の順序表示の要素・サブタイプである。初号の巻次は、コア・要素である。順序表示の方式が変化した場合、最初の方式のものが、コア・要素である。		対象外	非適用
		#2.4.1.1	記録の範囲	初号に表示された巻次、および本タイトルまたは責任表示等の重要な変化により体現形に対する新規の記述を作成した場合、変化後の最初の号の巻次を、初号の巻次として扱う。順序表示の方式に変化があった場合は、新しい方式の最初の号の巻次も初号の巻次として扱う。複数の順序表示の方式を保持している双方が巻次である場合は、初号の主な巻次または最初に表示されている巻次を、この優先順位で初号の巻次として、その他のものを初号の別方式の巻次として扱う。それらが、巻号と通号である場合は、巻号を初号の巻次として、通号を初号の別方式の巻次として扱う。 (参照: #2.4.5.1 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.1.2	記録の方法	初号の巻次は、#2.4.0.4~#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。		対象外	非適用
		#2.4.1.2.1	初号に巻次がない場合	初号に巻次が表示されていない場合は、それに続く号の巻次に基づいて判断し、初号の巻次を記録する。この場合は、初号を情報源としていないことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.2.1.1 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.1.2.2	初号を識別の基盤としていない場合	初号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できるときは、初号の巻次を記録する。この場合は、初号を情報源としていないことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 [第1巻第1号] (参照: #2.4.1.2.1.2 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.1.2.3	順序表示の変化を示す語句	順序表示の方式が変化して、新しい方式の最初の号の巻次にそれを識別する語句が付されている場合は、その語句も含めて記録する。順序表示の方式に変化があって、古い方式との区別が困難な場合は、表示されていなくても新しい方式であることを示す語句を記録する。この場合は、その語句が情報源に表示されていないことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 第2期第1巻 (前の順序表示: 第1巻-第50巻) New series, v. 1, no. 1 [3rd series], no. 1 (前の順序表示: [2nd series], no. 1-no. 3) (参照: 「第2期」のような語句を本タイトルの従属タイトルとして扱う場合については、#2.1.1.2.8Bc)を見よ。) (参照: #2.4.1.2.6 を見よ。)		対象外	非適用
ES	*	#2.4.2	初号の年月次	初号の年月次は、逐次刊行物の順序表示の要素・サブタイプである。初号の年月次は、コア・要素である。順序表示の方式が変化した場合、最初の方式のものが、コア・要素である。		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.4.2.1	記録の範囲	初号に表示された年月次、および本タイトルまたは責任表示等の重要な変化により体現形に対する新規の記述を作成した場合の、変化後の最初の号の年月次を、初号の年月次として扱う。順序表示の方式に変化があった場合は、新しい方式の最初の号の年月次も初号の年月次として扱う。 複数の順序表示の方式を保持していて双方が年月次である場合は、初号の主な年月次または最初に表示されている年月次を、この優先順位で初号の年月次として、その他のものを初号の別方式の年月次として扱う。複数の異なる歴による表示がある場合は、主なものまたは最初に表示されているものを、この優先順位で初号の年月次として、その他のものを初号の別方式の年月次として扱う。 (参照: #2.4.6.1 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.2.2	記録の方法	初号の年月次は、#2.4.0.4～#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。		対象外	非適用
		#2.4.2.2.1	初号に年月次がない場合	初号に年月次が表示されていない場合は、それに続く号の年月次に基づいて判断し、初号の年月次を記録する。この場合は、初号を情報源としていないことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.4.2.1.1 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.2.2.2	初号を識別の基盤としていない場合	初号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できるときは、初号の年月次を記録する。この場合は、初号を情報源としていないことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.4.2.1.2 を見よ。)		対象外	非適用
ES	*	#2.4.3	終号の巻次	終号の巻次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。終号の巻次は、コア・エレメントである。順序表示の方式が変化した場合は、最後の方式のものが、コア・エレメントである。		対象外	非適用
		#2.4.3.1	記録の範囲	終号に表示された巻次、および本タイトルまたは責任表示等の重要な変化により体現形に対する新規の記述を作成した場合の、変化前の最後の号の巻次を、終号の巻次として扱う。順序表示の方式に変化があった場合は、古い方式の最後の号の巻次も終号の巻次として扱う。 複数の順序表示の方式を保持していて双方が巻次である場合は、終号の主な巻次または最初に表示されている巻次を、この優先順位で終号の巻次として、その他のものを終号の別方式の巻次として扱う。それらが巻号と通号である場合は、巻号を終号の巻次として、通号を終号の別方式の巻次として扱う。 (参照: #2.4.7.1 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.3.2	記録の方法	終号の巻次は、#2.4.0.4～#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。		対象外	非適用
		#2.4.3.2.1	終号に巻次がない場合	終号に巻次が表示されていない場合は、その前の号の巻次に基づいて判断し、終号の巻次を記録する。この場合は、終号を情報源としていないことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.4.2.1.1 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.3.2.2	終号を識別の基盤としていない場合	終号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できるときは、終号の巻次を記録する。この場合は、終号を情報源としていないことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.4.2.1.2 を見よ。)		対象外	非適用
				*終号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できる終号の巻次は、注記として記録する*。 (参照: #2.4.1.4.2.1.2 を見よ。)		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
ES	*	#2.4.4	終号の年月次	終号の年月次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。 終号の年月次は、コア・エレメントである。順序表示の方式が変化した場合は、最後の方式のものが、コア・エレメントである。		対象外	非適用
		#2.4.4.1	記録の範囲	終号に表示された年月次、および本タイトルまたは責任表示等の重要な変化により体現形に対する新規の記述を作成した場合の、変化前の最後の号の年月次を、終号の年月次として扱う。順序表示の方式に変化があった場合は、古い方式の最後の号の年月次も終号の年月次として扱う。 複数の順序表示の方式を保持して両方が年月次である場合は、終号の主な年月次または最初に表示されている年月次を、この優先順位で終号の年月次として、その他のものを終号の別方式の年月次として扱う。複数の異なる層による表示がある場合は、主なものまたは最初に表示されているものを、この優先順位で終号の年月次として、その他のものを終号の別方式の年月次として扱う。 (参照: #2.4.8.1 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.4.2	記録の方法	終号の年月次は、#2.4.0.4～#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。		対象外	非適用
		#2.4.4.2.1	終号に年月次がない場合	終号に年月次が表示されていない場合は、その前の号の年月次に基づいて判断し、終号の年月次を記録する。この場合は、終号を情報源としていないことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.4.2.1.1 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.4.2.2	終号を識別の基盤としていない場合	終号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できるときは、終号の年月次を記録する。この場合は、終号を情報源としていないことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.4.2.1.2 を見よ。)		対象外	非適用
				*終号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できる終号の年月次は、注記として記録する*。 (参照: #2.4.1.4.2.1.2 を見よ。)		対象外	非適用
ES		#2.4.5	初号の別方式の巻次	初号の別方式の巻次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。		対象外	非適用
		#2.4.5.1	記録の範囲	複数の順序表示の方式を保持して両方が巻次である場合は、初号の巻次のうち、主でない巻次または2番目以降に表示されている巻次を、この優先順位で初号の別方式の巻次として扱う。ただし、複数の方式による巻次が、巻号と通号である場合は、通号を初号の別方式の巻次として扱う。 (参照: 初号の巻次については、#2.4.1.1 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.5.2	記録の方法	初号の別方式の巻次は、#2.4.0.4～#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。		対象外	非適用
ES		#2.4.6	初号の別方式の年月次	初号の別方式の年月次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.4.6.1	記録の範囲	複数の順序表示の方式を保持して双方が年月次である場合は、初号の年月次のうち、主でない年月次または2番目以降に表示されている年月次を、この優先順位で初号の別方式の年月次として扱う。また、複数の異なる層による表示がある場合は、初号の年月次としなかったものを初号の別方式の年月次として扱う。 (参照: 初号の年月次については、#2.4.2.1を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.6.2	記録の方法	初号の別方式の年月次は、#2.4.0.4~#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。		対象外	非適用
ES		#2.4.7	終号の別方式の巻次	終号の別方式の巻次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。		対象外	非適用
		#2.4.7.1	記録の範囲	複数の順序表示の方式を保持して双方が巻次である場合は、終号の巻次のうち、主でない巻次または2番目以降に表示されている巻次を、この優先順位で終号の別方式の巻次として扱う。ただし、複数の方式による巻次が、巻号と通号である場合は、通号を終号の別方式の巻次として扱う。 (参照: 終号の巻次については、#2.4.3.1を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.7.2	記録の方法	終号の別方式の巻次は、#2.4.0.4~#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。		対象外	非適用
ES		#2.4.8	終号の別方式の年月次	終号の別方式の年月次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。		対象外	非適用
		#2.4.8.1	記録の範囲	複数の順序表示の方式を保持して双方が年月次である場合は、終号の年月次のうち、主でない年月次または2番目以降に表示されている年月次を、この優先順位で終号の別方式の年月次として扱う。また、複数の異なる層による表示がある場合は、終号の年月次としなかったものを終号の別方式の年月次として扱う。 (参照: 終号の年月次については、#2.4.4.1を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.8.2	記録の方法	終号の別方式の年月次は、#2.4.0.4~#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
E		#2.5	出版表示	出版表示は、エレメントである。	2.2.3A	適用		適用
		#2.5.0	通則			—		—
		#2.5.0.1	記録の範囲	刊行物の出版、発行、公開に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、出版表示として記録する。オンライン資料はすべて刊行物とみなし、出版表示を記録する。非刊行物の制作に係る表示については、#2.8に従って記録する。初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)については、発売者および印刷者に関する表示を出版表示として扱う。	2.2.3F	NDL準拠	刊行物の出版、発行、公開に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、出版表示として記録する。	刊行物の出版、発行に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、出版表示として記録する。
		#2.5.0.2	サブエレメント	出版表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、出版地、出版者および出版日付は、コア・エレメントである。 a) 出版地(参照: #2.5.1を見よ。) b) 並列出版地(参照: #2.5.2を見よ。) c) 出版者(参照: #2.5.3を見よ。) d) 並列出版者(参照: #2.5.4を見よ。) e) 出版日付(参照: #2.5.5を見よ。)	2.2.3A	一部適用	出版表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、出版地、出版者および出版日付は、コア・エレメントである。 a) 出版地(参照: #2.5.1を見よ。) b) 並列出版地(参照: #2.5.2を見よ。)(非適用) c) 出版者(参照: #2.5.3を見よ。) d) 並列出版者(参照: #2.5.4を見よ。)(非適用) e) 出版日付(参照: #2.5.5を見よ。)	出版表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、出版地、出版者および出版日付は、コア・エレメントである。 a) 出版地(参照: #2.5.1を見よ。) b) 並列出版地(参照: #2.5.2を見よ。)(非適用) c) 出版者(参照: #2.5.3を見よ。) d) 並列出版者(参照: #2.5.4を見よ。)(非適用) e) 出版日付(参照: #2.5.5を見よ。)
		#2.5.0.3	情報源	出版表示の情報源は、サブエレメントごとに定める。	2.2.3E	適用		適用
		#2.5.0.4	記録の方法	出版表示は、情報源に表示されているものを、#1.10~#1.10.11 別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.41.5.2.1を見よ。)	2.2.3F	NDL準拠	出版表示は、情報源に表示されているものを、#1.10~#1.10.11別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、角がっこを使用して記録し、必要に応じて注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.1を見よ。)	出版表示は、情報源に表示されているものを、#1.10~#1.10.11別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、角がっこを使用して記録し、必要に応じて注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.1を見よ。)
		#2.5.0.5	複製	複製については、原資料の出版表示ではなく、複製自体の表示を出版表示として記録する。原資料の出版表示は、関連する体現形の出版表示として記録する。 (参照: #43.3を見よ。)	2.0.4	一部適用	原本代替資料をのぞく複製については、原資料の出版表示ではなく、複製自体の表示を出版表示として記録する。原資料の出版表示は、関連する体現形の出版表示として記録する。 (参照: #43.3を見よ。) 原本代替資料については、原資料の出版表示を記録する。	適用
		#2.5.0.6	変化			—		—
		#2.5.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、出版地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを注記として記録する。出版地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.7.1を見よ。) 複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、出版者の名称が変化したか、または出版者が他の出版者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを注記として記録する。出版者の変化が表示上のみのものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.7.1を見よ。)	2.0.3	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、出版地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを注記として記録する。出版地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.7.1を見よ。) 包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、出版者の名称が変化したか、または出版者が他の出版者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを注記として記録する。出版者の変化が表示上のみのものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.7.1を見よ。)	適用
		#2.5.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	出版地の変化や、出版者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.7.1 任意省略を見よ。)	2.0.3	適用		適用
		#2.5.0.6.2	更新資料	更新資料の出版地は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の出版地を注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.7.2を見よ。) 更新資料の出版者は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の出版者の名称を注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.7.2を見よ。)	2.0.6	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.5.0.6.2	更新資料 任意省略	出版地の変化や、出版者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.7.2 任意省略を見よ。)	2.0.6	適用	適用
S	*	#2.5.1	出版地	出版地は、出版表示のサブエレメントである。 出版地は、コア・エレメントである。複数の出版地が情報源に表示されている場合は、最初に記録するもののみが、コア・エレメントである。	2.2.3F1	適用	適用
		#2.5.1.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.5.1.1.1	記録の範囲	出版地は、刊行物の出版、発行、公開と結びつく場所(市町村名等)である。	2.2.3F1	適用	出版地は、刊行物の出版、発行と結びつく場所(市町村名等)である。
		#2.5.1.1.2	情報源	出版地は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 出版者と同一の情報源(参照: #2.5.3.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)	2.2.3E	適用	適用
		#2.5.1.2	記録の方法	出版地は、#2.5.0.4 に従って記録する。 市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および(または)国名が情報源に表示されている場合は、それを付加する。 ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。 北海道 (情報源の表示: 北海道) 横浜市 (情報源の表示: 横浜市) Osaka City (情報源の表示: Osaka City) 東京 (情報源の表示: 東京都文京区) 武蔵野市(東京都) (情報源の表示: 東京都武蔵野市) 田原本町(奈良県磯城郡) (情報源の表示: 奈良県磯城郡田原本町) Hayama, Kanagawa (情報源の表示: Hayama, Kanagawa) 西宁市(青海省) (情報源の表示: 青海省西宁市) 파주시 (경기도) (情報源の表示: 경기도파주시) Bangkok Canberra, A.C.T. La Habana Edinburgh, Scotland Mandaluyong City, Metro Manila, Philippines Northampton, MA, USA 前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。 V Praze	2.2.3F1	適用	出版地は、#2.5.0.4に従って記録する。 市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および(または)国名が情報源に表示されている場合は、それを付加する。 ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。 北海道 (情報源の表示: 北海道) 横浜 (情報源の表示: 横浜市) Osaka (情報源の表示: Osaka City) 東京 (情報源の表示: 東京都文京区) 田原本町(奈良県) (情報源の表示: 奈良県磯城郡田原本町) Hayama-machi (Kanagawa-ken) (情報源の表示: Hayama, Kanagawa) ソウル (情報源の表示: 韓国ソウル市) 成都 (情報源の表示: 四川省成都市) Bangkok Edinburgh 前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。 V Praze
		#2.5.1.2	記録の方法 任意省略1	市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。 「日本」という国名は、原則として記録しない。 Osaka (情報源の表示: Osaka City) 武蔵野(東京都) (情報源の表示: 東京都武蔵野市)	2.2.3F1	適用	市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。 「日本」という国名は、原則として記録しない。 武蔵野 (情報源の表示: 武蔵野市) Osaka (情報源の表示: Osaka City)
		#2.5.1.2	記録の方法 任意省略2	出版地の識別に必要でない場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名が市町村名等とともに情報源に表示されていても、市町村名等のみを記録する。 武蔵野 (情報源の表示: 東京都武蔵野市。任意省略1も適用した例)	2.2.3F1	適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.5.1.2	記録の方法 任意追加1	識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて出版地として記録する。 東京市本郷区曙町三番地 255 Sussex Drive, Ottawa, Ontario		非適用	非適用	
		#2.5.1.2	記録の方法 任意追加2	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 美郷町 [秋田県] 美郷町 [島根県] Cambridge [Massachusetts] Cambridge [United Kingdom]		一部適用	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を角がっこの形で補記する。 美郷町 [秋田県] 美郷町 [島根県]	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を市町村名等に付加する。 美郷町 (秋田県) 美郷町 (島根県) Cambridge, Massachusetts Cambridge, United Kingdom
		#2.5.1.2A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.5.1.2.1	複数の出版地	複数の出版地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。複数の出版者が存在して、それらが複数の出版地と結びついている場合は、それぞれの出版者と結びついた出版地を記録する。(参照: #2.5.3.2.2 を見よ。)		非適用	別法を適用	
		#2.5.1.2.1	複数の出版地 別法	複数の出版地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。*日本の出版地が含まれる場合は、これを優先して記録する*。複数の出版者が存在して、それらが複数の出版地と結びついている場合は、それぞれの出版者と結びついた出版地を記録する。(参照: #2.5.3.2.2 を見よ。)		NDL準拠	複数の出版地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した主なものを選択して記録する。日本の出版地が含まれる場合は、これを優先して記録する。複数の出版者が存在して、それらが複数の出版地と結びついている場合は、それぞれの出版者と結びついた出版地を記録する。(参照: #2.5.3.2.2 を見よ。)	複数の出版地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した主なものを選択して記録する。日本の出版地が含まれる場合は、これを優先して記録する。複数の出版者が存在して、それらが複数の出版地と結びついている場合は、それぞれの出版者と結びついた出版地を記録する。(参照: #2.5.3.2.2 を見よ。)
		#2.5.1.2.1A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.5.1.2.2	複数の言語・文字種による出版地	出版地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版地を記録する。		適用		
		#2.5.1.2.2	複数の言語・文字種による出版地 別法1	*出版地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容の言語と一致する言語または文字種で記録する*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版地を記録する。		非適用	適用	

レゾ	コ	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.5.1.2.3	資料自体に表示されていない出版地	出版地が資料自体に表示されていない場合は、判明の程度に応じて次のように記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 a) 市町村名等が判明しているとき 判明している市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 [名古屋市] [名古屋] [宮崎県美郷町] [美郷町(宮崎県)] [London]	2.2.3F	NDL準拠 出版地が資料自体に表示されていない場合は、必要に応じて資料外の情報源から採用し、角がっこを使用して記録する。 a) 市町村名等 識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 [名古屋] [美郷町(宮崎県)] c) 上位の地方自治体名等および(または)国名 出版地として市町村名等が推定できない場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名のみを記録する。 [大阪府] e) 出版地が不明なとき 出版地が推定できない場合は、「出版地不明」と記録する。 [出版地不明]	出版地が資料自体に表示されていない場合は、必要に応じて資料外の情報源から採用し、角がっこを使用して記録する。 a) 市町村名等 識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 [名古屋] [美郷町(宮崎県)] [London] c) 上位の地方自治体名等および(または)国名 出版地として市町村名等が推定できない場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名のみを記録する。 [大阪府] [Australia] e) 出版地が不明なとき 出版地が推定できない場合は、「出版地不明」と記録する。 [出版地不明]
		#2.5.1.2.3(続き)		b) 市町村名等を推定したとき 出版地が推定できない場合は、推定の市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 市町村名等のみを記録するときは、疑問符を付加する。 [八王子市?] [八王子?] [Paris?] 上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する場合に、出版地がその範囲にあることは確かだが、市町村名等は推定できないときは、疑問符を市町村名等に付加する。 [京都府精華町?] [精華町?(京都府)] [München?, Bayern] 上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する場合に、出版地がその範囲にあることを推定できないときは、疑問符は上位の地方自治体名等および(または)国名に付加する。ただし、双方を区切らずに記録する場合は、その末尾に疑問符を付加する。丸がっこに入れて記録する場合は、丸がっこの外に疑問符を付加する。 [宮崎県美郷町?] [美郷町(宮崎県)?] [Dublin, Ireland?]			
		#2.5.1.2.3(続き)		c) 上位の地方自治体名等および(または)国名が判明しているとき 出版地として市町村名等が推定できない場合は、判明した上位の地方自治体名等および(または)国名のみを記録する。 [大阪府] [Australia] d) 上位の地方自治体名等および(または)国名を推定したとき 上位の地方自治体名等および(または)国名が特定できない場合は、推定の地名を記録し、疑問符を付加する。 [沖縄県?] [Finland?] e) 出版地が不明なとき 出版地が推定できない場合は、「出版地不明」または「Place of publication not identified」と記録する。 [出版地不明]		NDL準拠	
		#2.5.1.2.4	架空のまたは誤った出版地	資料自体に表示された出版地が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の地名または誤った地名を記録し、実際の地名等を注記として記録する。(参照:#2.41.5.2.2を見よ。)		非適用	別法を適用



エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.5.1.2.4	架空のまたは誤った出版地別法	*資料自体に表示された出版地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を記録し、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。架空の地名または誤った地名は、注記として記録する*。 (参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)		一部適用 資料自体に表示された出版地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を角がっこを使用して記録し、架空の地名または誤った地名は、必要があれば注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)	資料自体に表示された出版地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を角がっこを使用して記録し、架空の地名または誤った地名は、注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)
		#2.5.1.3	変化	出版地の変化については、#2.5.0.6 に従って記録する。		適用	適用
S		#2.5.2	並列出版地	並列出版地は、出版表示のサブエレメントである。		非適用	#2.5.0.2 参照 非適用
		#2.5.2.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.5.2.1.1	記録の範囲	並列出版地は、出版地として記録したものと異なる言語および(または)文字種による出版地である。		非適用	非適用
		#2.5.2.1.2	情報源	並列出版地は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 出版地と同一の情報源(参照: #2.5.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)		非適用	非適用
		#2.5.2.2	記録の方法	並列出版地は、#2.5.0.4 に従って記録する。 複数の並列出版地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。		非適用	非適用
S	*	#2.5.3	出版者	出版者は、出版表示のサブエレメントである。出版者は、コア・エレメントである。複数の出版者が情報源に表示されている場合は、最初に記録するもののみが、コア・エレメントである。	2.2.3A	適用	適用
		#2.5.3.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.5.3.1.1	記録の範囲	出版者は、刊行物の出版、発行、公開に責任を有する個人・家族・団体の名称である。 その名称の代わりに個人・家族・団体を特徴付ける語句が表示されていることもある。 The Author 録音資料のレーベル名(商標名)は、原則として出版者として扱わず、発売番号とともに体現形の識別子として扱うか、シリーズ表示として扱う。ただし、情報源に発行者等が表示されていない場合に、レーベル名が表示されているときは、レーベル名を出版者として扱う。 (参照: 体現形の識別子については、#2.34 を見よ。シリーズ表示については、#2.10 を見よ。)	2.2.3F1	NDL準拠 出版者は、刊行物の出版、発行に責任を有する個人・家族・団体の名称である。その名称の代わりに個人・家族・団体を特徴付ける語句が表示されていることもある。 The Author	出版者は、刊行物の出版、発行に責任を有する個人・家族・団体の名称である。その名称の代わりに個人・家族・団体を特徴付ける語句が表示されていることもある。 The Author
		#2.5.3.1.2	情報源	出版者は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)	2.2.3E	適用	適用
		#2.5.3.2	記録の方法	出版者は、#2.5.0.4 に従って記録する。 (参照: 出版者の関連については、#44.3.1 を見よ。)	2.2.3F1	適用	適用
		#2.5.3.2	記録の方法 任意省略1	出版者を識別するのに必要でない組織階層は省略する。省略を示す記号(…)は記録しない。	2.2.3F1	適用	適用
		#2.5.3.2	記録の方法 任意省略2	法人組織を示す語等については省略する。省略を示す記号(…)は記録しない。	2.2.3F1	適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.5.3.2A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.5.3.2.1	役割を示す語句	単に出版を示すだけでない語句は、情報源に表示されているとおりに記録する。 Society for Japanese Arts in association with Hotei Publishing Palgrave Macmillan on behalf of the British Film Institute (情報源の表示: First published in 2013 by Palgrave Macmillan on behalf of the British Film Institute)	2.2.3F1	適用	適用
		#2.5.3.2.1	役割を示す語句 任意追加	出版者の役割が情報源の表示だけでは明確でない場合は、役割を示す語句を付加する。 資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。	2.2.3F1	非適用	非適用
		#2.5.3.2.2	複数の出版者	複数の出版者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。	2.2.3F1	適用	複数の出版者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した主なものを二つまで記録する。 国内刊行洋図書について、選定した情報源以外の情報源に日本の出版者が表示されている場合は、その出版者を含めて二つまでを記録する。
		#2.5.3.2.2A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.5.3.2.3	複数の言語・文字種による出版者	出版者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版者を記録する。		適用	
		#2.5.3.2.3	複数の言語・文字種による出版者 別法1	*出版者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と一致する言語または文字種で記録する*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版者を記録する。		非適用	適用
		#2.5.3.2.4	特定できない出版者	出版者が資料自体に表示されていない場合に、資料外の情報源からも特定できないときは、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で、「出版者不明」または「publisher not identified」と記録する。 [出版者不明]	2.2.3F1	適用	出版者が資料自体に表示されていない場合に、資料外の情報源からも特定できないときは、必要に応じて、角がっこを使用して「出版者不明」と記録する。 [出版者不明]

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.5.3.2.5	架空のまたは誤った出版者	資料自体に表示された出版者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の名称または誤った名称を記録し、実際の名称等を注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)		非適用	別法を適用	
		#2.5.3.2.5	架空のまたは誤った出版者 別法	*資料自体に表示された出版地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を記録し、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。架空の地名または誤った地名は、注記として記録する*。		NDL準拠	資料自体に表示された出版者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を角がっこを使用して記録し、架空の名称または誤った名称は、必要があれば注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)	資料自体に表示された出版者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を角がっこを使用して記録し、架空の名称または誤った名称は、注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)
		#2.5.3.3	変化	出版者の変化については、#2.5.0.6 に従って記録する。		適用		適用
S		#2.5.4	並列出版者	並列出版者は、出版表示のサブエレメントである。		非適用	#2.5.0.2 参照	非適用
		#2.5.4.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.5.4.1.1	記録の範囲	並列出版者は、出版者として記録したものと異なる言語および(または)文字種による出版者の名称である。		非適用		非適用
		#2.5.4.1.2	情報源	並列出版者は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 出版者と同一の情報源(参照: #2.5.3.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)		非適用		非適用
		#2.5.4.2	記録の方法	並列出版者は、#2.5.0.4 に従って記録する。 複数の並列出版者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。		非適用		非適用
S	*	#2.5.5	出版日付	出版日付は、出版表示のサブエレメントである。 出版日付は、コア・エレメントである。情報源に複数の種類の層によって表示されている場合は、データ作成機関が優先する層によるものが、コア・エレメントである。	2.2.3F2	NDL準拠	出版日付は、出版表示のサブエレメントである。 出版日付は、コア・エレメントである。情報源に複数の種類の層によって表示されている場合は、西暦が含まれていれば西暦が、コア・エレメントである。	出版日付は、出版表示のサブエレメントである。 出版日付は、コア・エレメントである。情報源に複数の種類の層によって表示されている場合は、西暦が含まれていれば西暦が、コア・エレメントである。
		#2.5.5.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.5.5.1.1	記録の範囲	出版日付は、刊行物の出版、発行、公開と結びつく日付である。	2.2.3F2	適用		出版日付は、刊行物の出版、発行と結びつく日付である。
		#2.5.5.1.2	情報源	出版日付は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。) 包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料については、開始および(または)終了の出版日付を、最初および(または)最後に刊行された巻号、最初および(または)最後のイテレーション等から選択する。	2.2.3E	一部適用	出版日付は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。) 包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料については、開始および(または)終了の出版日付を、最初および(または)最後に刊行された巻号、最初および(または)最後のイテレーション等から選択する。	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.5.5.2	記録の方法	<p>出版日付は、情報源に表示されている日付の暦が西暦の場合は、アラビア数字で記録する。</p> <p>情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付を西暦に置き換える。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。語句で表された暦は、アラビア数字に置き換える。日付は、データ作成機関が定める形式で記録する。</p> <p>2015.9.1 (情報源の表示: 平成 27 年 9 月 1 日)</p> <p>1985.6.30 (情報源の表示: 昭和六十年六月三十日)</p> <p>2000.5 (情報源の表示: 平成 12.5)</p> <p>2009.10.4 (情報源の表示: 2009 October 4)</p> <p>1981.6 (情報源の表示: June 1981)</p> <p>1832 (情報源の表示: MDCCCXXXII)</p>	2.2.3F2	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	<p>NDL適用/非適用</p> <p>出版日付は、その図書の属する版が最初に刊行された年月を記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦の場合は、アラビア数字で記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付を西暦に置き換える。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。語句で表された暦は、アラビア数字に置き換える。日付は、ピリオドでつないで記録する。「年」「月」またはそれに相当する語は記録しない。</p> <p>1982.7 (情報源の表示: 1982.7 第1刷発行 1986.10 第3刷発行)</p> <p>2015.9 (情報源の表示: 平成27年9月)</p> <p>1985.6 (情報源の表示: 昭和六十年六月)</p> <p>2000.5 (情報源の表示: 平成12.5)</p> <p>1981.6 (情報源の表示: June 1981)</p> <p>1832 (情報源の表示: MDCCCXXXII)</p> <p>その図書に初刷の出版日付の表示がなく、2刷以降の出版日付の表示がある場合は、その出版日付を記録し、刷次を丸がっこに入れて付加する。刷次の変化にともない、内容の改訂または出版者の変更など新規の記述の作成が必要な変化がある場合は、その出版日付を記録し、その刷次を丸がっこに入れて付加する。</p> <p>1997.7 (第3刷) (情報源の表示: 1997.7 第3刷発行)</p>
		#2.5.5.2	記録の方法 任意省略	<p>データ作成機関が定めた詳細度で日付を記録する。</p> <p>2008.5 (情報源の表示: 2008 年 5 月 3 日)</p> <p>2000 (情報源の表示: 平成 12.5)</p> <p>2009 (情報源の表示: 2009 年 5 月)</p>	2.2.3F2	適用		<p>日付は年月を記録する。月の表示がないときは、年のみ記録する。</p> <p>2008.5 (情報源の表示: 2008年5月3日)</p> <p>2000.5 (情報源の表示: 平成12.5)</p> <p>2009 (情報源の表示: 2009年)</p>
		#2.5.5.2A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用	

レイト	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.5.5.2B	複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料	包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションが入手可能な場合は、それらの出版日付を記録し、ハイフンを付加する。 2000- 刊行が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションが入手可能なときは、ハイフンに続けてそれらの出版日付を記録する。 1959-1961 -1999 (最初のイテレーションが入手不可) 更新資料については、識別に重要な場合は、更新日付を付加する。 1968-1973 [1974 更新] 1990-1995 [updated 1999] (入手可能な最初と最後のイテレーションを記録した後に、さらに資料の更新があり、その日付が判明) 全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年に出版されている場合は、その年を記録する。 1980 初巻、初号、最初のイテレーションおよび(または)終巻、終号、最後のイテレーションが入手できない場合は、推定の出版日付を #1.10.10.5 に従って記録する。 [2010]- (入手できた最も古い号の出版日付から推定) 1985-[1999] (終号は入手不可だが、終号の出版日付の情報が判明) [1992-2001] (初号も終号も入手不可だが、初号と終号の出版日付の情報がそれぞれ判明) 出版日付が推定できない場合は、記録しない。	2.0.3 2.0.6	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションが入手可能な場合は、それらの出版日付を記録し、ハイフンを付加する。 2000- 刊行が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションが入手可能なときは、ハイフンに続けてそれらの出版日付を記録する。 1959-1961 2018.4-10 全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年月に出版されている場合は、その年月を記録する。 1980.5	包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションが入手可能な場合は、それらの出版日付を記録し、ハイフンを付加する。 2000- 刊行が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションが入手可能なときは、ハイフンに続けてそれらの出版日付を記録する。 1959-1961 2018.4-10 全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年月に出版されている場合は、その年月を記録する。 1980.5 更新資料について、最初のイテレーションおよび(または)最後のイテレーションが入手できない場合は、推定の出版日付を #1.10.10.5 に従って記録する。 [2010]- (入手できた最も古い号の出版日付から推定) 複数巻単行資料について、初巻、初号および(または)終巻、終号が入手できない場合は、入手できた最初の巻、号および(または)最後の巻、号の出版日付を #1.10.10.5 に従って記録する。 2009.10-2015.10 (入手できた最も古い号および最後の号の出版日付を記録)
		#2.5.5.2.1	単巻資料の特定できない出版日付	単巻資料の出版日付を特定できない場合は、推定の出版日付を、 #1.10.10.5 に従って記録する。 [1975] [1975?] [1970 頃] [1970 年代] [2000 から 2009 の間] 出版日付を推定できない場合は、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で、「出版日付不明」または「date of publication not identified」と記録する。 [出版日付不明]	2.2.3F2	NDL準拠	単巻資料の出版日付を特定できない場合は、必要に応じて推定の出版日付を、 #1.10.10.5 に従って記録する。 [1975] [1970頃] [1970年代] [2000から2009の間] 出版日付を推定できない場合は、角がっこを使用して、「出版日付不明」と記録する。 [出版日付不明]	単巻資料の出版日付を特定できない場合は、必要に応じて推定の出版日付を、 #1.10.10.5 に従って記録する。 [1975] [1970頃] [1970年代] [2000から2009の間] 出版日付を推定できない場合は、角がっこを使用して、「出版日付不明」と記録する。 [出版日付不明]
		#2.5.5.2.2	架空のまたは誤った出版日付	資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、架空の日付または誤った日付を記録し、実際の日付を注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)		非適用	別法を適用	
		#2.5.5.2.2	架空のまたは誤った出版日付 別法	*資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の日付を記録し、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。架空の日付または誤った日付は、注記として記録する*。 (参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)		一部適用	資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の日付を角がっこを使用して記録する。架空の日付または誤った日付は、必要があれば注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)	資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の日付を角がっこを使用して記録し、架空の日付または誤った日付は、注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
E		#2.6	頒布表示	頒布表示は、エレメントである。	2.2.3A	適用	適用	
		#2.6.0	通則			—	—	
		#2.6.0.1	記録の範囲	刊行物の頒布、発売に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、頒布表示として記録する。オンライン資料はすべて刊行物とみなし、頒布表示を記録する。初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)の発売に関する表示については、#2.5～#2.5.5.2.2別法に従って記録する。	2.2.3F	適用	刊行物の頒布、発売に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、頒布表示として記録する。出版表示と同一の場合は記録しない。	
		#2.6.0.2	サブエレメント	頒布表示には、次のサブエレメントがある。 a) 頒布地(参照:#2.6.1を見よ。) b) 並列頒布地(参照:#2.6.2を見よ。) c) 頒布者(参照:#2.6.3を見よ。) d) 並列頒布者(参照:#2.6.4を見よ。) e) 頒布日付(参照:#2.6.5を見よ。)	2.2.3A	一部適用	頒布表示には、次のサブエレメントがある。 a) 頒布地(参照:#2.6.1を見よ。) b) 並列頒布地(参照:#2.6.2を見よ。)(非適用) c) 頒布者(参照:#2.6.3を見よ。) d) 並列頒布者(参照:#2.6.4を見よ。)(非適用) e) 頒布日付(参照:#2.6.5を見よ。)	頒布表示には、次のサブエレメントがある。 a) 頒布地(参照:#2.6.1を見よ。) b) 並列頒布地(参照:#2.6.2を見よ。)(非適用) c) 頒布者(参照:#2.6.3を見よ。) d) 並列頒布者(参照:#2.6.4を見よ。)(非適用) e) 頒布日付(参照:#2.6.5を見よ。)
		#2.6.0.3	情報源	頒布表示の情報源は、サブエレメントごとに定める。	2.2.3E	適用	適用	
		#2.6.0.4	記録の方法	頒布表示は、情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照:#2.41.6.2.1を見よ。)	2.2.3F	NDL準拠	頒布表示は、情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、角がっこを使用して記録し、必要に応じて注記する。 (参照:#2.41.6.2.1を見よ。)	頒布表示は、情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、角がっこを使用して記録し、必要に応じて注記する。 (参照:#2.41.6.2.1を見よ。)
		#2.6.0.5	複製	複製については、原資料の頒布表示ではなく、複製自体の表示を頒布表示として記録する。原資料の頒布表示は、関連する体現形の頒布表示として記録する。 (参照:#43.3を見よ。)	2.0.4	一部適用	原本代替資料をその複製については、原資料の頒布表示ではなく、複製自体の表示を頒布表示として記録する。原資料の頒布表示は、関連する体現形の頒布表示として記録する。 (参照:#43.3を見よ。)  原本代替資料については、原資料の頒布表示を記録する。	適用
		#2.6.0.6	変化			—	—	
		#2.6.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、頒布地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを注記として記録する。頒布地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 (参照:#2.41.6.2.4.1を見よ。) 複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、頒布者の名称が変化したか、または頒布者が他の頒布者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを注記として記録する。頒布者の変化が表示上のみのものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 (参照:#2.41.6.2.4.1を見よ。)	2.0.3	一部適用	包括的記述を行う複数巻単行資料の途中の巻号で、頒布地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを注記として記録する。頒布地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 (参照:#2.41.6.2.4.1を見よ。) 包括的記述を行う複数巻単行資料の途中の巻号で、頒布者の名称が変化したか、または頒布者が他の頒布者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを注記として記録する。頒布者の変化が表示上のみのものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 (参照:#2.41.6.2.4.1を見よ。)	適用
		#2.6.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	頒布地の変化や、頒布者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。 (参照:#2.41.6.2.4.1 任意省略を見よ。)	2.0.3	適用	適用	
		#2.6.0.6.2	更新資料	更新資料の出版地は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の出版地を注記として記録する。 (参照:#2.41.5.2.7.2を見よ。) 更新資料の出版者は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の出版者の名称を注記として記録する。 (参照:#2.41.5.2.7.2を見よ。)	2.0.6	適用	適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.6.0.6.2	更新資料 任意省略	出版地の変化や、出版者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化の旨を簡略に注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.7.2 任意省略を見よ。)	2.0.6	適用		適用
S		#2.6.1	頒布地	頒布地は、頒布表示のサブエレメントである。	2.2.3A	適用		適用
		#2.6.1.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.6.1.1.1	記録の範囲	頒布地は、刊行物の頒布、発売と結びつく場所(市町村名等)である。	2.2.3F1	適用		適用
		#2.6.1.1.2	情報源	頒布地は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 頒布者と同じの情報源(参照: #2.6.3.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)	2.2.3E	適用		適用
		#2.6.1.2	記録の方法	頒布地は、#2.6.0.4 に従って記録する。 市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および(または)国名が情報源に表示されている場合は、それを付加する。 ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。 北海道 (情報源の表示: 北海道) 横浜市 (情報源の表示: 横浜市) Osaka (情報源の表示: Osaka City) 東京 (情報源の表示: 東京都文京区) 武蔵野市(東京都) (情報源の表示: 東京都武蔵野市) 田原本町(奈良県磯城郡) (情報源の表示: 奈良県磯城郡田原本町) <例示一部省略> 前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。 V Praze	2.2.3F1	適用		頒布地は、#2.6.0.4に従って記録する。 市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および(または)国名が情報源に表示されている場合は、それを付加する。 ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。 北海道 (情報源の表示: 北海道) 横浜 (情報源の表示: 横浜市) Osaka (情報源の表示: Osaka City) 東京 (情報源の表示: 東京都文京区) 田原本町(奈良県) (情報源の表示: 奈良県磯城郡田原本町) Hayama-machi (Kanagawa-ken) (情報源の表示: Hayama, Kanagawa) ソウル (情報源の表示: 韓国ソウル市) 成都 (情報源の表示: 四川省成都市) Bangkok Edinburgh 前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。 V Praze
		#2.6.1.2	記録の方法 任意省略1	市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。 「日本」という国名は、原則として記録しない。 Osaka (情報源の表示: Osaka City) 武蔵野(東京都) (情報源の表示: 東京都武蔵野市)	2.2.3F1	適用		市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。 「日本」という国名は、原則として記録しない。 武蔵野 (情報源の表示: 武蔵野市) Osaka (情報源の表示: Osaka City)
		#2.6.1.2	記録の方法 任意省略2	頒布地の識別に必要でない場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名が市町村名等とともに情報源に表示されている場合でも、市町村名等のみを記録する。 武蔵野 (情報源の表示: 東京都武蔵野市。任意省略1も適用した例)	2.2.3F1	適用		適用
		#2.6.1.2	記録の方法 任意追加1	識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて頒布地として記録する。 東京市本郷区曙町三番地 255 Sussex Drive, Ottawa, Ontario		非適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.6.1.2	記録の方法 任意追加2	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 美郷町 [秋田県] 美郷町 [島根県] Cambridge [Massachusetts] Cambridge [United Kingdom]		一部適用 資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を角がっこ[]でくんで補記する。 美郷町 [秋田県] 美郷町 [島根県]	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を市町村名等に付加する。 美郷町 (秋田県) 美郷町 (島根県) Cambridge, Massachusetts Cambridge, United Kingdom
		#2.6.1.2.1	複数の頒布地	複数の頒布地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。複数の頒布者が存在して、それらが複数の頒布地と結びついている場合は、それぞれの頒布者と結びついた頒布地を記録する。(参照: #2.6.3.2.2 を見よ。)	2.2.3H	非適用 別法を採用	
		#2.6.1.2.1	複数の頒布地 別法	複数の頒布地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。*日本の頒布地が含まれる場合は、これを優先して記録する*。複数の頒布者が存在して、それらが複数の頒布地と結びついている場合は、それぞれの頒布者と結びついた頒布地を記録する。(参照: #2.6.3.2.2 を見よ。)		NDL準拠 複数の頒布地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した主なもの記録する。日本の頒布地が含まれる場合は、これを優先して記録する。複数の頒布者が存在して、それらが複数の頒布地と結びついている場合は、記録する頒布者と結びついた頒布地を記録する。(参照: #2.6.3.2.2 を見よ。)	複数の頒布地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した主なものを記録する。日本の頒布地が含まれる場合は、これを優先して記録する。複数の頒布者が存在して、それらが複数の頒布地と結びついている場合は、記録する頒布者と結びついた頒布地を記録する。(参照: #2.6.3.2.2 を見よ。)
		#2.6.1.2.2	複数の言語・文字種による頒布地	頒布地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその頒布地を記録する。		非適用 (別法を採用)	-
			複数の言語・文字種による頒布地 別法1	*頒布地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容の言語と一致する言語または文字種で記録する*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその頒布地を記録する。		適用	適用
		#2.6.1.2.3	資料自体に表示されていない頒布地	頒布地が資料自体に表示されていない場合は、判明の程度に応じて次のように記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 a) 市町村名等が判明しているとき 判明している市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 <例示省略> b) 市町村名等を推定したとき 頒布地が確定できない場合は、推定の市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 市町村名等のみを記録するときは、疑問符を付加する。 <例示省略> 上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する場合には、頒布地がその範囲にあることは確かだが、市町村名等は確定できないときは、疑問符を市町村名等に付加する。 <例示省略> 上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する場合には、頒布地がその範囲にあることを確定できないときは、疑問符は上位の地方自治体名等および(または)国名に付加する。ただし、双方を区切らずに記録する場合は、その末尾に疑問符を付加する。丸がっこの外に入れて記録する場合は、丸がっこの外に疑問符を付加する。 <例示省略>		非適用	頒布地が資料自体に表示されておらず、資料外の情報源から採用した場合は、角がっこ[]を使用して記録する。 a) 市町村名等 識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 [名古屋] [美郷町 (宮崎県)] [London]



エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.6.1.2.3	資料自体に表示されていない頒布地(続き)	c) 上位の地方自治体名等および(または)国名が判明しているとき 頒布地として市町村名等が推定できない場合は、判明した上位の地方自治体名等および(または)国名のみを記録する。 <例示省略> d) 上位の地方自治体名等および(または)国名を推定したとき 上位の地方自治体名等および(または)国名が特定できない場合は、推定の地名を記録し、疑問符を付加する。 <例示省略> e) 頒布地が不明なとき 頒布地が推定できない場合は、「頒布地不明」または「Place of distribution not identified」と記録する。 [頒布地不明]		非適用	c) 上位の地方自治体名等および(または)国名 頒布地として市町村名等が推定できない場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名のみを記録する。 [大阪府] [Australia] e) 頒布地が不明なとき 頒布地が推定できない場合は、「頒布地不明」と記録する。 [頒布地不明]
		#2.6.1.2.4	架空のまたは誤った頒布地	資料自体に表示された頒布地が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の地名または誤った地名を記録し、実際の地名等を注記として記録する。 (参照: #2.41.6.2.2 を見よ。)	2.2.3F	非適用	別法採用
		#2.6.1.2.4	架空のまたは誤った頒布地 別法	*資料自体に表示された頒布地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を記録し、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。架空の地名または誤った地名は、注記として記録する*。 (参照: #2.41.6.2.2 を見よ。)		一部適用	資料自体に表示された頒布地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を角がっこを使用して記録する。架空の日付または誤った日付は、必要があれば注記として記録する。 (参照: #2.41.6.2.2 を見よ。)
		#2.6.1.3	変化	頒布地の変化については、#2.6.0.6 に従って記録する。		適用	適用
S		#2.6.2	並列頒布地	並列頒布地は、頒布表示のサブエレメントである。		非適用	非適用
		#2.6.2.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.6.2.1.1	記録の範囲	並列頒布地は、頒布地として記録したものと異なる言語および(または)文字種による 頒布地である。		非適用	非適用
		#2.6.2.1.2	情報源	並列頒布地は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 頒布地と同一の情報源(参照: #2.6.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)		非適用	非適用
		#2.6.2.2	記録の方法	#2.6.2.2 記録の方法 並列頒布地は、#2.6.0.4 に従って記録する。 複数の並列頒布地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。		非適用	非適用
S		#2.6.3	頒布者	頒布者は、頒布表示のサブエレメントである。	2.2.3A	適用	適用
		#2.6.3.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.6.3.1.1	記録の範囲	頒布者は、刊行物の頒布、発売に責任を有する個人・家族・団体の名称である。その名称の代わりに個人・家族・団体を特徴付ける語句が表示されていることもある。 Bookseller in ordinary to His Majesty 民国以降、中国刊行の図書に併記されている出版者と発行者については、発行者を頒布者として取り扱う。	2.2.3F1	適用	適用
		#2.6.3.1.2	情報源	頒布者は、次の優先順位で情報源を選定する。a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)	2.2.3E	適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.6.3.2	記録の方法	頒布者は、#2.6.0.4に従って記録する。(参照:頒布者の関連については、#44.3.2を見よ。)	2.2.3F1	適用	適用
		#2.6.3.2	記録の方法 任意省略1	頒布者を識別するのに必要でない組織階層は省略する。省略を示す記号(…)は記録しない。	2.2.3F1	適用	適用
		#2.6.3.2	記録の方法 任意省略2	法人組織を示す語等については省略する。省略を示す記号(…)は記録しない。	2.2.3F1	適用	適用
		#2.6.3.2.1	役割を示す語句	頒布者の役割を示す語句は、情報源に表示されているとおりに記録する。 For sale by the Superintendent of Documents, U.S. Government Publishing Office Marketed and distributed by Times Group Books		NDL準拠	単に発売を示すだけではない語句は、情報源に表示されているとおりに記録する。 For sale by the Superintendent of Documents, U.S. Government Publishing Office Marketed and distributed by Times Group Books
		#2.6.3.2.1	役割を示す語句 任意追加	頒布者の役割が情報源の表示だけでは明確でない場合は、役割を示す語句を付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。	2.2.3F1	適用	非適用
		#2.6.3.2.2	複数の頒布者	複数の頒布者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。	2.2.3F1 2.2.3H	適用	複数の頒布者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した主なもの記録する。
		#2.6.3.2.3	複数の言語・文字種による頒布者	*頒布者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と一致する言語または文字種で記録する*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその頒布者を記録する。	2.2.3F1	適用	
		#2.6.3.2.3	複数の言語・文字種による頒布者 別法1	頒布者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその頒布者を記録する。	2.2.3F1	非適用	適用
		#2.6.3.2.4	特定できない頒布者	頒布者が資料自体に表示されていない場合に、資料外の情報源からも特定できないときは、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で、「頒布者不明」または「distributor not identified」と記録する。[頒布者不明]		非適用	非適用
		#2.6.3.2.5	架空のまたは誤った頒布者	資料自体に表示された頒布者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の名称または誤った名称を記録し、実際の名称等を注記として記録する。(参照: #2.41.6.2.2を見よ。)		非適用	別法採用
		#2.6.3.2.5	架空のまたは誤った頒布者 別法	*資料自体に表示された頒布者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を記録し、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 架空の名称または誤った名称は、注記として記録する*。 (参照: #2.41.6.2.2を見よ。)	2.2.3F1	NDL準拠	資料自体に表示された頒布者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を角がっこを使用して記録する。架空の日付または誤った日付は、必要があれば注記として記録する。 (参照: #2.41.6.2.2を見よ。)
		#2.6.3.3	変化	頒布者の変化については、#2.6.0.6に従って記録する。		適用	適用
S		#2.6.4	並列頒布者	並列頒布者は、頒布表示のサブエレメントである。		非適用	非適用
		#2.6.4.1	記録の範囲・情報源			-	-
		#2.6.4.1.1	記録の範囲	並列頒布者は、頒布者として記録したものと異なる言語および(または)文字種による頒布者の名称である。		非適用	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.6.4.1.2	情報源	並列頒布者は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 頒布者と同一の情報源(参照: #2.6.3.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)		非適用	非適用
		#2.6.4.2	記録の方法	並列頒布者は、#2.6.0.4 に従って記録する。 複数の並列頒布者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。		非適用	非適用
S		#2.6.5	頒布日付	頒布日付は、頒布表示のサブエレメントである。	2.2.3A	適用	適用
		#2.6.5.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.6.5.1.1	記録の範囲	頒布日付は、刊行物の頒布、発売と結びつく日付である。	2.2.3F2	適用	適用
		#2.6.5.1.2	情報源	頒布日付は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。) 包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料については、開始および(または)終了の頒布日付を、最初および(または)最後に刊行された巻号、最初および(または)最後のイテレーション等から選択する。		適用	適用
		#2.6.5.2	記録の方法	頒布日付が出版日付と異なる場合に、識別に重要なときは、頒布日付を記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦の場合は、アラビア数字で記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付を西暦に置き換える。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。語句で表された暦は、アラビア数字に置き換える。日付はデータ作成機関が定める形式で記録する。 2015.9.1 (情報源の表示: 平成 27 年 9 月 1 日) 1985.6.30 (情報源の表示: 昭和六十年六月三十日) 2000.5 (情報源の表示: 平成 12.5) 2009.10.4 (情報源の表示: 2009 October 4) 1981.6 (情報源の表示: June 1981) 1832 (情報源の表示: MDCCCXXXII)	2.2.3F2	適用	頒布日付が出版日付と異なる場合に、識別に重要なときは、頒布日付を記録する。頒布日付は、その図書の属する版が最初に頒布された年月を記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦の場合は、アラビア数字で記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付を西暦に置き換える。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。語句で表された暦は、アラビア数字に置き換える。日付は、ピリオドでつないで記録する。「年」、「月」またはそれに相当する語は記録しない。 1982.7 (情報源の表示: 1982.7 第1刷 1986.10 第3刷) 2015.9 (情報源の表示: 平成27年9月) 1985.6 (情報源の表示: 昭和六十年六月) 2000.5 (情報源の表示: 平成12.5) 1981.6 (情報源の表示: June 1981) 1832 (情報源の表示: MDCCCXXXII) その図書に初刷の頒布日付の表示がなく、2刷以降の頒布日付の表示がある場合は、その頒布日付を記録し、刷次を丸がっこに入れて付加する。刷次の変化にともない、内容の改訂または頒布者の変更など新規の記述の作成が必要な変化がある場合は、その頒布日付を記録し、その刷次を丸がっこに入れて付加する。 1997.7 (第3刷) (情報源の表示: 1997.7 第3刷)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.6.5.2	記録の方法 任意省略	データ作成機関が定めた詳細度で日付を記録する。 2008.5 (情報源の表示: 2008年5月3日) 2000 (情報源の表示: 平成 12.5) 2009 (情報源の表示: 2009年5月)	2.2.3F2	NDL準拠 日付は年月を記録する。月の表示がないときは、年のみ記録する。 2008.5 (情報源の表示: 2008年5月3日) 2000.5 (情報源の表示: 平成12.5) 2009 (情報源の表示: 2009年)	日付は年月を記録する。月の表示がないときは、年のみ記録する。 2008.5 (情報源の表示: 2008年5月3日) 2000.5 (情報源の表示: 平成12.5) 2009 (情報源の表示: 2009年)
		#2.6.5.2A	複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料	包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションが入手可能な場合は、それらの頒布日付を記録し、ハイフンを付加する。 2000- 頒布が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションが入手可能なときは、ハイフンに続けてそれらの頒布日付を記録する。 1959-1961 -1999 (最初のイテレーションが入手不可) 更新資料については、識別に重要な場合は、更新日付を付加する。 1968-1973 [1974 更新] 1990-1995 [updated 1999] (入手可能な最初と最後のイテレーションを記録した後に、さらに資料の更新があり、その日付が判明) 全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年に頒布されている場合は、その年を記録する。 1980 初巻、初号、最初のイテレーションおよび(または)終巻、終号、最後のイテレーションが入手できない場合は、推定の頒布日付を#1.10.10.5に従って記録する。 [2010]- (入手できた最も古い号の頒布日付から推定) 1985-[1999] (終号は入手不可だが、終号の頒布日付の情報が判明) [1992-2001] (初号も終号も入手不可だが、初号と終号の頒布日付の情報がそれぞれ判明) 頒布日付が推定できない場合は、記録しない。	2.0.3 2.0.6	NDL準拠 包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションの頒布日付を記録し、ハイフンを付加する。 2000- 頒布が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションの頒布日付をハイフンに続けて記録する。 1959-1961 2018.4-10 全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年月に頒布されている場合は、その年月を記録する。 1980.5 複数巻単行資料について、初巻、初号および(または)終巻、終号が入手できない場合は、入手できた最初の巻、号および(または)最後の巻、号の頒布日付を#1.10.10.5に従って記録する。 2009.10-2015.10 (入手できた最も古い号および最後の号の頒布日付を記録)	包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションの頒布日付を記録し、ハイフンを付加する。 2000- 頒布が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションの頒布日付をハイフンに続けて記録する。 1959-1961 2018.4-10 全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年月に頒布されている場合は、その年月を記録する。 1980.5 複数巻単行資料について、初巻、初号および(または)終巻、終号が入手できない場合は、入手できた最初の巻、号および(または)最後の巻、号の頒布日付を#1.10.10.5に従って記録する。 2009.10-2015.10 (入手できた最も古い号および最後の号の頒布日付を記録)
		#2.6.5.2.1	単巻資料の特定できない頒布日付	データ作成機関が定めた詳細度で日付を記録する。 2008.5 (情報源の表示: 2008年5月3日) 2000 (情報源の表示: 平成 12.5) 2009 (情報源の表示: 2009年5月)	2.2.3F2	適用	非適用
		#2.6.5.2.2	架空のまたは誤った頒布日付	資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、架空の日付または誤った日付を記録し、実際の日付を注記として記録する。 (参照: #2.41.6.2.2 を見よ。)		非適用	別法採用
		#2.6.5.2.2	架空のまたは誤った頒布日付 別法	*資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の日付を記録し、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。架空の日付または誤った日付は、注記として記録する*。 (参照: #2.41.6.2.2 を見よ。)		一部適用	資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の日付を角がっこを使用して記録する。架空の日付または誤った日付は、必要があれば注記として記録する。 (参照: #2.41.6.2.2 を見よ。)

エレメントID	要素番号	要素見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
E	#2.7	製作表示	製作表示は、エレメントである。	2.2.3A	適用	適用
	#2.7.0	通則			—	—
	#2.7.0.1	記録の範囲	刊行物の印刷、複写、成型等に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、製作表示として記録する。初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)の印刷に関する表示については、#2.5～#2.5.5.2.2 別法に従って記録する。	2.2.3F	適用	刊行物の印刷、複写、成型等に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、製作表示として記録する。出版表示および頒布表示が不明のときに記録する。ただし、それが重要であれば、出版表示および(または)頒布表示に付加して、製作表示も記録する。
	#2.7.0.2	サブエレメント	製作表示には、次のサブエレメントがある。 a) 製作地(参照:#2.7.1を見よ。) b) 並列製作地(参照:#2.7.2を見よ。) c) 製作者(参照:#2.7.3を見よ。) d) 並列製作者(参照:#2.7.4を見よ。) e) 製作日付(参照:#2.7.5を見よ。)	2.2.3A	一部適用	製作表示には、次のサブエレメントがある。 a) 製作地(参照:#2.7.1を見よ。) b) 並列製作地(参照:#2.7.2を見よ。)(非適用) c) 製作者(参照:#2.7.3を見よ。) d) 並列製作者(参照:#2.7.4を見よ。)(非適用) e) 製作日付(参照:#2.7.5を見よ。)
	#2.7.0.3	情報源	製作表示の情報源は、サブエレメントごとに定める。	2.2.3E	適用	適用
	#2.7.0.4	記録の方法	製作表示は、情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11 別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。(参照:#2.41.7.2.1を見よ。)	2.2.3F	適用	製作表示は、情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、角がっこを使用し、必要に応じて注記する。(参照:#2.41.7.2.1を見よ。)
	#2.7.0.5	複製	複製については、原資料の製作表示ではなく、複製自体の表示を製作表示として記録する。原資料の製作表示は、関連する体現形の製作表示として記録する。(参照:#43.3を見よ。)	2.0.4	一部適用	適用
	#2.7.0.6	変化			—	—
	#2.7.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、製作地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを注記として記録する。製作地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。(参照:#2.41.7.2.4.1を見よ。) 複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、製作者の名称が変化したか、または製作者が他の製作者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを注記として記録する。製作者の変化が表示上のみのものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。(参照:#2.41.7.2.4.1を見よ。)	2.0.3	一部適用	適用
	#2.7.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	製作地の変化や、製作者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。(参照:#2.41.7.2.4.1 任意省略を見よ。)	2.0.3	適用	適用
	#2.7.0.6.2	更新資料	更新資料の製作地は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の製作地を注記として記録する。(参照:#2.41.7.2.4.2を見よ。) 更新資料の製作者は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の製作者の名称を注記として記録する。(参照:#2.41.7.2.4.2を見よ。)	2.0.6	適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.7.0.6.2	更新資料 任意省略	製作地の変化や、製作者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。 (参照: #2.41.7.2.4.2 任意省略を見よ。)	2.0.6	適用		適用
S		#2.7.1	製作地	製作地は、製作表示のサブエレメントである。	2.2.3A	適用		適用
		#2.7.1.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.7.1.1.1	記録の範囲	製作地は、刊行物の印刷、複写、成型等と結びつく場所(市町村名等)である。	2.2.3F1	適用		適用
		#2.7.1.1.2	情報源	製作地は、次の優先順位で情報源を選定する。a) 製作者と同一の情報源(参照: #2.7.3.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)	2.2.3E	適用		適用
		#2.7.1.2	記録の方法	製作地は、#2.7.0.4 に従って記録する。市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および(または)国名が情報源に表示されている場合は、それを付加する。ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。 <例示省略>	2.2.3F1	適用		製作地は、#2.7.0.4に従って記録する。 市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および(または)国名が情報源に表示されている場合は、それを付加する。 ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。 北海道 (情報源の表示: 北海道) 横浜 (情報源の表示: 横浜市) Osaka (情報源の表示: Osaka City) 東京 (情報源の表示: 東京都文京区) 田原本町(奈良県) (情報源の表示: 奈良県磯城郡田原本町) Hayama-machi (Kanagawa-ken) (情報源の表示: Hayama, Kanagawa) ソウル (情報源の表示: 韓国ソウル市) 成都 (情報源の表示: 四川省成都市) Bangkok Edinburgh 前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。 V Praze
		#2.7.1.2	記録の方法 任意省略1	市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。 「日本」という国名は、原則として記録しない。 Osaka (情報源の表示: Osaka City) 武蔵野(東京都) (情報源の表示: 東京都武蔵野市)市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。 「日本」という国名は、原則として記録しない。 Osaka (情報源の表示: Osaka City) 武蔵野(東京都) (情報源の表示: 東京都武蔵野市)	2.2.3F1	適用		市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。 「日本」という国名は、原則として記録しない。 武蔵野 (情報源の表示: 武蔵野市) Osaka (情報源の表示: Osaka City)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.7.1.2	記録の方法 任意省略2	製作地の識別に必要でない場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名が市町 村名等とともに情報源に表示されている場合でも、市町村名等のみを記録する。 武蔵野 (情報源の表示: 東京都武蔵野市。任意省略 1 も適用した例)	2.2.3F1	適用	適用
		#2.7.1.2	記録の方法 任意追加1	識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて製作地として記録する。 東京市本郷区曙町三番地 255 Sussex Drive, Ottawa, Ontario		非適用	非適用
		#2.7.1.2	記録の方法 任意追加2	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 美郷町 [秋田県] 美郷町 [島根県] Cambridge [Massachusetts] Cambridge [United Kingdom]		一部適用	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を角がっこの[]でくんで補記する。 美郷町 [秋田県] 美郷町 [島根県] Cambridge, Massachusetts Cambridge, United Kingdom
		#2.7.1.2.1	複数の製作地	複数の製作地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。複数の製作者が存在して、それらが複数の製作地と結びついている場合は、それぞれの製作者と結びついた製作地を記録する。 (参照: #2.7.3.2.2 を見よ。)		非適用	別法を採用
		#2.7.1.2.1	複数の製作地 別法	複数の製作地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。*日本の製作地が含まれる場合は、これを優先して記録する*。複数の製作者が存在して、それらが複数の製作地と結びついている場合は、それぞれの製作者と結びついた製作地を記録する。 (参照: #2.7.3.2.2 を見よ。)	NDL準拠	複数の製作地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した主なものを選択して記録する。日本の製作地が含まれる場合は、これを優先して記録する。複数の製作者が存在して、それらが複数の製作地と結びついている場合は、記録する製作者と結びついた製作地を記録する。 (参照: #2.7.3.2.2 を見よ。)	複数の製作地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した主なものを選択して記録する。日本の製作地が含まれる場合は、これを優先して記録する。複数の製作者が存在して、それらが複数の製作地と結びついている場合は、記録する製作者と結びついた製作地を記録する。 (参照: #2.7.3.2.2 を見よ。)
		#2.7.1.2.2	複数の言語・文字種による製作地	製作地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作地を記録する。		適用	
		#2.7.1.2.2	複数の言語・文字種による製作地 別法1	*製作地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容の言語と一致する言語または文字種で記録する*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作地を記録する。		非適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.7.1.2.3	資料自体に表示されていない製作地	製作地が資料自体に表示されていない場合は、判明の程度に応じて次のように記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 a) 市町村名等が判明しているとき 判明している市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 <a~dの例示省略> b) 市町村名等を推定したとき 製作地が推定できない場合は、推定の市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 市町村名等のみを記録するときは、疑問符を付加する。 上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する場合には、製作地がその範囲にあることは確かだが、市町村名等は推定できないときは、疑問符を市町村名等に付加する。 上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する場合には、製作地がその範囲にあることを推定できないときは、疑問符は上位の地方自治体名等および(または)国名に付加する。ただし、双方を区切らずに記録する場合は、その末尾に疑問符を付加する。丸がっこに入れて記録する場合は、丸がっこの外に疑問符を付加する。 c) 上位の地方自治体名等および(または)国名が判明しているとき 製作地として市町村名等が推定できない場合は、判明した上位の地方自治体名等および(または)国名のみを記録する。 d) 上位の地方自治体名等および(または)国名を推定したとき 上位の地方自治体名等および(または)国名が特定できない場合は、推定の地名を記録し、疑問符を付加する。 e) 製作地が不明なとき 製作地が推定できない場合は、「製作地不明」または「Place of manufacture not identified」と記録する。 [製作地不明]		非適用		製作地が資料自体に表示されておらず、資料外の情報源から採用した場合は、角がっこを使用して記録する。 a) 市町村名等 識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 [名古屋] [美郷町(宮崎県)] [London] c) 上位の地方自治体名等および(または)国名 製作地として市町村名等が推定できない場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名のみを記録する。 [大阪府] [Australia] e) 製作地が不明なとき 製作地が推定できない場合は、「製作地不明」と記録する。 [製作地不明]
		#2.7.1.2.4	架空のまたは誤った製作地	資料自体に表示された製作地が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の地名または誤った地名を記録し、実際の地名等を注記として記録する。 (参照:#2.41.7.2.2を見よ。)		非適用	別法を適用	
		#2.7.1.2.4	架空のまたは誤った製作地別法	*資料自体に表示された製作地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を記録し、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。架空の地名または誤った地名は、注記として記録する*。 (参照:#2.41.7.2.2を見よ。)		一部適用	資料自体に表示された製作地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を角がっこを使用して記録する。架空の地名または誤った地名は、必要があれば注記として記録する。 (参照:#2.41.7.2.2を見よ。)	資料自体に表示された製作地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を角がっこを使用して記録し、架空の地名または誤った地名を注記として記録する。 (参照:#2.41.7.2.2を見よ。)
		#2.7.1.3	変化	製作地の変化については、#2.7.0.6に従って記録する。		適用		適用
S		#2.7.2	並列製作地	並列製作地は、製作表示のサブエレメントである。		非適用		非適用
		#2.7.2.1	記録の範囲・情報源			-		-
		#2.7.2.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用		非適用
		#2.7.2.1.2	情報源	<転記省略>		非適用		非適用
		#2.7.2.2	記録の方法	<転記省略>		非適用		非適用
S		#2.7.3	製作者	製作者は、製作表示のサブエレメントである。	2.2.3A	適用		適用
		#2.7.3.1	記録の範囲・情報源			-		-



エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.7.3.1.1	記録の範囲	製作者は、刊行物の印刷、複写、成型等に責任を有する個人・家族・団体の名称である。その名称の代わりに個人・家族・団体を特徴付ける語句が表示されていることもある。 Harrison & sons, printers in ordinary to Her Majesty	2.2.3A	適用		適用
		#2.7.3.1.2	情報源	製作者は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照:#2.1.1.1.2を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照:#2.0.2.3を見よ。)	2.2.3E	適用		適用
		#2.7.3.2	記録の方法	製作者は、#2.7.0.4に従って記録する。 (参照:製作者の関連については、#44.3.3を見よ。)	2.2.3F1	適用		適用
		#2.7.3.2	記録の方法 任意省略1	製作者を識別するのに必要でない組織階層は省略する。省略を示す記号(…)は記録しない。	2.2.3E	適用		適用
		#2.7.3.2	記録の方法 任意省略2	法人組織を示す語等については省略する。省略を示す記号(…)は記録しない。	2.2.3F1	適用		適用
		#2.7.3.2.1	役割を示す語句	製作者の役割を示す語句は、情報源に表示されているとおりに記録する。 Manufactured and marketed by Universal Music Classics	2.2.3F1	適用		単に製作を示すだけでない語句は、情報源に表示されているとおりに記録する。 Manufactured and marketed by Universal Music Classics
		#2.7.3.2.1	役割を示す語句 任意追加	製作者の役割が情報源の表示だけでは明確でない場合は、役割を示す語句を付加する。 資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。	2.2.3F1	適用		非適用
		#2.7.3.2.2	複数の製作者	複数の製作者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。		適用		複数の製作者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した主なものを記録する。
		#2.7.3.2.3	複数の言語・文字種による製作者	製作者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作者を記録する。		適用		
		#2.7.3.2.3	複数の言語・文字種による製作者 別法1	*製作者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と一致する言語または文字種で記録する*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作者を記録する。		非適用		適用
		#2.7.3.2.4	特定できない製作者	製作者が資料自体に表示されていない場合に、資料外の情報源からも特定できないときは、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で、「製作者不明」または「manufacturer not identified」と記録する。 [製作者不明]		非適用		非適用
		#2.7.3.2.5	架空のまたは誤った製作者	資料自体に表示された製作者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の名称または誤った名称を記録し、実際の名称等を注記として記録する。 (参照:#2.41.7.2.2を見よ。)		非適用		
		#2.7.3.2.5	架空のまたは誤った製作者 別法	*資料自体に表示された製作者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を記録し、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 架空の名称または誤った名称は、注記として記録する*。 (参照:#2.41.7.2.2を見よ。)		一部適用	資料自体に表示された製作者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を角がっこを使用して記録する。架空の名称または誤った名称は、必要があれば注記として記録する。 (参照:#2.41.7.2.2を見よ。)	資料自体に表示された製作者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を角がっこを使用して記録し、架空の名称または誤った名称は、注記として記録する。 (参照:#2.41.7.2.2を見よ。)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.7.3.3	変化	製作者の変化については、#2.7.0.6 に従って記録する。		適用	適用
S		#2.7.4	並列製作者	並列製作者は、製作表示のサブエレメントである。		非適用	非適用
		#2.7.4.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.7.4.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#2.7.4.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
		#2.7.4.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
S		#2.7.5	製作日付	製作日付は、製作表示のサブエレメントである。	2.2.3A	適用	適用
		#2.7.5.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.7.5.1.1	記録の範囲	製作日付は、刊行物の印刷、複写、成型等と結びつく日付である。	2.2.3F2	適用	適用
		#2.7.5.1.2	情報源	製作日付は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。) 包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料については、開始および(または)終了の製作日付を、最初および(または)最後に刊行された巻号、最初および(または)最後のイテレーション等から選択する。	2.2.3E	適用	適用
		#2.7.5.2	記録の方法	製作日付は、情報源に表示されている日付の暦が西暦の場合は、アラビア数字で記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付を西暦に置き換える。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。語句で表された暦は、アラビア数字に置き換える。日付は、データ作成機関が定める形式で記録する。 2015.9.1 (情報源の表示: 平成 27 年 9 月 1 日) 1985.6.30 (情報源の表示: 昭和六十年六月三十日) 2000.5 (情報源の表示: 平成 12.5) 2009.10.4 (情報源の表示: 2009 October 4) 1981.6 (情報源の表示: June 1981) 1832 (情報源の表示: MDCCCXXXII)	2.2.3F2	適用	製作日付は、その図書の属する版が最初に製作された年月を記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦の場合は、アラビア数字で記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付を西暦に置き換える。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。語句で表された暦は、アラビア数字に置き換える。日付は、ピリオドでつないで記録する。「年」「月」またはそれに相当する語は記録しない。 1982.7 (情報源の表示: 1982.7 第1刷 1986.10 第3刷) 2015.9 (情報源の表示: 平成27年9月) 1985.6.30 (情報源の表示: 昭和六十年六月) 2000.5 (情報源の表示: 平成12.5) 1981.6 (情報源の表示: June 1981) 1832 (情報源の表示: MDCCCXXXII) その図書に初刷の製作日付の表示がなく、2刷以降の製作日付の表示がある場合は、その製作日付を記録し、刷次を丸がっこに入れて付加する。刷次の変化にともない、内容の改訂または製作者の変更など新規の記述の作成が必要な変化がある場合は、その製作日付を記録し、その刷次を丸がっこに入れて付加する。 1997.7 (第3刷) (情報源の表示: 1997.7 第3刷)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.7.5.2	記録の方法 任意省略	データ作成機関が定めた詳細度で日付を記録する。 2008.5 (情報源の表示: 2008年5月3日) 2000 (情報源の表示: 平成12.5) 2009 (情報源の表示: 2009年5月)	2.2.3F2	適用		日付は年月を記録する。月の表示がないときは、年のみ記録する。 2008.5 (情報源の表示: 2008年5月3日) 2000.5 (情報源の表示: 平成12.5) 2009 (情報源の表示: 2009年)
		#2.7.5.2A	複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料	包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションが入手可能な場合は、それらの製作日付を記録し、ハイフンを付加する。 2000- 製作が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションが入手可能なときは、ハイフンに続けてそれらの製作日付を記録する。 1959-1961 -1999 (最初のイテレーションが入手不可) 更新資料については、識別に重要な場合は、更新日付を付加する。 1968-1973 [1974 更新] 1990-1995 [updated 1999] (入手可能な最初と最後のイテレーションを記録した後に、さらに資料の更新があり、その日付が判明)全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年に製作されている場合は、その年を記録する。 1980 初巻、初号、最初のイテレーションおよび(または)終巻、終号、最後のイテレーションが入手できない場合は、推定の製作日付を#1.10.10.5に従って記録する。 [2010]- (入手できた最も古い号の製作日付から推定) 1985-[1999] (終号は入手不可だが、終号の製作日付の情報が判明) [1992-2001] (初号も終号も入手不可だが、初号と終号の製作日付の情報がそれぞれ判明)	2.0.3 2.0.6	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションの製作日付を記録し、ハイフンを付加する。 2000- 製作が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションの製作日付をハイフンに続けて記録する。 1959-1961 2018.4-10 全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年月に製作されている場合は、その年月を記録する。 1980.5	包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションの製作日付を記録し、ハイフンを付加する。 2000- 製作が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションの製作日付をハイフンに続けて記録する。 1959-1961 2018.4-10 全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年月に製作されている場合は、その年月を記録する。 1980.5 複数巻単行資料について、初巻、初号および(または)終巻、終号が入手できない場合は、入手できた最初の巻、号および(または)最後の巻、号の製作日付を#1.10.10.5に従って記録する。 2009.10-2015.10 (入手できた最も古い号および最後の号の製作日付を記録)
		#2.7.5.2.1	単巻資料の特定できない製作日付	単巻資料の製作日付を特定できない場合は、推定の製作日付を、#1.10.10.5に従って記録する。 [1975] [1975?] [1970頃] [1970年代] [2000から2009の間] 製作日付を推定できない場合は、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で、「製作日付不明」または「date of manufacture not identified」と記録する。 [製作日付不明]	2.2.3F2	非適用		非適用
		#2.7.5.2.2	架空のまたは誤った製作日付	資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、架空の日付または誤った日付を記録し、実際の日付を注記として記録する。 (参照: #2.41.7.2.2を見よ。)		非適用		
		#2.7.5.2.2	架空のまたは誤った製作日付 別法	*資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の日付を記録し、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。架空の日付または誤った日付は、注記として記録する*。 (参照: #2.41.7.2.2を見よ。)		非適用	資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を角がっこを使用して記録する。架空の日付または誤った日付は、必要があれば注記として記録する。 (参照: #2.41.7.2.2を見よ。)	資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の日付を角がっこを使用して記録し、架空の日付または誤った日付を注記として記録する。 (参照: #2.41.7.2.2を見よ。)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
E		#2.8	非刊行物の制作表示	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0	通則			—	—
		#2.8.0.1	記録の範囲	非刊行物の書写、銘刻、複製、組立等に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、非刊行物の制作表示として記録する。		対象外	非適用
		#2.8.0.2	サブエレメント	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.3	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.4	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.5	複製	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.6	変化			—	—
		#2.8.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.6.2	更新資料	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.6.2	更新資料 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用
S		#2.8.1	非刊行物の制作地	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.1	記録の範囲・情報源	<転記省略>		—	—
		#2.8.1.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2	記録の方法 任意省略1	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2	記録の方法 任意省略2	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2	記録の方法 任意追加1	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2	記録の方法 任意追加2	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2.1	複数の制作地	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2.2	複数の言語・文字種による制作地	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2.3	資料自体に表示されていない制作地	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2.4	架空のまたは誤った制作地	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.3	変化	<転記省略>		対象外	非適用
S		#2.8.2	非刊行物の並列制作地	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.2.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.8.2.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.8.2.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.2.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
S		#2.8.3	非刊行物の制作者	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.8.3.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2	記録の方法 任意省略1	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2	記録の方法 任意省略2	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.1	役割を示す語句	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.1	役割を示す語句 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.1A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.2	複数の制作者	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.3	複数の言語・文字種による制作者	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.4	特定できない制作者	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.5	架空のまたは誤った制作者	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.3	変化	<転記省略>		対象外	非適用
S		#2.8.4	非刊行物の並列制作者	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.4.1	記録の範囲・情報源	<転記省略>		対象外	—
		#2.8.4.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.4.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.4.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
S	*	#2.8.5	非刊行物の制作日付	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.5.1	記録の範囲・情報源	<転記省略>		対象外	—
		#2.8.5.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.5.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.5.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.5.2	記録の方法 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.5.2A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.5.2B	複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.5.2C	文書、コレクション	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.5.2C	文書、コレクション 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.8.5.2.1	単巻資料の特定できない制作日付	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.8.5.2.2	架空のまたは誤った制作日付	<転記省略>			対象外	非適用
E		#2.9	著作権日付	著作権日付は、エレメントである。	2.2.3A	適用		適用
		#2.9.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.9.1.1	記録の範囲	著作権日付は、記述対象の著作権または著作権に相当する権利の発生と結びつく日付である。著作権日付には、原盤権日付(録音の権利保護と結びつく日付)も含まれる。	2.2.3F2	適用		著作権日付は、記述対象の著作権または著作権に相当する権利の発生と結びつく日付である。著作権日付は、出版日付・頒布日付・製作日付の表示がなく、著作権日付から出版日付・頒布日付・製作日付を推定したときに記録する。
		#2.9.1.2	情報源	著作権日付は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	2.2.3E	適用		適用
		#2.9.2	記録の方法	著作権日付は、情報源に表示されている日付を、#2.5.5.2 に従って記録する。 著作権日付の冒頭に「©」、「℗」が表示されていて記録できない場合、または記録することが不適切な場合は、「c」、「p」に置き換えて記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「copyright」、「phonogram copyright」を用いて記録する。 ©1955 copyright 2000 c1955 ℗2014 phonogram copyright 2015 著作権日付が、情報源に複数の種類の層によって表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 文章、音楽、画像等のそれぞれに対する著作権日付が表示されている場合は、識別または選択のために重要なものをすべて記録する。 文章、音楽、画像等のいずれか一つに対して複数の著作権日付が表示されている場合は、最新の著作権日付のみを記録する。	2.2.3F2	一部適用	著作権日付は、情報源に表示されている日付を、#2.5.5.2 に従って記録する。 著作権日付の冒頭に「©」が表示されていて記録できない場合、または記録することが不適切な場合は、「c」に置き換えて記録する。	著作権日付は、情報源に表示されている日付を、#2.5.5.2、#2.5.5.2任意省略に従って記録する。 著作権日付は、「c」を付加して記録する。 c1955

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
E		#2.10	シリーズ表示	シリーズ表示は、エレメントである。	2.3.1A		適用	
		#2.10.0	通則				—	
		#2.10.0.1	記録の範囲	<p>単行資料、逐次刊行物、更新資料に対するシリーズについての表示を記録する。シリーズは、記述対象より上位の書誌レベルに位置する体現形である。</p> <p>&lt;例示一部省略&gt; 広島大学総合科学部紀要 (記述対象: 言語文化研究(「広島大学総合科学部紀要」の中の逐次刊行物1部編))</p> <p>記述対象が単行資料、逐次刊行物、更新資料の構成部分(雑誌論文等)である場合は、上位の書誌レベルの情報(収録誌紙等)はシリーズ表示とは扱わず、体現形間の関連として記録する。 (参照: #43.3 を見よ。)</p> <p>シリーズは、複数階層のレベルから成ることがある。最上位のレベルをシリーズとして、それ以外のレベルをサブシリーズとして扱う。複数のレベルのサブシリーズが存在することもある。</p> <p>【シリーズ】書誌書目シリーズ 【サブシリーズ】未刊史料による日本出版文化 (記述対象: 出版の起源と京都の本屋)</p> <p>一つのシリーズに関する記録、または一つのシリーズと一つまたは複数のサブシリーズに関する記録を、一組のシリーズ表示とする。 記述対象が属するシリーズまたはサブシリーズを、関連する著作として扱う場合は、#43.1 に従って記録する。</p>	0.4.2 2.3.1D	NDL準拠	<p>単行資料、更新資料に対するシリーズについての表示を記録する。シリーズは、記述対象より上位の書誌レベルに位置する体現形である。</p> <p>アジア経済研究所叢書 (記述対象: 中東アラブ企業の海外進出(「アジア経済研究所叢書」の中の単行資料1巻)) 大佛次郎時代小説全集 (記述対象: 大久保彦左衛門(「大佛次郎時代小説全集」の中の単行資料1巻))</p> <p>シリーズは、複数階層のレベルから成ることがある。最上位のレベルをシリーズとして、それ以外のレベルをサブシリーズとして扱う。複数のレベルのサブシリーズが存在することもある。</p> <p>【シリーズ】書誌書目シリーズ 【サブシリーズ】未刊史料による日本出版文化 (記述対象: 出版の起源と京都の本屋)</p> <p>一つのシリーズに関する記録、または一つのシリーズと一つまたは複数のサブシリーズに関する記録を、一組のシリーズ表示とする。</p>	<p>単行資料、更新資料に対するシリーズについての表示を記録する。シリーズは、記述対象より上位の書誌レベルに位置する体現形である。</p> <p>アジア経済研究所叢書 (記述対象: 中東アラブ企業の海外進出(「アジア経済研究所叢書」の中の単行資料1巻)) 大佛次郎時代小説全集 (記述対象: 大久保彦左衛門(「大佛次郎時代小説全集」の中の単行資料1巻))</p> <p>シリーズは、複数階層のレベルから成ることがある。最上位のレベルをシリーズとして、それ以外のレベルをサブシリーズとして扱う。複数のレベルのサブシリーズが存在することもある。</p> <p>【シリーズ】書誌書目シリーズ 【サブシリーズ】未刊史料による日本出版文化 (記述対象: 出版の起源と京都の本屋)</p> <p>一つのシリーズに関する記録、または一つのシリーズと一つまたは複数のサブシリーズに関する記録を、一組のシリーズ表示とする。</p>
		#2.10.0.2	サブエレメント	<p>シリーズ表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、シリーズの本タイトル、シリーズ内番号、サブシリーズの本タイトル、サブシリーズ内番号は、コア・エレメントである。</p> <p>a) シリーズの本タイトル(参照: #2.10.1 を見よ。)</p> <p>b) シリーズの並列タイトル(参照: #2.10.2 を見よ。)</p> <p>c) シリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.3 を見よ。)</p> <p>d) シリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.4 を見よ。)</p> <p>e) シリーズに関する責任表示(参照: #2.10.5 を見よ。)</p> <p>f) シリーズに関する並列責任表示(参照: #2.10.6 を見よ。)</p> <p>g) シリーズの ISSN(参照: #2.10.7 を見よ。)</p> <p>h) シリーズ内番号(参照: #2.10.8 を見よ。)</p> <p>i) サブシリーズの本タイトル(参照: #2.10.9 を見よ。)</p> <p>j) サブシリーズの並列タイトル(参照: #2.10.10 を見よ。)</p> <p>k) サブシリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.11 を見よ。)</p> <p>l) サブシリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.12 を見よ。)</p> <p>m) サブシリーズに関する責任表示(参照: #2.10.13 を見よ。)</p> <p>n) サブシリーズに関する並列責任表示(参照: #2.10.14 を見よ。)</p> <p>o) サブシリーズの ISSN(参照: #2.10.15 を見よ。)</p> <p>p) サブシリーズ内番号(参照: #2.10.16 を見よ。)</p> <p>(参照: #2.1.0.2)~q)、#2.2.0.2g)~j)を見よ。)</p>	2.3.1A	適用	<p>シリーズ表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、シリーズの本タイトル、シリーズ内番号、サブシリーズの本タイトル、サブシリーズ内番号は、コア・エレメントである。</p> <p>a) シリーズの本タイトル(参照: #2.10.1 を見よ。)</p> <p>b) シリーズの並列タイトル(参照: #2.10.2 を見よ。)</p> <p>c) シリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.3 を見よ。)</p> <p>d) シリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.4 を見よ。)</p> <p>e) シリーズに関する責任表示(参照: #2.10.5 を見よ。)</p> <p>f) シリーズに関する並列責任表示(参照: #2.10.6 を見よ。)</p> <p>g) シリーズの ISSN(参照: #2.10.7 を見よ。)</p> <p>h) シリーズ内番号(参照: #2.10.8 を見よ。)</p> <p>i) サブシリーズの本タイトル(参照: #2.10.9 を見よ。)</p> <p>j) サブシリーズの並列タイトル(参照: #2.10.10 を見よ。)</p> <p>k) サブシリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.11 を見よ。)</p> <p>l) サブシリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.12 を見よ。)</p> <p>m) サブシリーズに関する責任表示(参照: #2.10.13 を見よ。)</p> <p>n) サブシリーズに関する並列責任表示(参照: #2.10.14 を見よ。)</p> <p>o) サブシリーズの ISSN(参照: #2.10.15 を見よ。)</p> <p>p) サブシリーズ内番号(参照: #2.10.16 を見よ。)</p> <p>(参照: #2.1.0.2)~q)、#2.2.0.2g)~j)を見よ。)</p>	
		#2.10.0.3	情報源	情報源は、シリーズ表示の各エレメントの規定に従う。	2.3.1D	適用	適用	
		#2.10.0.4	記録の方法	シリーズ表示の各エレメントは、句読点、記号、略語、大文字使用法、数字なども含め、情報源の表示を#1.10~#1.10.11 別法に従って記録する。		適用	適用	
		#2.10.0.4.1	サブシリーズ	サブシリーズがある場合は、シリーズとサブシリーズの関係が分かるように記録する。 また、サブシリーズが複数あり、その間に上位・下位の関係がある場合は、その関係が分かるように記録する。		適用	適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.10.0.4.2	複数のシリーズ	記述対象が複数のシリーズに属する場合は、シリーズ表示ごとに、#2.10.1～#2.10.16に従って記録する。 現代俳句選集 河叢書 記述対象の個々の部分が異なるシリーズに属し、かつその関係をシリーズ表示において的確に記録できない場合は、シリーズに関する具体的な情報を注記として記録する。 (参照: #2.41.10.2.1を見よ。)		適用	記述対象が複数のシリーズに属する場合は、シリーズ表示ごとに、#2.10.1～#2.10.16に従って記録する。 現代俳句選集 河叢書 記述対象の個々の部分が異なるシリーズに属する場合は、シリーズに関する具体的な情報を注記として記録する。 (参照: #2.41.10.2.1を見よ。)	
		#2.10.0.5	複製	複製については、原資料のシリーズ表示ではなく、複製自体のシリーズ表示を記録する。原資料のシリーズ表示が、資料自体に表示されている場合は、関連する体現形のシリーズ表示として記録する。 (参照: #2.0.4、#43.3を見よ。)	2.0.4	一部適用	原本代替資料をのぞく複製については、原資料のシリーズ表示ではなく、複製自体のシリーズ表示を記録する。原資料のシリーズ表示が、資料自体に表示されている場合は、関連する体現形のシリーズ表示として記録する。 (参照: #2.0.4、#43.3を見よ。)  原本代替資料については、原資料のシリーズ表示を記録する。	
		#2.10.0.6	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じることがある。 複数巻単行資料または逐次刊行物では、シリーズ表示に変化または追加が生じた場合は、そのシリーズ表示を追加して記録する。変化または追加をシリーズ表示の中での確に記録できず、かつ識別またはアクセスに重要な場合は、変化または追加の旨を注記として記録する。削除が生じ、かつ識別またはアクセスに重要な場合は、削除の旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.10.2.3.1を見よ。) Routledge-Cavendish questions & answer series Routledge questions & answer series (後者は途中の巻次 2013/2014 で変化したシリーズ表示) 更新資料では、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じた場合は、最新のイテレーションを反映してシリーズ表示の記録を改める。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、変化、追加または削除の旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.10.2.3.2を見よ。) 複数のシリーズに属する記述対象については、シリーズごとに上記の規定を適用する。	2.0.3 2.0.6	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料においては、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じることがある。 包括的記述を作成する複数巻単行資料では、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じた場合は、別の体現形の記述を作成するか否か、慎重に判断する。別の体現形の記述を作成しない場合は、追加については、そのシリーズ表示を追加して記録する。変化または削除については、その旨を注記として記録する。 更新資料では、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じた場合は、最新のイテレーションを反映してシリーズ表示の記録を改める。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、変化、追加または削除の旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.10.2.3.2を見よ。) 複数のシリーズに属する記述対象については、シリーズごとに上記の規定を適用する。	複数巻単行資料または更新資料においては、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じることがある。 複数巻単行資料では、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じ、かつ識別またはアクセスに重要な場合は、変化、追加または削除の旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.10.2.3.1を見よ。) 更新資料では、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じた場合は、最新のイテレーションを反映してシリーズ表示の記録を改める。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、変化、追加または削除の旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.10.2.3.2を見よ。) 複数のシリーズに属する記述対象については、シリーズごとに上記の規定を適用する。
S	*	#2.10.1	シリーズの本タイトル	シリーズの本タイトルは、シリーズ表示のサブエレメントである。 シリーズの本タイトルは、コア・エレメントである。	2.3.1A	適用	適用	
		#2.10.1.1	記録の範囲・情報源				-	
		#2.10.1.1.1	記録の範囲	シリーズの本タイトルは、シリーズを識別する主な名称である。	2.3.1E	適用	適用	
		#2.10.1.1.2	情報源	シリーズの本タイトルは、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2を見よ。ただし、シリーズ・タイトル・ページがある場合は、それを優先する。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3を見よ。)	2.3.1D	適用	適用	
		#2.10.1.2	記録の方法	シリーズの本タイトルは、情報源から#2.10.4～#2.10.4.4および#2.10.4～#2.10.4.2に従って記録する。 角川文庫 Cambridge Middle East studies 日本図書館学講座	2.3.1E	適用	適用	



エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.10.1.2.1	シリーズの別タイトル	情報源に表示されているシリーズの別タイトルは、シリーズの本タイトルの一部として扱う。	2.3.1E	NDL準拠 情報源に表示されているシリーズの別タイトルは、シリーズの本タイトルの一部として表示されている場合はシリーズの本タイトル、サブタイトルとして表示されている場合はシリーズのタイトル関連情報として扱う。	情報源に表示されているシリーズの別タイトルは、シリーズの本タイトルの一部として表示されている場合はシリーズの本タイトル、サブタイトルとして表示されている場合はシリーズのタイトル関連情報として扱う。
		#2.10.1.2.2	複数の言語・文字種による表示	シリーズの本タイトルが、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、#2.1.1.2.6 または#2.1.1.2.6 別法に従って、選定し、記録する。		NDL準拠 シリーズの本タイトルが、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、#2.1.1.2.6に従って、選定し、記録する。	シリーズの本タイトルが、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、#2.1.1.2.6に従って、選定し、記録する。
		#2.10.1.2.3	同一の言語・文字種による複数のタイトル	情報源に、一つのシリーズに対して、同一の言語および文字種による複数のタイトルが表示されている場合は、#2.1.1.2.7 または#2.1.1.2.7 別法に従って、シリーズの本タイトルを選定して記録する。 Routledge global institutions series (シリーズ・タイトル・ページに「Routledge global institutions series」と「Global institutions series」の双方の表示がある。)		一部適用 情報源に、一つのシリーズに対して、同一の言語および文字種による複数のタイトルが表示されている場合は、#2.1.1.2.7に従って、シリーズの本タイトルを選定して記録する。	情報源に、一つのシリーズに対して、同一の言語および文字種による複数のタイトルが表示されている場合は、#2.1.1.2.7別法に従って、シリーズの本タイトルを選定して記録する。 Routledge global institutions series (シリーズ・タイトル・ページに「Routledge global institutions series」と「Global institutions series」の双方の表示がある。)
		#2.10.1.2.4	不可分な一部として含まれるシリーズ内番号 別法	シリーズ内番号がシリーズの本タイトルに含まれる場合は、その番号をシリーズの本タイトルの一部として記録する。 Proceedings of the seventh invitation symposium ただし、複数巻を対象にした包括的記述において、シリーズ内番号がシリーズの本タイトルに含まれ、かつ番号の表示が巻号ごとに異なる場合は、その番号をシリーズの本タイトルに記録せず、省略する。 省略部分は省略記号(...)で示し、その番号はシリーズ内番号として記録する。 (参照: #2.1.1.2.16、#2.10.8.2 を見よ。) Monograph ... of the American Orthopsychiatric Association		適用	適用
S		#2.10.2	シリーズの並列タイトル	シリーズの並列タイトルは、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用	適用
		#2.10.2.1	記録の範囲・情報源			-	-
		#2.10.2.1.1	記録の範囲	シリーズの並列タイトルは、シリーズの本タイトルとして記録したものと異なる言語および(または)文字種によるタイトルである。	2.3.1E	適用	適用
		#2.10.2.1.2	情報源	シリーズの並列タイトルは、資料自体のどの情報源から採用してもよい。	2.3.1D	一部適用 並列タイトルは、本タイトルと同一の情報源上に表示された本タイトルの別言語・別文字による表現である。	適用
		#2.10.2.2	記録の方法	シリーズの並列タイトルは、情報源から#2.1.2.2 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2 に従って記録する。 Steuerrechtswissenschaft (シリーズの本タイトル: 税法学) The galaxy of contemporary Japanese music (シリーズの本タイトル: 現代日本音楽選)	2.3.1E	適用	適用
S		#2.10.3	シリーズのタイトル関連情報	シリーズのタイトル関連情報は、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用	適用
		#2.10.3.1	記録の範囲・情報源			-	-
		#2.10.3.1.1	記録の範囲	シリーズのタイトル関連情報は、シリーズの本タイトルを限定、説明、補完する表示である。情報源における表示の位置は、シリーズの本タイトルの後に続くものが多いが、その上部や前方の位置に表示されていることもある。 シリーズに関する版表示は、シリーズのタイトル関連情報として記録する。	2.3.1E	適用	適用
		#2.10.3.1.2	情報源	シリーズのタイトル関連情報は、シリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.1.1.2 を見よ。)	2.3.1D	適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.10.3.2	記録の方法	シリーズのタイトル関連情報は、情報源から#2.1.3.2 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2 に従って記録する。 経済・貿易・産業報告書 (シリーズの本タイトル: ARC レポート) interdisciplinary studies in early modern culture (シリーズの本タイトル: Intersections)	2.3.1E	適用		適用
		#2.10.3.2.1	複数の言語・文字種による表示	シリーズのタイトル関連情報が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用		適用
S		#2.10.4	シリーズの並列タイトル関連情報	シリーズの並列タイトル関連情報は、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用		非適用
		#2.10.4.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.10.4.1.1	記録の範囲	シリーズの並列タイトル関連情報は、シリーズのタイトル関連情報として記録したものと異なる言語および(または)文字種による同一内容の表示である。	2.3.1E			非適用
		#2.10.4.1.2	情報源	シリーズの並列タイトル関連情報は、対応するシリーズの並列タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.2.1.2 を見よ。) 対応するシリーズの並列タイトルがない場合は、シリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.1.1.2 を見よ。)	2.3.1D	適用		非適用
		#2.10.4.2	記録の方法	シリーズの並列タイトル関連情報は、情報源から#2.1.4.2 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2に従って記録する。 documentation and interpretation (シリーズの本タイトル: Schriftenreihe zur Geschichte der Versammlungen deutscher Naturforscher und Ärzte) (シリーズの並列タイトル: Series on the history of the meetings of German naturalists and physicians) (シリーズのタイトル関連情報: Dokumentation und Analyse)	2.3.1E	適用		非適用
S		#2.10.5	シリーズに関する責任表示	シリーズに関する責任表示は、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用		適用
		#2.10.5.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.10.5.1.1	記録の範囲	シリーズに関する責任表示は、責任表示のうち、シリーズに関する表示である。 (参照: #2.2.0.2 を見よ。)	2.3.1E	適用		適用
		#2.10.5.1.2	情報源	シリーズに関する責任表示は、対応するシリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.1.1.2 を見よ。)	2.3.1D	適用		適用
		#2.10.5.2	記録の方法	シリーズに関する責任表示は、情報源から#2.2.0.4～#2.2.0.4.6 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2 に従って記録する。 椎名六郎, 岩猿敏生, 河野徳吉編 (シリーズの本タイトル: 日本図書館学講座) Institute of Archaeology and Paleoenvironmental Studies, University of Florida (シリーズの本タイトル: Monograph)	2.3.1E	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.10.5.2.1	複数の言語・文字種による表示	シリーズに關係する責任表示が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用	適用	
S		#2.10.6	シリーズに關係する並列責任表示	シリーズに關係する並列責任表示は、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用	非適用	
		#2.10.6.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#2.10.6.1.1	記録の範囲	シリーズに關係する並列責任表示は、シリーズに關係する責任表示として記録したものと異なる言語および(または)文字種による表示である。(参照: #2.2.0.2、#2.10.5.1.1 を見よ。)	2.3.1E	適用	非適用	
		#2.10.6.1.2	情報源	シリーズに關係する並列責任表示は、対応するシリーズの並列タイトルと同一の情報源から採用する。(参照: #2.10.2.1.2 を見よ。) 対応するシリーズの並列タイトルがない場合は、対応するシリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。(参照: #2.10.1.1.2 を見よ。)	2.3.1D	適用	非適用	
		#2.10.6.2	記録の方法	シリーズに關係する並列責任表示は、情報源から#2.2.0.4～#2.2.0.4.6、#2.2.2.2 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2 に従って記録する。	2.3.1E	適用	非適用	
S		#2.10.7	シリーズのISSN	シリーズの ISSN は、シリーズ表示のサブエレメントである。		適用	適用	
		#2.10.7.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#2.10.7.1.1	記録の範囲	シリーズの ISSN は、ISSN 登録機関によってシリーズに付与された識別子である。		適用	適用	
		#2.10.7.1.2	情報源	シリーズの ISSN は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。ただし、シリーズ・タイトル・ページがある場合は、それを優先する。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)		適用	適用	
		#2.10.7.2	記録の方法	情報源に表示されているとおりに記録する。 ISSN 0302-9743		一部適用	情報源に表示されている通りに記録する。 ハイフンは記録しなくてよいが、記録してもシステムの正規化により削除される。 ISSN 03029743	情報源に表示されているとおりに記録する。 0302-9743 (ISSN) ただし、不正確なISSNが表示されていても、正しいISSNが判明すればこれを記録し、不正確なISSNは、エラーコードとして記録する。 (参照: 不正確なISSNについては、#2.34.0.4.2を見よ。)
S	*	#2.10.8	シリーズ内番号	シリーズ内番号は、シリーズ表示のサブエレメントである。 シリーズ内番号は、コア・エレメントである。	2.3.1A	適用	適用	
		#2.10.8.1	記録の範囲・情報源			—	—	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.10.8.1.1	記録の範囲	シリーズ内番号は、記述対象のシリーズ内の個々の資料に与えられている番号付けである。この番号は、単独の数字・文字・記号か、またはそれらの組み合わせである。前後にそれを修飾する語句が付いているものもある。 7 中 A ★★ D12 第2巻 <以下例示転記省略>	2.3.1E	適用		適用
		#2.10.8.1.2	情報源	シリーズ内番号は、資料自体のどの情報源から採用してもよい。	2.3.1D	適用		適用
		#2.10.8.2	記録の方法	シリーズ内番号は、情報源に表示されているものを、#1.10~#1.10.11 別法に従って記録する。また、ハイフンが含まれている場合に、その意味を明確にするために必要なときは、スラッシュに置き換える。	2.3.1E	適用		適用
		#2.10.8.2.1	年月次	シリーズ内番号が年月次とその細分である番号とから成る場合は、その順に記録する。 (参照: 年月次については、#2.4.0.2 を見よ。) 2008, no. 2 1997-1 シリーズ内番号と年月次とが表示されている場合は、その双方を記録する。ただし、出版・頒布・製作・制作の日付は、年月次として扱わない。 no. 7 2008	2.3.1E	一部適用	シリーズ内番号が年月次とその細分である番号とから成る場合は、その順に記録する。 (参照: 年月次については、#2.4.0.2 を見よ。) 2008, no. 2 シリーズ内番号と年月次とが表示されている場合は、その双方を記録する。ただし、出版・頒布・製作・制作の日付は、年月次として扱わない。 no. 7 2008	適用
		#2.10.8.2.2	複数の言語・文字種による表示	シリーズ内番号が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用		適用
		#2.10.8.2.3	新しい連番を示す語句	シリーズ内番号に従前と同じ付番方式による新しい連番が開始され、かつ以前の連番と区別するための「第2期」などの語句を伴う場合は、それをもあわせて記録する。 第2期 3 new series, 196 従前の連番と区別するための語句を伴わない場合は、適切な語句を付加する。この場合、その語句が情報源に表示されていないことを、注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.10.9.2.1 を見よ。) [第2次] 1 [new series], no. 1		適用		シリーズ内番号に従前と同じ付番方式による新しい連番が開始され、かつ以前の連番と区別するための「第2期」などの語句を伴う場合は、それをもあわせて記録する。 第2期 3 new series, 196 従前の連番と区別するための語句を伴わない場合は、適切な語句を付加する。この場合、その語句が情報源に表示されていないことを角がっこの使用で示す。 (参照: #2.10.9.2.1 を見よ。) [第2次] 1 [new series], no. 1
		#2.10.8.2.4	複数の付番方式	シリーズ内番号に同時に複数の付番方式が用いられている場合は、表示されている順に記録する。		適用		シリーズ内番号に同時に複数の付番方式が用いられている場合は、主要なもの一つを記録する。複数記録する場合は、表示されている順に記録する。
		#2.10.8.2.5	複数巻のシリーズ内番号				-	-

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.10.8.2.5A	複数巻単行資料	複数巻を対象にした包括的記述において、各巻に付されたシリーズ内番号が連続している場合は、最初と最後の番号をハイフンで結んで記録する。シリーズ内番号が連続していない場合は、すべての番号を記録する。 10-12 第 417, 419, 421-423 号	2.3.1E	一部適用 包括的記述を作成する複数巻単行資料において、各巻に付されたシリーズ内番号が連続している場合は、最初と最後の番号をハイフンで結んで記録する。シリーズ内番号が連続していない場合は、すべての番号を記録する。 10-12 第 417, 419, 421-423 号	適用
		#2.10.8.2.5B	逐次刊行物	記述対象とする逐次刊行物の各巻号に、全体を通して同じシリーズ内番号が付されている場合に限って記録する。 207 (逐次刊行物が属するシリーズの本タイトル: 精選近代文芸雑誌集)		対象外	非適用
S	*	#2.10.9	サブシリーズの本タイトル	サブシリーズの本タイトルは、シリーズ表示のサブエレメントである。サブシリーズの本タイトルは、コア・エレメントである。	2.3.1A	適用	適用
		#2.10.9.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.10.9.1.1	記録の範囲	サブシリーズの本タイトルは、サブシリーズを識別する主な名称である。サブシリーズか別のシリーズか判断できない場合は、別のシリーズとして扱う。 (参照: #2.10.0.4.1、#2.10.0.4.2 を見よ。)	2.3.1E	適用	適用
		#2.10.9.1.2	情報源	サブシリーズの本タイトルは、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。ただし、シリーズ・タイトル・ページがある場合は、それを優先する。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)	2.3.1D	適用	適用
		#2.10.9.2	記録の方法	サブシリーズの本タイトルは、情報源から#2.10.0.4~#2.10.0.4.1 および #2.10.1.2~#2.10.1.2.4 別法に従って記録する。 スポーツ・ビギニング・シリーズ (シリーズの本タイトル: スポーツ叢書) 音楽編 (シリーズの本タイトル: 世界大音楽全集) 新書東洋史 中国の歴史 (シリーズの本タイトル: 講談社現代新書)	2.3.1E	適用	適用
		#2.10.9.2.1	「第2期」、「new series」等	シリーズが番号付けされておらず、「第2期」、「new series」等が情報源に表示されている場合は、それをサブシリーズの本タイトルとして記録する。 第2期 (シリーズの本タイトル: アジアにおける日本の軍・学校・宗教関係資料。このシリーズにシリーズ内番号はない。) シリーズが番号付けされていて、「第2期」、「new series」等が情報源に表示されている場合は、それをシリーズ内番号の一部として記録する。 (参照: #2.10.8.2.3 を見よ。)		適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.10.9.2.2	サブシリーズの巻次	サブシリーズが巻次のみから成り、タイトルがない場合は、巻次をサブシリーズの本タイトルとして記録する。 Series 3 サブシリーズが巻次とタイトルから成る場合は、両者の対応関係を維持するように、巻次に続けてタイトルを記録する。 A. 物理統計 (シリーズの本タイトル: 農業技術研究所報告)		適用	適用
		#2.10.9.2.3	複数の言語・文字種による表示	サブシリーズの本タイトルが、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用	適用
S		#2.10.10	サブシリーズの並列タイトル	サブシリーズの並列タイトルは、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用	適用
		#2.10.10.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.10.10.1.1	記録の範囲	サブシリーズの並列タイトルは、サブシリーズの本タイトルとして記録したものと異なる言語および(または)文字種によるタイトルである。	2.3.1E	適用	適用
		#2.10.10.1.2	情報源	サブシリーズの並列タイトルは、資料自体のどの情報源から採用してもよい。	2.3.1D	適用	適用
		#2.10.10.2	記録の方法	サブシリーズの並列タイトルは、情報源から#2.1.2.2 および#2.10.0.4~#2.10.0.4.2 に従って記録する。 MEIS series (シリーズの本タイトル: イスラム文化研究) (サブシリーズの本タイトル: 中東イスラーム研究シリーズ) (シリーズの並列タイトル: Studia culturae Islamicae)	2.3.1E	適用	適用
S		#2.10.11	サブシリーズのタイトル関連情報	サブシリーズのタイトル関連情報は、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用	適用
		#2.10.11.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.10.11.1.1	記録の範囲	サブシリーズのタイトル関連情報は、サブシリーズの本タイトルを限定、説明、補完する表示である。情報源における表示の位置は、サブシリーズの本タイトルの後に続くものが多いが、その上部や前方の位置に表示されていることもある。	2.3.1E	適用	適用
		#2.10.11.1.2	情報源	サブシリーズのタイトル関連情報は、サブシリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.9.1.2 を見よ。)	2.3.1D	適用	適用
		#2.10.11.2	記録の方法	サブシリーズのタイトル関連情報は、情報源から#2.1.3.2 および#2.10.0.4~#2.10.0.4.2に従って記録する。	2.3.1E	適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.10.11.2.1	複数の言語・文字種による表示	サブシリーズのタイトル関連情報が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、サブシリーズの本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。 サブシリーズの本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用	適用
S		#2.10.12	サブシリーズの並列タイトル関連情報	サブシリーズの並列タイトル関連情報は、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用	非適用
		#2.10.12.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.10.12.1.1	記録の範囲	サブシリーズの並列タイトル関連情報は、サブシリーズのタイトル関連情報として記録したものと異なる言語および(または)文字種による同一内容の表示である。	2.3.1E	適用	非適用
		#2.10.12.1.2	情報源	サブシリーズの並列タイトル関連情報は、対応するサブシリーズの並列タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.10.1.2 を見よ。) 対応するサブシリーズの並列タイトルがない場合は、サブシリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.9.1.2 を見よ。)	2.3.1D	一部適用	サブシリーズの並列タイトル関連情報は、対応するサブシリーズの並列タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.10.1.2 を見よ。)
		#2.10.12.2	記録の方法	サブシリーズの並列タイトル関連情報は、#2.1.4.2 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2 に従って記録する。	2.3.1E	適用	非適用
S		#2.10.13	サブシリーズに関する責任表示	サブシリーズに関する責任表示は、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用	適用
		#2.10.13.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.10.13.1.1	記録の範囲	サブシリーズに関する責任表示は、責任表示のうち、サブシリーズに関する表示である。 (参照: #2.2.0.2 を見よ。)	2.3.1E	適用	適用
		#2.10.13.1.2	情報源	サブシリーズに関する責任表示は、対応するサブシリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.9.1.2 を見よ。)	2.3.1D	適用	適用
		#2.10.13.2	記録の方法	サブシリーズに関する責任表示は、情報源から#2.2.0.4～#2.2.0.4.6 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2 に従って記録する。	2.3.1E	適用	適用
		#2.10.13.2.1	複数の言語・文字種による表示	サブシリーズに関する責任表示が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、サブシリーズの本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。 シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用	適用
S		#2.10.14	サブシリーズに関する並列責任表示	サブシリーズに関する並列責任表示は、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用	非適用
		#2.10.14.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.10.14.1.1	記録の範囲	サブシリーズに関する並列責任表示は、サブシリーズに関する責任表示として記録したものと異なる言語および(または)文字種による表示である。 (参照: #2.2.0.2、#2.10.13.1.1 を見よ。)	2.3.1E	適用	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.10.14.1.2	情報源	サブシリーズに関係する並列責任表示は、対応するサブシリーズの並列タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.10.1.2 を見よ。) 対応するサブシリーズの並列タイトルがない場合は、サブシリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.9.1.2 を見よ。)	2.3.1D	適用	非適用
		#2.10.14.2	記録の方法	サブシリーズに関係する並列責任表示は、#2.2.0.4~#2.2.0.4.6、#2.2.2.2 および#2.10.0.4~#2.10.0.4.2 に従って記録する。	2.3.1E	適用	非適用
S		#2.10.15	サブシリーズのISSN	サブシリーズの ISSN は、シリーズ表示のサブエレメントである。		適用	適用
		#2.10.15.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.10.15.1.1	記録の範囲	サブシリーズの ISSN は、ISSN 登録機関によってサブシリーズに付与された識別子である。		適用	適用
		#2.10.15.1.2	情報源	サブシリーズの ISSN は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。ただし、シリーズ・タイトル・ページがある場合は、それを優先する。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)		適用	適用
		#2.10.15.2	記録の方法	情報源に表示されているとおりに記録する。 ISSN 1871-4668 サブシリーズの ISSN を記録する場合は、シリーズの ISSN を省略することができる。 (参照: #2.10.7.2 任意省略を見よ。)		適用	情報源に表示されているとおりに記録する。 1871-4668 (ISSN) ただし、不正確なISSNが表示されていても、正しいISSNが判明すればこれを記録し、不正確なISSNは、エラーコードとして記録する。 (参照: 不正確なISSNについては、#2.34.0.4.2を見よ。)
S	*	#2.10.16	サブシリーズ内番号	サブシリーズ内番号は、シリーズ表示のサブエレメントである。 サブシリーズ内番号は、コア・エレメントである。		適用	適用
		#2.10.16.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.10.16.1.1	記録の範囲	サブシリーズ内番号は、記述対象のサブシリーズ内の個々の資料に与えられている番号付けである。この番号は、単独の数字・文字・記号か、またはそれらの組み合わせである。前後にそれを修飾する語句が付いているものもある。		適用	適用
		#2.10.16.1.2	情報源	サブシリーズ内番号は、資料自体のどの情報源から採用してもよい。		適用	適用
		#2.10.16.2	記録の方法	サブシリーズ内番号は、情報源から#2.10.8.2~#2.10.8.2.5B に従って記録する。 1 (サブシリーズの本タイトル: シリーズ選書日本中世史) (シリーズの本タイトルとシリーズ内番号: 講談社選書メチエ; 467) 第 97 巻 (サブシリーズの本タイトル: 言語編) (シリーズの本タイトル: ひつじ研究叢書)		適用	適用
		#2.10.16.2.1	複数の言語・文字種による表示	サブシリーズ内番号が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、サブシリーズの本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。サブシリーズの本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用	適用



エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.11	下位レベルの記録	内容細目などの下位レベルの記録については、体現形間の関連として扱う。 (参照: #43.3 を見よ。)	適用		内容細目などの下位レベルの記録については、体現形間の関連として扱う。 (参照: #43.3 を見よ。) (参照: 下位レベルの記録を関連の記録(著作間の上位・下位の関連)として扱う場合は、#43.1 を見よ。)
E		#2.12	刊行方式	刊行方式は、エレメントである。	適用		適用
		#2.12.1	記録の範囲	刊行方式は、体現形の刊行単位、継続性、更新の有無などによる、刊行形態の区分である。	適用		適用
		#2.12.2	情報源	刊行方式は、資料自体に基づいて記録する。さらに必要がある場合は、資料外のどの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: 資料自体の範囲については、#2.0.2.1 を見よ。)	適用		適用
		#2.12.3	記録の方法	刊行方式は、表 2.12.3 の用語を使用して記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、表中の英語の用語を用いる。複数の刊行方式が該当する場合は、それらをすべて記録する。	非適用		刊行方式は、表 2.12.3 の用語を使用して記録する。ただし、複数巻単行資料にあたるものでも、必要な場合を除いて「単巻資料」と記録する。
E		#2.13	刊行頻度	刊行頻度は、エレメントである。	適用		非適用
		#2.13.1	記録の範囲	刊行頻度は、逐次刊行物の各巻号の刊行の間隔、または更新資料の更新の間隔を表すものである。	一部適用	刊行頻度は、更新資料の更新の間隔を表すものである。	非適用
		#2.13.2	情報源	刊行頻度は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	適用		非適用
		#2.13.3	記録の方法	刊行頻度が判明している場合は、表 2.13.3 の用語を使用して記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、表中の英語の用語を用いる。	適用		非適用
		#2.13.4	変化	刊行頻度に変化が生じた場合は、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.11.2.2 を見よ。)	適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
			<#2.14~#2.33 キャリアに関する情報>					
		#2.14	キャリアに関する情報			—	—	
		#2.14.0	通則			—	—	
		#2.14.0.1	記録の目的	キャリアに関する情報は、記述対象を物理的側面から識別する上で重要である。利用者のニーズに合致する体現形を選択し、利用するために使用される。また、記述対象の管理・保全にも重要である。		適用	適用	
		#2.14.0.2	記録の範囲	キャリアに関する情報は、記述対象の物理的側面に関する情報である。可視のものだけではなく、不可視のものもある。 キャリアに関する情報には、次のエレメントがある。 a) 機器種別(参照:#2.15を見よ。) b) キャリア種別(参照:#2.16を見よ。) c) 数量(参照:#2.17を見よ。) d) 大きさ(参照:#2.18を見よ。) e) 基底材(参照:#2.19を見よ。) f) 付加材(参照:#2.20を見よ。) g) マウント(参照:#2.21を見よ。) h) 制作手段(参照:#2.22を見よ。) i) 世代(参照:#2.23を見よ。) j) レイアウト(参照:#2.24を見よ。) k) 書型・判型(参照:#2.25を見よ。) l) フォント・サイズ(参照:#2.26を見よ。) m) 極性(参照:#2.27を見よ。) n) 縮率(参照:#2.28を見よ。) o) 録音の特性(参照:#2.29を見よ。) p) 映画フィルムの映写特性(参照:#2.30を見よ。) q) ビデオの特性(参照:#2.31を見よ。) r) デジタル・ファイルの特性(参照:#2.32を見よ。) s) 装置・システム要件(参照:#2.33を見よ。) これらのうち、キャリア種別および数量は、コア・エレメントである。 機器種別、キャリア種別、数量は、すべての種類のキャリアについて記録する。大きさは、オンライン資料を除くすべての種類のキャリアについて記録する。その他のエレメントは、基本的に記述対象のキャリアが該当する場合に限って記録する。	2.2.4A	一部適用	キャリアに関する情報は、記述対象の物理的側面に関する情報である。可視のものだけではなく、不可視のものもある。 キャリアに関する情報には、次のエレメントがある。 a) 機器種別(参照:#2.15を見よ。) b) キャリア種別(参照:#2.16を見よ。) c) 数量(参照:#2.17を見よ。) d) 大きさ(参照:#2.18を見よ。) e) 基底材(参照:#2.19を見よ。) f) 付加材(参照:#2.20を見よ。)(非適用) g) マウント(参照:#2.21を見よ。)(非適用) h) 制作手段(参照:#2.22を見よ。) i) 世代(参照:#2.23を見よ。)(非適用) j) レイアウト(参照:#2.24を見よ。)(非適用) k) 書型・判型(参照:#2.25を見よ。)(非適用) l) フォント・サイズ(参照:#2.26を見よ。) m) 極性(参照:#2.27を見よ。)(非適用) n) 縮率(参照:#2.28を見よ。)(非適用) o) 録音の特性(参照:#2.29を見よ。)(非適用) p) 映画フィルムの映写特性(参照:#2.30を見よ。)(非適用) q) ビデオの特性(参照:#2.31を見よ。)(非適用) r) デジタル・ファイルの特性(参照:#2.32を見よ。)(非適用) s) 装置・システム要件(参照:#2.33を見よ。)(非適用) これらのうち、キャリア種別および数量は、コア・エレメントである。 機器種別、キャリア種別、数量は、すべての種類のキャリアについて記録する。大きさは、オンライン資料を除くすべての種類のキャリアについて記録する。その他のエレメントは、基本的に記述対象のキャリアが該当する場合に限って記録する。	キャリアに関する情報は、記述対象の物理的側面に関する情報である。可視のものだけではなく、不可視のものもある。 キャリアに関する情報には、次のエレメントがある。 a) 機器種別(参照:#2.15を見よ。) b) キャリア種別(参照:#2.16を見よ。) c) 数量(参照:#2.17を見よ。) d) 大きさ(参照:#2.18を見よ。) e) 基底材(参照:#2.19を見よ。) f) 付加材(参照:#2.20を見よ。)(非適用) g) マウント(参照:#2.21を見よ。)(非適用) h) 制作手段(参照:#2.22を見よ。) i) 世代(参照:#2.23を見よ。)(非適用) j) レイアウト(参照:#2.24を見よ。)(非適用) k) 書型・判型(参照:#2.25を見よ。)(非適用) l) フォント・サイズ(参照:#2.26を見よ。) m) 極性(参照:#2.27を見よ。)(非適用) n) 縮率(参照:#2.28を見よ。)(非適用) o) 録音の特性(参照:#2.29を見よ。)(非適用) p) 映画フィルムの映写特性(参照:#2.30を見よ。)(非適用) q) ビデオの特性(参照:#2.31を見よ。)(非適用) r) デジタル・ファイルの特性(参照:#2.32を見よ。)(非適用) s) 装置・システム要件(参照:#2.33を見よ。)(非適用) これらのうち、キャリア種別および数量は、コア・エレメントである。 機器種別、キャリア種別、数量は、すべての種類のキャリアについて記録する。大きさは、オンライン資料を除くすべての種類のキャリアについて記録する。その他のエレメントは、基本的に記述対象のキャリアが該当する場合に限って記録する。
		#2.14.0.3	情報源	キャリアに関する情報は、資料自体に基づいて記録する。さらに識別または選択に重要な情報がある場合は、資料外のどの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照:資料自体の範囲については、#2.0.2.1を見よ。)		適用	適用	
		#2.14.0.4	記録の方法	キャリアに関する情報は、#1.9c)~e)に従って記録する。 ある著作に対して、相互に異なるキャリアによって体現形が複数存在することがある。その場合は、記述対象のキャリアについて記録する。 (参照:異なるキャリアとの関連の記録については、#43.3を見よ。)		適用	適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.14.0.4.1	複数のキャリア種別から成る体現形	複数のキャリア種別から成る体現形を包括的に記述する場合は、記述対象の特徴と記録の必要に応じて、次のいずれかの方法を適用する。 (参照: コレクションの数量については、#2.17.0.2.6 を見よ。) (参照: 付属資料のキャリアに関する情報については、#43.3 を見よ。) a) キャリア種別ごとに、キャリア種別と数量を記録し、必要に応じてその他のエレメントも対応させて記録する。 (参照: #2.16~#2.33 を見よ。) <例示転記省略> b) 多くの異なるキャリア種別から成る体現形について、主なキャリア種別のみを記録し、包括的な表現で数量を記録する。 (参照: #2.16.0.2.1 別法、#2.17.0.2.3 を見よ。) <例示転記省略> 識別または選択に重要な場合は、構成の詳細を注記として記録する。 (参照: #2.42.1.2.1 を見よ。)		一部適用	複数のキャリア種別から成る体現形を包括的に記述する場合は、記述対象の特徴と記録の必要に応じて、次のいずれかの方法を適用する。記述対象資料のうちの一部を付属資料として扱うこともある。 (参照: #43.3 を見よ。) (参照: 付属資料を関連の記録(著作間の付属・付加の関連)として扱う場合は、#43.1 を見よ。) a) 図書と電子・映像・録音資料を組み合わせた資料で、図書が主体である場合 キャリア種別ごとに、キャリア種別と数量を記録し、必要に応じてその他のエレメントも対応させて記録する。 (参照: #2.16~#2.26 を見よ。)	複数のキャリア種別から成る体現形を包括的に記述する場合は、記述対象の特徴と記録の必要に応じて、次のいずれかの方法を適用する。 (参照: #43.3 を見よ。) (参照: 付属資料を関連の記録(著作間の付属・付加の関連)として扱う場合は、#43.1 を見よ。) a) 図書と電子・映像・録音資料を組み合わせた資料で、図書が主体である場合 キャリア種別ごとに、キャリア種別と数量を記録し、必要に応じてその他のエレメントも対応させて記録する。 (参照: #2.16~#2.26 を見よ。) 【キャリア種別】 冊子 【数量】 112 p 【大きさ】 30 cm 【キャリア種別(付属資料)】 コンピュータ・ディスク 【数量(付属資料)】 DVD-ROM 1枚 【大きさ(付属資料)】 12 cm (冊子1冊、コンピュータ・ディスク1枚から成る資料) <以下省略>
		#2.14.0.4.1	複数のキャリア種別から成る体現形 任意追加	記述対象が容器に収納されているときは、容器の種類と大きさも記録する。 (参照: #2.18.0.2.2 を見よ。) 【キャリア種別】 コンピュータ・ディスク 【数量】 コンピュータ・ディスク 1枚 【大きさ】 12 cm 【ファイル種別】 プログラム・ファイル 【キャリア種別】 オーディオ・ディスク 【数量】 オーディオ・ディスク 1枚 【大きさ】 12 cm 【デジタル・コンテンツ・フォーマット】 OD audio 【キャリア種別】 冊子 【数量】 2冊 【大きさ】 27 cm 【大きさ】 箱 29 × 20 × 11 cm (コンピュータ・ディスク、オーディオ・ディスク各 1 枚と冊子 2 冊が箱に収納された記述対象について、キャリア種別、数量、その他のエレメント、容器に関する情報を記録する場合)		適用		記述対象が容器に収納されているときは、容器の種類と大きさも記録する。 (参照: #2.18.0.2.2 を見よ。) 【キャリア種別】 冊子 【数量】 1冊 【大きさ】 27 cm 【キャリア種別(付属資料)】 コンピュータ・ディスク 【数量(付属資料)】 DVD-ROM 1枚 【大きさ(付属資料)】 12 cm 【大きさ(容器)】 箱入(40 × 20 × 11 cm) (冊子1冊とコンピュータ・ディスク1枚が箱に収納された記述対象について、キャリア種別、数量、その他のエレメント、容器に関する情報を記録する場合)
		#2.14.0.5	複製	複製については、原資料のキャリアではなく、複製自体のキャリアについて記録する。 原資料のキャリアについては、関連する体現形のキャリアに関する記録として扱う。 (参照: #43.3 を見よ。)	2.0.4	一部適用	複製については、原資料のキャリアではなく、複製自体のキャリアについて記録する。原資料のキャリアについては、関連する体現形のキャリアに関する記録として扱う。 (参照: #43.3 を見よ。) ただし、原本代替資料については、キャリア種別についてのみ複製自体のキャリアから記録し、それ以外は原資料のキャリアから記録する。	適用
		#2.14.0.6	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、キャリアに変化が生じることがある。 複数巻単行資料または逐次刊行物の刊行途中で次のいずれかの変化が生じた場合は、体現形に対する新規の記述を作成する。 a) 機器種別が変化した場合 b) 逐次刊行物のキャリア種別が、他の種別からオンライン資料に、またはオンライン資料から他の種別に変化した場合 その他の変化が生じた場合は、次のように扱う。 c) 大きさが変化した場合は、#2.18.0.2.5 に従って記録する。 d) キャリア種別や#2.19~#2.33 に規定するエレメントに変化が生じた場合は、各エレメントの規定に従って変化後の情報を追加して記録する。記述対象の識別または選択に重要な場合は、変化に関する情報を注記として記録する。 (参照: #2.42.3.2.1、#2.42.3.2.1 任意省略を見よ。) 更新資料の刊行途中で機器種別が変化した場合は、体現形に対する新規の記述を作成する。大きさが変化した場合は、#2.18.0.2.5 に従って記録する。キャリア種別や#2.19~#2.33 に規定するエレメントに変化が生じた場合は、最新のイテレーションの情報に改める。記述対象の識別または選択に重要な場合は、変化に関する情報を注記として記録する。 (参照: #2.42.3.2.2 を見よ。)	2.0.3 2.0.6	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料または更新資料においては、キャリアに変化が生じることがある。 複数巻単行資料の刊行途中で次のいずれかの変化が生じた場合は、体現形に対する新規の記述を作成する。 a) 機器種別が変化した場合 その他の変化が生じた場合は、次のように扱う。 c) 大きさが変化した場合は、#2.18.0.2.5 に従って記録する。 更新資料の刊行途中で機器種別が変化した場合は、体現形に対する新規の記述を作成する。大きさが変化した場合は、#2.18.0.2.5 に従って記録する。#2.19~#2.26 に規定するエレメントに変化が生じた場合は、最新のイテレーションの情報に改める。記述対象の識別または選択に重要な場合は、変化に関する情報を注記として記録する。 (参照: #2.42.3.2.2 を見よ。)	複数巻単行資料または更新資料においては、キャリアに変化が生じることがある。 複数巻単行資料の刊行途中で次のいずれかの変化が生じた場合は、体現形に対する新規の記述を作成する。 a) 機器種別が変化した場合 その他の変化が生じた場合は、次のように扱う。 c) 大きさが変化した場合は、#2.18.0.2.5 に従って記録する。 更新資料の刊行途中で機器種別が変化した場合は、#2.18.0.2.5 に従って記録する。大きさが変化した場合は、#2.18.0.2.5 に従って記録する。#2.19~#2.26 に規定するエレメントに変化が生じた場合は、最新のイテレーションの情報に改める。記述対象の識別または選択に重要な場合は、変化に関する情報を注記として記録する。 (参照: #2.42.3.2.2 を見よ。)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
			<#2.15~#2.33 キャリアに関する情報のエレメント>				
E		#2.15	機器種別	機器種別は、エレメントである。		適用	適用
		#2.15.0	通則				
		#2.15.0.1	記録の範囲	記述対象の内容を利用(表示、再生、実行など)するために必要な機器の種類を示す用語を、機器種別として記録する。 情報源は、#2.14.0.3 に従う。		適用	適用
		#2.15.0.2	記録の方法	機器種別は、キャリア種別と組み合わせで記録する。 (参照: #2.16.0.2を見よ。) 機器種別として記録する用語は、表2.15.0.2から選択する。目録用言語として英語を用いる場合は、表中の英語の用語を用いる。 オーディオ (音声再生機器が必要な場合) 機器不用 (図書など) 表 2.15.0.2 機器種別の用語 <別シートに転記> 該当する機器種別が存在しない場合は、「その他」または「other」と記録する。 該当する機器種別が容易に判明しない場合は、「不明」または「unspecified」と記録する。		適用	機器種別は、キャリア種別と組み合わせで記録する。 (参照: #2.16.0.2を見よ。) 機器種別として記録する用語は、表2.15.0.2から選択する。 機器不用 (図書など) オーディオ (音声再生機器が必要な場合)
		#2.15.0.2.1	複数の機器種別	複数の機器種別が該当する場合は、それらをすべて記録する。		非適用	別法を適用
		#2.15.0.2.1	複数の機器種別 別法	*複数の機器種別が該当する場合は、次のいずれかの機器種別のみを記録する。 a) 記述対象の最も重要な構成要素が該当する機器種別 b) 記述対象の実質的な構成要素(最も重要な構成要素がある場合は、これを含む)が該当するそれぞれの機器種別*		適用	
E	*	#2.16	キャリア種別	キャリア種別は、エレメントである。 キャリア種別は、コア・エレメントである。		適用	適用
		#2.16.0	通則				
		#2.16.0.1	記録の範囲	記述対象の内容を記録した媒体およびその形状を示す用語を、キャリア種別として記録する。 情報源は、#2.14.0.3 に従う。		適用	適用
		#2.16.0.2	記録の方法	キャリア種別として記録する用語は、表2.16.0.2から選択する。目録用言語として英語を用いる場合は、表中の英語の用語を用いる。 冊子 (図書など) オーディオ・ディスク (音楽 CD など) 表 2.16.0.2 キャリア種別の用語 <別シートに転記> 該当するキャリア種別が存在しない場合は、「その他」または「other」と記録する。 該当するキャリア種別が容易に判明しない場合は、「不明」または「unspecified」と記録する。 *表 2.16.0.2 は機器種別とキャリア種別の一般的な対応関係を示したものであり、例外的に、この表に記載されていないにもかかわらず適切な用語の選択が必要となる場合がある。 【機器種別】オーディオ		一部適用	キャリア種別として記録する用語は、表2.16.0.2から選択する。 キャリア種別として記録する用語は、表2.16.0.2から選択する。 冊子 (図書など) オーディオ・ディスク (音楽CDなど)
		#2.16.0.2.1	複数のキャリア種別	複数のキャリア種別が該当する場合は、それらをすべて記録する。		非適用	別法を適用
		#2.16.0.2.1	複数のキャリア種別 別法	*複数のキャリア種別が該当する場合は、次のいずれかのキャリア種別のみを記録する。 a) 記述対象の最も重要な構成要素が該当するキャリア種別 b) 記述対象の実質的な構成要素(最も重要な構成要素がある場合は、これを含む)が該当するそれぞれのキャリア種別*		適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
E	*	#2.17	数量	数量は、エレメントである。 数量は、資料が完結している場合、または総数が判明している場合は、コア・エレメントである。	2.2.4A	適用	適用	
		#2.17.0	通則					
		#2.17.0.1	記録の範囲	記述対象のユニット数を、キャリアの種類を示す語とともに、数量として記録する。ユニット数に代えてまたはユニット数に加えて、下位ユニット数を記録することがある。 情報源は、#2.14.0.3に従う。 (参照: 所要時間については、#5.22を見よ。)	2.2.4D	適用	記述対象のユニット数を、キャリアの種類を示す語とともに、数量として記録する。ユニット数に代えてまたはユニット数に加えて、下位ユニット数を記録することがある。 情報源は、#2.14.0.3に従う。	
		#2.17.0.2	記録の方法	表 2.16.0.2 の適切なキャリア種別の用語に続けて、ユニット数を記録する。単位を示す助数詞は、キャリア種別に応じて表 2.17.0.2 の語を用いる。 目録用言語として英語を用いる場合は、ユニット数を記録し、キャリア種別の用語を付加する。 印刷または手書きされている場合、テキストは#2.17.1、楽譜は#2.17.2、地図(三次元の資料を含む)は#2.17.3 に従って記録する。静止画は#2.17.4、三次元資料は#2.17.5 に従って記録する。 スライド 24 枚 フィルム・リール 1 巻 オーディオカセット 3 巻 オーディオ・ディスク 2 枚 コンピュータ・ディスク 5 枚 コンピュータ・ディスク・カートリッジ 1 個 ビデオディスク 1 枚 オーバーチュア・カード 25 枚 マイクロフィルム・リール 1 巻 カード 4 枚 24 slides 1 film reel オンライン資料の場合は、「オンライン資料 1 件」または「1 online resource」と記録する。 (参照: ファイル・サイズについては、#2.32.3を見よ。) オンライン資料 1 件	2.2.4F	一部適用	表 2.16.0.2 の適切なキャリア種別の用語に続けて、ユニット数を記録する。単位を示す助数詞は、キャリア種別に応じて表 2.17.0.2 の語を用いる。 印刷または手書きされている場合、テキストは#2.17.1、地図は#2.17.3 に従って記録する。 記述対象のキャリアの種類を示す適切な用語が表 2.16.0.2 にない場合、または必要に応じて、キャリアの種類を示す簡略な用語を定め、その用語と適切な助数詞を用いて記録する。 DVD-ROM 1枚 (キャリア種別は「コンピュータ・ディスク」)	表 2.16.0.2 の適切なキャリア種別の用語に続けて、ユニット数を記録する。単位を示す助数詞は、キャリア種別に応じて表 2.17.0.2 の語を用いる。 印刷または手書きされている場合、テキストは#2.17.1、地図は#2.17.3 に従って記録する。静止画は#2.17.4、三次元資料は#2.17.5 に従って記録する。 記述対象のキャリアの種類を示す適切な用語が表 2.16.0.2 にない場合、または必要に応じて、キャリアの種類を示す簡略な用語を定め、その用語と適切な助数詞を用いて記録する。 DVD-ROM 1枚 (キャリア種別は「コンピュータ・ディスク」)
		#2.17.0.2A	和古書・漢籍	表 2.17.0.2 数量に用いる助数詞は<別シートに転記>  記述対象のキャリアの種類を示す適切な用語が表 2.16.0.2 にない場合、または必要に応じて、データ作成機関がキャリアの種類を示す簡略な用語を定め、その用語と適切な助数詞を用いて記録する。 音帯 1 本 (記述対象は、フィルモンレコード) DVD-ROM 1 枚 (キャリア種別は「コンピュータ・ディスク」) VHS 1 巻 (キャリア種別は「ビデオカセット」) フレキシブル・ディスク 1 枚 (キャリア種別は「コンピュータ・ディスク・カートリッジ」)			対象外	非適用
		#2.17.0.2.1	下位ユニット	識別または選択に重要な場合に、容易に判明するときは、キャリアの種類を示す用語とユニット数に続けて、下位ユニット数を丸がっこに入れて付加する。表 2.17.0.2.1 に挙げたキャリア種別に該当する場合は、対応する下位ユニットの数量に付加する語を用いる。 (参照: キャリア種別が「冊子」の場合は、#2.17.1.2.1を見よ。) トランスペアレンシー 1 枚 (5 オーバーレイ) 立体視ディスク 1 枚 (7 フレーム) 1 overhead transparency (5 overlays) 1 stereograph disc (7 pairs of frames) フィルムストリップまたはフィルムスリップは、シングル・フレーム、ダブル・フレームの別とともにフレームの数を記録する。 フィルムストリップ 1 巻 (ダブル・フレーム 56 フレーム) 1 filmstrip (10 double frames)		NDL準拠	キャリア種別が「冊子」以外の場合は記録しない。 (参照: キャリア種別が「冊子」で、複数の冊子から成る資料の場合は、#2.17.1.2.1を見よ。)	キャリア種別が「冊子」以外の場合は記録しない。 (参照: キャリア種別が「冊子」で、複数の冊子から成る資料の場合は、#2.17.1.2.1を見よ。)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.17.0.2.1A	コンピュータ・ディスク等	識別または選択に重要な場合に、容易に判明するときは、キャリアの種類を示す用語とユニット数に続けて、下位ユニット数を丸がらこに入れて付加する。表 2.17.0.2.1 に挙げたキャリア種別に該当する場合は、対応する下位ユニットの数量に付加する語を用いる。 (参照: キャリア種別が「冊子」の場合は、#2.17.1.2.1 を見よ。) トランスペアレncy 1 枚 (5 オーバーレイ) 立体視ディスク 1 枚 (7 フレーム) 1 overhead transparency (5 overlays) 1 stereograph disc (7 pairs of frames) フィルムストリップまたはフィルムスリッは、シングル・フレーム、ダブル・フレームの別とともにフレームの数を記録する。 フィルムストリップ 1 巻 (ダブル・フレーム 56 フレーム) 1 filmstrip (10 double frames) 表 2.17.0.2.1 下位ユニットの数量に付加する語 <転記省略>	2.2.4F	非適用		非適用
		#2.17.0.2.1B	マイクロフィッシュ、マイクロフィルム	記述対象がマイクロフィッシュまたはマイクロフィルムの場合に、印刷資料、書写資料等に相当し、内容がテキスト、楽譜、地図、静止画のいずれかで構成される場合は、キャリアの種類を示す用語とユニット数に続けて、#2.17.1~#2.17.4 に従って、下位ユニット数を記録する。 <例示転記省略> 上記に該当しない場合は、フレーム数に「フレーム」または「frames」の語を付加して記録する。	2.2.4F	適用		非適用
		#2.17.0.2.1.1	複数のユニットから成る場合	複数のユニットから成り、各ユニットが同数の下位ユニットで構成される場合は、「各」の語に続けて、1 ユニット当たりの下位ユニット数を記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「each」の語を付加して記録する。 フィルムストリップ 8 巻 (各ダブル・フレーム 56 フレーム) 8 filmstrips (56 double frames each) 複数のユニットから成り、各ユニットの下位ユニット数が異なる場合は、下位ユニット数を合計して記録する。 マイクロフィッシュ 3 枚 (135 フレーム) (1 枚目と 2 枚目が各 60 フレーム、3 枚目が 15 フレームから成る資料)	2.2.4F	一部適用	複数のユニットから成り、各ユニットが同数の下位ユニットで構成される場合は、「各」の語に続けて、1 ユニット当たりの下位ユニット数を記録する。  複数のユニットから成り、各ユニットの下位ユニット数が異なる場合は、下位ユニット数を合計して記録する。	非適用
		#2.17.0.2.2	正確なユニット数が不明な場合	正確な数が容易に判明しない場合は、「約」または「approximately」の語に続けて、概数を記録する。 スライド 約 600 枚 approximately 600 slides コンピュータ・ディスク 1 枚 (地図 約 100 図)	2.2.4F	適用		適用
		#2.17.0.2.3	多種類のキャリアから成る場合	多種類のキャリアから成り、種類ごとの記録が困難な場合は、「各種資料」または「various pieces」の語を用いて、キャリア数を包括的に記録する。 (参照: 複数のキャリア種別から成る体現形については、#2.14.0.4.1 を見よ。) 各種資料 25 個 25 various pieces 識別または選択に重要な場合は、数量の詳細を注記として記録する。 (参照: #2.42.1.2.1 を見よ。)	2.2.4F	適用	多種類のキャリアから成り、種類ごとの記録が困難な場合は、「各種資料」の語を用いて、キャリア数を包括的に記録する。 (参照: 複数のキャリア種別から成る体現形については、#2.14.0.4.1 を見よ。) 各種資料 25 個 識別または選択に重要な場合は、数量の詳細を注記として記録する。 (参照: #2.42.1.2.1 を見よ。)	
		#2.17.0.2.4	刊行が完結していない資料、全体のユニット数が不明な資料	キャリア数または概数が容易に判明しない場合は、数を省略する。 各種資料 various pieces	2.2.4F	適用	刊行が完結していない資料、または完結していても全体のユニット数が不明な資料を包括的に記述する場合は、キャリアの種類を示す用語のみを記録する。ユニット数は、刊行が完結しても記録しない。 (参照: キャリア種別が「冊子」の場合は、#2.17.1.2.2 を見よ。) CD-ROM	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.17.0.2.5	同一内容の複数セットから成る場合	刊行が完了していない資料、または完了していても全体のユニット数が不明な資料を包括的に記述する場合は、キャリアの種類を示す用語と単位を示す助数詞のみを記録する。 目録用言語として英語を用いる場合は、キャリアの種類を示す用語のみを記録する。ユニット数は、刊行が完了し、全体のユニット数が明らかになってから記録する。 (参照: キャリア種別が「冊子」の場合は、#2.17.1.2.2 を見よ。) コンピュータ・ディスク 枚 computer discs 複数のユニットから成る予定の資料がまだすべて刊行されていない場合に、今後刊行されないことが明らかとなるときは、刊行済のユニット数を記録し、これ以上刊行されないことを注記として記録する。 (参照: #2.42.1.2.2 を見よ。)	2.2.4F	一部適用	刊行が完了していない資料、または完了していても全体のユニット数が不明な資料を包括的に記述する場合は、キャリアの種類を示す用語と単位を示す助数詞のみを記録する。 ユニット数は、刊行が完了し、全体のユニット数が明らかになってから記録する。 (参照: キャリア種別が「冊子」の場合は、#2.17.1.2.2 を見よ。) コンピュータ・ディスク 枚 computer discs 複数のユニットから成る予定の資料がまだすべて刊行されていない場合に、今後刊行されないことが明らかとなるときは、刊行済のユニット数を記録し、これ以上刊行されないことを注記として記録する。 (参照: #2.42.1.2.2 を見よ。)	同一内容の複数セットから成る場合は、「同一」の語を用いて記録する。 同一冊子 6冊 (各10 p)
		#2.17.0.2.6	コレクションを包括的に記述する場合	同一内容の複数セットから成る場合は、「同一」の語を用いて記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「identical」の語を用いて記録する。 同一スライド 30 枚 (同一のスライド 30 枚から成る資料) 同一セット 10 組 (スライド 各 12 枚) (1 セットがスライド 12 枚から成り、10 セット同一のものである資料(計 120 枚)) 30 identical slides 10 identical sets of 12 slides	2.2.4F	非適用		非適用
		#2.17.0.2.7	資料の部分を分析的に記述する場合	資料の部分を分析的に記述する場合は、必要に応じて次のいずれかの方法で数量を記録する。 a) #2.17.0.2~#2.17.0.2.4 別法に従って、記述対象となる部分の数量を記録する。 スライド 10 枚 238 p b) 記述対象となる部分の、資料全体の中での位置付けを示す順序付け等を記録する。 p 152-215 (参照: #2.17.1.1.8 を見よ。)	2.2.4F	一部適用	資料の部分を分析的に記述する場合は、必要に応じて次のいずれかの方法で数量を記録する。 b) 記述対象となる部分の、資料全体の中での位置付けを示す順序付け等を記録する。 p 152-215 (参照: #2.17.1.1.8 を見よ。)	適用
			<#2.17.1~#2.17.5 各種の資料の数量>					
		#2.17.1	テキストの数量	テキストから成る印刷資料または書写資料は、挿絵の有無によらず、#2.17.1.1~#2.17.1.5 任意追加に従って、テキストの数量を記録する。 (参照: 機器種別が「コンピュータ」の場合は、#2.17.0.2.1A、#2.17.0.2.1A 任意追加を見よ。マイクロフィッシュまたはマイクロフィルムの場合は、#2.17.0.2.1B を見よ。)	2.2.4F	適用		テキストから成る印刷資料は、挿絵の有無によらず、#2.17.1.1~#2.17.1.5 に従って、テキストの数量を記録する。 巻物については、「巻物」に続けてキャリア数を記録する。単位を示す助数詞は、「巻」または「軸」を用いる。 巻物 1軸
		#2.17.1.1	冊子1冊の資料	冊子 1 冊の資料は、キャリアの種類を示す用語および冊数は記録せず、ページ数、丁数、枚数、欄数のみを記録する。逐次刊行物は、#2.17.1.2A または#2.17.1.2A 別法に従って記録する。	2.2.4F	適用		適用
		#2.17.1.1.1	ページ数等	ページ数、丁数、枚数、欄数を、それぞれ「p」、「丁」、「枚」、「欄」の語を付加して記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、ページ数には「pages」、丁数または枚数には「leaves」、欄数には「columns」の語を用いる。	2.2.4F	一部適用	ページ数、丁数、枚数、欄数を、それぞれ「p」、「丁」、「枚」、「欄」の語を付加して記録する。	ページ数、丁数、枚数、欄数を、それぞれ「p」、「丁」、「枚」、「欄」の語を付加して記録する。 48 p 30枚 29丁
		#2.17.1.1.1A	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)			対象外		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.17.1.1.2	数字等	表示されたページ付の最終数を記録する。語句を用いたページ付の場合は、数字に置き換えて記録する。漢数字は、アラビア数字に置き換えて記録する。 238 p xcvii p 30 p (「thirty p」とはしない。) 105 p (「一〇五 p」とはしない。) 最終のページ付の後に内容が表示されたページ等がある場合でも、その部分が重要であるとき、または注記で言及されているページが含まれているときを除いて記録しない。内容が表示されたページでなくても最終のページ付が表示されている場合は、これを記録する。 (参照: ページ付のない部分が含まれている場合は、#2.17.1.1.4 を見よ。) 数字ではなく文字等を用いたページ付の場合は、先頭と最終の文字等を記録する。 A-Z p		適用		非適用
		#2.17.1.1.2	数字等 別法	*表示されたページ付の最終数をアラビア数字で記録する*。 238 p 最終のページ付の後に内容が表示されたページ等がある場合でも、その部分が重要であるとき、または注記で言及されているページが含まれているときを除いて記録しない。内容が表示されたページでなくても最終のページ付が表示されている場合は、これを記録する。 (参照: ページ付のない部分が含まれている場合は、#2.17.1.1.4 を見よ。) 数字ではなく文字等を用いたページ付の場合は、先頭と最終の文字等を記録する。 A-Z p 97 p (ローマ数字でページ数が示され、最終数の表記は「xcvii」)	2.2.4F	非適用		適用
		#2.17.1.1.2	数字等 別法 任意追加	本文にページ付がない絵本等で、奥付にページ数の表示がある場合は、そのページ数をページ付の最終数とみなして記録する。 33 p		非適用		非適用
		#2.17.1.1.3	ページ付のない資料	ページ付のない資料は、次のいずれかの方法で記録する。 a) 全体のページ数等を数え、そのページ数等の後に「ページ付なし」等を丸がっこに入れて付加する。目録用言語として英語を用いる場合は、「unnumbered」の語を用いる。ページ数等を数える場合、広告など内容にかかわらずものは含めない。 94 p (ページ付なし) 94 unnumbered pages b) ページ数等の概数を記録する。 約 300 p approximately 300 pages c) 「1 冊」と記録し、「ページ付なし」等を丸がっこに入れて付加する。目録用言語として英語を用いる場合は、「1 volume (unpaged)」と記録する。 1 冊 (ページ付なし) 1 冊 (丁付なし) 1 volume (unpaged)	2.2.4F	一部適用	c) ページ付のない資料は、次のいずれかの方法で記録する。 e) 「1 冊」と記録し、「ページ付なし」等を丸がっこに入れて付加する。目録用言語として英語を用いる場合は、「1 volume (unpaged)」と記録する。 1 冊 (ページ付なし) 1 冊 (丁付なし) 1 volume (unpaged)	ページ付のない資料は、「1冊」と記録し、「ページ付なし」を丸がっこに入れて付加する。ただし、本文の枚数が少数のときは、枚数を数えて記録する。 1冊 (ページ付なし)
		#2.17.1.1.4	複数のページ付	ページ付が複数に分かれた資料は、ページ付ごとにコマで区切って記録する。ページ付のない部分が含まれている場合に、その部分が重要であるとき、または注記で言及されているページ付が含まれているときは、ページ数等を数え「ページ付なし」等を丸がっこに入れて付加する。目録用言語として英語を用いる場合は、「unnumbered」の語を用いる。 22, 457, 64 p xvii, 530 p 30 p, 120 枚	2.2.4F	一部適用	ページ付が複数に分かれた資料は、ページ付ごとにコマで区切って記録する。ページ付のない部分が含まれている場合に、その部分が重要であるとき、または注記で言及されているページ付が含まれているときは、ページ数等を数え「ページ付なし」等を丸がっこに入れて付加する。 22, 457, 64 p xvii, 530 p 30 p, 120 枚	ページ付が複数に分かれた資料は、3種までのときはページ付ごとにコマで区切って記録する。4種以上のときは、「1冊」と記録する。 22, 457, 64 p 30 p, 120枚 一連のページ付の途中で番号の表示方法に変更がある場合は、新たな種類のページ付とは見なさず、最終数のみを記録する。 457 p (i-xv ページにローマ数字、16-457ページにアラビア数字が用いられている。)
		#2.17.1.1.4A	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.17.1.1.5	複雑または不規則なページ付	<転記省略>		対象外	ページ付が複雑または不規則な場合は、「1冊」と記録する。	
		#2.17.1.1.5A	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)	<転記省略>		対象外	非適用	



エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.17.1.1.6	誤解の恐れのあるページ付	1 ページおきにページ付がある場合や、最後のページ付が誤植である場合など、最後のページ付が、資料の数量について誤解を与える恐れのある場合は、「正しくは」の語に続けて正しい最終数を丸がっこに入れて付加する。目録用言語として英語を用いる場合は、「that is」の語を用いる。 48 (正しくは 96) p 48 leaves, that is, 96 pages (紙葉の両面にテキストが表示されている。) 329 (正しくは 392) p 329, that is, 392 pages (「392」となるべき最終数のページ付が「329」と誤植されている。)	2.2.4F	適用		最後のページ付が誤植である場合など、最後のページ付が、資料の数量について誤解を与える恐れのある場合は、「正しくは」の語に続けて正しい最終数を丸がっこに入れて付加する。 329 (正しくは392) p (「392」となるべき最終数のページ付が「329」と誤植されている。)
		#2.17.1.1.7	不完全な資料	冊子の最終部分が欠落していて、全体のページ数等が確認できない場合は、確認できるページ付の最終数を記録し、「欠落あり」または「incomplete」を丸がっこに入れて付加する。 (参照: #3.7.1 を見よ。) 254 p (欠落あり) 254 pages (incomplete) 冊子の最初と最後のページ付が部分的に欠落していると思われる場合に、全体のページ数等が確認できないときは、その最初と最後のページ付をハイフンで結んで記録し、その旨を注記として記録する。 (参照: #3.7.1 を見よ。) p 9-160 leaves 81-149	2.2.4F	適用		冊子の最終部分が欠落していて、全体のページ数等が確認できない場合は、確認できるページ付の最終数を記録し、「欠落あり」を丸がっこに入れて付加する。 254 p (欠落あり) 冊子の最初と最後のページ付が部分的に欠落していると思われる場合に、全体のページ数等が確認できないときは、その最初と最後のページ付をハイフンで結んで記録し、その旨を注記として記録する。 (参照: #3.7.1 を見よ。) p 9-160
		#2.17.1.1.8	途中から始まるページ付	全体が一連のページ付となっているセットの 1 冊や抜刷などのように、包括的な一連のページ付の途中から始まっているページ付は、その最初と最後のページ付をハイフンで結んで記録する。 p 362-734 pages 362-734 全体の一部が記述対象である場合に、その部分自体のページ付と全体のページ付の双方があるときは、部分のページ付を記録する。必要に応じて、全体のページ付を注記する。 (参照: #2.42.1.2.3 を見よ。)	2.2.4F	適用		適用
		#2.17.1.1.9	図版	図版のページ付が複雑または不規則な場合は、#2.17.1.1.5 のいずれかの方法で記録する。 図版が本文のページ付に含まれない場合は、それが一箇所にまとめられているか、資料全体に分散しているかを問わず、#2.17.1.1.9.1、#2.17.1.1.9.2 に従って、そのページ数等を記録する。	2.2.4F	適用		図版が本文のページ付に含まれない場合は、それが一箇所にまとめられているか、資料全体に分散しているかを問わず、#2.17.1.1.9.1、#2.17.1.1.9.2 に従って、そのページ数等を記録する。 図版のページ付が複雑または不規則な場合は、#2.17.1.1.5 に従い、「1冊」と記録する。
		#2.17.1.1.9.1	ページ付のある図版	本文のページ付に続けて「図版」または「plates」の語を用いて、#2.17.1.1.2 または #2.17.1.1.2 別法に従って、その最終ページ数等を記録する。 246 p, 図版 32 p xiv, 145 p, 図版 10 枚, 図版 xiii p 246 pages, 32 pages of plates xiv, 145 pages, 10 leaves of plates, xiii pages of plates 数字ではなく文字等を用いたページ付の場合は、「図版」または「plates」の語を用いて先頭と最終の文字等を記録する。 A-J p, 図版 a-f p xii, 125 pages, A-J pages of plates 601 pages, A1-A8, B1-B12 pages of plates 語を用いたページ付の場合は、「図版」または「plates」の語を用いて、#2.17.1.1.2 または #2.17.1.1.2 別法に従って記録する。 40 p, 図版 5 p 40 pages, 5 pages of plates (ページ数がそれぞれ「forty」「five」と語で表記されている) 図版が、丁付けされた紙葉の両面に表示されている場合は、#2.17.1.1.6 に従って記録するか、または注記として記録する。 (参照: #2.42.1.2.9 を見よ。)	2.2.4F	一部適用	本文のページ付に続けて「図版」の語を用いて、#2.17.1.1.2に従って、その最終ページ数等を記録する。 246 p, 図版 32 p xiv, 145 p, 図版 10 枚, 図版 xiii p 数字ではなく文字等を用いたページ付の場合は、「図版」の語を用いて先頭と最終の文字等を記録する。 語を用いたページ付の場合は、「図版」または「plates」の語を用いて、#2.17.1.1.2に従って記録する。 246 p, 図版 32 p xiv, 145 p, 図版 10 枚, 図版 xiii p	本文のページ付に続けて「図版」の語を用いて、#2.17.1.1.2別法に従って、その最終ページ数等を記録する。 246 p, 図版 32 p xiv, 145 p, 図版 10 枚, 図版 18 p 数字ではなく文字等を用いたページ付の場合は、「図版」の語を用いて先頭と最終の文字等を記録する。 A-Q p, 図版 a-f p

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.17.1.1.9.2	ページ付のない図版	ページ付のない図版が資料の大部分を占める場合、注記で言及されている図版にページ付がない場合、または識別または選択に重要な場合は、「図版」の語を用いて、図版のページ数等を記録し、「ページ付なし」等を丸がっこに入れて付加する。目録用言語として英語を用いる場合は、「unnumbered」および「plates」の語を用いる。 10 p (ページ付なし), 図版 16 p (ページ付なし) xvii, 249 p, 図版 12 枚 (ページ付なし) 10 unnumbered pages, 16 unnumbered pages of plates xvii, 249 pages, 12 unnumbered leaves of plates 正確な数が容易に判明しない場合は、概数を記録する。	2.2.4F	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用 図版にページ付がない場合、「図版」の語を用いて、「ページ付なし」を丸がっこに入れて付加する。 48 p, 図版 (ページ付なし) 132 p, 図版 16 p, 図版 (ページ付なし)
		#2.17.1.1.10	折り込まれた紙葉	紙葉が折り込まれている場合は、「折り込み」を丸がっこに入れて付加する。目録用言語として英語を用いる場合は、「folded」の語を用いる。 96 枚 (折り込み) 150 p, 図版 30 枚 (一部折り込み) 96 folded leaves 150 pages, 30 leaves of plates (some folded)	2.2.4F	適用		紙葉が折り込まれている場合は、「折り込み」を丸がっこに入れて付加する。 150 p, [5]枚 (折り込み) 96 枚 (折り込み)
		#2.17.1.1.11	袋綴じの紙葉	袋綴じの紙葉にページ数、丁数、枚数、欄数が表示されている場合は、最終数を記録する。それらの表示がない場合は、紙葉 1 枚をもって 2 ページと数える。	2.2.4F	適用		袋綴じの紙葉にページ数、丁数、枚数、欄数が表示されている場合は、最終数を記録する。
		#2.17.1.1.12	重複したページ付	複数言語のテキスト等でページ付が重複している場合は、各ページ付を記録し、重複について注記として記録する。 60, 60 p (見開きの左ページが英語、右ページが日本語で、言語ごとのページ付がある。) (参照: #2.42.1.2.4 を見よ。)	2.2.4F	適用		適用
		#2.17.1.1.13	左右両側からのページ付	ページ付が左右両側からある場合は、優先情報源として選択したタイトル・ページのある側から、すべてのページ付を記録する。 234, 78 p (タイトル・ページのある右側から縦書きで 234 ページ、左側から横書きで 78 ページのページ付がある。)	2.2.4F	適用		適用
		#2.17.1.2	複数の冊子から成る資料	複数の冊子から成る資料は、「冊」または「volumes」の語を用いて冊数を記録する。 5 冊 5 volumes	2.2.4F	一部適用	複数の冊子から成る資料は、「冊」の語を用いて冊数を記録する。 5 冊	複数の冊子から成る資料は、「冊」の語を用いて冊数を記録する。別冊や資料編等を含む場合はその旨を丸がっこに入れて付加する。 5冊 2冊 (資料編とも)
		#2.17.1.2A	刊行が完了した逐次刊行物	刊行が完了した逐次刊行物は、冊数を記録する。			対象外	非適用
		#2.17.1.2.1	下位ユニット	必要に応じて、下位ユニットとして、ページ数等を#2.17.1.1~#2.17.1.1.13 に従って記録する。 複数の冊子に連続したページ付がある場合は、下位ユニットとして、全体のページ数等を記録する。		適用		適用
		#2.17.1.2.2	刊行が完了していない資料、全体の冊数が不明な資料	刊行が完了していない資料、または完了していても全体の冊数が不明な資料を包括的に記述する場合は、「冊」または「volumes」の語のみを記録する。 (参照: 加除式資料については、#2.17.1.3 を見よ。) 冊 volumes 複数の冊子から成る予定の資料がまだすべて刊行されていない場合に、今後刊行されないことが明らかとなるときは、「冊」または「volumes」の語を用いて刊行済の冊数を記録し、これ以上刊行されないことを注記として記録する。 (参照: #2.42.1.2.2 を見よ。)		適用		刊行が完了していない資料、または完了していても全体の冊数が不明な資料を包括的に記述する場合は、「冊」の語のみを記録する。 (参照: 加除式資料については、#2.17.1.3 を見よ。) 冊 複数の冊子から成る予定の資料がまだすべて刊行されていない場合に、今後刊行されないことが明らかとなるときは、「冊」の語を用いて刊行済の冊数を記録する。
		#2.17.1.3	加除式資料	加除式資料が更新中の場合は、ページ数は記録せず、「冊」または「volumes」と記録する。その後に、「加除式」または「loose-leaf」を丸がっこに入れて付加する。完結後、冊数を記録する。 冊 (加除式) 3 冊 (加除式) (完結した加除式資料) volumes (loose-leaf) 3 volumes (loose-leaf)	2.0.6	一部適用	加除式資料が更新中の場合は、ページ数は記録せず、「冊」と記録する。その後に、「加除式」を丸がっこに入れて付加する。完結後、冊数を記録する。 冊 (加除式) 3 冊 (加除式) (完結した加除式資料)	加除式資料は、ページ数は記録せず、更新中か完結しているかを問わず、「冊」と記録する。その後に、「加除式」を丸がっこに入れて付加する。 冊 (加除式)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.17.1.4	シートまたはカードから成る資料	シートまたはカードから成る資料は、キャリアの種類を示す用語とともに枚数を記録する。目録用語として英語を用いる場合は、「1 sheet」、「sheets」、「1 card」または「cards」の語を用いる。 (参照: 複数のシートまたはカードから成り、ポートフォリオまたはケースに収納されている場合は、#2.17.1.5を見よ。) シート 1 枚 シート 5 枚 カード 10 枚 1 sheet 5 sheets 10 cards 折りたたんだ状態でページ順に読むことが想定されている 1 枚のシート(例えば、折本)は、枚数を記録し、「折りたたみ」を丸がっこに入れて付加する。目録用語として英語を用いる場合は、「folded」の語を用いる。ただし、この種の資料は、冊子として扱うことがある。 シート 1 枚 (折りたたみ) シート 1 枚 (折りたたみ 8 p) 1 folded sheet 1 folded sheet (8 pages)	2.2.4F	一部適用	シートまたはカードから成る資料は、キャリアの種類を示す用語とともに枚数を記録する。 (参照: 複数のシートまたはカードから成り、ポートフォリオまたはケースに収納されている場合は、#2.17.1.5を見よ。) シート 1 枚 シート 5 枚 カード 10 枚  折りたたんだ状態でページ順に読むことが想定されている 1 枚のシート(例えば、折本)は、枚数を記録し、「折りたたみ」を丸がっこに入れて付加する。ただし、この種の資料は、冊子として扱うことがある。 シート 1 枚 (折りたたみ) シート 1 枚 (折りたたみ 8 p)	シートまたはカードから成る資料は、必要に応じてキャリアの種類を示す用語とともに枚数を記録する。 1 枚 シート 1 枚 カード 10 枚 折本およびリーフレットは、冊子として扱う。
		#2.17.1.4A	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.17.1.5	ポートフォリオまたはケースに収納されている場合	<転記省略>		対象外	シート等を収納したケースは、必要がある場合にその種類と数を記録する。 ケース 1 個	
		#2.17.1.5	ポートフォリオまたはケースに収納されている場合 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.17.2	楽譜の数量	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.17.2.1	複数の形式の楽譜から成る場合	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.17.3	地図資料の数量 別法	<転記省略>		対象外	付属資料とする地図資料は、「地図」の語に続けて枚数を記録する。 地図 2枚	
		#2.17.3.1	地図帳	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.17.3.2	シートが複数の図から成る場合	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.17.3.3	複数の部分図から成る場合	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.17.4	静止画の数量 別法	<転記省略>		対象外	付属資料とする静止画は、必要に応じてその種類を示す用語に続けてキャリア数(記録媒体である紙等の枚数)を記録する。種類は、表2.17.4に示す用語を用いる。単位を示す助数詞は、一枚ものには「枚」を、巻物には「巻」または「軸」を用いる。 写真 22枚 1軸 表2.17.4に適切な用語がない場合は、記述対象の種類を表す簡略な用語を定めて記録する。 絵図 1枚 複数の種類のユニットから成る場合は、それぞれの種類を適切に表す用語を用いて記録する。 ポスター 1枚 絵はがき 3枚 (ポスター1枚と絵はがき3枚から成る資料)	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.17.4.1	セット	<転記省略>		対象外	適用
		#2.17.4.1	セット 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.17.4.2	静止画の数とキャリア数が一致しない場合等	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.17.5	三次元資料の数量	<転記省略>		対象外	付属資料とする三次元資料は、その種類を示す用語に続けてユニット数を記録する。種類は表2.17.5の用語を用い、単位を示す助数詞は「点」を用いる。 模型 3点 表2.17.5に適切な用語がない場合、またはより特定の用語が望ましい場合は、記述対象の種類を表す簡略な用語を定めて記録する。この場合、必要に応じて、付録#B.2に掲げた種類を示す語および対応する助数詞を用いる。 人形 2体
		#2.17.5.1	下位ユニット	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.18	大きさ	大きさは、エレメントである。	2.2.4A	適用	適用
		#2.18.0	通則			—	—
		#2.18.0.1	記録の範囲	記述対象のキャリアおよび(または)容器の寸法(高さ、幅、奥行など)を、大きさとして記録する。 情報源は、#2.14.0.3 に従う。	2.2.4D 2.2.4E	適用	適用
		#2.18.0.1.1	エレメント・サブタイプ(各種の資料)	大きさには、資料の種類によって、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 地図等の大きさ(参照: #2.18.1、#2.18.1 別法を見よ。) b) 静止画の大きさ(参照: #2.18.2、#2.18.2 別法を見よ。)	2.2.4A	非適用	大きさには、資料の種類によって、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 地図等の大きさ(参照: #2.18.1、#2.18.1 別法を見よ。)(非適用) b) 静止画の大きさ(参照: #2.18.2、#2.18.2 別法を見よ。)(非適用)
		#2.18.0.2	記録の方法	キャリアまたは容器の外側の寸法を、別途指示のない限り、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。キャリアを計測する箇所は、キャリア種別ごとに定めた#2.18.0.2.1A~#2.18.0.2.1O に従う。また、シート(巻物を含む)から成る地図等は#2.18.1、静止画は#2.18.2 に従う。	2.2.4F	一部適用	キャリアまたは容器の外側の寸法を、別途指示のない限り、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。キャリアを計測する箇所は、キャリア種別ごとに定めた#2.18.0.2.1A~#2.18.0.2.1O に従う。
		#2.18.0.2.1	各キャリア種別の大きさ			—	—

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.18.0.2.1A	冊子	冊子は、外形の高さを記録する。外形の高さが10cm未満のものは、センチメートルの単位で小数点以下1桁まで端数を切り上げて記録する。縦長本、横長本、柗型本は、縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 22 cm 8.7 cm 21 × 9 cm 15 × 25 cm 15 × 15 cm テキスト・ブロック(冊子の表紙・背などの外装を除いた本体部分)の大きさと製本状態の大きさに無視できない違いがある場合に、識別または選択に重要なときは、テキスト・ブロックの大きさを記録し、製本状態の大きさを丸がっこに入れて付加する。目録用言語として英語を用いる場合は、「in」の語に続けて製本状態の大きさを付加する。 20 cm (製本 25 cm) 20 cm in binding 25 cm テキスト・ブロックの大きさが異なるものを合冊している場合は、製本状態の大きさのみを記録する。識別または選択に重要な場合は、テキスト・ブロックの大きさについて注記として記録する。 (参照: #2.42.2.2.1、#3.7.2 を見よ。) 製本が刊行後のものである場合(所蔵機関での再製本など)は、そのことを注記として記録する。 (参照: #3.7.2 を見よ。)	2.2.4F	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	冊子は、外形の高さを記録する。外形の高さが10cm未満のものは、センチメートルの単位で小数点以下1桁まで端数を切り上げて記録する。縦長本、横長本、柗型本は、縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 22 cm 8.7 cm 21 × 9 cm 15 × 25 cm 15 × 15 cm テキスト・ブロック(冊子の表紙・背などの外装を除いた本体部分)の大きさと製本状態の大きさに無視できない違いがある場合に、識別または選択に重要なときは、テキスト・ブロックの大きさを記録し、製本状態の大きさを丸がっこに入れて付加する。 20 cm (製本25 cm) テキスト・ブロックの大きさが異なるものを合冊している場合は、製本状態の大きさのみを記録する。識別または選択に重要な場合は、テキスト・ブロックの大きさについて注記として記録する。 (参照: #2.42.2.2.1、#3.7.2 を見よ。) 製本が刊行後のものである場合(所蔵機関での再製本など)は、そのことを注記として記録する。 (参照: #3.7.2 を見よ。) 付属資料とする冊子は、本体の大きさと付属資料の大きさに無視できない違いがある場合に付属資料の大きさを丸がっこに入れて付加する。 付録 48 p (30 cm)
		#2.18.0.2.1B	カード等	カード、コンピュータ・カード、アーチャア・カード、立体視カードは、縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 9 × 29 cm (記述対象は、アーチャア・カード)			対象外	非適用
		#2.18.0.2.1C	シート	シートは、本体の縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 20 × 25 cm 畳ものは広げた形の縦、横の長さを「×」で結んで記録し、折りたたんだときの外形の縦、横の長さを付加する。 48 × 30 cm (折りたたみ 24 × 15 cm) 48 × 30 cm folded to 24 × 15 cm 折りたたんだ状態でページ順に読むことが想定されている1枚のシート(例えば、折本)は、縦の長さを記録する。ただし、この種の資料は、冊子として扱うことがある。地図等は#2.18.1、静止画は#2.18.2に従う。	2.2.4F	適用		シートは、本体の縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 20 × 25 cm 畳ものは広げた形の縦、横の長さを「×」で結んで記録し、折りたたんだときの外形の縦、横の長さを付加する。 48 × 30 cm (折りたたみ 24 × 15 cm) 折本およびリーフレットは、冊子として扱う。 付属資料とするシートは、原則として大きさは記録しない。
		#2.18.0.2.1D	フリップチャート	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.18.0.2.1F	オブジェクト	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.18.0.2.1F	オブジェクト 任意追加	<転記省略>			対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.18.0.2.1G	カセット	<p>カセットは、その種類に応じて、次のとおりに記録する。</p> <p>a) オーディオカセット 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。続けてコマで区切り、テープの幅をミリメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。 10 × 7 cm, 4 mm テープ &lt;例示省略&gt;</p> <p>b) コンピュータ・テープ・カセット 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。 10 × 7 cm</p> <p>c) ビデオカセット、フィルム・カセット 横、縦の長さは記録せず、テープまたはフィルムの幅のみをミリメートルの単位で記録する。8ミリフィルムについては、その種類を、「スタンダード」、「シングル」、「スーパー」、「マウラー」のいずれかの語を用いて記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「standard」、「single」、「super」、「Maurer」のいずれかの語を用いる。識別または選択に重要な場合は、テープまたはフィルムの長さについて注記として記録する。(参照: #2.42.2.2.2 を見よ。) &lt;例示省略&gt;</p> <p>d) マイクロフィッシュ・カセット 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。</p> <p>e) マイクロフィルム・カセット 横、縦の長さは記録せず、フィルムの幅のみをミリメートルの単位で記録する。</p>		対象外	非適用
		#2.18.0.2.1H	カートリッジ	<p>カートリッジは、その種類に応じて、次のとおりに記録する。</p> <p>a) オーディオ・カートリッジ 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。続けてコマで区切り、テープの幅をミリメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。 &lt;例示省略&gt;</p> <p>b) コンピュータ・チップ・カートリッジ、コンピュータ・ディスク・カートリッジ、コンピュータ・テープ・カートリッジ機器に挿入される辺の長さを記録する。 10 cm</p> <p>c) ビデオ・カートリッジ、フィルム・カートリッジ、フィルムストリップ・カートリッジ 横、縦の長さは記録せず、テープまたはフィルムの幅のみをミリメートルの単位で記録する。8ミリフィルムについては、その種類を、「スタンダード」、「シングル」、「スーパー」、「マウラー」のいずれかの語を用いて記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「standard」、「single」、「super」、「Maurer」のいずれかの語を用いる。識別または選択に重要な場合は、テープまたはフィルムの長さについて注記として記録する。(参照: #2.42.2.2.2 を見よ。) 16 mm シングル 8 mm</p> <p>d) マイクロフィルム・カートリッジ 横、縦の長さは記録せず、フィルムの幅のみをミリメートルの単位で記録する。</p>		対象外	非適用
		#2.18.0.2.1I	ディスク	<p>ディスクは、直径を記録する。 30 cm 12 cm</p> <p>ディスクの形状が標準でない場合(例: ディスクが円形でない)は、記録面の大きさを記録し、外形の寸法は注記として記録する。 (参照: #2.42.2.2.3 を見よ。) 18 cm (ディスクの外形は 20 × 20 cm の正方形)</p>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.18.0.2.1J	リール	リールは、直径を記録する。続けてコマで区切り、フィルムまたはテープの幅をミリメートルの単位で記録する。フィルム・リール、ビデオテープ・リールの8ミリフィルムについては、その種類を、「スタンダード」、「シングル」、「スーパー」、「マウラー」のいずれかの語を用いて記録する。目録用語として英語を用いる場合は、「standard」、「single」、「super」、「Maurer」のいずれかの語を用いる。フィルム・リール、ビデオテープ・リールは、識別または選択に重要な場合は、フィルムまたはテープの長さについて注記として記録する。 (参照: #2.42.2.2.2を見よ。) 13 cm, 7 mm テープ 13 cm, 7 mm tape (記述対象は、オーディオテープ・リール) 13 cm, 35 mm (記述対象は、マイクロフィルム・リール)		対象外	非適用
		#2.18.0.2.1J	リール 任意省略	テープ幅 6.3 mm の規格のオーディオテープ・リール、サウンドトラック・リールは、テープの幅の記録を省略する。 直径 7.5 cm の規格のマイクロフィルム・リールは、直径の記録を省略する。		対象外	非適用
		#2.18.0.2.1K	ロール	ロールは、フィルムの幅をミリメートルの単位で記録する。8ミリフィルムについては、その種類を、「スタンダード」、「シングル」、「スーパー」、「マウラー」のいずれかの語を用いて記録する。目録用語として英語を用いる場合は、「standard」、「single」、「super」、「Maurer」のいずれかの語を用いる。識別または選択に重要な場合は、フィルムの長さについて注記として記録する。 (参照: #2.42.2.2.2を見よ。) 35 mm シングル 8 mm		対象外	非適用
		#2.18.0.2.1L	スライド	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.18.0.2.1M	トランスペアレンシー	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.18.0.2.1N	フィルムストリップ、フィルムスリッ プ	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.18.0.2.1O	マイクロオベーク、マイクロフィ ッシュ	マイクロオベークおよびマイクロフィッシュは、縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 10 × 15 cm		対象外	非適用
		#2.18.0.2.2	容器に収納された記述対象	記述対象が容器に収納されている場合に、識別または選択に重要なとき、または管理に必要なときは、容器の種類と大きさを、次のいずれかの方法で記録する。容器の大きさは、高さ、幅、奥行を「×」で結んで記録する。 a) キャリアの大きさを記録し、さらに容器の大きさを記録する。 径 13 cm 箱 21 × 21 × 14 cm (箱入りの地球儀) b) 容器の大きさのみを記録する。 箱 20 × 25 × 20 cm (記述対象が多種類の資料から成る場合)	一部適用	記述対象が容器に収納されている場合に、識別または選択に重要なとき、または管理に必要なときは、容器の種類と大きさを、注記に記録する。容器の大きさは、外形の高さを記録する。必要に応じて、高さ、幅、奥行を「×」で結んで記録する。	記述対象が容器に収納されている場合に、識別または選択に重要なとき、または管理に必要なときは、容器の種類と大きさを、次の方法で記録する。容器の大きさは、外形の高さを記録する。必要に応じて、高さ、幅、奥行を「×」で結んで記録する。 a) キャリアの大きさを記録し、さらに容器の大きさを記録する。 21 cm 箱入 (30 cm) (容器の外形の高さを記録する場合) 5.5 cm 箱入 (15 × 8 × 2 cm) (豆本について、容器の外形の高さ、幅、奥行を記録する場合)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	NDL準拠	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.18.0.2.3	複数のキャリアから成る体現形	記述対象が、同一キャリア種別の複数のキャリアから成り、かつ各キャリアの大きさが同じ場合は、キャリア1点の大きさを記録する。 10 × 15 cm (この大きさのマイクロフィッシュ 30 枚から成る。) ただし、製本されていない複数のシートから成るテキスト資料の大きさは、冊子と同じく、#2.18.0.2.1A に従って記録する。シートが常に折りたたんだ状態である場合は、折りたたんだときの大きさを付加する。 50 × 69 cm (折りたたみ 25 × 23 cm) 50 × 69 cm folded to 25 × 23 cm (テキストによる一連のシート 20 枚を帙に収めたセット) 記述対象が、同一キャリア種別の複数のキャリアから成り、かつ各キャリアの大きさが異なる場合は、最も小さいものと最も大きいもの大きさを、ハイフンで結んで記録する。 20-26 cm 18 × 24 cm-24 × 30 cm 複数の形式から成る楽譜で、形式によって大きさが異なる場合は、それぞれの大きさを記録する。 (参照: #2.17.2.1、#2.17.2.1 別法を見よ。) 22 cm 26 cm (スコアとパート譜から成る資料。数量として「スコア 1 部」、「パート譜 45部」を記録した場合(スコアの高さが 22cm、パート譜の高さが 26cm)) 記述対象が、キャリア種別の異なる複数のキャリアから成る場合は、#2.14.0.4.1 に従って記録する。	2.2.4F	NDL準拠	記述対象が、同一キャリア種別の複数のキャリアから成り、かつ各キャリアの大きさが同じ場合は、キャリア1点の大きさを記録する。 10 × 15 cm (この大きさのシート30枚から成る。) ただし、製本されていない複数のシートから成るテキスト資料の大きさは、冊子と同じく、#2.18.0.2.1A に従って記録する。シートが常に折りたたんだ状態である場合は、折りたたんだときの大きさを付加する。 50 × 69 cm (折りたたみ 25 × 23 cm) (テキストによる一連のシート20枚を帙に収めたセット) 記述対象が、同一キャリア種別の複数のキャリアから成り、かつ各キャリアの大きさが異なる場合は、最も小さいものと最も大きいもの大きさを、ハイフンで結んで記録する。 20-26 cm 18 × 24 cm-24 × 30 cm 記述対象が、キャリア種別の異なる複数のキャリアから成る場合は、#2.14.0.4.1 に従って記録する。	記述対象が、同一キャリア種別の複数のキャリアから成り、かつ各キャリアの大きさが同じ場合は、キャリア1点の大きさを記録する。 10 × 15 cm (この大きさのシート30枚から成る。) ただし、製本されていない複数のシートから成るテキスト資料の大きさは、冊子と同じく、#2.18.0.2.1A に従って記録する。シートが常に折りたたんだ状態である場合は、折りたたんだときの大きさを付加する。 50 × 69 cm (折りたたみ 25 × 23 cm) (テキストによる一連のシート20枚を帙に収めたセット) 記述対象が、同一キャリア種別の複数のキャリアから成り、かつ各キャリアの大きさが異なる場合は、最も小さいものと最も大きいもの大きさを、ハイフンで結んで記録する。 20-26 cm 18 × 24 cm-24 × 30 cm 記述対象が、キャリア種別の異なる複数のキャリアから成る場合は、#2.14.0.4.1 に従って記録する。
		#2.18.0.2.4	複数の容器に収納された記述対象	記述対象が、大きさの同じ複数の容器に収納されている場合は、容器 1 点の大きさを、#2.18.0.2.2 に従って記録する。 箱 20 × 15 × 15 cm (この大きさの容器 5 箱から成る。) 記述対象が、大きさの異なる複数の容器に収納されている場合は、最も小さな容器の大きさと、最も大きな容器の大きさを、ハイフンで結んで記録する。 箱 20 × 15 × 15 cm-30 × 24 × 20 cm		非適用		適用
		#2.18.0.2.5	変化	記述対象が複数巻単行資料または逐次刊行物で、刊行途中で大きさの変化が生じた場合は、#2.18.0.2.3 に従って記録する。 18-24 cm 記述対象が更新資料で、刊行途中で大きさの変化が生じた場合は、最新のイテレーションの大きさに改める。 いずれの場合も、識別または選択に重要なときは、変化が生じたことを注記として記録する。 (参照: #2.42.2.2.5.1、#2.42.2.2.5.1 任意省略、#2.42.2.2.5.2、#2.42.2.2.5.2 任意省略を見よ。)	2.0.3	一部適用	記述対象が包括的記述を作成する複数巻単行資料で、刊行途中で大きさの変化が生じた場合は、#2.18.0.2.3 に従って記録する。 18-24 cm 記述対象が更新資料で、刊行途中で大きさの変化が生じた場合は、最新のイテレーションの大きさに改める。 いずれの場合も、識別または選択に重要なときは、変化が生じたことを注記として記録する。 (参照: #2.42.2.2.5.1、#2.42.2.2.5.1 任意省略、#2.42.2.2.5.2、#2.42.2.2.5.2 任意省略を見よ。)	適用
			<#2.18.1~#2.18.2 各種の資料の大きさ>					
ES		#2.18.1	地図等の大きさ	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.18.1.1	計測の方法	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.18.1.1	計測の方法 任意追加	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.18.1.2	大きさの異なる複数のシートから成る場合	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.18.1.3	複数の部分図から成る場合	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.18.1.4	折りたたまれるシートの場合	<転記省略>			対象外	非適用
ES		#2.18.2	静止画の大きさ	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.18.2.1	計測の方法	<転記省略>			対象外	非適用
E		#2.19	基底材	基底材は、エレメントである。		適用		適用
		#2.19.0	通則					



エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.19.0.1	記録の範囲	記述対象の識別または選択に重要な場合は、その基底となる物理的な材料を、基底材として記録する。 情報源は、#2.14.0.3 に従う。		適用	記述対象が紙以外のものとき、識別または選択に重要な場合は、その基底となる物理的な材料を、基底材として記録する。 情報源は、#2.14.0.3に従う。
		#2.19.0.2	記録の方法	基底材は、表 2.19.0.2 の用語を用いて記録する。 硝酸エステル (セルロイド製の写真フィルム) <表 2.19.0.2 は別シートに転記> 表 2.19.0.2 に適切な用語がない場合は、データ作成機関が基底材の種類を示す簡略な用語を定めて記録する。 竹皮		適用	基底材は、表 2.19.0.2 の用語を用いて記録する。 布 ビニール プラスチック 表 2.19.0.2 に適切な用語がない場合は、基底材の種類を示す簡略な用語を定めて記録する。
E		#2.19.0.3	基底材の詳細	基底材の詳細は、エレメントである。 識別または選択に重要な場合は、基底材の詳細を記録する。 Cream-color unpolished laid paper with horizontal chain lines and no visible watermarks Paper watermarked: RIVES		適用	非適用
E		#2.20	付加材	<転記省略>		非適用	非適用
		#2.20.0	通則			-	-
		#2.20.0.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#2.20.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
E		#2.20.0.3	付加材の詳細	<転記省略>		非適用	非適用
ES		#2.20.1	マイクロフィルム・マイクロフィッシュの感光剤	<転記省略>		非適用	非適用
E		#2.20.1.1	マイクロフィルム・マイクロフィッシュの感光剤の詳細	<転記省略>		非適用	非適用
E		#2.21	マウント	<転記省略>		非適用	非適用
		#2.21.0	通則			非適用	-
		#2.21.0.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#2.21.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
E		#2.21.0.3	マウントの詳細	<転記省略>		非適用	非適用
E		#2.22	制作手段	制作手段は、エレメントである。		適用	適用
		#2.22.0	通則				-
		#2.22.0.1	記録の範囲	記述対象の識別または選択に重要な場合は、それを制作するときに使用された手段を、制作手段として記録する。刊行物、非刊行物の双方に用いる。 情報源は、#2.14.0.3 に従う。		一部適用	記述対象の識別または選択に重要な場合は、それを制作するときに使用された手段を、制作手段として記録する。 情報源は、#2.14.0.3 に従う。
		#2.22.0.2	記録の方法	制作手段は、表 2.22.0.2 の用語を用いて記録する。 青焼き (参照: 書写資料については、#2.22.0.2A を見よ。) <表 2.22.0.2 制作手段の種類を示す用語 は別シートに転記> 表 2.22.0.2 に適切な用語がない場合は、データ作成機関が制作手段の種類を示す簡略な用語を定めて記録する。 謄写版 模写 刺繍 石印本 拓本 点字シルク・スクリーン		一部適用	制作手段は、表 2.22.0.2 の用語を用いて記録する。 青焼き 表 2.22.0.2 に適切な用語がない場合は、データ作成機関が制作手段の種類を示す簡略な用語を定めて記録する。 謄写版
		#2.22.0.2A	書写資料	<転記省略>			非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
E		#2.22.0.3	制作手段の詳細	制作手段の詳細は、エレメントである。識別または選択に重要な場合は、制作手段の詳細を記録する。		適用	非適用
E		#2.23	世代	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.23.0	通則			—	—
		#2.23.0.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.23.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.23.0.3	世代の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.24	レイアウト	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.24.0	通則			—	—
		#2.24.0.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.24.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.24.0.3	レイアウトの詳細	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.25	書型・判型	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.25.0	通則			—	—
		#2.25.0.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.25.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.25.0.3	書型・判型の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.26	フォント・サイズ	フォント・サイズは、エレメントである。	2.1.4A	適用	適用
		#2.26.0	通則			—	—
		#2.26.0.1	記録の範囲	記述対象の識別または選択に重要な場合は、記述対象中の文字や記号(点字を含む)の大きさを、フォント・サイズとして記録する。情報源は、#2.14.0.3に従う。	2.1.4C	適用	適用
		#2.26.0.2	記録の方法	フォント・サイズは、簡略な用語を用いて記録する。 14 ポイント 1.0rem pearl 弱視者向け資料のフォント・サイズは、表 2.26.0.2 の用語を用いて記録する。 特大活字  表 2.26.0.2 フォント・サイズの種類を示す用語 大活字 large print 特大活字 giant print ジャンボ・ブレイル jumbo braille 表 2.26.0.2 に適切な用語がない場合は、データ作成機関がフォント・サイズの種類を示す簡略な用語を定めて記録する。	2.1.4D	一部適用	弱視者向け資料のフォント・サイズは、SMDフィールドにコード「J」を記録する。  弱視者向け資料のフォント・サイズは、「大活字」と記録する。
		#2.26.0.2	記録の方法 任意追加	フォントの大きさをポイントの単位で、丸がっこに入れて付加する。 大活字 (20 ポイント) large print (20 point)		非適用	非適用
E		#2.26.0.3	フォント・サイズの詳細	<転記省略>		非適用	非適用
E		#2.27	極性	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.27.0	通則			—	—
		#2.27.0.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.27.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.27.0.3	極性の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.28	縮率	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.28.0	通則			—	—
		#2.28.0.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.28.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.28.1	縮率を示す語句	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.28.2	縮率を示す語句の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.29	録音の特性	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.29.0	通則			—	—
		#2.29.0.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.29.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.29.0.2	記録の方法 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.29.0.3	録音の特性の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.29.1	録音の方式	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.29.1.1	録音の方式の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.29.2	録音の手段	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.29.2.1	録音の手段の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.29.3	再生速度	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.29.3.1	再生速度の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.29.4	音溝の特性	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.29.4A	アナログ・ディスク	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.29.4A	アナログ・ディスク 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.29.4B	アナログ・シリンダー	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.29.4.1	音溝の特性の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.29.5	フィルムのトラック構成	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.29.5.1	フィルムのトラック構成の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.29.6	テープのトラック構成	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.29.6.1	テープのトラック構成の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.29.7	再生チャンネル	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.29.7.1	再生チャンネルの詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.29.8	特定の再生仕様	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.29.8.1	特定の再生仕様の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.30	映画フィルムの映写特性	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.30.0	通則			—	—
		#2.30.0.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.30.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.30.0.3	映画フィルムの映写特性の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.30.1	映写方式	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.30.1.1	映写方式の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.30.2	映写速度	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.30.2.1	映写速度の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.31	ビデオの特性	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.31.0	通則			—	—
		#2.31.0.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.31.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.31.0.3	ビデオの特性の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.31.1	ビデオ・フォーマット	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.31.1.1	ビデオ・フォーマットの詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.31.2	テレビ放送の標準方式	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.31.2.1	テレビ放送の標準方式の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.32	デジタル・ファイルの特性	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.32.0	通則			—	—
		#2.32.0.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.32.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.32.0.3	デジタル・ファイルの特性の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.32.1	ファイル種別	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.32.1.1	ファイル種別の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.32.2	デジタル・コンテンツ・フォーマット	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.32.2.1	デジタル・コンテンツ・フォーマットの詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.32.3	ファイル・サイズ	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.32.4	解像度	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.32.5	リージョン・コード	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.32.6	ビットレート	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.32.7	地図資料のデジタル表現	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.32.7.1	地図資料のデジタル表現の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.32.7.2	地図データ種別	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.32.7.2.1	地図データ種別の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.33	装置・システム要件	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.33.0	通則			—	—
		#2.33.0.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.33.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
E	*	#2.34	体現形の識別子	体現形の識別子は、エレメントである。 体現形の識別子は、コア・エレメントである。複数の識別子が存在する場合は、国際標準の識別子がコア・エレメントである。		適用	適用	
		#2.34.0	通則					
		#2.34.0.1	記録の範囲	体現形の識別子は、その体現形と結びつけられ、他の体現形との判別を可能とする文字列および(または)番号である。資料の体現形に付与された ISBN、ISSN 等の国際標準番号、出版者等による番号、公文書館等が独自の体系に基づき割り当てた番号等がある。 出版者等による番号には、録音・映像資料の発売番号(参照: #2.34.0.6 を見よ。)、楽譜の出版者番号およびプレート番号(参照: #2.34.1、#2.34.2 を見よ。)を含む。 複数の識別子が存在し、そのなかに国際標準の識別子がある場合は、国際標準の識別子を優先する。その他の識別子は任意で追加する。(参照: 標準的なインターネット・ブラウザを用いて、資料にオンライン・アクセスするための識別子については、#2.39 を見よ。)	2.1.12A等	NDL準拠	体現形の識別子は、その体現形と結びつけられ、他の体現形との判別を可能とする文字列および(または)番号である。資料の体現形に付与された ISBN、ISSN 等の国際標準番号、出版者等による番号、公文書館等が独自の体系に基づき割り当てた番号等がある。 複数の識別子が存在し、そのなかに国際標準の識別子がある場合は、国際標準の識別子を優先する。その他の識別子は任意で追加する。	体現形の識別子は、その体現形と結びつけられ、他の体現形との判別を可能とする文字列および(または)番号である。資料の体現形に付与された ISBN、ISSN 等の国際標準番号、出版者等による番号、公文書館等が独自の体系に基づき割り当てた番号等がある。 複数の識別子が存在し、そのなかに国際標準の識別子がある場合は、国際標準の識別子を優先する。その他の識別子は任意で追加する。
		#2.34.0.2	エレメント・サブタイプ(楽譜)	体現形の識別子には、楽譜について、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 楽譜の出版者番号(参照: #2.34.1 を見よ。) b) 楽譜のプレート番号(参照: #2.34.2 を見よ。)			対象外	非適用
		#2.34.0.3	情報源	体現形の識別子は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	2.1.12E等	適用	適用	
		#2.34.0.4	記録の方法	体現形の識別子に定められた表示形式 (ISBN、ISSN、ISMN 等) がある場合は、その形式に従って記録する。 ISBN 978-4-8204-0602-0 ISBN 4-8204-0602-7 ISSN 0385-4000 ISMN 979-0-69200-628-2 doi: 10.1241/johokanri.55.383 (逐次刊行物「情報管理」の1記事に対する DOI(デジタル・オブジェクト識別子)) 体現形の識別子に定められた表示形式がない場合は、情報源に表示されているとおりに記録する。容易に判明する場合は、必要に応じて、管理主体の商号または名称、識別子の種類を特定できる語句等に続けて、識別子を記録する。 全国書誌番号 21061415 European Commission: CA-23-99-031-EN-C 識別またはアクセスに重要な場合は、体現形の識別子に関する詳細を注記として記録する。 (参照: #2.41.13.2.1 を見よ。)	2.1.12F等	一部適用	体現形の識別子に定められた表示形式 (ISBN、ISSN等) がある場合は、その形式に従って記録する。 ハイフンは記録しなくてよいが、記録してもシステムの正規化により削除される。 ISBN 9784820406020  他機関が作成したデータを使用する場合に、その機関が付与した MARC番号があるときにMARC番号を記録することができる。	体現形の識別子に定められた表示形式 (ISBN、ISSN等) がある場合は、その形式に従って記録する。 978-4-8204-0602-0 4-8204-0602-7 (ISBN) 0385-4000 (ISSN) 国立国会図書館で付与した識別子は、その番号を記録する。 21061415 (全国書誌番号) 00008233222 (書誌データのレコード管理番号) 他機関が作成したデータを使用する場合に、その機関が付与した MARC番号があるときは、付与機関の機関コードを丸括弧で囲み、それに続けて、MARC番号を記録する。 (JP-ToTOH)33737678 (トーンハンが作成したデータのMARC番号) 識別またはアクセスに重要な場合は、体現形の識別子に関する詳細を注記として記録する。 (参照: #2.41.13.2.1 を見よ。)
		#2.34.0.4.1	全体と部分に対する識別子	複数の部分から成る資料が、全体に対する識別子と部分に対する識別子の双方をもつ場合に、全体を記述対象とするときは、全体に対する識別子を記録する。 ISBN 4-477-00376-5(セット) (全3巻から構成される資料の全体に対する ISBN) 一つの部分のみを記述対象とするときは、その部分に対する識別子を記録する。		一部適用	複数の部分から成る資料が、全体に対する識別子と部分に対する識別子の双方をもつ場合に、全体に対する識別子をXISBNフィールドに記録することができる。	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.34.0.4.1	全体と部分に対する識別子 任意追加	全体に対する識別子と部分に対する識別子の双方を記録する。必要に応じて、#2.34.0.4.3に従って、限定語を付加する。 ISBN 978-4-284-10193-6 (セット) ISBN 978-4-284-10194-3 (第1巻) ISBN 978-4-284-10195-0 (第2巻) ISBN 978-4-284-10196-7 (第3巻) (全体を記述対象とするとき) ISBN 978-4-284-20236-7 ISBN 978-4-284-20235-0 (セット) (一つの部分のみを記述対象とするとき) ただし、部分に対する識別子が4以上の場合は、最初と最後の識別子のみを記録し、他は省略することができる。識別子が連続しているときは、最初と最後の識別子をハイフンで結ぶ。連続していないときは、スラッシュで区切る。	2.1.12F 2.1.14F等	一部適用	全体に対する識別子と部分に対する識別子の双方を記録することができる。  VOL: 第1巻 ISBN 978-4-284-10194-3 (第1巻のISBN) XISBN 978-4-284-10193-6 (セットのISBN)	全体に対する識別子と部分に対する識別子の双方を記録する。必要に応じて、#2.34.0.4.3に従って、限定語を付加する。 978-4-284-10193-6 (セット) 978-4-284-10194-3 (第1巻) 978-4-284-10195-0 (第2巻) 978-4-284-10196-7 (第3巻) (ISBN) (全体を記述対象とするとき) 978-4-284-20236-7 978-4-284-20235-0 (セット) (ISBN) (一つの部分のみを記述対象とするとき)
		#2.34.0.4.2	不正確な識別子	資料に表示されている識別子が不正確であることが判明している場合は、表示されているとおりに番号を記録し、続けて、文字列および(または)番号が次のいずれかであることを示す語句を付加する。 a) 不正確である b) 取り消されている c) 無効である ISBN 978-4-902319-02-0 (エラーコード) ISSN 0891-4746 (エラーコード) ISBN 0-87068-430-2 (invalid) ISSN 1891-4755 (incorrect)	2.1.14D	一部適用	資料に表示されている識別子が不正確であることが判明している場合は、表示されているとおりの番号をXISBNフィールドに記録する。	適用
		#2.34.0.4.3	限定語	記述対象に同一の体現形に対する同種の識別子が複数表示されている場合に、識別に重要なときは、簡略な限定語を付加する。 ISBN 9789525889093 (Finland) ISBN 9789197135160 (Sweden) ISBN 978-4-8419-3080-1 (並製) ISBN 9784501955809 (eISBN) ISBN 978-4-540-00008-9 (加除式) ISBN 978-981-236-888-1 (loose-leaf) ISSN 1881-6096 (Print) ISSN 1334-8129 (Online) (情報源に出版国によって異なる ISBN が併記されている) 記述対象に一つの識別子しか表示されていない場合でも、識別に重要なときは、刊行形態を示す限定語を付加する。 ISBN 978-4-9905587-2-7 (ペーパーバック) ISBN 978-4-8419-3079-5 (上製) 記述対象の一部に対して付与された識別子を記録する場合は、各識別子の後に、対象部分を示す限定語を付加する。 ISBN 4-469-03081-3 (上巻) ISBN 4-469-03084-8 (索引) 装丁の相違等、記述対象に体現形によって異なる同種の識別子が表示され、それらとともに記録する場合は、必要に応じて、簡略な限定語を付加する。 ISBN 1-55608-030-1 (ハードカバー) ISBN 1-55608-031-X (ペーパーバック) (情報源に装丁によって異なる ISBN が併記されている。記述対象はハードカバーだが、異なる体現形であるペーパーバックの ISBN をあわせて記録する例)	2.1.11F	一部適用	記述対象に同一の体現形に対する同種の識別子が複数表示されている場合に、識別に重要なときは、ISBNの説明語句として簡略な限定語を付加する。  記述対象に一つの識別子しか表示されていない場合でも、識別に重要なときは、刊行形態を示す限定語を付加する。  装丁の相違等、記述対象に体現形によって異なる同種の識別子が表示され、それらとともに記録する場合は、必要に応じて、簡略な限定語を付加する。	記述対象の一部に対して付与された識別子を記録する場合は、各識別子の後に、対象部分を示す限定語を付加する。 4-469-03081-3 (上巻) 4-469-03084-8 (索引) (ISBN)
		#2.34.0.5	複製	複製については、原資料ではなく、複製物自体の識別子を記録する。原資料の識別子は、関連する体現形の識別子として記録する。 (参照: #43.3 見よ。)	2.0.4	一部適用	原本代替資料を除く複製については、原資料ではなく、複製物自体の識別子を記録する原資料のISBNは、必要に応じて注記することができる。 原本代替資料については、原資料の識別子を記録する。	複製については、原資料ではなく、複製物自体の識別子を記録する。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.34.0.6	録音・映像資料の発売番号	発売番号は、出版者等が付与した文字列・番号を、情報源に表示されているとおりに記録する。レーベルがある場合は、これを含めて記録する。 CBS/Sony 38DC 54 Deutsche Grammophon 410 603-2 Claves 3111-3 (38PO)		対象外	非適用
			<#2.34.1~#2.34.2 楽譜の識別子>			対象外	非適用
ES		#2.34.1	楽譜の出版者番号	楽譜の出版者番号は、体現形の識別子のエレメント・サブタイプである。		対象外	非適用
		#2.34.1.1	記録の範囲	楽譜の出版者番号は、出版者が楽譜に付与する識別子である。通常はタイトル・ページ、カバー、最初のページにのみ表示されている。		対象外	非適用
		#2.34.1.2	記録の方法	楽譜の出版者番号に、出版者を識別するイニシャル、略称、語句がある場合は、それらを含めて記録する。 2777 OGT65 B. & H. 15931 Edition Peters Nr. 193a		対象外	非適用
ES		#2.34.2	楽譜のプレート番号	楽譜のプレート番号は、体現形の識別子のエレメント・サブタイプである。		対象外	非適用
		#2.34.2.1	記録の範囲	楽譜のプレート番号は、出版者が楽譜に付与する識別子である。通常は各ページの下部に、場合によってはタイトル・ページに表示されている。		対象外	非適用
		#2.34.2.2	記録の方法	楽譜のプレート番号に、出版者を識別するイニシャル、略称、語句がある場合は、それらを含めて記録する。 W. Ph. V. 105 BW100505		対象外	非適用
E		#2.35	入手条件	入手条件は、エレメントである。	2.1.13A	適用	適用
		#2.35.1	記録の範囲	入手条件は、記述対象に表示されている定価および(または)その入手可能性を示す情報である。	2.1.13D	適用	適用
		#2.35.2	情報源	入手条件に関する情報は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	2.1.13E	適用	適用
		#2.35.3	記録の方法	販売されている資料については、情報源に表示されている価格を、アラビア数字で記録する。価格は、それを表す語または一般に使用される記号とあわせて記録する。販売されていない資料については、入手可能性を示す語句を簡略に記録する。 2400 円 (価格であることを表す語を使用した例) JPY 950USD 32.50 GBP 8.50 (ISO 4217 による通貨コードを使用した例) ¥3800 \$37.50 £9.25 per year (通貨記号を使用した例) 非売品レンタル用 Not for sale, for promotion only 入手条件に説明を付加する必要がある場合は、簡略に記録する。 1000 円(税込) JPY 4000 (初回プレスのみ JPY 3200) GBP 2.00 (GBP 1.00 to members)	2.1.13F	適用	販売されている資料については、情報源に表示されている価格を、アラビア数字で記録する。価格は、それを表す語とあわせて記録する。販売されていない資料については、入手可能性を示す語句を簡略に記録する。 2400円 (価格であることを表す語を使用した例) 非売品 入手条件に説明を付加する必要がある場合は、簡略に記録する。 1000円(税込)



エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
E		#2.36	連絡先情報	連絡先情報は、エレメントである。		非適用	非適用
		#2.36.1	記録の範囲	連絡先情報は、資料が入手可能な機関等に関する情報である。 刊行物については、連絡先情報に、資料の出版者・頒布者の名称、住所・アドレス等を含む。文書、コレクションについては、連絡先情報に、資料を管理する機関の名称、住所・アドレス等を含む。		非適用	非適用
		#2.36.2	情報源	連絡先情報は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		非適用	非適用
		#2.36.3	記録の方法			—	—
		#2.36.3.1	刊行物	資料の入手およびアクセスに重要な場合は、出版者、頒布者等の連絡先を記録する。 〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14 http://www.jla.or.jp/		非適用	非適用
		#2.36.3.2	文書、コレクション	文書、コレクションについては、資料を管理する機関の名称と所在地を記録する。アクセスに重要な場合は、電子メール・アドレス等の連絡先情報を含める。 国立公文書館 〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園 3-2		非適用	非適用
E		#2.37	アクセス制限	アクセス制限は、エレメントである。		一部適用	(電子資料 要検討) 非適用
		#2.37.1	記録の範囲	アクセス制限は、資料へのアクセスに関する制限についての情報である。 アクセス制限は、個別資料の属性にも該当する。		一部適用	(電子資料 要検討) 非適用
		#2.37.2	情報源	アクセス制限は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		一部適用	(電子資料 要検討) 非適用
		#2.37.3	記録の方法	資料へのあらゆるアクセス制限について、制限の性質や期間を含め、可能な限り具体的に記録する。制約がないことについては、必要に応じて記録する。 2014 年以降アクセス可能 ユーザ名とパスワードによるアクセス制限 登録機関のみアクセス可能 アクセス制限中(詳細は管理者に問い合わせのこと)		一部適用	(電子資料 要検討) 非適用
E		#2.38	利用制限	利用制限は、エレメントである。		適用	非適用
		#2.38.1	記録の範囲	利用制限は、複写、出版、展示のような、資料の利用に関する制限についての情報である。 利用制限は、個別資料の属性にも該当する。		適用	非適用
		#2.38.2	情報源	利用制限は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用	非適用
		#2.38.3	記録の方法	資料のあらゆる利用制限について、制限の性質や期間を含め、可能な限り具体的に記録する。 付属 CD-ROM の館外貸出不可 (付属資料の CD-ROM について、公共図書館の貸出を不可とするために出版者が与えた資料上の表示に基づく) 複製および利用には提供者の許諾書が必要 1 学校内(同一敷地内に限る)フリーライセンス 非刊行物について、一定の著作権保護期間を有すること、著作権が放棄され自由な利用が可能であること等、著作権に関して明記された文書を入手可能な場合は、その情報を記録する。		一部適用	資料のあらゆる利用制限について、制限の性質や期間を含め、可能な限り具体的に記録する。 付属 CD-ROM の館外貸出不可 (付属資料の CD-ROM について、公共図書館の貸出を不可とするために出版者が与えた資料上の表示に基づく) 非適用
E		#2.39	URL	URL は、エレメントである。	2.2.8A	適用	(電子資料 要検討) 非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.39.1	記録の範囲	URL は、記述対象であるインターネット上の資料の所在を特定するアドレスであり、標準的なインターネット・ブラウザを通じて、資料へのオンライン・アクセスを提供するための識別子全般を含む。	2.2.8C	適用 (電子資料 要検討)	非適用
		#2.39.2	情報源	URL は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用 (電子資料 要検討)	非適用
		#2.39.3	記録の方法	記述対象の URL を記録する。 http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/archive/newsletter/ http://hdl.handle.net/2433/8987 http://dx.doi.org/10.1241/johokanri.55.383 http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2943205 複数の URL が存在する場合は、データ作成機関の方針に従って、1 または複数の URL を記録する。 関連する資料の URL は、関連する体現形の記述の一部として記録する。 (参照: #43.3 を見よ。)	2.2.8D	適用 (電子資料 要検討)	非適用
		#2.39.4	URL の追加、更新、削除	記述対象の URL が追加または更新された場合は、記録を追加または更新する。 すでに資料へのアクセスが不可となっている URL は、その URL に「不正確」または「incorrect」、「無効」または「invalid」を、丸がっこに入れて付加する。容易に判明する場合は、アクセス可能な URL を記録する。 http://japanesejapan.usembassy.gov/j/tamcj-main.htm (不正確) http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/archive/catmanual.html (無効) http://disneyworld.go.com/resorts/ (incorrect) http://www.humi.keio.ac.jp (invalid)	2.2.8D	一部適用 (電子資料 要検討) 記述対象の URL が追加または更新された場合は、記録を追加または更新する。 すでに資料へのアクセスが不可となっている URL は削除し、NOTE フィールドに記録する。	非適用
E		#2.40	優先引用形	優先引用形は、エレメントである。		非適用	非適用
		#2.40.1	記録の範囲	優先引用形は、資料の著作者、出版者、管理者、抄録索引サービス機関などが推奨する、当該資料の引用形式である。		非適用	非適用
		#2.40.2	情報源	優先引用形は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		非適用	非適用
		#2.40.3	記録の方法	優先引用形は、情報源に表示されているとおりの形式で記録する。 後藤秀昭・岡田真介・楳原京子・杉戸信彦(2015):1:25,000 都市圏活断層図 砺波平野断層帯とその周辺「高岡」解説書。国土地理院技術資料 D1-No.736, 22p. (当該資料に、引用する場合の記載例として表示されている例) Doğan Atılğan, Nevzat Özel & Tolga Çakmak (2014) Awareness, Perceptions, and Expectations of Academic Librarians in Turkey about Resource Description and Access (RDA), Cataloging & Classification Quarterly, 52:6-7, 660-676, DOI: 10.1080/01639374.2014.945023 (当該資料に、To cite this article という指示とともに表示されている例) Janus Press Archive, Rare Book and Special Collections Division, Library of Congress. (米国議会図書館が自館の所蔵資料について記録している例)		非適用	非適用
E		#2.41	体現形に関する注記	体現形に関する注記は、エレメントである。	2.2.7A	適用	適用
		#2.41.0	通則			-	-

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.41.0.1	記録の範囲	体現形に関する注記は、#2.1~#2.13、#2.34~#2.40の体現形のエレメントとして記録しなかった、体現形の識別、選択またはアクセスに必要な情報を提供する注記である。 #2.14~#2.33のキャリアに関するエレメントとして記録しなかった情報については、#2.42に従う。 (参照: 個別資料に関する注記は、#3.6を見よ。)	2.2.7D	適用	適用	
		#2.41.0.1.1	エレメント・サブタイプ	体現形に関する注記には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) タイトルに関する注記(参照: #2.41.1を見よ。) b) 責任表示に関する注記(参照: #2.41.2を見よ。) c) 版表示に関する注記(参照: #2.41.3を見よ。) d) 逐次刊行物の順序表示に関する注記(参照: #2.41.4を見よ。) e) 出版表示に関する注記(参照: #2.41.5を見よ。) f) 頒布表示に関する注記(参照: #2.41.6を見よ。) g) 製作表示に関する注記(参照: #2.41.7を見よ。) h) 非刊行物の制作表示に関する注記(参照: #2.41.8を見よ。) i) 著作権日付に関する注記(参照: #2.41.9を見よ。) j) シリーズ表示に関する注記(参照: #2.41.10を見よ。) k) 刊行頻度に関する注記(参照: #2.41.11を見よ。) l) 識別の基盤に関する注記(参照: #2.41.12を見よ。) m) 体現形の識別子に関する注記(参照: #2.41.13を見よ。)	2.2.7A	一部適用	体現形に関する注記には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) タイトルに関する注記(参照: #2.41.1を見よ。) b) 責任表示に関する注記(参照: #2.41.2を見よ。) c) 版表示に関する注記(参照: #2.41.3を見よ。) d) 逐次刊行物の順序表示に関する注記(参照: #2.41.4を見よ。)(非適用) e) 出版表示に関する注記(参照: #2.41.5を見よ。) f) 頒布表示に関する注記(参照: #2.41.6を見よ。) g) 製作表示に関する注記(参照: #2.41.7を見よ。) h) 非刊行物の制作表示に関する注記(参照: #2.41.8を見よ。)(非適用) i) 著作権日付に関する注記(参照: #2.41.9を見よ。) j) シリーズ表示に関する注記(参照: #2.41.10を見よ。) k) 刊行頻度に関する注記(参照: #2.41.11を見よ。) l) 識別の基盤に関する注記(参照: #2.41.12を見よ。) m) 体現形の識別子に関する注記(参照: #2.41.13を見よ。)	体現形に関する注記には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) タイトルに関する注記(参照: #2.41.1を見よ。) b) 責任表示に関する注記(参照: #2.41.2を見よ。) c) 版表示に関する注記(参照: #2.41.3を見よ。) d) 逐次刊行物の順序表示に関する注記(参照: #2.41.4を見よ。)(非適用) e) 出版表示に関する注記(参照: #2.41.5を見よ。) f) 頒布表示に関する注記(参照: #2.41.6を見よ。) g) 製作表示に関する注記(参照: #2.41.7を見よ。) h) 非刊行物の制作表示に関する注記(参照: #2.41.8を見よ。)(非適用) i) 著作権日付に関する注記(参照: #2.41.9を見よ。)(非適用) j) シリーズ表示に関する注記(参照: #2.41.10を見よ。) k) 刊行頻度に関する注記(参照: #2.41.11を見よ。)(非適用) l) 識別の基盤に関する注記(参照: #2.41.12を見よ。) m) 体現形の識別子に関する注記(参照: #2.41.13を見よ。)
		#2.41.0.2	情報源	体現形に関する注記は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	2.2.7E	適用	適用	
		#2.41.0.3	記録の方法	体現形に関する注記について、引用もしくは参照する場合、または注記の内容が記述対象の一部にのみ該当する場合は、#1.13に従って記録する。	2.2.7F	適用	適用	
		#2.41.0.3.1	誤表示に関する注記	情報源にある誤表示については、#1.10.11、#1.10.11別法のどちらを適用するかによって、記録の方法が異なる。#1.10.11を適用する場合は、そのエレメントとして誤表示をそのまま記録し、識別またはアクセスに重要なときに、正しい形について注記として記録する。#1.10.11別法を適用する場合は、そのエレメントとして正しい形に改めたものを記録し、識別またはアクセスに重要なときに、誤表示について注記として記録する。 タイトルについては#2.41.1.2.3に、逐次刊行物の順序表示については#2.41.4.2.2に、出版表示については#2.41.5.2.2に、頒布表示については#2.41.6.2.2に、製作表示については#2.41.7.2.2に、非刊行物の制作表示については#2.41.8.2.2にそれぞれ従う。	2.2.7F	NDL準拠	情報源にある誤表示については、#1.10.11別法を適用し、そのエレメントとして正しい形に改めたものを記録し、識別またはアクセスに重要なときに、誤表示について注記として記録する。 タイトルについては#2.41.1.2.3に、出版表示については#2.41.5.2.2に、頒布表示については#2.41.6.2.2に、製作表示については#2.41.7.2.2にそれぞれ従う。	情報源にある誤表示については、#1.10.11別法を適用し、そのエレメントとして正しい形に改めたものを記録し、識別またはアクセスに重要なときに、誤表示について注記として記録する。 タイトルについては#2.41.1.2.3に、出版表示については#2.41.5.2.2に、頒布表示については#2.41.6.2.2に、製作表示については#2.41.7.2.2にそれぞれ従う。
ES		#2.41.1	タイトルに関する注記	タイトルに関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。	2.2.7A	適用	適用	
		#2.41.1.1	記録の範囲	タイトルに関する注記とは、次の情報を提供する注記である。 a) タイトルの情報源(参照: #2.41.1.2.1を見よ。) b) タイトルの変化・削除(参照: #2.41.1.2.2を見よ。) c) タイトルの誤表示(参照: #2.41.1.2.3を見よ。) d) 個別のタイトルを本タイトルに採用した総合タイトルのない資料(参照: #2.41.1.2.4を見よ。) e) 和古書・漢籍のタイトル(参照: #2.41.1.2.5を見よ。) f) タイトルに関するその他の情報(参照: #2.41.1.2.6を見よ。)	2.2.7D	一部適用	タイトルに関する注記とは、次の情報を提供する注記である。 a) タイトルの情報源(参照: #2.41.1.2.1を見よ。) b) タイトルの変化・削除(参照: #2.41.1.2.2を見よ。) c) タイトルの誤表示(参照: #2.41.1.2.3を見よ。) d) 個別のタイトルを本タイトルに採用した総合タイトルのない資料(参照: #2.41.1.2.4を見よ。)(非適用) e) 和古書・漢籍のタイトル(参照: #2.41.1.2.5を見よ。)(非適用) f) タイトルに関するその他の情報(参照: #2.41.1.2.6を見よ。)	タイトルに関する注記とは、次の情報を提供する注記である。 a) タイトルの情報源(参照: #2.41.1.2.1を見よ。) b) タイトルの変化・削除(参照: #2.41.1.2.2を見よ。) c) タイトルの誤表示(参照: #2.41.1.2.3を見よ。) d) 個別のタイトルを本タイトルに採用した総合タイトルのない資料(参照: #2.41.1.2.4を見よ。)(非適用) e) 和古書・漢籍のタイトル(参照: #2.41.1.2.5を見よ。)(非適用) f) タイトルに関するその他の情報(参照: #2.41.1.2.6を見よ。)
		#2.41.1.2	記録の方法	タイトルに関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1に従って記録する。	2.2.7F	適用	適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.41.1.2.1	タイトルの情報源	タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源以外から採用した場合は、次の規定に従って情報源を記録する。 a) 本タイトルの情報源(参照:#2.41.1.2.1.1を見よ。) b) 並列タイトルの情報源(参照:#2.41.1.2.1.2を見よ。) c) その他のタイトルの情報源(参照:#2.41.1.2.1.3を見よ。) オンライン資料については、その資料へのアクセス日付を別の注記として記録する。(参照:#2.41.1.2.2.3を見よ。)	2.2.7F	適用	タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源以外から採用した場合は、次の規定に従って情報源を記録する。 a) 本タイトルの情報源(参照:#2.41.1.2.1.1を見よ。) c) その他のタイトルの情報源(参照:#2.41.1.2.1.3を見よ。)	
		#2.41.1.2.1.1	本タイトルの情報源	本タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源以外から採用した場合は、その情報源を記録する。また、データ作成者が本タイトルを付与した場合は、その旨を記録する。 (参照:#2.1.1.1.2、#2.1.1.2.11、#2.1.1.2.11 別法を見よ。) 本タイトルはPDFのカバーページによる 本タイトルは付属解説書のタイトル・ページによる 本タイトルは『国立国会図書館支部上野図書館所蔵本草関係図書目録』による 本タイトルはデータ作成機関による 本タイトルは国立国会図書館による (データ作成者の名称を記録した例) 本タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源から採用した場合でも、必要に応じてその情報源を記録する。 本タイトルは奥付による 本タイトルはタイトル・スクリーンによる 本タイトルは容器による 本タイトルはメニューによる Caption title	2.2.7F	一部適用	本タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源以外から採用した場合は、その情報源を記録する。また、データ作成者が本タイトルを付与した場合は、その旨を記録する。  本タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源から採用した場合でも、必要に応じてその情報源を記録する。 本タイトルは奥付による 本タイトルは箱による	本タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源以外から採用した場合は、その情報源を記録する。また、データ作成者が本タイトルを付与した場合は、その旨を記録する。 (参照:#2.1.1.1.2、#2.1.1.2.11 別法を見よ。) 本タイトルは付属解説書のタイトル・ページによる 本タイトルは国立国会図書館による (データ作成者の名称を記録した例) 本タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源から採用した場合でも、必要に応じてその情報源を記録する。 本タイトルは奥付による 本タイトルは箱による
		#2.41.1.2.1.2	並列タイトルの情報源	並列タイトルが本タイトルと異なる情報源に表示されている場合に、それが識別またはアクセスに重要なときは、並列タイトルの情報源を記録する。 (参照:#2.1.2.1.2を見よ。) イタリア語の並列タイトルは表紙による	2.2.7F	適用	並列タイトルは本タイトルと同じ情報現上にある別言語・別文字によるタイトルとしているので、異なる情報源の注記はない	非適用
		#2.41.1.2.1.3	その他のタイトルの情報源	識別またはアクセスに重要な場合は、異形タイトルの情報源を記録する。 (参照:#2.1.9.2を見よ。) 奥付のタイトル:名古屋消費生活センター事業概要 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報等の異なる形を異形タイトルとして記録した場合に、識別またはアクセスに重要なときは、異なる形が表示されている部分、巻号、またはイテレーションを記録する。 (参照:#2.1.9.2を見よ。) No. 2以降のタイトル関連情報:資源エネルギー庁がお届けするエネルギー情報誌 先行タイトルが使用されていたイテレーションを記録する。オンライン資料については、先行タイトルが見られた日付を記録する。 (参照:#2.1.5.2を見よ。) 先行タイトルの表示期間:2003-2005 2001年までの本タイトル:破産・和議の実務 後続タイトルが使用されている巻号または出版日付の範囲(現在も使用されている場合は、使用を開始した巻号または出版日付)を記録する。 (参照:#2.1.6.2を見よ。) 後続タイトルは32巻6号(平23.10)から 11号から13号までの本タイトル:公益財団法人土佐山内家宝物資料館年報,14号以降の本タイトル:土佐山内家宝物資料館年報	2.2.7F 2.2.5D	一部適用	識別またはアクセスに重要な場合は、異形タイトルの情報源を記録する。 (参照:#2.1.9.2を見よ。)  並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報等の異なる形を異形タイトルとして記録した場合に、識別またはアクセスに重要なときは、異なる形が表示されている部分、巻号、またはイテレーションを記録する。 (参照:#2.1.9.2を見よ。)	識別またはアクセスに重要な場合は、異形タイトルの情報源を記録する。 (参照:#2.1.9.2を見よ。) 奥付のタイトル:ガーバール社長が会社にも回る「仕組み」経営 並列タイトル、タイトル関連情報の異なる形を異形タイトルとして記録した場合に、識別またはアクセスに重要なときは、異なる形が表示されている部分、巻号、またはイテレーションを記録する。 (参照:#2.1.9.2を見よ。) 第2巻のタイトル関連情報:食材の細胞科学・産業的応用
		#2.41.1.2.2	タイトルの変化・削除	タイトルの変化・削除については、次の規定に従って記録する。 a) タイトルの変化(参照:#2.41.1.2.2.1を見よ。) b) 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の削除(参照:#2.41.1.2.2.2を見よ。)	2.2.7F 2.2.5D	適用	タイトルの変化、削除については、次の規定に従って記録する。 a) タイトルの変化(参照:#2.41.1.2.2.1を見よ。)	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.41.1.2.2.1	タイトルの変化	本タイトルの変化について、それが頻繁に生じている場合や、識別またはアクセスに重要でないと判断される場合に、先行タイトルまたは後続タイトルとして記録しなかったときは、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.1.5.2 任意省略、#2.1.6.2 任意省略を見よ。) 本タイトルは微細な変更あり 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の変化について、識別またはアクセスに重要でないと判断される場合に、異形タイトルとして記録しなかったときは、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 タイトル関連情報の変更あり Subtitle varies	2.2.7F 2.2.5D	適用	本タイトルの変化について、それが頻繁に生じている場合や、識別またはアクセスに重要でないと判断される場合に、異形タイトルとして記録しなかったときは、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 本タイトルは微細な変更あり
		#2.41.1.2.2.2	並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の削除	複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の表示がなくなった場合に、識別またはアクセスに重要なときは、表示が削除された巻号または出版日付が明らかになるように記録する。 (参照: #2.1.2.3a)、#2.1.3.3a)、#2.1.4.3a)を見よ。) 英語の並列タイトル関連情報は15号まで表示あり タイトル関連情報の削除 (Vol. 2 (2013.7.20)-)	2.0.3	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の表示がなくなった場合に、識別またはアクセスに重要なときは、表示が削除された巻号または出版日付が明らかになるように記録する。
		#2.41.1.2.3	タイトルの誤表示	誤記、誤植、脱字などがあるタイトルを、表示されているとおりにタイトルのエレメントとして記録した場合は、その旨を記録する。 正しい本タイトル: 故事熟語ことわざ新解 (本タイトル: 故事熟語ことわざ新解) 逐次刊行物または更新資料のタイトルに明らかな誤りがあり、正しい形に改めたものをタイトルのエレメントとして記録した場合は、採用した情報源に表示されている形を記録する。 (参照: #2.1.0.4.1 見よ。) 1巻1号の本タイトル(誤植): プロフェッショナルがなんナースィング (本タイトル: プロフェッショナルがなんナースィング) 誤記、誤植、脱字などを正しい形に改めてタイトルのエレメントとして記録した場合は、採用した情報源に表示されている形を記録する。 (参照: #2.1.0.4.1 別法を見よ。) タイトル・ページのタイトル(誤植): 故事熟語ことわざ新解 (本タイトル: 故事熟語ことわざ新解)	2.2.7F 2.2.5D	一部適用	誤記、誤植、脱字などを正しい形に改めてタイトルのエレメントとして記録した場合は、採用した情報源に表示されている形を異形タイトルとして記録した上、注記する。 (参照: #2.1.0.4.1別法を見よ。) タイトル・ページのタイトル(誤植): 故事熟語ことわざ新解 (本タイトル: 故事熟語ことわざ新解) 異形タイトル: 故事熟語ことわざ新解
		#2.41.1.2.4	個別のタイトルを本タイトルに採用した総合タイトルのない資料	総合タイトルがなく、個別のタイトルを本タイトルに採用した場合は、次の規定に従って記録する。 a) 2番目以降の個別のタイトルの省略(参照: #2.41.1.2.4.1 見よ。) b) 総合タイトルのない資料のタイトル関連情報(参照: #2.41.1.2.4.2 見よ。)	2.2.7F 2.2.5D	非適用	非適用
		#2.41.1.2.4.1	2番目以降の個別のタイトルの省略	採用した情報源の最初に表示された個別のタイトルを本タイトルに採用した場合は、2番目以降の個別のタイトルを省略した旨を記録する。 (参照: #2.1.1.2.10 任意省略を見よ。) 2番目以降の個別のタイトルは省略	2.2.7F 2.2.5D	非適用	非適用
		#2.41.1.2.4.2	総合タイトルのない資料のタイトル関連情報	すべての個別のタイトルに共通するタイトル関連情報がある場合は、その旨を記録する。 すべてではないが、複数の個別のタイトルに共通するタイトル関連情報がある場合は、その旨を記録する。 (参照: #2.1.3.2.4b)、#2.1.3.2.4c)を見よ。) すべてのタイトルに共通するタイトル関連情報: 現代語訳 歎異抄から正法眼蔵までに共通するタイトル関連情報: 注釈付	2.2.7F 2.2.5D	一部適用	非適用
		#2.41.1.2.5	和古書・漢籍のタイトル	<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.41.1.2.6	タイトルに関するその他の情報	識別またはアクセスに重要な場合は、タイトルに関するその他の詳細な情報を記録する。 本タイトルの[ラブ]は記号のハートで表示 (本タイトル: 直島銭湯 [ラブ]湯)	2.2.7F	適用		適用
ES		#2.41.2	責任表示に関する注記	責任表示に関する注記は、体現形に関する注記の要素・サブタイプである。	2.2.7A	適用		適用
		#2.41.2.1	記録の範囲	責任表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料の知的・芸術的内容への関与があったとされる個人・家族・団体(参照: #2.41.2.2.1 を見よ。) b) 名称の異なる形(参照: #2.41.2.2.2 を見よ。) c) 責任表示に関するその他の情報(参照: #2.41.2.2.3 を見よ。) d) 責任表示の変化(参照: #2.41.2.2.4 を見よ。)	2.2.7D	適用		適用
		#2.41.2.2	記録の方法	責任表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1 に従って記録する。	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.2.2.1	資料の知的・芸術的内容への関与があったとされる個人・家族・団体	資料の知的・芸術的内容に関する責任を有するか寄与するところがあったとされる個人・家族・団体について、責任表示の要素として記録しなかった場合は、それを記録する。 以前は W.A. モーツァルトの作とされていた 伝: 菅原孝標女作	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.2.2.2	名称の異なる形	個人・家族・団体の名称が、責任表示の要素として記録した形と異なる形でも資料に表示されている場合に、識別に重要なときは、それを記録する。 奥付の責任表示: 倉橋裕紀子 (責任表示: 山中裕起子)	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.2.2.3	責任表示に関するその他の情報	識別、アクセスまたは選択に重要な場合は、責任表示の要素として記録しなかった個人・家族・団体に関する表示や、責任表示に関するその他の詳細な情報を記録する。 編集・制作協力: エフビーアイ・コミュニケーションズ, 森部信次 監修: チャイナワーク 総監修: 行天豊雄 翻訳監修: 金児昭, 田原冲志, 山田晴信, 沖本美幸 演奏: 東京クワルテット(マーティン・ビーヴァー, 池田菊衛(バイオリン), 磯村和英(ピオラ), クライヴ・グリーンズミス(チェロ)) 表紙の責任表示(誤植): 奥陸明 (責任表示: 陸奥明)	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.2.2.4	責任表示の変化	責任表示に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.41.2.2.4.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.2.2.4.2 を見よ。)	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.2.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	識別またはアクセスに重要な場合は、複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で生じた、責任表示の変化について記録する。 (参照: #2.2.0.6 を見よ。) 3巻の編者: 広渡俊哉, 那須義次, 坂巻祥孝, 岸田泰則 編者変遷: 自然科学研究機構岡崎統合事務センター(no. 15-no. 18) 編集者の変遷: 韓国思想講座編輯委員会(講座 4[1962.8]), 韓国思想研究会(講座6[1963.8]~) 責任表示の変遷: 江戸前 ESD 協議会(8号[2009.10])→東京海洋大学江戸前 ESD協議会(10号[2009.12])	2.0.3	一部適用	識別またはアクセスに重要な場合は、包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で生じた、責任表示の変化について記録する。 (参照: #2.2.0.6 を見よ。)	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.41.2.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.2.0.6 を見よ。) 監修者の変更あり 編者の変更あり	2.0.3	適用	適用
		#2.41.2.2.4.2	更新資料	識別またはアクセスに重要な場合は、更新資料の変化前の責任表示について記録する。 最新のイテレーションを反映して責任表示を記録から削除した場合に、識別またはアクセスに重要なときは、その旨を記録する。 (参照: #2.2.0.6 を見よ。) 平成 18 年 6 月までの編者: 支援費制度研究会, 平成 25 年 3 月までの編者: 障害者自立支援法研究会	2.0.6	適用	適用
		#2.41.2.2.4.2	更新資料 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 編者の変更あり	2.0.6	適用	適用
ES		#2.41.3	版表示に関する注記	版表示に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。	2.2.7A	適用	適用
		#2.41.3.1	記録の範囲	版表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用(参照: #2.41.3.2.1 を見よ。) b) 記述対象の部分にのみ関係する版表示(参照: #2.41.3.2.2 を見よ。) c) 版表示に関するその他の情報(参照: #2.41.3.2.3 を見よ。) d) 版表示の変化(参照: #2.41.3.2.4 を見よ。)	2.2.7D	適用	適用
		#2.41.3.2	記録の方法	版表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1 に従って記録する。	2.2.7F	適用	適用
		#2.41.3.2.1	資料外からの採用	次の場合は、版表示を資料外から採用した旨を記録する。 a) 版表示を資料外の情報源から採用した場合(参照: #2.3.0.4 任意追加を見よ。) b) 版次であることが分かるように適切な語句を補って記録した場合(参照: #2.3.1.2.1を見よ。)	2.2.7F	適用	次の場合は、版表示を資料外から採用した旨を記録する。 a) 版表示を資料外の情報源から採用した場合(参照: #2.3.0.4任意追加を見よ。)
		#2.41.3.2.2	記述対象の部分にのみ関係する版表示	複数の巻号(付属資料を含む)から成る資料全体を記述対象とする場合に、記述対象の一部にのみ関係する版表示が、全体に関係する版表示と異なるときは、その版表示を記録する。 (参照: #2.3.0.4 を見よ。)	2.2.7F	適用	適用
		#2.41.3.2.3	版表示に関するその他の情報	識別またはアクセスに重要な場合は、版表示のエレメントとして記録しなかった、版表示に関するその他の詳細な情報を記録する。 奥付の版表示(誤植): 改訂第 31 版 (版表示: 改訂第 32 版) Edition statement from cover. Title page erroneously states 2010 edition	2.2.7F	適用	適用
		#2.41.3.2.4	版表示の変化	版表示に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.41.3.2.4.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.3.2.4.2 を見よ。)	2.2.7F	一部適用	版表示に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料(参照: #2.41.3.2.4.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.3.2.4.2 を見よ。)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.41.3.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	識別またはアクセスに重要な場合は、複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で生じた、版表示の変化について記録する。 (参照: #2.3.0.6 を見よ。) volume 2 の版表示: 特別日本語版 1999 から 2006 までの版表示: 日本語版 Volume 2 lacks edition statement	2.0.3	適用		適用
		#2.41.3.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 版表示の変更あり Edition statement varies	2.0.3	適用		適用
		#2.41.3.2.4.2	更新資料	識別またはアクセスに重要な場合は、更新資料の最新のイテレーションで表示されなかった版表示や、以前のイテレーションで表示されていた版表示を記録する。	2.0.6	適用		適用
		#2.41.3.2.4.2	更新資料 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 Replacement title pages carry successive edition statements, e.g., replacement title page received with Spring 2012 supplementation carries the statement "Fiftieth edition"	2.0.6	適用		適用
ES		#2.41.4	逐次刊行物の順序表示に関する注記	逐次刊行物の順序表示に関する注記は、体現形に関する注記の要素・サブタイプである。			対象外	非適用
		#2.41.4.1	記録の範囲	逐次刊行物の順序表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 <以下転記省略>			対象外	非適用
		#2.41.4.2	記録の方法	逐次刊行物の順序表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1 に従って記録する。			対象外	非適用
		#2.41.4.2.1	逐次刊行物の順序表示の初号および(または)終号	逐次刊行物の順序表示の初号および(または)終号は、次の規定に従って記録する。 <以下転記省略>			対象外	非適用
		#2.41.4.2.1.1	初号および(または)終号に巻次、年月次がない場合	初号および(または)終号の巻次、年月次が資料に表示されていない場合に、その前後の号の巻次、年月次に基づいて判断して順序表示を記録したときは、その初号および(または)終号以外を情報源とした旨を記録する。 (参照: #2.4.1.2.1、#2.4.2.2.1、#2.4.3.2.1、#2.4.4.2.1 を見よ。) 初号の巻次は第2号からの推定による			対象外	非適用
		#2.41.4.2.1.2	初号および(または)終号を識別の基盤としていない場合	初号および(または)終号を識別の基盤としていない場合は、次の規定に従って記録する。 <以下転記省略>			対象外	非適用
		#2.41.4.2.2	複雑または不規則な順序表示、誤表示	順序表示が複雑または不規則であるが、順序表示の方式の変化とはみなせない場合に、識別に重要なときは、その旨を記録する。 <以下転記省略>			対象外	非適用



エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.41.4.2.3	対象期間	逐次刊行物の刊行頻度が年1回以下で、かつ各巻号の対象期間が暦年または年度ではない場合は、対象期間について記録する。また、暦年または年度であっても、必要に応じて対象期間について記録する。 各巻の収録内容は9月～8月		対象外	非適用	
		#2.41.4.2.4	西暦以外の暦による年月次	西暦以外の暦によって表示されている年月次に、西暦に置き換えたものを付加した場合は、その旨を記録する。 (参照: #2.4.0.4.2 を見よ。) 西暦の表示は情報源になし		対象外	非適用	
		#2.41.4.2.5	複製の順序表示	原資料の順序表示を、逐次刊行物の順序表示の要素として記録した場合に、複製自体の順序表示があるときは、それを記録する。 (参照: #2.4.0.5 を見よ。) 複製資料の順序表示: 1巻-6巻		対象外	非適用	
		#2.41.4.2.6	順序表示の変化を示す語句	順序表示の方式に変化があり、情報源に表示されていない新しい方式であることを示す語句を記録した場合は、その旨を記録する。 (参照: #2.4.1.2.3 を見よ。) 巻次の「第2期」は情報源に表示なし		対象外	非適用	
		#2.41.4.2.7	逐次刊行物の順序表示に関するその他の情報	識別またはアクセスに重要な場合は、逐次刊行物の順序表示に関するその他の詳細な情報を記録する。 巻次は表紙による 20号限り廃刊		対象外	非適用	
ES		#2.41.5	出版表示に関する注記	出版表示に関する注記は、体現形に関する注記の要素・サブタイプである。	2.2.7A	適用	適用	
		#2.41.5.1	記録の範囲	出版表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用(参照: #2.41.5.2.1 を見よ。) b) 架空のまたは誤った出版表示(参照: #2.41.5.2.2 を見よ。) c) 複数巻単行資料、逐次刊行物における出版の開始日、終了日(参照: #2.41.5.2.3 を見よ。) d) 和古書・漢籍の出版表示(参照: #2.41.5.2.4 を見よ。) e) 出版表示に関する詳細(参照: #2.41.5.2.5 を見よ。) f) 休刊(参照: #2.41.5.2.6 を見よ。) g) 出版表示の変化(参照: #2.41.5.2.7 を見よ。)	2.2.7D	一部適用	出版表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用(参照: #2.41.5.2.1 を見よ。) b) 架空のまたは誤った出版表示(参照: #2.41.5.2.2 を見よ。) c) 複数巻単行資料、逐次刊行物における出版の開始日、終了日(参照: #2.41.5.2.3 を見よ。)(非適用) d) 和古書・漢籍の出版表示(参照: #2.41.5.2.4 を見よ。)(非適用) e) 出版表示に関する詳細(参照: #2.41.5.2.5 を見よ。) f) 休刊(参照: #2.41.5.2.6 を見よ。)(非適用) g) 出版表示の変化(参照: #2.41.5.2.7 を見よ。)	出版表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用(参照: #2.41.5.2.1 を見よ。) b) 架空のまたは誤った出版表示(参照: #2.41.5.2.2 を見よ。) c) 複数巻単行資料、逐次刊行物における出版の開始日、終了日(参照: #2.41.5.2.3 を見よ。)(非適用) d) 和古書・漢籍の出版表示(参照: #2.41.5.2.4 を見よ。)(非適用) e) 出版表示に関する詳細(参照: #2.41.5.2.5 を見よ。) f) 休刊(参照: #2.41.5.2.6 を見よ。)(非適用) g) 出版表示の変化(参照: #2.41.5.2.7 を見よ。)
		#2.41.5.2	記録の方法	出版表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1 に従って記録する。	2.2.7F	適用	適用	
		#2.41.5.2.1	資料外からの採用	出版表示について、資料外から採用した旨を記録する。 (参照: #2.5.0.4 を見よ。) 出版日付は出版者のホームページによる		適用	適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.41.5.2.2	架空のまたは誤った出版表示	資料に表示された架空のまたは誤った出版地、出版者の名称、出版日付を出版表示の要素として記録した場合は、実際の情報を記録する。実際の情報が不明な場合は、架空のまたは誤った表示である旨を記録する。 (参照: #2.5.1.2.4、#2.5.3.2.5、#2.5.5.2.2 を見よ。) 題紙等の出版者は誤植。正しい出版者: 機械振興協会経済研究所 (出版者: 機械振興協会経済研究所) Actually published by Moens (出版者: Impr. Vincent) 資料に表示された出版地、出版者の名称、出版日付が架空であるか誤っていると判明し、実際の情報を出版表示の要素として記録した場合は、架空のまたは誤った出版地、出版者の名称、出版日付を記録する。 (参照: #2.5.1.2.4 別法、#2.5.3.2.5 別法、#2.5.5.2.2 別法を見よ。) タイトルページの出版日付(誤植): 1936 (出版日付: [1963])	2.2.7F	適用	資料に表示された出版地、出版者の名称、出版日付が架空であるか誤っていると判明し、実際の情報を出版表示の要素として記録した場合は、架空のまたは誤った出版地、出版者の名称、出版日付を記録する。 (参照: #2.5.1.2.4別法、#2.5.3.2.5別法、#2.5.5.2.2別法を見よ。) タイトルページの出版日付(誤植): 1936 (出版日付: [1963])
		#2.41.5.2.3	複数巻単行資料、逐次刊行物における出版の開始日および終了日	資料の識別の基盤が、初巻、初号および(または)終巻、終号以外に基づく場合は、出版の開始日および(または)終了日を記録する。 Began in 2002 Began in 1985; ceased in 1999 Ceased publication in 2010		非適用	非適用
		#2.41.5.2.4	和古書・漢籍の出版表示	<転記省略>			対象外
		#2.41.5.2.5	出版表示に関する詳細	識別またはアクセスに重要な場合は、出版表示の要素として記録しなかった、出版地、出版者、出版日付に関する詳細な情報を記録する。 出版日付は出版者の活動期間から推定	2.2.7F	適用	適用
		#2.41.5.2.6	休刊	複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料が、後日再開する予定で休刊した場合は、その旨を記録する。 出版が再開された場合は、休刊期間がわかる日付や巻号などを記録する。 休刊: 2012-2013 Suspended with volume 20 No updates issued from 1981 to 1992	2.2.7F	非適用	非適用
		#2.41.5.2.7	出版表示の変化	出版地および(または)出版者の名称に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.41.5.2.7.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.5.2.7.2 を見よ。)	2.2.7F	一部適用	出版地および(または)出版者の名称に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料(参照: #2.41.5.2.7.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.5.2.7.2 を見よ。)
		#2.41.5.2.7.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、出版地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを記録する。出版地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、出版者の名称が変化したか、または出版者が他の出版者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを記録する。出版者の変化が表示上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 (参照: #2.5.0.6.1 を見よ。) 出版者変遷: 自然科学研究機構岡崎統合事務センター (no. 15-no. 36) → 自然科学研究機構 (no. 37-)	2.0.3	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、出版地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを記録する。出版地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、出版者の名称が変化したか、または出版者が他の出版者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを記録する。出版者の変化が表示上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 (参照: #2.5.0.6.1 を見よ。)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.41.5.2.7.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.5.0.6.1 任意省略を見よ。) 出版者の変更あり	2.0.3	適用		適用
		#2.41.5.2.7.2	更新資料	識別またはアクセスに重要な場合は、更新資料の変化前の出版地および(または)出版者の名称を記録する。 (参照: #2.5.0.6.2 を見よ。) 2003年4月までの出版者: 第一法規出版	2.0.6	適用		適用
		#2.41.5.2.7.2	更新資料 任意省略	#2.41.5.2.7.2 更新資料 任意省略 変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.5.0.6.2 任意省略を見よ。) 出版地の変更あり	2.0.6	適用		適用
ES		#2.41.6	頒布表示に関する注記	頒布表示に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。	2.2.7A	適用		適用
		#2.41.6.1	記録の範囲	頒布表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用(参照: #2.41.6.2.1 を見よ。) b) 架空のまたは誤った頒布表示(参照: #2.41.6.2.2 を見よ。) c) 頒布表示に関する詳細(参照: #2.41.6.2.3 を見よ。) d) 頒布表示の変化(参照: #2.41.6.2.4 を見よ。)	2.2.7D	適用		適用
		#2.41.6.2	記録の方法	頒布表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1 に従って記録する。	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.6.2.1	資料外からの採用	頒布表示について、資料外から採用した旨を記録する。 (参照: #2.6.0.4 を見よ。)	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.6.2.2	架空のまたは誤った頒布表示	資料に表示された架空のまたは誤った頒布地、頒布者の名称、頒布日付を頒布表示のエレメントとして記録した場合は、実際の情報を記録する。実際の情報が不明な場合は、架空のまたは誤った表示である旨を記録する。 (参照: #2.6.1.2.4、#2.6.3.2.5、#2.6.5.2.2 を見よ。) 資料に表示された頒布地、頒布者の名称、頒布日付が架空であるか誤っていると判明し、実際の情報を頒布表示のエレメントとして記録した場合は、架空のまたは誤った頒布地、頒布者の名称、頒布日付を記録する。 (参照: #2.6.1.2.4 別法、#2.6.3.2.5 別法、#2.6.5.2.2 別法を見よ。)	2.2.7F	一部適用	資料に表示された頒布地、頒布者の名称、頒布日付が架空であるか誤っていると判明し、実際の情報を頒布表示のエレメントとして記録した場合は、架空のまたは誤った頒布地、頒布者の名称、頒布日付を記録する。 (参照: #2.6.1.2.4 別法、#2.6.3.2.5 別法、#2.6.5.2.2 別法を見よ。)	資料に表示された頒布地、頒布者の名称、頒布日付が架空であるか誤っていると判明し、実際の情報を頒布表示のエレメントとして記録した場合は、架空のまたは誤った頒布地、頒布者の名称、頒布日付を記録する。 (参照: #2.6.1.2.4別法、#2.6.3.2.5別法、#2.6.5.2.2別法を見よ。)
		#2.41.6.2.3	頒布表示に関する詳細	識別またはアクセスに重要な場合は、頒布表示のエレメントとして記録しなかった、頒布地、頒布者、頒布日付に関する詳細な情報を記録する。 共同頒布者: 三省堂書店 頒布地、頒布者: 1号-No.2 表示なし	2.2.7F	適用		識別またはアクセスに重要な場合は、頒布表示のエレメントとして記録しなかった、頒布地、頒布者、頒布日付に関する詳細な情報を記録する。 共同発売: 三省堂書店
		#2.41.6.2.4	頒布表示の変化	頒布地および(または)頒布者の名称に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.41.6.2.4.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.6.2.4.2 を見よ。)	2.2.7F	適用		適用

エレメント	コード	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.41.6.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、頒布地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを記録する。頒布地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、頒布者の名称が変化したか、または頒布者が他の頒布者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを記録する。頒布者の変化が表示上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。(参照: #2.6.0.6.1 を見よ。) 29 巻 1 号から 30 巻 4 号までの頒布者: 防衛弘済会	2.0.3	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、頒布地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを記録する。頒布地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、頒布者の名称が変化したか、または頒布者が他の頒布者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを記録する。頒布者の変化が表示上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。(参照: #2.6.0.6.1 を見よ。)	適用
		#2.41.6.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。(参照: #2.6.0.6.1 任意省略を見よ。)	2.0.3	適用		適用
		#2.41.6.2.4.2	更新資料	識別またはアクセスに重要な場合は、更新資料の変化前の頒布地および(または)頒布者の名称を記録する。(参照: #2.6.0.6.2 を見よ。)	2.0.6	適用		適用
		#2.41.6.2.4.2	更新資料 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。(参照: #2.6.0.6.2 任意省略を見よ。)	2.0.6	適用		適用
ES		#2.41.7	製作表示に関する注記	製作表示に関する注記は、体現形に関する注記の要素・サブタイプである。	2.2.7A	適用		適用
		#2.41.7.1	記録の範囲	製作表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用(参照: #2.41.7.2.1 を見よ。) b) 架空のまたは誤った製作表示(参照: #2.41.7.2.2 を見よ。) c) 製作表示に関する詳細(参照: #2.41.7.2.3 を見よ。) d) 製作表示の変化(参照: #2.41.7.2.4 を見よ。)	2.2.7D	適用		適用
		#2.41.7.2	記録の方法	製作表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1 に従って記録する。	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.7.2.1	資料外からの採用	製作表示について、資料外から採用した旨を記録する。(参照: #2.7.0.4 を見よ。)	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.7.2.2	架空のまたは誤った製作表示	資料に表示された架空のまたは誤った製作地、製作者の名称、製作日付を製作表示の要素として記録した場合は、実際の情報を記録する。実際の情報が不明な場合は、架空のまたは誤った表示である旨を記録する。 (参照: #2.7.1.2.4、#2.7.3.2.5、#2.7.5.2.2 を見よ。) 資料に表示された製作地、製作者の名称、製作日付が架空であるか誤っていると判明し、実際の情報を製作表示の要素として記録した場合は、架空のまたは誤った製作地、製作者の名称、製作日付を記録する。 (参照: #2.7.1.2.4 別法、#2.7.3.2.5 別法、#2.7.5.2.2 別法を見よ。)	2.2.7F	一部適用	資料に表示された製作地、製作者の名称、製作日付が架空であるか誤っていると判明し、実際の情報を製作表示の要素として記録した場合は、架空のまたは誤った製作地、製作者の名称、製作日付を記録する。 (参照: #2.7.1.2.4 別法、#2.7.3.2.5 別法、#2.7.5.2.2 別法を見よ。)	資料に表示された製作地、製作者の名称、製作日付が架空であるか誤っていると判明し、実際の情報を製作表示の要素として記録した場合は、架空のまたは誤った製作地、製作者の名称、製作日付を記録する。 (参照: #2.7.1.2.4別法、#2.7.3.2.5別法、#2.7.5.2.2別法を見よ。)
		#2.41.7.2.3	製作表示に関する詳細	識別またはアクセスに重要な場合は、製作表示の要素として記録しなかった、製作地、製作者、製作日付に関する詳細な情報を記録する。	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.7.2.4	製作表示の変化	製作地および(または)製作者の名称に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.41.7.2.4.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.7.2.4.2 を見よ。)	2.2.7F	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.41.7.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、製作地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを記録する。製作地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、製作者の名称が変化したか、または製作者が他の製作者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを記録する。製作者の変化が表示上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。(参照: #2.7.0.6.1 を見よ。)	2.0.3	一部適用 包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、製作地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを記録する。製作地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、製作者の名称が変化したか、または製作者が他の製作者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを記録する。製作者の変化が表示上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。(参照: #2.7.0.6.1 を見よ。)	適用
		#2.41.7.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。(参照: #2.7.0.6.1 任意省略を見よ。)	2.0.3	適用	適用
		#2.41.7.2.4.2	更新資料	識別またはアクセスに重要な場合は、更新資料の変化前の製作地および(または)製作者の名称を記録する。(参照: #2.7.0.6.2 を見よ。)	2.0.6	適用	適用
		#2.41.7.2.4.2	更新資料 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。(参照: #2.7.0.6.2 任意省略を見よ。)	2.0.6	適用	適用
ES		#2.41.8	非刊行物の制作表示に関する注記	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.41.8.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.41.8.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.41.8.2.1	資料外からの採用	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.41.8.2.2	架空のまたは誤った制作表示	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.41.8.2.3	和古書・漢籍の制作表示	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.41.8.2.4	非刊行物の制作表示に関する詳細	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.41.8.2.5	制作表示の変化	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.41.8.2.5.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.41.8.2.5.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.41.8.2.5.2	更新資料	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.41.8.2.5.2	更新資料 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.41.9	著作権日付に関する注記	著作権日付に関する注記は、体現形に関する注記の要素・サブタイプである。	2.2.7A	適用	非適用
		#2.41.9.1	記録の範囲	著作権日付に関する注記は、著作権日付として記録しなかった、著作権日付に関する情報を提供する注記である。	2.2.7D	適用	非適用
		#2.41.9.2	記録の方法	著作権日付に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1 に従って記録する。	2.2.7F	適用	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.41.9.2.1	著作権日付に関する詳細	著作権日付の要素として記録しなかった、著作権日付に関する詳細な情報を記録する。 (参照: #2.9.2 任意追加を見よ。) 英語版: ©2005 (著作権の日付は copyright ©2005と図書に表示)	2.2.7F	適用		非適用
ES		#2.41.10	シリーズ表示に関する注記	シリーズ表示に関する注記は、体现形に関する注記の要素・サブタイプである。	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.10.1	記録の範囲	シリーズ表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 部分によってシリーズ表示が異なり複雑な場合(参照: #2.41.10.2.1 を見よ。) b) シリーズ表示に関するその他の情報(参照: #2.41.10.2.2 を見よ。) c) シリーズ表示の変化(参照: #2.41.10.2.3 を見よ。)	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.10.2	記録の方法	シリーズ表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1 に従って記録する。	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.10.2.1	部分によってシリーズ表示が異なり複雑な場合	包括的記述において、記述対象の個々の部分が異なるシリーズに属し、かつその複数のシリーズの関係が複雑なためにシリーズ表示の要素としての確に記録できない場合は、シリーズに関する具体的な情報を記録する。 (参照: #2.10.0.4.2 を見よ。) 第1巻から第3巻まで: シリーズ A, 第4巻はシリーズ表示なし, 第5巻から7巻まで: シリーズ B, 第8巻: シリーズ A, シリーズ B	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.10.2.2	シリーズ表示に関するその他の情報	識別またはアクセスに重要な場合は、シリーズ表示に関するその他の詳細な情報を記録する。 シリーズの本タイトルはブックジャケットによる シリーズの並列タイトルはネパール語からの翻訳 奥付のシリーズの本タイトル(誤植): 早稲田大学現代中国研究叢書	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.10.2.3	シリーズ表示の変化	シリーズ表示に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.41.10.2.3.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.10.2.3.2 を見よ。)	2.2.7F	一部適用	シリーズ表示に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料(参照: #2.41.10.2.3.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.10.2.3.2 を見よ。)	適用
		#2.41.10.2.3.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、シリーズ表示の変化または追加が生じた場合に、それをシリーズ表示の要素としての確に記録できず、かつ識別またはアクセスに重要なときは、変化または追加の旨を記録する。削除が生じ、かつ識別またはアクセスに重要な場合は、削除の旨を記録する。 (参照: #2.10.0.6 を見よ。) シリーズの本タイトルの変更: 労政時報選書 賃金資料シリーズ、4 (-2013 年版(2013))→賃金資料シリーズ、4 (2014 年版(2014)-)	2.0.3	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、シリーズ表示の変化または追加が生じた場合に、それをシリーズ表示の要素としての確に記録できず、かつ識別またはアクセスに重要なときは、変化または追加の旨を記録する。削除が生じ、かつ識別またはアクセスに重要な場合は、削除の旨を記録する。 (参照: #2.10.0.6 を見よ。)	適用
		#2.41.10.2.3.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。	2.0.3	適用		適用
		#2.41.10.2.3.2	更新資料	識別またはアクセスに重要な場合は、更新資料の後のイテレーションで削除が生じた、シリーズ表示を記録する。 (参照: #2.10.0.6 を見よ。) 1974-2000 年までのシリーズ表示: 基本行政通達 (シリーズ表示: 基本行政通知処理基準) シリーズ表示が後のイテレーションに追加された場合は、そのイテレーションが出版された日付を記録する。 シリーズ表示の開始年: 2003 (2000 年にシリーズ表示なしに出版開始)	2.0.6	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.41.10.2.3.2	更新資料 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。	2.0.6	適用	適用	
ES		#2.41.11	刊行頻度に関する注記	刊行頻度に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。	2.2.7A	適用	非適用	
		#2.41.11.1	記録の範囲	刊行頻度に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 刊行頻度の詳細(参照: #2.41.11.2.1を見よ。) b) 刊行頻度の変化(参照: #2.41.11.2.2を見よ。)	2.2.7D	適用	非適用	
		#2.41.11.2	記録の方法	刊行頻度に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1に従って記録する。	2.2.7F	適用	非適用	
		#2.41.11.2.1	刊行頻度の詳細	次の事項について、表 2.13.3 に適切な用語がない場合は、刊行頻度の詳細な情報を記録する。 a) 逐次刊行物の巻号の刊行の間隔 b) 更新資料の更新の間隔 c) 内容の最新の更新状況 月刊(8-9月は刊行せず) 年9回刊 偶数月ごとに更新(12月を除く) Monthly (except June and July) Monthly, with annual supplements Updated every 4 weeks	2.2.7F	一部適用	次の事項について、表 2.13.3 に適切な用語がない場合は、刊行頻度の詳細な情報を記録する。 b) 更新資料の更新の間隔	非適用
		#2.41.11.2.2	刊行頻度の変化	刊行頻度の変化については、頻度とその頻度で刊行または更新された期間を、年代順に記録する。 (参照: #2.13.4を見よ。) 1巻1号から13巻10号までは月刊 227号から281号までは隔週刊, 282号から300号までは月刊 月刊, 379号(1979.11)-562号(1995.3)→隔月刊, 563号(1995.5)- 隔月刊, 1969-1985; 月刊, 1986- Quarterly, 1948-1952; bimonthly, 1953-1973; quarterly, 1974	2.2.7F	一部適用	刊行頻度の変化については、頻度とその頻度で更新された期間を、年代順に記録する。 (参照: #2.13.4を見よ。)	非適用
		#2.41.11.2.2	刊行頻度の変化 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.13.4を見よ。) 刊行頻度の変更有り Frequency varies	2.2.7F	適用	非適用	
ES		#2.41.12	識別の基盤に関する注記	識別の基盤に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。	2.2.7A	適用	適用	
		#2.41.12.1	記録の範囲	識別の基盤に関する注記は、体現形の識別に使用した次の情報を提供する注記である。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物の部分(参照: #2.41.12.2.1を見よ。) b) 更新資料のイテレーション(参照: #2.41.12.2.2を見よ。) オンライン資料については、記述のためにその資料が見られた日付を含めることができる。 (参照: #2.41.12.2.3を見よ。)	2.2.7D	一部適用	識別の基盤に関する注記は、体現形の識別に使用した次の情報を提供する注記である。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料(参照: #2.41.12.2.1を見よ。) b) 更新資料のイテレーション(参照: #2.41.12.2.2を見よ。)	識別の基盤に関する注記は、体現形の識別に使用した次の情報を提供する注記である。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物の部分(参照: #2.41.12.2.1を見よ。) b) 更新資料のイテレーション(参照: #2.41.12.2.2を見よ。)(非適用)
		#2.41.12.2	記録の方法	識別の基盤に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1に従って記録する。	2.2.7F	適用	適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.41.12.2.1	複数巻単行資料、逐次刊行物の識別の基盤とした部分	複数巻単行資料または逐次刊行物について、最初の巻号を識別の基盤としなかった場合は、識別の基盤とした部分について記録する。 (参照: #1.6.1a)、#1.6.1b)を見よ。 次の資料に該当する場合は、それぞれの規定も適用する。 a) 複数巻単行資料(参照: #2.41.12.2.1.1)を見よ。 b) 順序表示のある逐次刊行物(参照: #2.41.12.2.1.2)を見よ。 c) 順序表示のない逐次刊行物(参照: #2.41.12.2.1.3)を見よ。 識別の基盤は 15 巻 3 号による 識別の基盤は 12660 号(平成 27 年 7 月 22 日)による Description based on 2005 Latest issue consulted: 2008	2.2.7F	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料について、最初の巻号を識別の基盤としなかった場合は、識別の基盤とした部分について記録する。 (参照: #1.6.1a)、#1.6.1b)を見よ。 次の資料に該当する場合は、それぞれの規定も適用する。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料(参照: #2.41.12.2.1.1)を見よ。	適用
		#2.41.12.2.1.1	複数巻単行資料	識別の基盤とした複数巻単行資料の部分の巻号またはその出版等の日付を記録する。 複数の部分を参照した場合は、参照した最新の部分を、識別の基盤とした部分に関する注記とは別に記録する。	2.0.3	一部適用	識別の基盤とした包括的記述を作成する複数巻単行資料の部分の巻号またはその出版等の日付を記録する。 複数の部分を参照した場合は、参照した最新の部分を、識別の基盤とした部分に関する注記とは別に記録する。	適用
		#2.41.12.2.1.2	順序表示のある逐次刊行物	複数の巻号を参照した場合は、参照した最新の巻号を、識別の基盤とした巻号に関する注記とは別に記録する。 識別の基盤は 5 号による 参照した最新の号: 10 号 ただし、逐次刊行物の順序表示の要素として記録した初号および(または)終号の部分については、記録しない。 (参照: #2.4)を見よ。 参照した最新の号: 8 巻 12 号(1988.12) (識別の基盤: 1 巻 1 号)			対象外	非適用
		#2.41.12.2.1.3	順序表示のない逐次刊行物	参照した最も古い部分とその出版等の日付を記録する。 複数の部分を参照した場合は、参照した最新の部分とその日付を、識別の基盤とした部分に関する注記とは別に記録する。 参照した最新の巻: スコットランドの民話, 1989			対象外	非適用
		#2.41.12.2.2	更新資料の識別の基盤としたイテレーション	更新資料について、参照した最新のイテレーションを記録する。 (参照: #1.6.2)を見よ。 参照した最新のイテレーション: 2010 年 4 月の更新版	2.0.6	適用		非適用
		#2.41.12.2.3	オンライン資料へのアクセス日付	オンライン資料については、最新のアクセス日付を記録する。 最終アクセス: 2015 年 6 月 10 日 閲覧日: 2014 年 11 月 5 日		適用	(電子資料 要検討)	非適用
ES		#2.41.13	体現形の識別子に関する注記	体現形の識別子に関する注記は、体現形に関する注記の要素・サブタイプである。	2.2.7A	適用		適用
		#2.41.13.1	記録の範囲	体現形の識別子に関する注記は、体現形の識別子として記録しなかった、体現形の識別子に関する情報を提供する注記である。	2.2.7D	適用		適用
		#2.41.13.2	記録の方法	体現形の識別子に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1 に従って記録する。	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.13.2.1	体現形の識別子に関する詳細	識別またはアクセスに必要な場合は、体現形の識別子として記録しなかった、体現形の識別子に関する詳細な情報を記録する。 (参照: #2.34.0.4)を見よ。 ISBN はケースによる ISSN は出版者の Web サイトによる (2015.9.20 参照)	2.2.7F	適用		適用
E		#2.42	キャリアに関する注記	キャリアに関する注記は、要素である。	2.2.7A	適用		適用
		#2.42.0	通則				-	-



エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.42.0.1	記録の範囲	キャリアに関する注記は、#2.14~#2.33のキャリアに関する情報に記録しなかった、体現形のキャリアの識別または選択に必要な情報を提供する注記である。 (参照: 個別資料のキャリアに関する注記は、#3.7を見よ。)	2.2.7D	適用	適用	
		#2.42.0.1.1	エレメント・サブタイプ	キャリアに関する注記には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 数量に関する注記(参照: #2.42.1を見よ。) b) 大きさに関する注記(参照: #2.42.2を見よ。) c) キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記(参照: #2.42.3を見よ。)	2.2.7A	適用	キャリアに関する注記には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 数量に関する注記(参照: #2.42.1を見よ。) b) 大きさに関する注記(参照: #2.42.2を見よ。) c) キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記(参照: #2.42.3を見よ。)(非適用)	
		#2.42.0.2	情報源	キャリアに関する注記は、資料自体に基づいて記録する。さらに必要がある場合は、資料外のどの情報源に基づいて記録してもよい。	2.2.7E	適用	適用	
		#2.42.0.3	記録の方法	キャリアに関する注記について、引用もしくは参照する場合、または注記の内容が記述対象の一部にのみ該当する場合は、#1.13に従って記録する。	2.2.7F	適用	適用	
		#2.42.0.3.1	装丁に関する注記	装丁について、必要な場合は記録する。 箱入 帙入 ホルダー入	2.2.7F	適用	適用	
		#2.42.0.3.2	和古書・漢籍に関する注記	<転記省略>		対象外	非適用	
ES		#2.42.1	数量に関する注記	数量に関する注記は、キャリアに関する注記のエレメント・サブタイプである。	2.2.7A	適用	適用	
		#2.42.1.1	記録の範囲	数量に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 多種類のキャリアから成る資料の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.1を見よ。) b) 刊行中止の資料(参照: #2.42.1.2.2を見よ。) c) 全体のページ付(参照: #2.42.1.2.3を見よ。) d) 重複したページ付(参照: #2.42.1.2.4を見よ。) e) 冊数と異なる書誌的巻数(参照: #2.42.1.2.5を見よ。) f) 和古書・漢籍の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.6を見よ。) g) 初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.7を見よ。) h) 単一のキャリアに収められた複数の楽譜の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.8を見よ。) i) 数量のその他の詳細(参照: #2.42.1.2.9を見よ。)	2.2.7D	一部適用	数量に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 多種類のキャリアから成る資料の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.1を見よ。)(非適用) b) 刊行中止の資料(参照: #2.42.1.2.2を見よ。)(非適用) c) 全体のページ付(参照: #2.42.1.2.3を見よ。) d) 重複したページ付(参照: #2.42.1.2.4を見よ。) e) 冊数と異なる書誌的巻数(参照: #2.42.1.2.5を見よ。)(非適用) f) 和古書・漢籍の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.6を見よ。)(非適用) g) 初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.7を見よ。)(非適用) h) 単一のキャリアに収められた複数の楽譜の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.8を見よ。)(非適用) i) 数量のその他の詳細(参照: #2.42.1.2.9を見よ。)	数量に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 多種類のキャリアから成る資料の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.1を見よ。) b) 刊行中止の資料(参照: #2.42.1.2.2を見よ。)(非適用) c) 全体のページ付(参照: #2.42.1.2.3を見よ。) d) 重複したページ付(参照: #2.42.1.2.4を見よ。) e) 冊数と異なる書誌的巻数(参照: #2.42.1.2.5を見よ。)(非適用) f) 和古書・漢籍の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.6を見よ。)(非適用) g) 初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.7を見よ。)(非適用) h) 単一のキャリアに収められた複数の楽譜の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.8を見よ。)(非適用) i) 数量のその他の詳細(参照: #2.42.1.2.9を見よ。)
		#2.42.1.2	記録の方法			-	-	
		#2.42.1.2.1	多種類のキャリアから成る資料	多種類のキャリアから成り、「各種資料」、「various pieces」等の語を用いて数量を包括的に記録した場合に、識別または選択に重要なときは、数量の詳細をキャリア別に記録する。 (参照: #2.17.0.2.3、#2.17.5.1を見よ。) シート 20枚、コップ 1個、プレート 2枚、フォーク 1本、スプーン 1本 (数量: 各種資料 25個) 機関車 1両、客車 6両、貨車 3両、レール 50本 (数量: 模型機関車キット 1組(各種構成物あり)) 絵はがき 16枚、トランプ 1組、カード 16枚、冊子 31p (数量: ゲーム 1組(各種構成物あり))		対象外	多種類のキャリアから成り、「各種資料」等の語を用いて数量を包括的に記録した場合に、識別または選択に重要なときは、数量の詳細をキャリア別に記録する。 (参照: #2.17.0.2.3を見よ。) シート 20枚、コップ 1個、プレート 2枚、フォーク 1本、スプーン 1本 (数量: 各種資料 25個)	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.42.1.2.2	刊行中止の資料	複数のユニットから成る予定の資料がまだすべて刊行されていない場合に、今後刊行されないことが明らかとなり、刊行済のユニット数を数量として記録したときは、これ以上刊行されない旨を記録する。 (参照: #2.17.0.2.4、#2.17.0.2.4 別法、#2.17.1.2.2、#2.17.1.2.2 別法を見よ。) 刊行中止 No more volumes published		対象外	非適用
		#2.42.1.2.3	全体のページ付	全体の一部分が記述対象である場合に、その部分自体のページ付に加えて全体のページ付もあるときは、必要に応じて、全体のページ付を記録する。 (参照: #2.17.1.1.8 を見よ。) p 131-248 のページ付もあり (数量: 118 p) (1-118 のページ付と、131-248 という全体の中のページ付がある。)	2.2.7F	適用	適用
		#2.42.1.2.4	重複したページ付	複数言語のテキスト等でページ付が重複している場合は、その旨を記録する。 (参照: #2.17.1.1.12 を見よ。) 左右同一ページ付 (数量: 60, 60 p)	2.2.7F	適用	適用
		#2.42.1.2.5	冊数と異なる書誌的巻数	書誌的巻数が冊数と異なる場合は、その旨を記録する。 2 bibliographic volumes in 1 physical volume ただし、次の場合は記録しない。 a) 和古書・漢籍(参照: #2.1.1.2.12 を見よ。) b) 刊行が完結した逐次刊行物について、数量として書誌的巻数を記録した場合(参照: #2.17.1.2A 別法を見よ。)		対象外	非適用
		#2.42.1.2.6	和古書・漢籍	和古書・漢籍については、合冊または分冊されて原装の冊数が変化している場合などは、必要に応じて原装のキャリアについて記録する。 (参照: #2.17.0.2A を見よ。) 原装 3 冊 (数量: 2 冊) 丁数について、必要な場合は、記録する。		対象外	非適用
		#2.42.1.2.7	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)	初期印刷資料のページ付に関する詳細な情報が、識別または選択に重要な場合に、テキストの数量として簡略に記録できないときは、その詳細を記録する。 (参照: #2.17.1.1.1A、#2.17.1.1.4A を見よ。) 識別または選択に重要な場合は、面のページ付などのシートの詳細なレイアウトを記録する。 (参照: #2.17.1.4A を見よ。) Signatures: A-C8, 2A-C8 a8b10		対象外	非適用
		#2.42.1.2.8	単一のキャリアに収められた複数の楽譜	単一のキャリアに複数の形式の楽譜が収められている場合は、必要に応じてその旨を記録する。 (参照: #2.17.2.1 を見よ。) パート譜 4 部を 1 冊に収録 スコア 1 部とパート譜 1 部を 1 冊に収録(パート譜は p 6-8) (数量: スコア 1 部、パート 1 部 (8 p))		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.42.1.2.9	数量のその他の詳細	識別または選択に重要な場合は、数量として記録しなかったその他の詳細な情報を記録する。 251-269 ページは存在していない 89-93 ページが重複して現れる 片面印刷 (ページ数は両面分カウントされているが、片面印刷の資料) 図版は両面印刷 (図版が丁付けされた紙葉の両面に印刷され、数量として丁数のみを記録した場合)	2.2.7F	適用	適用	
ES		#2.42.2	大きさに関する注記	大きさに関する注記は、キャリアに関する注記の要素・サブタイプである。	2.2.7A	適用	適用	
		#2.42.2.1	記録の範囲	大きさに関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) テキスト・ブロックの大きさ(参照: #2.42.2.2.1 を見よ。) b) テープまたはフィルムの長さ(参照: #2.42.2.2.2 を見よ。) c) 外形の寸法(参照: #2.42.2.2.3 を見よ。) d) 大きさのその他の詳細(参照: #2.42.2.2.4 を見よ。) e) 大きさの変化(参照: #2.42.2.2.5 を見よ。)	2.2.7D	一部適用	大きさに関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) テキスト・ブロックの大きさ(参照: #2.42.2.2.1 を見よ。) b) テープまたはフィルムの長さ(参照: #2.42.2.2.2 を見よ。)(非適用) c) 外形の寸法(参照: #2.42.2.2.3 を見よ。) d) 大きさのその他の詳細(参照: #2.42.2.2.4 を見よ。) e) 大きさの変化(参照: #2.42.2.2.5 を見よ。)	大きさに関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) テキスト・ブロックの大きさ(参照: #2.42.2.2.1 を見よ。) b) テープまたはフィルムの長さ(参照: #2.42.2.2.2 を見よ。)(非適用) c) 外形の寸法(参照: #2.42.2.2.3 を見よ。) d) 大きさのその他の詳細(参照: #2.42.2.2.4 を見よ。) e) 大きさの変化(参照: #2.42.2.2.5 を見よ。)
		#2.42.2.2	記録の方法			—	—	
		#2.42.2.2.1	テキスト・ブロックの大きさ	テキスト・ブロックの大きさが異なるものを合冊している場合に、識別または選択に重要なときは、テキスト・ブロックの大きさについて記録する。 (参照: #2.18.0.2.1A を見よ。) テキスト・ブロックは 20-26 cm Text block height varies, 13 cm to 26 cm	2.2.7F	適用	適用	
		#2.42.2.2.2	テープまたはフィルムの長さ	記述対象が、ビデオカセット、フィルム・カセット、ビデオ・カートリッジ、フィルム・カートリッジ、フィルムストリップ・カートリッジ、フィルム・リール、ビデオテープ・リール、ロールのいずれかの場合に、識別または選択に重要なときは、テープまたはフィルムの長さを記録する。 (参照: #2.18.0.2.1G、#2.18.0.2.1G 別法、#2.18.0.2.1H、#2.18.0.2.1H 別法、#2.18.0.2.1J、#2.18.0.2.1K を見よ。) テープの長さは 247 m		非適用	非適用	
		#2.42.2.2.3	外形の寸法	ディスクの形状が標準でない場合(例えば、ディスクが円形でない)は、外形の寸法を記録する。 (参照: #2.18.0.2.1I を見よ。) ディスクの盤面は正方形、20 × 20 cm トランスペアレncyについて、識別または選択に重要な場合は、フレームまたは台紙を含めた大きさを記録する。 (参照: #2.18.0.2.1M を見よ。) 台紙を含めた大きさは 25 × 32 cm	2.2.7F	適用	ディスクの形状が標準でない場合(例えば、ディスクが円形でない)は、外形の寸法を記録する。 (参照: #2.18.0.2.1I を見よ。) ディスクの盤面は正方形、20 × 20 cm	
		#2.42.2.2.4	大きさのその他の詳細	識別または選択に重要な場合は、大きさとして記録しなかったその他の詳細な情報を記録する。 直径 26cm の円形本	2.2.7F	適用	適用	
		#2.42.2.2.5	大きさの変化	識別または選択に重要な場合は、大きさの変化について、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.42.2.2.5.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.42.2.2.5.2 を見よ。)	2.2.7F	一部適用	識別または選択に重要な場合は、大きさの変化について、次の規定に従って記録する。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料(参照: #2.42.2.2.5.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.42.2.2.5.2 を見よ。)	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.42.2.2.5.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	識別または選択に重要な場合は、複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で生じた、大きさの変化について記録する。 (参照: #2.18.0.2.5 を見よ。) 大きさの変化: 26 cm (-49 巻 12 号 (2002.12))→30 cm (50 巻 1 号 (2003.1)-)	2.0.3	一部適用 識別または選択に重要な場合は、包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で生じた、大きさの変化について記録する。 (参照: #2.18.0.2.5 を見よ。)	適用
		#2.42.2.2.5.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.18.0.2.5 を見よ。) 大きさは 20-26 cm の範囲で号ごとに異なる 大きさの変更あり Size varies	2.0.3	適用	非適用
		#2.42.2.2.5.2	更新資料	識別または選択に重要な場合は、更新資料の変化前の大きさについて記録する。 (参照: #2.18.0.2.5 を見よ。) 変化前の大きさ: 28 cm	2.0.6	適用	適用
		#2.42.2.2.5.2	更新資料 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.18.0.2.5 を見よ。)	2.0.6	適用	非適用
ES		#2.42.3	キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記	キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記は、キャリアに関する注記の要素・サブタイプである。	2.0.3 2.0.6 2.2.7A	適用	非適用
		#2.42.3.1	記録の範囲	キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記は、#2.16 および #2.19～#2.33 に規定する要素の、刊行途中の変化に関する情報を提供する注記である。	2.0.3 2.0.6	適用	非適用
		#2.42.3.2	記録の方法	キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.42.3.2.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.42.3.2.2 を見よ。)	2.0.3 2.0.6	一部適用 キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記は、次の規定に従って記録する。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料(参照: #2.42.3.2.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.42.3.2.2 を見よ。)	非適用
		#2.42.3.2.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	識別または選択に重要な場合は、複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で生じた、#2.16 および#2.19～#2.33 に規定する要素の変化について記録する。 (参照: #2.14.0.6 を見よ。)	2.0.3 2.0.6	一部適用 識別または選択に重要な場合は、包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で生じた、#2.16 および#2.19～#2.33 に規定する要素の変化について記録する。 (参照: #2.14.0.6 を見よ。)	非適用
		#2.42.3.2.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、その旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.14.0.6 を見よ。)	2.0.3	適用	非適用
		#2.42.3.2.2	更新資料	識別または選択に重要な場合は、更新資料の変化前の#2.16 および #2.19～#2.33 に規定する要素の情報について記録する。 (参照: #2.14.0.6 を見よ。)	2.0.6	適用	非適用
		#2.42.3.2.2	更新資料 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.14.0.6 を見よ。)	2.0.6	適用	非適用

エレメントID	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#3	個別資料			個別資料に関する注記については参加組織が自由に定めるので、ここでは特に記録の方法を規定しない。	-
		#3.0	通則	この章では、個別資料の属性の記録について規定する。		適用	適用
		#3.0.1	記録の目的	個別資料の属性の記録の目的は、個別資料の識別を可能とすること、ならびに利用者のニーズに合致する個別資料の選択および入手に役立つことである。	16.1.1C等	適用	適用
		#3.0.2	情報源	個別資料の属性は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用	適用
		#3.0.3	記録の方法	個別資料の属性は、#0.9.4に従って、データ作成機関が定めた目録用言語で記録する。		NDL準拠	個別資料の属性は、#0.9.4に従って、日本語で記録する。 個別資料の属性は、#0.9.4に従って、日本語で記録する。
E		#3.1	所有・管理履歴	所有・管理履歴は、エレメントである。		適用	非適用
		#3.1.1	記録の範囲	所有・管理履歴は、その個別資料の過去の所有、責任、保管などの変遷に関する情報である。		適用	非適用
		#3.1.2	記録の方法	旧蔵者の名称および所有等に関する年を記録する。 岡田希雄旧蔵 印記: 醍醐蔵書, 忠順之印 The George Korson Folklore Archive was presented by George Korson to King's College, Wilkes Barre, Pennsylvania in 1965 and donated by King's College to the American Folklife Center in 2003		適用	非適用
E		#3.2	直接入手元	直接入手元は、エレメントである。		非適用	非適用
		#3.2.1	記録の範囲	直接入手元は、その個別資料の直接の入手元、入手日付および入手方法である。		非適用	非適用
		#3.2.2	記録の方法	個別資料の直接の入手元、入手日付および入手方法を公表できる範囲で記録する。 梅原龍三郎氏より寄贈 1974年8月, 個人より寄託 Purchased from: Walnut's Antiques, Brewster, Mass., 2011		非適用	非適用
		#3.3	アクセス制限	アクセス制限については、#2.37に従う。		非適用	非適用
		#3.4	利用制限	利用制限については、#2.38に従う。		適用	非適用
E		#3.5	個別資料の識別子	個別資料の識別子は、エレメントである。	16.2.3A	適用	非適用
		#3.5.1	記録の範囲	個別資料の識別子は、その個別資料と結びつけられ、他の個別資料との判別を可能とする文字列および(または)番号である。	16.2.3C	適用	非適用
		#3.5.2	記録の方法	個別資料の識別子に定められた表示形式がある場合は、その形式に従って記録する。 個別資料の識別子に定められた表示形式がない場合は、情報源に表示されているとおりに記録する。容易に判明するときは、必要に応じて、識別子の名称または識別子に責任を有する機関等の名称等につけて、識別子を記録する。 憲政資料室収集文書 1235 (国立国会図書館憲政資料室が所蔵する「米軍投下ピラ」の資料番号)	16.2.3D	適用	非適用
		#3.5.2.1	不正確な識別子	個別資料に表示されている識別子が不正確であることが判明している場合は、表示されているとおりに記録し、続けて、文字列および(または)番号が、次のいずれかであることを示す語句を付加する。 a) 不正確である b) 取り消されている c) 無効である		非適用	非適用
		#3.5.3	複製	複製については、原資料ではなく、複製物自体の識別子を記録する。原資料の識別子は、関連する個別資料の識別子として記録する。 (参照: #43.4を見よ。)		非適用	非適用
E		#3.6	個別資料に関する注記	個別資料に関する注記は、エレメントである。		適用	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#3.6.1	記録の範囲	個別資料に関する注記とは、#3.1~#3.5の個別資料のエレメントに記録しなかった、個別資料の識別、選択またはアクセスに必要な情報を提供する注記である。 (参照: 個別資料のキャリアに関する注記は、#3.7を見よ。)	適用		非適用
		#3.6.2	記録の方法	個別資料に関する注記について、引用または参照する場合、または注記の内容が記述対象の一部にのみ該当する場合は、#1.13に従って記録する。	非適用		非適用
E		#3.7	個別資料のキャリアに関する注記	個別資料のキャリアに関する注記は、エレメントである。	適用		適用
		#3.7.0	通則			-	-
		#3.7.0.1	記録の範囲	個別資料のキャリアに関する注記とは、その個別資料に固有で、同一の体現形に属する他の個別資料が有しないキャリアの特性について、付加的な情報を提供する注記である。 (参照: 個別資料に関する注記は、#3.6を見よ。) (参照: 体現形のキャリアに関する注記は、#2.42を見よ。)	非適用		適用
		#3.7.0.1.1	エレメント・サブタイプ	個別資料のキャリアに関する注記には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 個別資料の数量に関する注記(参照: #3.7.1を見よ。) b) 個別資料の大きさに関する注記(参照: #3.7.2を見よ。)	非適用	同上	個別資料のキャリアに関する注記には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 個別資料の数量に関する注記(参照: #3.7.1を見よ。) b) 個別資料の大きさに関する注記(参照: #3.7.2を見よ。)(非適用)
		#3.7.0.2	情報源	個別資料のキャリアに関する注記は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	適用		適用
		#3.7.0.3	記録の方法	個別資料のキャリアに関する注記について、引用または参照する場合、または注記の内容が記述対象の一部にのみ該当する場合は、#1.13に従って記録する。 指揮者の署名付(スリーブ裏) 著者署名入り 和古書・漢籍は#3.7.0.3.2に、初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)は#3.7.0.3.3に従って記録する。	非適用		個別資料のキャリアに関する注記について、引用または参照する場合、または注記の内容が記述対象の一部にのみ該当する場合は、#1.13に従って記録する。
		#3.7.0.3.1	破損・虫損等	破損・虫損等で保存状態がよくないものや補修があるものについて、その旨を記録する。 虫損あり(裏打ち補修あり) 破損・汚損あり	非適用		非適用
		#3.7.0.3.2	和古書・漢籍	和古書・漢籍について、その個別資料に固有の、注、訓点、識語、書き入れなどの情報を記録する。 a) 注がある場合は、表示されている位置も含めてその旨を記録する。 頭注あり 割注あり b) 本文に訓点等がある場合は、漢字、片仮名、平仮名の別とともにその旨を記録する。 付訓あり、右傍: 片仮名付訓、左傍: 平仮名付訓 c) 謄本等で、本文の横に記号が付されている場合は、その旨を記録する。 節付記号あり d) 識語、書き入れ、補写、筆彩等がある場合は、その旨を記録する。 識語「安永四年末九月廿五日はしめてよむ / 小雲泉主人」 朱墨の書き込みあり 図版の一部に後人の着彩あり e) 付箋、貼りこみ等がある場合は、記録する。 宣長自筆付箋多数あり 文中和歌に黄と青の押紙あり 「是より奥写に不見」との付箋あり		対象外	非適用
		#3.7.0.3.3	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)	初期印刷資料について、朱書、彩色、製本など、その個別資料に固有の情報を記録する。 Imperfect: Wanting leaves H7-H8, Ffl-8 and Ll1-8 Library's copy imperfect: pages 13-16 misbound after page 15 Signed Pierluigi Bruni		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
ES		#3.7.1	個別資料の数量に関する注記	個別資料の数量に関する注記は、個別資料のキャリアに関する注記の要素・サブタイプである。		適用	適用	
		#3.7.1.1	記録の範囲	個別資料の数量に関する注記とは、数量として記録しなかった、その個別資料に固有の数量の注記である。 (参照: #2.17 を見よ。)		非適用	個別資料に関する注記については参加組織が自由に定めるので、ここでは特に記録の方法を規定しない。	適用
		#3.7.1.2	記録の方法	識別または選択に重要な場合は、数量として記録しなかった、個別資料の数量に関する詳細な情報を記録する。 (参照: #2.17 を見よ。) 図版 7, 10, 付図「臺灣地圖」を欠く		非適用	同上	適用
		#3.7.1.2.1	複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料の所蔵の詳細	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料の所蔵の詳細な情報について記録する。 12 号欠号, 15 号に欠落あり		一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料または更新資料の所蔵の詳細な情報について記録する。	複数巻単行資料または更新資料の所蔵の詳細な情報について記録する。 欠: 12号
		#3.7.1.2.2	和古書・漢籍	和古書・漢籍について、残欠がある場合は、その旨を記録する。 巻 6 第 13 丁裏以降を欠く			対象外	非適用
ES		#3.7.2	個別資料の大きさに関する注記	個別資料の大きさに関する注記は、個別資料のキャリアに関する注記の要素・サブタイプである。		適用		非適用
		#3.7.2.1	記録の範囲	個別資料の大きさに関する注記とは、大きさとして記録しなかった、その個別資料に固有の大きさの注記である。 (参照: #2.18 を見よ。)		非適用		非適用
		#3.7.2.2	記録の方法	識別または選択に重要な場合は、大きさとして記録しなかった、個別資料の大きさに関する詳細な情報を記録する。 (参照: #2.18 を見よ。) 額装時の大きさ: 50 × 40 cm 土台取付け時の大きさ: 45 × 60 cm		非適用		非適用

エレメントID	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4	著作			<b>取扱いについて検討中 (図書のみ適用 逐刊は対象外)</b> 暫定的にNDL適用細則に準じた内容を記載している #4.0~4.14に対応する規定は、「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」参照	
			<#4.15~#4.23 著作の内容>				
		#4.15	著作の内容に関する記録			-	-
		#4.15.0	通則			-	-
		#4.15.0.1	記録の目的	著作の内容に関する記録の目的は、利用者のニーズに合致する資料の選択に役立つことである。		適用	適用
		#4.15.0.2	記録の範囲	著作の内容は、資料の知的・芸術的内容と結びつく著作の属性である。 著作の内容には、次のエレメントがある。 a) 内容の性質(参照: #4.16 を見よ。) b) 内容の対象範囲(参照: #4.17 を見よ。) c) 地図の座標(参照: #4.18 を見よ。) d) 分点(参照: #4.19 を見よ。) e) 元期(参照: #4.20 を見よ。) f) 対象利用者(参照: #4.21 を見よ。) g) 文書・コレクションの組織化(参照: #4.22 を見よ。) h) 学位論文情報(参照: #4.23 を見よ。)		一部適用	著作の内容は、資料の知的・芸術的内容と結びつく著作の属性である。 著作の内容には、次のエレメントがある。 a) 内容の性質(参照: #4.16を見よ。) b) 内容の対象範囲(参照: #4.17を見よ。) c) 地図の座標(参照: #4.18を見よ。)(非適用) d) 分点(参照: #4.19を見よ。)(非適用) e) 元期(参照: #4.20を見よ。)(非適用) f) 対象利用者(参照: #4.21を見よ。) g) 文書・コレクションの組織化(参照: #4.22を見よ。)(非適用) h) 学位論文情報(参照: #4.23を見よ。)(非適用)
		#4.15.0.3	情報源	著作の内容の情報源は、#4.16.0.1.2~#4.23.0.1.2で規定する。		適用	著作の内容の情報源は、#4.16.0.1.2~#4.21.0.1.2で規定する。
		#4.15.0.4	記録の方法	著作の内容は、採用した情報源に基づき、#4.16.0.2~#4.23.0.2に従って記録する。		適用	著作の内容は、採用した情報源に基づき、#4.16.0.2~#4.21.0.2に従って記録する。
E			<#4.16~#4.23 著作の内容のエレメント>				
		#4.16	内容の性質	内容の性質は、エレメントである。		適用	適用
		#4.16.0	通則			-	-
		#4.16.0.1	記録の範囲・情報源			-	-
		#4.16.0.1.1	記録の範囲	内容の性質は、その著作の内容が何であるかを具体的に示す特質である。		適用	適用
		#4.16.0.1.2	情報源	内容の性質は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用	適用
E		#4.16.0.2	記録の方法	著作のタイトルから判明しない情報など、内容の特質を示す情報を記録する。 3 幕の歌劇 民族音楽の録音 「阿弥陀仏彫像展」の展覧図録 NHK 放送番組 Proceedings of the conference		適用	著作のタイトルから判明しない情報など、内容の特質を示す情報を記録する。 会期:会場:平成26年10月18日-11月24日 香川県立ミュージアム 農林水産省大臣官房国際部国際協力課受託事業
		#4.17	内容の対象範囲	内容の対象範囲は、エレメントである。		適用	適用
		#4.17.0	通則			-	-
		#4.17.0.1	記録の範囲・情報源			-	-
		#4.17.0.1.1	記録の範囲	内容の対象範囲は、著作の内容が対象とする年代的または地理的範囲である。 (参照: 内容の収録に関する日付および場所については、#5.11 を見よ。)		適用	適用



エレメント	CP	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.17.0.1.2	情報源	内容の対象範囲は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用	適用
E		#4.17.0.2	記録の方法	内容に関する時代・年代、または場所・地域を特定できる情報を記録する。 1806年の東海道 東ドイツ全域(1949年～1990年) #4.18 地図の座標 地図の座標は、エレメントである。		適用	内容に関する時代・年代、または場所・地域を特定できる情報を記録する。 石川県白峰村所在
		#4.18	地図の座標	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.0	通則			—	—
		#4.18.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#4.18.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.0.1.1.1	エレメント・サブタイプ	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.0.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#4.18.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.1	経緯度	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.1.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#4.18.1.2	記録の方法 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.2	頂点座標	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.2.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#4.18.2.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.3	赤経・赤緯	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.3.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
E		#4.18.3.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.19	分点	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.19.0	通則			—	—
		#4.19.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#4.19.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.19.0.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
E		#4.19.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.20	元期	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.20.0	通則			—	—
		#4.20.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#4.20.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.20.0.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
E		#4.20.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.21	対象利用者	対象利用者は、エレメントである。		適用	#4.15.0.2 f) が適用の場合 #4.21 適用
		#4.21.0	通則			—	—

エレメントID	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.21.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#4.21.0.1.1	記録の範囲	対象利用者は、著作の内容が対象とする、またはその内容が適していると思われる利用者層についての情報である。利用者層には、年齢層(児童、ヤング・アダルト、成人など)、教育段階(小学生、中学生など)、障害の種類などがある。		適用	適用
		#4.21.0.1.2	情報源	対象利用者は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用	適用
E		#4.21.0.2	記録の方法	資料に表示されているか、他の情報源から容易にする情報を記録する。 3・4才向け 新人研修用 視覚障害者用 映倫: R18+ CERO: B #4.22 文書・コレクションの組織化 文書・コレクションの組織化は、エレメントである。		適用	資料に表示されているか、他の情報源から容易に判明する情報を記録する。 成年コミック
		#4.22	文書・コレクションの組織化	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.22.0	通則	<転記省略>		—	—
		#4.22.0.1	記録の範囲・情報源	<転記省略>		—	—
		#4.22.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.22.0.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
E		#4.22.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.23	学位論文情報	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.23.0	通則	<転記省略>		—	—
		#4.23.0.1	記録の範囲・情報源	<転記省略>		—	—
		#4.23.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.23.0.1.1.1	サブエレメント	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.23.0.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
S		#4.23.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
S		#4.23.1	学位	<転記省略>		対象外	非適用
S		#4.23.2	学位授与機関	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.23.3	学位授与年	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.23.3	学位授与年 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#5	表現形			—	—
		#5.0	通則	この章では、表現形の属性の記録について規定する。記録する要素として、表現形の識別要素、説明・管理要素、表現形の内容がある。		適用	適用
		#5.0.1	記録の目的	表現形の属性の記録の目的は、同一著作の複数の表現形の識別を可能とすること、および表現形の観点から利用者のニーズに合致する資料の選択に役立つことである。		適用	適用
		#5.0.1.1	規定の構成	表現形の属性については、その通則を#5.0 で、識別要素を#5.1～#5.4 で、説明・管理要素を#5.5～#5.8 で規定する。表現形の内容は、#5.9～#5.27 で規定する。(参照: 表現形に対する典拠形アクセス・ポイントの構築については、#23 を見よ。)		適用	適用
		#5.0.2	情報源	表現形の属性を記録するにあたって、その情報源はどこでもよい。		適用	適用
		#5.0.3	記録の方法	識別要素は、#5.1.3～#5.4.3C に従って記録する。説明・管理要素は、#5.5.3～#5.8 に従って記録する。表現形の内容は、#5.9.0.4 #5.27.1.2 に従って記録する。		適用	識別要素は、#5.1.3～#5.3.3に従って記録する。表現形の内容は、#5.9.0.4～#5.27.1.2に従って記録する。
			<#5.1～#5.4 識別要素>				
E	*	#5.1	表現種別	表現種別は、エレメントである。表現種別は、コア・エレメントである。		適用	適用
		#5.1.1	記録の範囲	表現形の内容を表現する基本的な形式を示す用語を記録する。用語には、動きの有無、次元、内容を知覚するための人間の感覚器官に対応する語句を含む。表現種別は、その表現形に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。(参照: #23.1 を見よ。)		一部適用	表現形の内容を表現する基本的な形式を示す用語を記録する。用語には、動きの有無、次元、内容を知覚するための人間の感覚器官に対応する語句を含む。表現種別は、体現形の注記として記録する。
		#5.1.2	情報源	表現種別は、どの情報源に基づいて記録してもよい。(参照: #5.0.2 を見よ。)		適用	適用
		#5.1.3	記録の方法	表現種別として記録する用語は、表 5.1.3 から選択する。目録用言語として英語を用いる場合は、表中の英語の用語を用いる。 演奏 (楽曲の場合) テキスト (印刷文字資料などの場合)		適用	表現種別として記録する用語は、表5.1.3から選択する。 テキスト (印刷文字資料などの場合)
		#5.1.3.1	複数の表現種別	複数の表現種別が該当する場合は、それらをすべて記録する。		適用	—

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#5.1.3.1	複数の表現種別別法	*複数の表現種別が該当する場合は、次の表現種別のみを記録する。 a) 記述対象の最も重要な構成要素が該当する表現種別 または b) 記述対象の実質的な構成要素(最も重要な構成要素がある場合は、これを含む)が該当するそれぞれの表現種別*		非適用	本体については、原則として「テキスト」とのみ記録する。容易に判明する場合のみ、複数の表現種別を記録する。付属資料とする電子・映像・録音資料については、「不明」と記録する。
E	*	#5.2	表現形の日付	表現形の日付は、エレメントである。 表現形の日付は、同一著作の他の表現形と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。		非適用	非適用
		#5.2.1	記録の範囲	表現形の日付は、その表現形に関係する最も早い日付である。表現形を具体化する最も早い体現形の日付を、表現形の日付として扱うことができる。 表現形の日付は、その表現形に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、また独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: #23.1 を見よ。)		非適用	非適用
		#5.2.2	情報源	表現形の日付は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #5.0.2 を見よ。)		非適用	非適用
		#5.2.3	記録の方法	表現形の日付は、原則として西暦年をアラビア数字で記録する。他の表現形と判別するために必要な場合は、月または月日まで記録する。 1923 (鷗外全集 / 森林太郎著。— 東京: 鷗外全集刊行会, 1923-1927) 1936 (鷗外全集 / 森林太郎著。— 東京: 岩波書店, 1936-1939) 1959 (森鷗外全集 / 森鷗外著。— 東京: 筑摩書房, 1959-1962)		非適用	非適用
E	*	#5.3	表現形の言語	表現形の言語は、エレメントである。 表現形の言語は、記述対象が言語を含む内容から成る場合は、コア・エレメントである。		適用	適用
		#5.3.1	記録の範囲	表現形の言語は、著作を表現している言語である。 表現形の言語は、その表現形に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: #23.1 を見よ。)	2.1.8 A	適用	表現形の言語は、著作を表現している言語である。 表現形の言語は、独立したエレメントとして記録する。
		#5.3.2	情報源	表現形の言語は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #5.0.2 を見よ。)		適用	適用
		#5.3.3	記録の方法	表現形の言語を、データ作成機関で定める用語で記録する。言語の名称の適切なリストが利用可能ならば、そのリストから用語を選択して記録する。 ロシア語 その表現形が複数の言語を含む場合は、それぞれの言語を記録する。 (参照: 表現形の言語に関する詳細については、#5.12 を見よ。)		一部適用	表現形の言語を、体現形の本文の言語コードフィールド(TXTL)に言語コードを用いて記録する。 その表現形が複数の言語を含む場合は、それぞれの言語を記録する。 (参照: 表現形の言語に関する詳細については、#5.12 を見よ。)
E	*	#5.4	表現形のその他の特性	表現形のその他の特性は、エレメントである。 表現形のその他の特性は、同一著作の他の表現形と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。		非適用	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#5.4.1	記録の範囲	表現形のその他の特性は、#5.1～#5.3 で規定した要素以外の表現形と結びつく情報である。 表現形のその他の特性は、その表現形に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: #23.1 を見よ。) 増補改訂版 (怪物のユートピア / 種村季弘著。— 増補改訂版。— 東京: 西沢書店, 1974。 — 初版: 三一書房 1968 年刊) Extended director's cut (Once upon a time in America (Motion picture) の版の一つ) 村上春樹 (グレート・ギャツビー / スコット・フィッツジェラルド著; 村上春樹訳)		非適用		非適用
		#5.4.2	情報源	表現形のその他の特性は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #5.0.2 を見よ。)		非適用		非適用
		#5.4.3	記録の方法	表現形のその他の特性は、データ作成機関で定める言語で記録する。		非適用		非適用
		#5.4.3A	編曲等	音楽作品の表現形が、次のいずれかに該当する場合は、「編曲」または「arranged」と記録する。 a) 演奏手段の変化 b) 作品の単純化などの改編(演奏手段の変化を問わない) 編曲には、原作者によるトランスクリプションを含む。 原曲の改編を伴わない、伴奏やパートの付加は編曲として扱わない。 ポピュラー音楽(ロック、ジャズなど)については、次のいずれかの場合に限って、 「編曲」または「arranged」と記録する。 c) インストゥルメンタルからヴォーカル曲への編曲 d) ヴォーカル曲からインストゥルメンタルへの編曲 (参照: #23.5 を見よ。)			対象外	非適用
		#5.4.3B	スケッチ	音楽作品の表現形が、作曲者によるスケッチである場合は、「スケッチ」または「Sketches」と記録する。 (参照: #23.5 を見よ。)			対象外	非適用
		#5.4.3C	ヴォーカル・スコア、コーラス・スコア	音楽作品の表現形が、ヴォーカル・スコアまたはコーラス・スコアである場合は、「ヴォーカル・スコア」、「コーラス・スコア」または「Vocal score」、「Chorus score」(いずれも必要に応じて複数形)と記録する。 (参照: #23.5 を見よ。)			対象外	非適用
			<#5.5～#5.8 説明・管理要素>					
E	*	#5.5	表現形の識別子	表現形の識別子は、エレメントである。 表現形の識別子は、コア・エレメントである。		非適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#5.5.1	記録の範囲	表現形の識別子は、表現形またはその表現形に代わる情報(典拠レコードなど)と結びつく一意の文字列である。識別子は、表現形を他の表現形と判別するために有効である。		非適用	非適用
		#5.5.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.5.3	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
E		#5.6	確定状況	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.6.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.6.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.6.3	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
E		#5.7	出典	出典は、エレメントである。		非適用	非適用
		#5.7.1	記録の範囲	出典は、表現形の識別要素を決定する際に使用した情報源である。		非適用	非適用
		#5.7.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.7.3	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
E		#5.8	データ作成者の注記	データ作成者の注記は、エレメントである。 データ作成者の注記は、表現形に対する典拠形アクセス・ポイントを使用または更新するデータ作成者にとって、または関連する著作や表現形に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する者に役立つ説明である。 必要に応じて、次のような注記を記録する。 a) 典拠形アクセス・ポイントの構築に適用する、特定の規定に関する注記 b) 典拠形アクセス・ポイントの形等の根拠に関する注記 c) 典拠形アクセス・ポイントの使用を限定する注記 d) その他の重要な情報を説明する注記		非適用	非適用
		#5.9	表現形の内容に関する記録			-	-
		#5.9.0	通則			-	-
		#5.9.0.1	記録の目的	表現形の内容に関する記録の目的は、利用者のニーズに合致する資料の選択に役立つことである。		適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#5.9.0.2	記録の範囲	表現形の内容は、資料の知的・芸術的内容と結びつく表現形の属性である。 表現形の内容には、次のエレメントがある。これらのうち、尺度は、地図に限り、コア・エレメントである。 a) 内容の要約(参照:#5.10を見よ。) b) 収録の日付・場所(参照:#5.11を見よ。) c) 内容の言語(参照:#5.12を見よ。) d) 表記法(参照:#5.13を見よ。) e) アクセシビリティ(参照:#5.14を見よ。) f) 図(参照:#5.15を見よ。) g) 付加的内容(参照:#5.16を見よ。) h) 色彩(参照:#5.17を見よ。) i) 音声(参照:#5.18を見よ。) j) 画面アスペクト比(参照:#5.19を見よ。) k) 楽譜の形式(参照:#5.20を見よ。) l) 音楽の演奏手段(参照:#5.21を見よ。) m) 所要時間(参照:#5.22を見よ。) n) 尺度(参照:#5.23を見よ。) o) 地図の投影法(参照:#5.24を見よ。) p) 地図のその他の詳細(参照:#5.25を見よ。) q) 賞(参照:#5.26を見よ。) r) 表現形に関する注記(参照:#5.27を見よ。)		一部適用	表現形の内容は、資料の知的・芸術的内容と結びつく表現形の属性である。 表現形の内容には、次のエレメントがある。これらのうち、尺度は、地図に限り、コア・エレメントである。 a) 内容の要約(参照:#5.10を見よ。) b) 収録の日付・場所(参照:#5.11を見よ。)(非適用) c) 内容の言語(参照:#5.12を見よ。) d) 表記法(参照:#5.13を見よ。)(非適用) e) アクセシビリティ(参照:#5.14を見よ。)(非適用) f) 図(参照:#5.15を見よ。)(非適用) g) 付加的内容(参照:#5.16を見よ。) h) 色彩(参照:#5.17を見よ。)(非適用) i) 音声(参照:#5.18を見よ。)(非適用) j) 画面アスペクト比(参照:#5.19を見よ。)(非適用) k) 楽譜の形式(参照:#5.20を見よ。)(非適用) l) 音楽の演奏手段(参照:#5.21を見よ。)(非適用) m) 所要時間(参照:#5.22を見よ。)(非適用) n) 尺度(参照:#5.23を見よ。)(非適用) o) 地図の投影法(参照:#5.24を見よ。)(非適用) p) 地図のその他の詳細(参照:#5.25を見よ。)(非適用) q) 賞(参照:#5.26を見よ。)(非適用) r) 表現形に関する注記(参照:#5.27を見よ。)	表現形の内容は、資料の知的・芸術的内容と結びつく表現形の属性である。 表現形の内容には、次のエレメントがある。これらのうち、尺度は、地図に限り、コア・エレメントである。 a) 内容の要約(参照:#5.10を見よ。) b) 収録の日付・場所(参照:#5.11を見よ。)(非適用) c) 内容の言語(参照:#5.12を見よ。) d) 表記法(参照:#5.13を見よ。)(非適用) e) アクセシビリティ(参照:#5.14を見よ。)(非適用) f) 図(参照:#5.15を見よ。)(非適用) g) 付加的内容(参照:#5.16を見よ。) h) 色彩(参照:#5.17を見よ。)(非適用) i) 音声(参照:#5.18を見よ。) j) 画面アスペクト比(参照:#5.19を見よ。)(非適用) k) 楽譜の形式(参照:#5.20を見よ。)(非適用) l) 音楽の演奏手段(参照:#5.21を見よ。)(非適用) m) 所要時間(参照:#5.22を見よ。)(非適用) n) 尺度(参照:#5.23を見よ。)(非適用) o) 地図の投影法(参照:#5.24を見よ。)(非適用) p) 地図のその他の詳細(参照:#5.25を見よ。)(非適用) q) 賞(参照:#5.26を見よ。)(非適用) r) 表現形に関する注記(参照:#5.27を見よ。)
		#5.9.0.3	情報源	表現形の内容の情報源は、#5.10.0.1.2~#5.27.0.1.2で規定する。		適用	適用	
		#5.9.0.4	記録の方法	表現形の内容は、採用した情報源に基づき、#5.10.0.2~#5.27.1.2に従って記録する。		適用	適用	
		#5.10	内容の要約	内容の要約は、エレメントである。	2.2.7A	適用	適用	
E		#5.10.0	通則			—	—	
		#5.10.0.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#5.10.0.1.1	記録の範囲	内容の要約は、資料の内容の抄録、要旨、あらすじなどである。 識別または選択に重要で、他のエレメントについて十分な情報が記録されない場合に記録する。 (参照:全体と部分の関連として記録する場合の規定については、#43.1を見よ。)	2.2.7D	NDL準拠	内容の要約は、資料の内容の抄録、要旨、あらすじなどである。 必要に応じて記録する	
		#5.10.0.1.2	情報源	内容の要約は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	2.2.7E	適用	適用	
		#5.10.0.2	記録の方法	内容の要約は、資料の内容の要旨を簡略に記録する。 イソップ物語の「アリとキリギリス」に基づく仕掛け絵本 原作の縮約の朗読 サッカークラブ育成ゲーム 病院や医療内容を説明するための医療用玩具 After falling in love with Japan as a little girl, Erika becomes a teacher and fulfills her childhood dream by moving to a remote Japanese island	2.2.7F	適用	適用	
		#5.11	収録の日付・場所	収録の日付・場所は、エレメントである。		対象外	非適用	
E		#5.11.0	通則			—	—	
		#5.11.0.1	記録の範囲・情報源			—	—	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#5.11.0.1.1	記録の範囲	収録の日付・場所は、資料の内容の収録(録音、撮影など)と結びつく日付および場所である。		対象外	非適用
		#5.11.0.1.1.1	サブエレメント	収録の日付・場所には、次のサブエレメントから成る。 a) 収録の日付(参照: #5.11.1 を見よ。) b) 収録の場所(参照: #5.11.2 を見よ。)		対象外	非適用
		#5.11.0.1.2	情報源	収録の日付・場所は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		対象外	非適用
		#5.11.0.2	記録の方法	収録の日付・場所は、#5.11.1~#5.11.2 に従って記録する。		対象外	非適用
		#5.11.1	収録の日付	収録の日付は、収録の日付・場所のサブエレメントである。 収録の日付は、その年、月、日、時刻を記録する。 1970年2月 1997.4.22-23 2015.9.1 15:39		対象外	非適用
S		#5.11.2	収録の場所	収録の場所は、収録の日付・場所のサブエレメントである。 収録の場所は、特定のスタジオ、コンサート・ホール等の名称と市町村名等、または地名のみを記録する。スタジオ、コンサート・ホール等の名称は、容易に確認できる場合に記録する。 サントリーホール(東京) ルカ教会(ドレスデン) プラハ Carnegie Hall, New York		対象外	非適用
S		#5.12	内容の言語	内容の言語は、エレメントである。	2.1.8A 2.2.7A	適用	適用
E		#5.12.0	通則			-	-
		#5.12.0.1	記録の範囲・情報源			-	-
		#5.12.0.1.1	記録の範囲	内容の言語は、資料の内容を表現する言語に関する情報である。 表現形の識別要素(統制形アクセス・ポイントの一部になることがある)としての言語の記録については、#5.3 を見よ。 プログラミング言語の記録については、#2.33 を見よ。	2.1.8D 2.2.7D	適用	内容の言語は、資料の内容を表現する言語に関する情報である。 表現形の識別要素としての言語の記録については、#5.3 を見よ。
		#5.12.0.1.2	情報源	内容の言語は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	2.1.8E 2.2.7E	適用	適用
		#5.12.0.2	記録の方法	内容の言語は、その詳細を記録する。 注釈は日本語 本文はラテン語、英訳併記 音声: フランス語、字幕: 英語	2.1.8F 2.2.7F	一部適用	内容の言語は、体現形の記述(TXTLフィールド)にコードを用いて記録する。 英語併記 本文は日本語、フランス語併載
		#5.13	表記法	表記法は、エレメントである。		非適用	非適用
E		#5.13.0	通則			-	-
		#5.13.0.1	記録の範囲・情報源			-	-
		#5.13.0.1.1	記録の範囲	表記法は、資料の内容を表現する文字および(または)記号の体系である。		非適用	非適用



エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#5.13.0.1.1.1	エレメント・サブタイプ	表記法には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 文字種(参照: #5.13.1 を見よ。) b) 楽譜の記譜法(参照: #5.13.2 を見よ。) c) 触知資料の表記法(参照: #5.13.3 を見よ。) d) 運動譜の記譜法(参照: #5.13.4 を見よ。)		非適用	非適用
		#5.13.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.13.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.13.1	文字種	<転記省略>		非適用	非適用
ES		#5.13.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.13.1.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.13.1.3	文字種の詳細	<転記省略>		非適用	非適用
E		#5.13.2	楽譜の記譜法	<転記省略>		非適用	非適用
ES		#5.13.2.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.13.2.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.13.2.3	楽譜の記譜法の詳細	<転記省略>		非適用	非適用
E		#5.13.3	触知資料の表記法	<転記省略>		非適用	非適用
ES		#5.13.3.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.13.3.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.13.3.3	触知資料の表記法の詳細	<転記省略>		非適用	非適用
E		#5.13.4	運動譜の記譜法	<転記省略>		非適用	非適用
ES		#5.13.4.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.13.4.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.13.4.3	運動譜の記譜法の詳細	<転記省略>		非適用	非適用
E		#5.14	アクセシビリティ	アクセシビリティは、エレメントである。		非適用	非適用
E		#5.14.0	通則			—	—
		#5.14.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#5.14.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.14.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.14.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.15	図	図は、エレメントである。		非適用	非適用
E		#5.15.0	通則			非適用	—
		#5.15.0.1	記録の範囲・情報源			非適用	—

エレメントID	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
	#5.15.0.1.1	記録の範囲	図は、資料の主要な内容を表す、または説明する図、絵、写真などである。文字および(または)数字のみから成る表は、図として扱わない。タイトル・ページなどにある図や、重要でない図は無視する。 (参照: 資料の主要な内容の性質の記録については、#4.16 を見よ。) (参照: 資料の内容の色彩の記録については、#5.17 を見よ。)		非適用	非適用
	#5.15.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
	#5.15.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
	#5.15.0.2	記録の方法 任意追加	<転記省略>		非適用	非適用
	#5.15.0.3	図の詳細	<転記省略>		非適用	非適用
E	#5.16	付加的内容	付加的内容は、エレメントである。	2.2.7A	適用	適用
E	#5.16.0	通則			-	-
	#5.16.0.1	記録の範囲・情報源			-	-
	#5.16.0.1.1	記録の範囲	付加的内容は、資料の主要な内容に付加することを意図した内容である。索引、参考文献表、付録などがある。 (参照: 付加的内容を関連する著作として記録する場合は、#43.1 の規定を見よ。)		適用	適用
	#5.16.0.1.2	情報源	付加的内容は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用	適用
	#5.16.0.2	記録の方法	付加的内容は、その種類、数量、資料内の位置などを記録する。 索引あり 参考書誌: p 597-784 付: 解説 Includes index Bibliography: pages 247-258	2.2.7F	一部適用 識別のために必要である場合、付加的内容は、その種類、数量、資料内の位置などを記録することができる。	付加的内容は、その種類、資料内の位置などを記録する。 文献あり 年譜あり 著作目録あり 付・標準地案内図 第2巻に第1巻-第2巻の索引あり
	#5.17	色彩	色彩は、エレメントである。		非適用	非適用
E	#5.17.0	通則	<転記省略>		-	-
	#5.17.0.1	記録の範囲・情報源	<転記省略>		-	-
	#5.17.0.1.1	記録の範囲	色彩は、資料に存在する特定の色、色調などである。 黒、白、黒系色、白系色、グレーの色調は、単一色とみなす。 (参照: 個別資料の色彩については、#3.7 を見よ。)		非適用	非適用
	#5.17.0.1.2	情報源			非適用	非適用
	#5.17.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
	#5.17.0.3	色彩の詳細	<転記省略>		非適用	非適用
E	#5.18	音声	音声は、エレメントである。		非適用	適用
E	#5.18.0	通則			-	-
	#5.18.0.1	記録の範囲・情報源			-	-
	#5.18.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	適用
	#5.18.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#5.18.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	音声は、主要な内容を収めたキャリアに含まれる場合、「音声情報あり」と記録する。
		#5.19	画面アスペクト比	画面アスペクト比は、エレメントである。		非適用	非適用
E		#5.19.0	通則			—	—
		#5.19.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#5.19.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.19.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.19.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.19.0.3	画面アスペクト比の詳細	<転記省略>		非適用	非適用
E		#5.20	楽譜の形式	楽譜の形式は、エレメントである。		非適用	非適用
E		#5.20.0	通則			—	—
		#5.20.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#5.20.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.20.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.20.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.20.0.3	楽譜の形式の詳細	<転記省略>		非適用	非適用
E		#5.21	音楽の演奏手段	<転記省略>		非適用	非適用
E		#5.21.0	通則			—	—
		#5.21.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#5.21.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.21.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.21.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.22	所要時間	<転記省略>		非適用	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
E		#5.22.0	通則			—	—
		#5.22.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#5.22.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.22.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.22.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.22.0.2.1	構成部分の所要時間	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.22.0.3	所要時間の詳細	<転記省略>		非適用	非適用
E	*	#5.23	尺度	尺度は、エレメントである。 尺度は、地図ではコア・エレメントである。		非適用	非適用
E		#5.23.0	通則			—	—
		#5.23.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#5.23.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.23.0.1.1.1	エレメント・サブタイプ	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.23.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.23.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.23.0.2.1	尺度表示がない資料	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.23.0.2.2	尺度に応じて作製されていない地図	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.23.0.2.3	電子資料	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.23.0.2.4	複数の尺度	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.23.0.2.5	非線形尺度	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.23.1	静止画または三次元資料の尺度	<転記省略>		非適用	非適用
ES		#5.23.1.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#5.23.1.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.23.1.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.23.1.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
	*	#5.23.2	地図の水平尺度	<転記省略>		非適用	非適用
ES		#5.23.2.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#5.23.2.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.23.2.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.23.2.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
	*	#5.23.3	地図の垂直尺度	<転記省略>		非適用	非適用
ES		#5.23.3.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#5.23.3.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.23.3.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.23.3.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.23.4	尺度の付加的情報	<転記省略>		非適用	非適用
ES		#5.23.4.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#5.23.4.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.23.4.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.23.4.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.24	地図の投影法	<転記省略>		非適用	非適用
E		#5.24.0	通則			—	—
		#5.24.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#5.24.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.24.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.24.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.24.0.2	記録の方法 任意追加	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.25	地図のその他の詳細	<転記省略>		非適用	非適用
E		#5.25.0	通則			—	—
		#5.25.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#5.25.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.25.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.25.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.26	賞	賞に関する注記は、エレメントである。		非適用	非適用
E		#5.26.0	通則			—	—
		#5.26.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#5.26.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.26.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.26.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
		#5.27	表現形に関する注記	表現形に関する注記は、エレメントである。	2.2.7A	適用	適用
E		#5.27.0	通則			—	—

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#5.27.0.1	記録の範囲・情報源			-	-
		#5.27.0.1.1	記録の範囲	表現形に関する注記とは、表現形の要素として記録した内容に、付加的情報を提供する注記である。		適用	適用
		#5.27.0.1.2	情報源	表現形に関する注記は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用	適用
		#5.27.0.2	記録の方法	表現形に関する注記について、引用または参照する場合、または注記の内容が記述対象の一部にのみ該当する場合は、#1.13 に従って記録する。内容の特性の変化に関する注記は、#5.27.1 に従って記録する。		適用	適用
		#5.27.1	内容の特性の変化に関する注記	内容の特性の変化に関する注記は、表現形に関する注記の要素・サブタイプである。		適用	適用
ES		#5.27.1.1	記録の範囲・情報源			-	-
		#5.27.1.1.1	記録の範囲	内容の特性の変化に関する注記とは、#5.10～#5.26 に規定する表現形の内容の要素の、刊行途中の変化に関する情報を提供する注記である。		適用	適用
		#5.27.1.1.2	情報源	内容の特性の変化に関する注記は、資料自体に基づいて記録する。さらに必要がある場合は、資料外のどの情報源に基づいて記録してもよい。		適用	適用
		#5.27.1.2	記録の方法	内容の特性の変化に関する注記は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #5.27.1.2.1、#5.27.1.2.1 任意省略を見よ。) b) 更新資料(参照: 5.27.1.2.2、#5.27.1.2.2 任意省略を見よ。)		一部適用	内容の特性の変化に関する注記は、次の規定に従って記録する。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料(参照: #5.27.1.2.1、#5.27.1.2.1 任意省略を見よ。) b) 更新資料(参照: 5.27.1.2.2、#5.27.1.2.2 任意省略を見よ。)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#5.27.1.2.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	識別または選択に重要な場合は、複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で生じた、#5.10～#5.26に規定する表現形の内容の要素の変化について記録する。 1-4巻はフランス語、5-7巻は日本語 1885-1886年次は漢字ハングル混用文、1887年からハングル専用文 第8巻は主に図版 Volumes 1 in Devanagari script, volumes 2- in Arabic script	2.0.3	一部適用	識別または選択に重要な場合は、包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で生じた、#5.10～#5.26に規定する表現形の内容の要素の変化について記録する。 識別または選択に重要な場合は、複数巻単行資料の途中の巻号で生じた、#5.10～#5.18に規定する表現形の内容の要素の変化について記録する。 2巻は英語併記	
		#5.27.1.2.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	内容の特性の変化について記録する場合に、変化が頻繁に生じているときは、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 本文は号により英語のこともあり	2.0.3	一部適用	内容の特性の変化について記録する場合に、変化が頻繁に生じているときは、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 本文は号により英語のこともあり	非適用
		#5.27.1.2.2	更新資料	識別または選択に重要な場合は、更新資料の変化前の#5.10～#5.26に規定する表現形の内容の要素の情報について記録する。 2012-2013年は日本語・英語併記	2.0.6	適用		適用
		#5.27.1.2.2	更新資料 任意省略	内容の特性の変化について記録する場合に、変化が頻繁に生じているときは、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。	2.0.6	適用		非適用